

2008年度事業報告

社団法人関西経済連合会

2008年度は、「関西の『新たな発展』をデザインする」を基本方針に掲げ、「関経連の今後の活動方針(2007年10月公表)」に示した「強い産業の実現」「アジアとの共生」「地域の自立—関西はひとつ」の3つの中期指針に沿った事業活動を展開した。また、関西の新たな発展の姿とその道筋を描くビジョンづくりをはじめ、3つ指針の実現に向けた調査研究、提言活動を強化した。

特に、昨年度実施した事業の総点検の結果、活動を強化拡大するとして12項目を重点事業に位置づけて積極的に取り組んだ。他方、今後3年以内に他団体への移管や撤退を含めた見直しを行うとした70事業についても、関係諸機関との調整を進め、26項目について事業の移管・撤退を終えた。

2008年度事業計画

関西の『新たな発展』をデザインする

1. 『新たな発展』を導く事業への重点化（選択と集中）

①「強い産業の実現」をめざした、ソフト・ハード双方のプラットフォーム整備

重点事業1. 陸海空の国際物流機能強化

重点事業2. 組込みソフト産業の推進

重点事業3. 次世代スパコンの産業利用促進

②「アジアとの共生」をめざした、経済交流の拡大と環境・省エネルギー技術協力の強化

重点事業4. アジア諸国との経済交流強化

重点事業5. 環境・省エネルギー技術のアピール

③「地域の自立—関西はひとつ」をめざした、関西の総合力強化

重点事業6. 関西広域連合の設置と分権型道州制の実現

重点事業7. 関西のブランド力向上

2. 『新たな発展』のビジョンづくり

④新たな関西像の提示と実現に向けた政策提言・アクション

重点事業8. 新・関西ビジョン(仮称)の策定

3. 『新たな発展』の起点づくり

⑤知と情報の交流拠点の整備に向けた積極支援

重点事業9. ナレッジ・キャピタルの実現支援

重点事業10. アジア太平洋研究所構想の支援・推進

重点事業11. 大阪駅北地区Ⅱ期を含む大梅田グランドデザインの検討

4. 『新たな発展』を支える組織づくり

⑥関経連の機能強化

重点事業12. 調査研究提言機能の強化

2008年度の主な成果

関西ビジョン2020を公表

- ★ 突破力で世界に貢献する5つの重点テーマを設定(10月)
 1. 「環境・エネルギー革命」で世界を大転換！
 2. 「くらしを面白く・豊かにするビジネス」、「観光」でアジア・世界をリード！
 3. 「KISP」強化でアジア・世界の「ものづくり拠点」に！
 4. 「知識と知恵」の一大集積・創出拠点に！
 5. 道州制の実現で分権型社会を構築！

強い産業の実現、アジアとの共生、地域の自立に向けた調査研究、提言を強化

- ★ 次世代環境技術の普及に関する要望 (12月 次世代環境技術研究会)
- ★ 農商工連携のさらなる発展に望む (3月 農商工連携調査研究プロジェクト)
- ★ 連携・交流を生む環境共生都心の形成～大梅田グランドデザインの提案～
(7月 大梅田グランドデザイン研究会)
- ★ 「関西クリエイティブ・メガリージョン」構想 (2月 関西の国際都市力強化研究会)
- ★ 地域主導による観光立国の実現-2020年に向けて- (3月 ポストVJC研究会)
- ★ はなやか関西-関西ブランドの構築・発信と集客促進の提案-
(4月 関西ブランド力向上研究会)
- ★ 戦略的な経済協力のあり方に関する提言-アジアの持続的な成長に資する官民連携の強化に向けて- (3月 アジアの成長ダイナミズム研究プロジェクト)
- ★ 分権改革と道州制に関する基本的考え方 (7月 地方分権委員会)

関空を核とした国際物流効率化モデル事業を展開

- ★ 関空深夜貨物便を活用したアジア地域への農産物の輸出モデル事業(8月、12月)
- ★ 関港と阪神港を連携させたシーアンドエアー輸送の社会実験(12月、1月)

関西の環境・エネルギー技術を積極アピール

- ★ 環境・エネルギー技術・製品事例集をアジア諸国へ積極PR
日中韓産業交流会(6月)、韓国・中国経済調査団(10月)、日中経済討論会(11月)、インド調査団(1月)、日越経済討論会(3月)

「関西はひとつ」を目指した働きかけを強化

- ★ 関西広域連合の2009年中の設立を目指すことを申し合わせ
(3月 KU分権改革推進本部会議)
- ★ 府政への提言や意見交換の場として大阪府アドバイザリーボードを設置 (9月)
- ★ 関西2府7県に担当副会長を定めた地域サポーター活動を開始 (5月)

関西の新たな発展を支える人材育成事業を拡大

- ★ 組込み適塾(7月 組込みソフト産業推進会議)、国際競争を勝ち抜く次世代リーダー養成プログラム(2月 関西社会人大学院連合)など、新たな人材育成プロジェクトを実施
- ★ アジア諸国における人材育成事業を拡大し、ベトナム海外研修を実施(10月)

目 次

I. 総会・理事会・常任理事会	1
II. 委員会	3
III. 事業活動	13
1. 「強い産業の実現」をめざした、ソフト・ハード双方のプラットフォーム整備	13
(1) 陸海空の国際物流機能強化（重点事業 1）	13
(2) 組込みソフト産業の推進（重点事業 2）	16
(3) 次世代スパコンを生かした新産業の調査、研究（重点事業 3）	20
(4) 国土形成計画への対応	21
(5) クラスター連携等による新たな産業の創出	22
(6) 次代を担う人材の育成	26
2. 「アジアとの共生」を目指した、経済交流の拡大と環境・省エネルギー技術協力の強化	28
(1) アジア諸国との経済交流強化（重点事業 4）	28
(2) 環境・省エネルギー技術のアピール（重点事業 5）	30
(3) 通商および経済協力に関する調査研究、政策提言	31
(4) 世界各国との交流	32
3. 「地域の自立—関西はひとつ」をめざした、関西の総合力強化	37
(1) 関西広域連合の設置と分権型道州制の実現（重点事業 6）	37
(2) 関西のブランド力向上（重点事業 7）	38
(3) 関西の各地および経済人との交流促進	39
(4) 関西の文化・観光資源の活用	41
(5) 関西の魅力を高める都市再生事業への取り組み	44
4. 新たな関西像の提示と実現に向けた政策提言・アクション	46
(1) 関西ビジョン 2020 の策定（重点事業 8）	46
5. 知と情報の交流拠点の整備に向けた積極支援	48
(1) ナレッジ・キャピタルの実現支援（重点事業 9）	48
(2) アジア太平洋研究所構想の支援・推進（重点事業 10）	48
(3) 大阪駅北地区 2 期を含む大梅田グランドデザインの検討（重点事業 11）	48
(4) 学研都市機能の一層の活用と（株）けいはんなの再建	50
6. 関経連の機能強化	51
(1) 調査研究提言機能の強化（重点事業 12）	51
(2) 情報受発信機能の強化と会員サービスの充実	55
(3) 各方面との交流連携	57
(4) ガバナンスの強化	58
7. 会員異動	60

I. 総会・理事会・常任理事会

○講話「元気人間づくり」デザイナー・プロ
デューサー 山本寛斎 氏

(1) 総会

①第46回定時総会

5月26日、15時からリーガロイヤルホテル3階光琳の間において開催。出席者数は委任状によるものを含め432名。

○下記の議案を原案どおり可決した。

- ・第1号議案 第45回定時総会後の役員補充選任承認の件
- ・第2号議案 2007年度事業報告承認の件
- ・第3号議案 2007年度収支決算承認の件
- ・第4号議案 2008年度事業計画承認の件
- ・第5号議案 2008年度収支予算承認の件
- ・第6号議案 理事選任の件
- ・第7号議案 当会と関西経営者協会との統合協議承認の件

○記念講演「低炭素社会で企業が成功する条件」川口順子 参議院議員

②臨時総会

2月23日、16時15分からリーガロイヤルホテル3階光琳の間において開催。出席者数は委任状によるものを含めて566名。

○下記の議案を原案どおり可決した。

- ・第1号議案 関西経営者協会の事業承継の件
- ・第2号議案 定款の一部変更の件

(2) 理事会

①第1回理事会

5月12日、11時40分からリーガロイヤルNCB2階淀の間において開催。出席者数は委任状によるものを含め294名。

○下記の議案を原案どおり可決した。

- ・議案1 会員入会承認の件
- ・議案2 第46回定時総会の開催ならびに総会提出議案決定の件

②第2回理事会

5月26日、15時40分からリーガロイヤルホテル3階光琳の間において開催。出席者数は委任状によるものを含め302名。

○下記の議案を原案どおり可決した。

- ・第1号議案 副会長互選の件
- ・第2号議案 常任理事互選の件
- ・第3号議案 評議員委嘱同意の件

③第3回理事会

8月4日、11時50分からリーガロイヤルNCB2階淀の間において開催。出席者数は委任状によるものを含め251名。

○下記の議案を原案どおり可決した。

- ・第1号議案 会員入会承認の件
- ・第2号議案 理事選任の件
- ・第3号議案 常任理事互選の件
- ・第4号議案 評議員委嘱同意の件

○講話「日本農業に問われているもの」合瀬
宏毅 NHK解説委員

④第4回理事会

1月19日、11時50分からリーガロイヤルNCB2階淀の間において開催。出席者数は委任状によるものを含め262名。

○下記の議案を原案どおり可決した。

- ・第1号議案 会員入会承認の件
- ・第2号議案 理事選任の件
- ・第3号議案 常任理事互選の件
- ・第4号議案 評議員委嘱同意の件

○講話「これまでの映画界、これからの映画界」
高岩淡 東映取締役相談役

⑤月例理事会

原則として毎月第1月曜日に開催し、各界要人から話を聞いた後、懇談した。本年度における開催回数は9回、開催状況は次のとおり。

○講話「第2期『胡・温』体制の中国のこれから」矢吹晋 横浜市立大学名誉教授

08. 4. 8

○講話「最近の国際経済の潮流における国際協力銀行の取組み」田波耕治 国際協力銀行総裁

08. 6. 9

○講話「金融行政の10年を振り返る」五味廣文 西村あさひ法律事務所顧問・前金融庁長官

08. 7. 7

○講話「平城遷都1300年祭について」荒井正吾 奈良県知事

08. 9. 8

○講話「京のくらし」服飾評論家・エッセイスト 市田ひろみ 氏

08.10. 8

○講話「世界大変革と関西」作家 堺屋太一 氏

08.11.10

○講話「アメリカ大統領選後の世界と今後の日本の政局」川村晃司 テレビ朝日コメンテーター

08.12. 8

○講話「経済産業の活性化とデザインの力」工業デザイナー 喜多俊之 氏

09. 2. 2

○講話「陸上人生20年を振り返って」大阪ガス・北京オリンピック4×100mリレー銅メダリスト 朝原宣治 氏

09. 3. 9

○講話「癌治療の新しい展開」中村祐輔 東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長

08.10.20

○講話「オンリーワンの、存在感のある自治体を目指して」東国原英夫 宮崎県知事

08.11.17

○講話「学力は1年で伸びるー小学校教育現状と問題点ー」陰山英男 立命館小学校副校長兼立命館大学教授

08.12.15

○講話「社会にとって魅力的な大学となるためにー京都大学の産官学連携ー」牧野圭祐 京都大学副理事・産官学連携本部長

09. 2.16

○講話「必ず幸福になる方法ー南北相法極意修身録ーより」岡本彰夫 春日大社権宮司

09.3.16

(3) 常任理事会

原則として毎月第3月曜日に常任理事会を開催し、各界要人から話を聞いた後、懇談した。本年度における開催回数は9回、開催状況は次のとおり。

○講話「イスラム入門」片倉もとこ 国際日本文化研究センター前所長

08. 4.14

○講話「滋賀から見た関西、日本そして世界」嘉田由紀子 滋賀県知事

08. 6.16

○講話「美の生命力ー大原美術館の歴史と使命」高階秀爾 大原美術館館長

08. 7.14

○講話「社会的共通資本としての医療を制度化するー『ベヴァリッジ報告』から日本の国民皆保険制度へー」宇沢弘文 日本学士院会員・東京大学名誉教授

08. 9.16

Ⅱ．委員会

①統括委員会

毎月1回定例で開催し、各委員会における重要事項の審議・報告を行った。また、経営・経済動向や業界動向についての意見交換、各委員会の活動には含まれない重要事項に関する審議・報告も行った。

②経済財政委員会

当委員会では税制、社会保障、金融・資本市場の3部会を設け、わが国の経済財政政策、課題について総合的に調査研究、政策提言を行った。また、委員会の下部組織である景気動向研究会による業界別の景況ヒアリングや、大商との共同実施による会員企業対象の「経営・経済動向調査」を実施し、経済情勢の実態把握に努めた。

日本経済は、米国発の金融危機をきっかけに世界経済が未曾有の金融・経済危機に直面し、先行き不透明感が増している。そうしたなか、税制抜本改革の議論本格化等を見据え、企業の競争力強化をはじめ、わが国経済の持続的発展を実現するために法人課税と社会保障の一体的な改革が求められている。そこで、4月に「経済財政改革の基本方針2008（骨太の方針2008）に望む」（資料3頁）、9月に「2009年度税制改正に望む」（資料6頁）、10月に「税制抜本改革に望む」（資料9頁）を取りまとめ公表した（詳細は53頁参照）。

このほか、有識者による講演会、シンポジウム等を通じ、金融危機後の関西・日本経済の現状と課題について検討を行った。委員会等の開催状況は以下のとおり。

<委員会>

- 「2008年度税制改正について」中江元哉 財務省主計局調査課長、骨太の方針2008への要望（案）審議 08. 4. 4
- 「今後の税制・社会保障改革と企業負担の行方」上村敏之 関西学院大学経済学部准

教授、「本年度の活動方針案」および「2009年度税制関連意見書の取りまとめ」について意見交換 08. 7. 23

- 「税制抜本改革および2009年度税制改正に望む（案）」審議 08. 9. 16

- 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』、及び『経済財政の中長期方針と10年展望』について」河越正明 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（企画担当）09. 2. 13

<幹事会>

- 「経済財政改革の基本方針（骨太の方針）2008について」田和宏 内閣府官房参事官 08. 7. 8

- 「法人実効税率の引き下げに関する分析～（財）関西社会経済研究所への委託調査～」について 跡田直澄（財）関西社会経済研究所シニアアドバイザー、「税制抜本改革および2009年度税制改正に望む（案）」審議 08. 9. 10

- 雇用対策に関する最近の論議について意見交換（企業経営委員会幹事会と合同） 09. 1. 19

<懇談会>

- 「経済財政改革の基本方針（骨太の方針）2008について」松元崇 内閣府政策統括官（経済社会システム担当） 08. 7. 9

<シンポジウム・セミナー>

- 「移転価格の諸問題―事前準備・調査対応のための実務的解説―」森信夫 NERA シニアヴァイスプレジデント、鈴木健史 NERA ヴァイスプレジデント、国谷史郎 大江橋法律事務所代表社員、鈴木康伸 NERA ヴァイスプレジデント中国総代表 08. 10. 1
- 「経営幹部に知ってほしい今日の労働問題セミナー～非正規雇用をめぐる諸課題を中心に～」渡邊徹（弁）淀屋橋・山上合同弁護士（企業経営委員会と合同） 09. 2. 25
- 「雇用関係助成金制度説明会（実務者向け）」福永昌邦 大阪労働局職業安定部雇用保険

課雇用助成係長、村田憲司 大阪労働局職業安定部職業安定課地方職業指導官（企業経営委員会と合同、関西経営者協会と共催）

09. 3. 10

○シンポジウム関西からの発信「未来への持続力強化—『民』の挑戦、『公』の改革」橋下徹 大阪府知事、呉榮煥 駐大韓民国総領事、稲田義久 甲南大学経済学部長、本間正明（財関西社会経済研究所所長、下妻関経連会長（財関西社会経済研究所、読売新聞大阪本社と共催）

09. 1. 19

<景気動向研究会>

○「各業界の最近の動向および今後の見通し」

08. 6. 18 08. 9. 16 08. 12. 12 09. 3. 16

<経営・経済動向調査>

6月、9月、12月、3月に大商と共同で実施

〔税制部会〕

○「2008 年度税制改正と今後の税制のあり方」川上尚貴 財務省主税局調査課長

08. 4. 16

○「地方税の現状と課題」高橋正樹 総務省大臣官房審議官（税務担当）

08. 6. 2

○「抜本税制改革と 2009 年度税制改正の展望」柳瀬唯夫 経済産業省経済産業政策局企業行動課長

08. 7. 3

○「抜本税制改革に向けて」土居丈朗 慶應義塾大学経済学部准教授、「税制関連意見書骨子案」について意見交換

08. 8. 5

○「環境政策の経済的手段を考える—環境税と排出権取引など」岡敏弘 福井県立大学大学院経済・経営学研究科教授

08. 8. 28

○税制講演会「平成 21 年度税制改正案について」田中一穂 財務省大臣官房審議官、「平成 21 年度地方税制改正について」佐藤文俊 総務省大臣官房審議官（日本租税研究協会と共催）

09. 1. 23

〔社会保障部会〕

○「医療・介護政策の行方～社会保障国民会議からの考察」南砂 読売新聞東京本社編集委員

09. 1. 28

○「公的年金制度の問題点と今後の方向性」高山憲之 一橋大学経済研究所教授

09. 3. 3

〔金融・資本市場部会〕

○「米国発・金融資本市場の動揺と日本経済」五十嵐敬喜 三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査部長

08. 10. 6

○「イスラム金融・中東SWFの概要と企業の競争力強化・地域活性化への活用」石上圭太郎 野村総合研究所上級コンサルタント

08. 10. 29

○「サブプライム危機後の金融・資本市場」大崎貞和 野村総合研究所研究創発センター主席研究員

09. 2. 9

○「大阪証券取引所の現状と課題」米田道生 大阪証券取引所社長

09. 3. 12

③企業経営委員会

企業を取り巻く内外の経済情勢が激しく変化する中、企業の一層の発展を図るためには、競争環境の整備・充実を図ることが不可欠である。競争力の源泉である人材の育成、企業法制や知的財産・特許戦略などへの対応、さらには国際標準化を重視した事業戦略の構築がますます重要となっている。そこで、当委員会では、「技術の権利化と国際標準化戦略」について調査研究を行い、国内外の動向を踏まえ、日本・関西における国際標準化の促進に向けた政策課題や企業の取り組み方策を検討した（詳細は 53 頁参照）。

また、NPO法人関西社会人大学院連合と連携・協力して、経営人材の開発・育成について取り組んだ。今年度は特に経済産業省産学連携人材育成事業として採択された「国際競争を勝ち抜く次世代経営リーダーの養成プログラム」の企画・実施に協力した（詳細は 26 頁参照）。

さらに、独占禁止法をはじめとする競争政策や知的財産・特許戦略などに関する政府の施策、諸外国の動向や企業の先進的な取り組

み等について、講演会やセミナーを実施した。
委員会等の開催状況は以下のとおり。

＜委員会＞

「技術の権利化と国際標準化戦略」シリーズ
講演会

○第1回「アジアにおける国際標準化体制の
強化の必要性」藤代尚武 経済産業省基準認
証政策課課長補佐 08. 7. 9

○第2回「技術の権利化と国際標準化戦略」
平松幸男 大阪工業大学大学院知的財産研
究科教授 08.11. 4

○第3回「国際規格創成に取り組む企業メ
リットとI D E Cにおける事例と体験談あ
れこれ」藤田俊弘 I D E C常務執行役
08.11.17

○第4回「E Uを参考とした標準化推進体制、
国際標準化専門人材の育成」土井教之 関西
学院大学経済学部教授 08.12.22

○シンポジウム「技術の権利化と国際標準化
戦略」江藤学 一橋大学イノベーション研究
センター教授、杉原佳 米 国 商 工 会
議 所 インターネット・エコノミータスク
フォース委員長（インテル事業開発本
部 渉外兼政府渉外部長）、久保田芳郎 積水
ハウス専務執行役員、佐藤謙一 住友電気工
業材料技術研究開発本部技師長、三村義祐
パナソニックスタンダードコラボレーショ
ンセンター所長、藤代尚武 経済産業省基準
認証政策課工業標準調査室長、久保広正 神
戸大学大学院経済学研究科教授、平松幸男
大阪工業大学大学院知的財産研究科教授
09. 2.12

○「技術の権利化と国際標準化戦略」に関す
る課題への対応の方向性について意見交換
09. 2.24

＜幹事会＞

○「2008 年度活動方針（案）」について意見
交換 08. 5. 7

○「技術の権利化と国際標準化戦略」シリー
ズ講演会について意見交換 08.11. 4

○雇用対策に関する最近の論議について意見
交換（経済財政委員会幹事会と合同）

09. 1.19

○「技術の権利化と国際標準化戦略」（中間整
理）について意見交換 09. 1.30

【人材開発・中堅企業部会】

○インテリジェントアレー「撰壇塾」
前期 11 回、後期 11 回開催

○インテリジェントアレー「専門セミナー」
前期 14 講座、後期 12 講座開催

○産学交流会 合計 3 回開催

○N P O 法人関西社会人大学院連合との合同
会議 09. 8. 4

＜講演会・セミナー＞

○「欧米特許セミナー～欧米の特許法と特許
争訟を巡る最新事情～」John B. Pegram 弁
護士、Samuel Borodach 弁護士、John T.
Johnson 弁護士、Mathias W. Samuel 弁
護士、Frank Peterreins 弁護士（Fish &
Richardson P.C） 08.10.30

○「競争法の国際的な展開」菅久修一 公正取
引委員会国際課長 08.12. 5

○「競争政策の動向と課題」竹島一彦 公正取
引委員会委員長 09. 1.16

○「経営幹部に知ってほしい今日の労働問題
セミナー」渡邊徹（弁）淀屋橋・山上合同
弁護士（経済財政委員会と合同） 09. 2.25

○「雇用関係助成金制度説明会（実務者向け）」
福永昌邦 大阪労働局職業安定部雇用保険
課雇用助成係長、村田憲司 大阪労働局職業
安定部職業安定課地方職業指導官（経済財
政委員会と合同、関西経営者協会と共催）
09. 3.10

④地方分権委員会

地方分権改革推進委員会や道州制ビジョン
懇談会をはじめ、国においても地方分権改革
や道州制の議論が活発化するなか、関西から
具体的な発言や行動を起こす「関西発の分権
改革」の重要性が高まってきた。当会はこれ

まで関西広域連合の実現に向けた自治体の合意形成を働きかけてきたが、7月に開催された関西広域機構の分権改革推進本部第3回本部会議の結果、その実現可能性は高まってきた。

こうした動きを踏まえ、当委員会では、7月に「分権改革と道州制に関する基本的な考え方」（資料15頁）を取りまとめたほか、広域連合をステップとする分権型道州制の実現に向けた提言・推進活動を行った（詳細は37頁参照）。

＜正副委員長・部会長・担当副会長会議＞

○2008年度活動方針打ち合わせ 08. 6. 16
＜委員会＞

○「分権改革と道州制に関する基本的な考え方」（案）審議 08. 6. 16

○道州制に関する提言と関西広域連合の検討状況の説明会 08. 8. 21

＜分権戦略検討チーム＞

○第6回 「第1次原案」について 08. 4. 4

○第7回 「第2次原案」について 08. 5. 8

○第8回 「分権改革と道州制に関する基本的な考え方」（案）について 08. 5. 22

○第9回 道州制ビジョン懇談会への意見提出について 08. 12. 15

＜調査団＞

○「欧州調査2008」 08. 4. 13～20

＜各地経済連合会との意見交換＞

○東北経済連合会との意見交換会 09. 3. 27

〔広域連携部会〕

関西の府県、政令指定都市および経済団体が共同で設立した関西広域機構では「関西は一つ」の理念のもと、多様性に富んだ関西の総合力を発揮しながら広域連携を推進・実行している。当部会では関西広域機構の活動を支援するとともに、関西の自治体の首長から広域連携のあり方等について話を聞き、意見交換をした。

＜講演会＞

○「関西広域機構の活動について」甲角健 関西広域機構専務理事 08. 5. 22

○「関西との広域連携について」平井伸治 鳥取県知事 08. 11. 12

⑤産業・科学技術委員会

関西がグローバルな地域間競争に勝ち抜いていくためには、関西を強い産業と高度な科学技術が集積する世界有数の研究開発・ビジネス拠点としていくことが必要である。そのためには関西の強みを生かした先端科学や技術の融合、クラスター連携などにより新たな産業を創出していくことが重要である。

当委員会では、関西における新産業の創出にはこれら拠点の基盤整備とその活用が重要との認識のもと、12月に地球環境問題解決に資する「次世代環境技術の普及に関する要望」

（資料21頁）を取りまとめたほか（詳細は30頁参照）、2010年度末に神戸市にて稼働開始予定の次世代スーパーコンピュータの産業利用促進（詳細は20頁参照）、「光医療産業バレー構想」の支援、次世代ロボット産業の推進等に取り組んだ（詳細は22頁参照）。

＜委員会＞

○「地球温暖化防止に向けて～事業展開の条件整備を考える～」鈴木胖 兵庫県立大学副学長、経済資料「次世代環境技術の普及促進に向けて～中間とりまとめ～」（案）審議、産業・科学技術委員会2007年度委員会活動報告 08. 4. 21

○「国際競争を生き抜く環境経営と技術―洞爺湖サミットを踏まえて」吉田邦夫 東京大学名誉教授、産業・科学技術委員会2008年度活動方針（案）審議 08. 7. 15

○意見書「次世代環境技術の普及に関する要望」（案）審議 08. 11. 11

＜シンポジウム・講演会＞

○シンポジウム「次世代環境技術が拓く新たな産業の創造に向けて～革新的な環境技術

の開発が日本の産業競争力を高める～」(社
関西社会経済研究所と共催)

- ・「気候変動への取り組み：明日の世代のために今すぐ行動を」ヴェルナー・ヴェニン
グ ドイツ・バイエル社社長

- ・「R I T Eにおける地球温暖化防止技術開発」本庄孝志 (財)地球環境産業技術研究機構
専務理事

- ・「関西における次世代環境技術の発展に向
けた取り組み～関経連の活動～」町田関経
連産業・科学技術委員長 08. 11. 11

- 講演会「けいはんな光医療産業バレー構想
―超小型粒子線がん治療装置の実現を目指
して―」河西俊一(独) 日本原子力研究開
発機構関西光科学研究所長・光医療研究連
携センター長 08. 1. 23

- 次世代スーパーコンピュータ産業利用促進
セミナー「スパコン活用の極意―成果をあ
げた事例研究―」(財)計算科学振興財団と共
催)山本肇 大成建設技術センター土木技術
研究所地盤・岩盤研究室主任研究員、水島
文夫 東日本旅客鉄道 J R 東日本研究開発
センター先端鉄道システム開発センター環
境技術グループ研究員、小沢知永 キッセイ
薬品工業創薬設計研究所副主任研究員
09. 2. 18

- トップセミナー「ビジネスチャンスを生み
出す次世代スパコン」(財)計算科学振興財団
と共催)桑原洋 元総合科学技術会議議員
(日立製作所特別顧問)、青木初夫 総合科
学技術会議専門委員 (アステラス製薬相談
役)、丸山康樹 (財)電力中央研究所環境科学
研究所主席研究員 09. 3. 9

<視察会>

- スーパーコンピュータ「地球シミュレータ」
(横浜市) 視察会 08. 9. 25

- 播磨科学公園都市 (兵庫県立粒子線医療セ
ンター／大型放射光施設 SPring-8) 視察会
08. 10. 20

〔学研都市部会〕

本年度は立地機関への支援を必要に応じて
継続するとともに、関西の経済界、外国公館
関係者、プレスなどによる視察会等を通じた
けいはんな学研都市の情報発信の強化に取り
組んだ。また、けいはんな学研都市の強力な
推進体制を構築するために、中核機関の機能
強化に向けた方策を検討した。

- 産業・科学技術委員会学研都市視察会
08. 10. 22

- 在大阪の各国総領事館・外国公館関係者
による学研都市視察会 08. 11. 5

- 下妻関経連会長、神戸経済界、プレスによ
る学研都市視察会 08. 11. 6

- サイエンスパーク国際会議 (国土交通省と
共催) 08. 11. 20

- 科学のまちの子どもたちフォーラム (関西
文化学術研究都市推進機構、国際高等研究
所と共催) 09. 2. 21

⑥情報通信委員会

当委員会では、2010 年に世界最先端のユビ
キタスネット社会を実現するためには、情報
端末の高度化、安心・安全な利用環境の整備
が喫緊の課題であると考え、①情報通信分野
における最新の技術動向を知るための視察会
や講演会の開催、②コンテンツ産業の発展に
向けた政策検討、振興策の実施、③組込みソ
フト産業の発展・集積に向けた検討を行って
きた。

①については、朝日放送新社屋や、赤坂サ
カス、N T T インターコミュニケーション・
センターの視察会を実施。また、「メディア融
合・情報通信法」をテーマに中村伊知哉慶應
義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
を迎え講演会を開催した。

②については、東京で開催された J A P A
N 国際コンテンツフェスティバルのパート
ナーイベントとして、今回で 2 回目となるク
リエイティブ・インダストリー・ショーケー
ス in 関西 (C r I S 関西) (実行委員長：下

妻関経連会長)を開催した(詳細は 23 頁参照)。

③については、設立 2 年目を迎えた「組込みソフト産業推進会議」で、高度組込みソフト技術者育成カリキュラム「組込み適塾」や初級組込みソフト技術者育成カリキュラムを実施・運営し、質と量の両面からの人材育成事業を推進した。また、組込みソフト産業の振興・集積を目指し、企業育成と開発基盤構築のための機構や業界見える化のための資格認定評価制度のあり方についてフィージビリティスタディを実施した(詳細は 20 頁参照)。
＜委員会＞

- 2007 年度活動報告 08. 5. 14
- 2008 年度活動方針策定 08. 6. 11
- 朝日放送新社屋見学会 08. 7. 31
- 「メディア融合・情報通信法」中村伊知哉
慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究
科教授 08. 9. 17
- 赤坂サカス、NTT インターコミュニケー
ション・センター見学会 08. 11. 21
- 意見書審議 08. 12. 12

■モバイルコンテンツ・政策検討タスクフォース

昨今、社会問題化している携帯電話の有害サイト等の危険から青少年を守ることを目的に、6 月に「青少年インターネット利用環境整備法」が成立し、フィルタリングサービス導入が原則義務付けられた。このような状況を踏まえ、携帯電話におけるフィルタリングサービスのあり方、法制度の運用のあり方について現状調査、課題整理、対処策の検討を実施し、関西経済界としての意見をとりまとめ、関係機関に建議したいと考え、7 月にタスクフォースを設置した。4 ヶ月間にわたり、講演会やヒアリングを行い、意見書「青少年が健全に利用できるモバイルインターネット環境の実現に向けて」(資料 29 頁)を取りまとめ、1 月 8 日に公表、橋下徹大阪府知事、野田聖子特命担当大臣(科学技術担当)、後藤田正純衆議院議員、安西祐一郎教育再生懇談会座長、石崎岳総務省副大臣、山中伸一文部

科学省スポーツ・青少年局局長に手交したほか、関係各所に建議した。

＜講演会＞

- 「モバイル・セキュリティの現状と課題」
山口英 奈良先端大教授・内閣官房情報セ
キュリティ補佐官 08. 7. 8
- 「フィルタリングの普及促進に向けたドコ
モの取組みについて」田野弘 NTT ドコ
モコンシューマサービス部セキュリティ推
進担当部長、「フィルタリングの設定状況と
自社の取組みについて」竹之内剛 KDD
I コンシューマ事業統轄本部コンテンツ・
メディア本部コンテンツサービス企画部部長
08. 8. 4
- 「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
が考える青少年保護施策について」岸原孝
昌 モバイルコンテンツ審査・運用監視機
構事務局広報担当、「ケータイビジネスの現
状と課題及びサイト事業者としての有害情
報対策について」鎌田真樹子 魔法の i ら
んど安心安全インターネット向上推進室室長
08. 8. 27
- 「教育現場での携帯電話利用の現状と対策
について」松田正也 大阪府教育委員会教
育委員会事務局教育振興室高等学校課生徒
指導グループ主任指導主事 08. 9. 24
- 「青少年インターネット利用環境整備法成
立の経緯と今後の展望について」堀部政男
一橋大学名誉教授 08. 10. 22
- 意見書案審議 08. 11. 26

【関西 I T 推進部会】

当委員会の下部組織である「関西 I T 推進部会」において、関西地域の将来を担う次世代層に対して、I T を活用した多様な教育の機会を提供すべく、2007 年度に引き続き「教育への I T 活用プロジェクト」を実施した(詳細は 27 頁参照)。

＜T V 交流授業他＞

- 稲作ポータル取扱説明会
08. 5. 1、2、7、8

- 4 校初顔合わせ交流会 08. 5. 15
- 3 校体験交流会（金岡南小・深井小・守口南小・佐能正剛大阪府環境農林水産総合研究所総括主査） 08. 7. 4
- 2 校体験交流会（深井小・吉川小） 08. 9. 25
- 2 校体験交流会（金岡南小・守口南小・佐能正剛大阪府環境農林水産総合研究所総括主査） 08. 10. 6
- 2 校体験交流会（金岡南小・守口南小・佐能正剛大阪府環境農林水産総合研究所総括主査） 08. 12. 4
- 2 校体験交流会（深井小・吉川小・佐能正剛大阪府環境農林水産総合研究所総括主査） 09. 2. 2

⑦地球環境・エネルギー委員会

地球温暖化問題に関する 2013 年以降の枠組みについて国際的な議論が活発化し、北海道洞爺湖サミットの主要議題となる中、わが国は、これをリードし、真に実効性のある衡平な枠組みの構築、および、優れた技術で地球規模の温室効果ガス削減に貢献していくことが求められている。また、京都議定書における温室効果ガス総排出量の 1990 年比 6%削減目標に向け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となり取り組む必要がある。

そこで当委員会では、“環境と経済の両立”を基本理念に国・地方公共団体の地球温暖化防止およびエネルギー施策について調査研究を行った。また、環境先進地域・関西の実現に向けて、関西企業の有する優れた環境・エネルギー技術・製品等に関する情報を「環境・エネルギー技術・製品事例集」として 2008 年 4 月に取りまとめ、海外要人の来訪時やイベント等で広く PR した。また、11 月には内容を充実した新事例集を公表した（詳細は 31 頁参照）。

このほか、企業の環境教育活動のさらなる「見える化」をめざした事例収集を行い、広

く PR するとともに、CO₂ 削減に向けた企業の自主的活動の拡大を目指す「関西環境パートナーシップ」の実現に向けグループ企業への活動展開、実態調査を行い、好事例を広く紹介した。委員会、ワーキング・グループ等の開催状況は次のとおり。

<委員会>

- 「地球温暖化の次期国際枠組みと今後の国内対策」杉山大志（財）電力中央研究所社会経済研究所上席研究員、2008 年度地球環境・エネルギー委員会活動方針案について審議 08. 7. 17

<ワーキンググループ>

- 「2008 年度地球環境・エネルギー委員会活動方針案」について意見交換 08. 4. 10
- 「環境・エネルギー技術・製品事例集」の二次募集状況等 2008 年度のこれまでの活動についての報告と今後の取り組みについての意見交換 08. 10. 7

<視察会>

- 九州電力山川発電所（地熱発電所）、新日本石油喜入基地（石油備蓄基地）見学 09. 1. 14-1. 15

<講演会>

- 「新エネルギー法案の誕生の背景と今後の展望」柏木孝夫 東京工業大学統合研究院大学院理工学研究科機械制御システム専攻教授（経済産業省総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会部会長） 09. 2. 27

⑧都市再生委員会

関西の諸都市が国内他エリアとの都市間・エリア間競争に勝ち抜き、さらに国際競争力にあふれた都市となるためには、今一段の都市の魅力向上と新しい都市の成長戦略が期待されている。また、「地域の自立－関西はひとつ」をめざした関西の総合力強化の観点から、関西の魅力を高める上で京阪神都市圏を中心とする都市の成長戦略への取り組みは重要である。

当委員会では、都市再生の動向をテーマに講演会を開催するとともに、委員会の下部組織である関西の国際都市力強化研究会（座長：長谷川隆一竹中工務店プロジェクト開発推進本部長）では、活動の成果を2月に報告書「関西クリエイティブ・メガリージョン構想－関西の国際都市力強化研究会報告書」（資料73頁）として取りまとめ、関西の自治体や国の出先機関に送付した（詳細は44頁参照）。委員会・研究会の開催状況は以下のとおり。

＜委員会＞

- 「欧米に学ぶ『都市再生』事業の展開策」
南部繁樹 都市構造研究センター代表取締役

08. 7. 15

- 「アミューズメント施設の導入による地域活性化の試み」川口衛 法政大学名誉教授

08. 12. 5

- 研究会報告会

09. 2. 19

＜研究会＞

- 第6回研究会

08. 4. 24

- 第7回研究会

08. 5. 20

- 第8回研究会

08. 6. 30

- 第9回研究会

08. 8. 8

- 第10回研究会

08. 9. 29

- 第11回研究会

08. 11. 26

- 第12回研究会

08. 12. 17

⑨国土・基盤整備委員会

グローバル競争の時代、関西の持続的発展を支える「強い産業の実現」をめざすためには、企業活動や地域社会を支える国土・基盤の着実な整備と国際競争力の強化、その上でのフル活用が不可欠である。

当委員会は、基盤となる広域的プロジェクトについて、国際物流戦略チームや関西国際空港全体構想促進協議会等の関係の推進母体と連携し、その着実な推進に向けた支援活動を行った。

また、広域的プロジェクト推進に密接に関連する国土形成計画近畿圏広域地方計画につ

いても、その策定動向にあわせ、経済界からの意見や要望を関係方面に適宜提示した（詳細は21頁参照）。委員会の活動方針に関する会合の開催状況は次のとおり。

＜副会長・委員長・部会長・副委員長会議＞

- 2008年度の委員会活動方針について

08. 7. 22

＜幹事会＞

- 2008年度の委員会活動方針案について

08. 7. 3

〔関空部会〕

当部会では、関西国際空港全体構想促進協議会や関空会社と連携し、関空の航空ネットワーク充実や空港機能強化に向けて、エアポートプロモーション活動および利用促進の取り組みを行った。また、関空の高コスト構造の早期是正の必要性などについて理解を深める会合を開催した。開催状況は次のとおり。

＜関空プロモーション活動＞

- ロシア極東（ウラジオストク、ナホトカ）

プロモーション

08. 9. 8～12

- ドイツ（ミュンヘン、フランクフルト）、英国（ロンドン）プロモーション

08. 10. 28～11. 2

＜講演会、視察会＞

- 関空の現状と課題の講演会および2期島の視察会

09. 3. 12

〔バイエリア部会〕

当部会では、大阪湾バイエリア開発推進機構と連携し、関西の強い産業の実現に製造・物流機能の面で寄与し得る高いポテンシャルを有する大阪湾バイエリアについて、広域的な視点からの一体的な開発整備が促進されるよう、近畿圏広域地方計画への明確な位置づけを関係方面へ働きかけるとともに、インフラ整備にかかわる理解を深める視察会開催を行った。開催状況は次のとおり。

＜視察会＞

- 「第二京阪道路工事現場視察会」（物流部会と合同）

08. 11. 5

〔物流部会〕

当部会では、陸海空の総合的な物流ネットワークの強化に向けて、国際物流戦略チームの活動を支援するとともに、物流インフラ整備にかかわる理解を深める視察会の開催、環日本海物流に関する海外調査団の派遣を行った。開催状況は次のとおり。

＜視察会＞

○「新名神高速道路視察会」 08. 4. 24

○「第二京阪道路工事現場視察会」(バイエリア部会と合同) 08. 11. 5

＜海外調査団＞

○ロシア極東物流調査団 08. 9. 8～12

⑩文化・観光委員会

経済のグローバル化が進展し、国際的な地域間競争時代を迎えている現代においては、個性ある魅力的な地域づくりが重要である。また、経済のソフト化に伴い、経済活動の重要性は低価格競争や量的生産の拡大から付加価値の創造にシフトしつつあり、文化はその大きな役割を担っている。さらに、21世紀の日本の重要政策である観光戦略として、魅力ある観光地の形成や優れた観光人材の育成、国際観光振興などによる地域活性化が求められている。

このような背景を踏まえ、当委員会は、行政機関や諸団体と連携した文化・観光振興施策に取り組むとともに、情報通信委員会との共管で「関西ブランド力向上研究会」(座長：村田省三アートコーポレーション専務取締役)を設置し、関西のブランド力向上を目指したアクションプラン、ならびにブランドを使った集客促進に関する方策について、報告書「はなやか関西—関西ブランドの構築・発信と集客促進の提案—」(資料74頁)を2009年4月に取りまとめた(詳細は38頁参照)。

さらに、関西発祥の世界無形遺産である能楽、文楽、歌舞伎の継承と発展を通じて、文化産業の発展に先進的に取り組むことをめざ

した諸事業を行うとともに、浪花花形歌舞伎、夏休み文楽特別公演への協力を行った(詳細は42頁参照)。

委員会、研究会等の開催は次のとおり。

＜委員会＞

○2008 年度活動方針 正副委員長スタッフ会議 08. 6. 18

○2008 年度活動方針 正副委員長昼食懇談会 08. 7. 22

○「韓国から見た関西」金奉起 韓国観光公社大阪支社長 08. 10. 15

○「創造力で地域を元気に～アートからのアプローチ～」小原啓渡 大阪市立芸術創造館館長 08. 12. 9

○「関西ブランド力向上研究会」報告書(案)審議(情報通信委員会と共催) 09. 2. 25

＜懇談会＞

○静岡県知事との懇談会 09. 1. 27

＜視察会＞

○歴史街道視察会 09. 2. 27

⑪国際委員会

9月の米国投資銀行リーマン・ブラザーズの破たんに端を発した国際金融市場の混乱は、アジアにおいては、株価の急落や為替の急変など、影響が金融経済だけでなく貿易面にも顕在化するなど、実体経済にも多大な影響が出始めた。

当委員会では、世界およびアジアの情勢変化を睨みつつ、関西とアジアの共生をめざして各国との経済交流を強化するとともに、日本および関西が、当面の経済再生と中長期的な視点でアジア経済のダイナミズムを取り込むために推進すべき経済外交戦略について調査研究を進め、その結果を「戦略的な経済協力のあり方に関する提言—アジアの持続的な成長に資する官民連携の強化に向けて—」(資料38頁)に取りまとめた(詳細は32頁参照)。

委員会等の開催、使節団、経済調査団の派遣実績は次のとおり。

<委員会>

○2008 年度活動正副委員長打合せ 08. 5. 28

○「経済連携協定の推進と利用促進に関する
要望」(案) 審議 08. 6. 10

○「戦略的な経済協力のあり方に関する提言」
(案) 審議 09. 2. 17

<講演会・セミナー等>

○韓国・中国経済講演会「韓国・中国経済の
動向」秋庭英人 経済産業省通商政策局北
東アジア課課長 08. 10. 1

○講演会「インドにおける環境ビジネスの現
状と課題ー日本企業へのアドバイス」P.
D. ジョス インド経営大学院バンガロー
ル校教授 08. 10. 24

<使節団・経済調査団>

○韓国・中国経済調査団 08. 10. 12~18

○インドに関する経済調査(インド調査団)
09. 1. 18~26

○ベトナム投資・ビジネスミッション
09. 3. 1~ 6

■アジアの成長ダイナミズム研究プロジェクト

<アジアの成長ダイナミズム講演会>

○第1回「アジア経済の中期展望からみたビ
ジネスチャンスとリスク」小島明 日本経
済研究センター特別顧問 08. 7. 24

○第2回「アジアの環境問題の現状と展望」
森秀行 (財)地球環境戦略研究機関副所長、
「変貌を遂げるアジアの環境問題ー今ある
リスクと展望」西宮洋 (財)地球環境戦略研
究機関プログラムマネージングディレク
ター代理 08. 8. 21

○第3回「アジアの資源エネルギー問題・食料
問題ー現状と展望ー」柴田明夫 丸紅経済
研究所所長 08. 9. 1

○第4回「経済連携協定(EPA)・投資協定
の現状と今後の進め方」三田紀之 経済産
業省通商政策局経済連携課長 08. 9. 26

○第5回「新興国SWFとイスラム金融」前
田匡史 日本政策金融公庫国際協力銀行資
源ファイナンス部長 08. 11. 14

○第6回「新たな国際環境ビジネスの構築ー
対アジア経済協力のあり方ー」萩原一仁三
菱総合研究所環境・エネルギー研究本部主
席研究員、佐々木仁 三菱総合研究所地域
経営研究本部PPPコンサルティンググル
ープ主任研究員 09. 1. 13

○第7回「世界水ビジネスの現状と日本の水
戦略」吉村和就 グローバル・ウォータ・
ジャパン代表 09. 1. 28

<視察会>

○第1回 松下エコテクノロジーセンター
08. 7. 18

○第2回 京都市廃食用油燃料化施設
08. 9. 4

○第3回 クラレ倉敷事業所 08. 10. 31

○第4回 大阪市水道局柴島浄水場 08. 11. 27

<懇談会>

○「世界同時不況下の東アジア経済の現状と
経済協力の課題」杉田定大 経済産業省大
臣官房審議官(貿易経済協力局担当)
08. 2. 13

Ⅲ. 事業活動

1. 「強い産業の実現」をめざした、ソフト・ハード双方のプラットフォーム整備

(1) 陸海空の国際物流機能強化（重点事業 1）

①スーパー中枢港湾・阪神港の整備促進

スーパー中枢港湾・阪神港については、当会を含む産官学が一体となって戦略的な物流施策を推進する国際物流戦略チーム（本部長：下妻関経連会長）において、特定コンテナ埠頭の整備とともに、入港手続きの一元化・IT化などの取り組みが進められた。阪神港の大水深岸壁は、2009年度中に供用開始される予定である。

また、集荷機能の向上による後背圏の拡大や利用者の利便性向上を図ることを目的に、コンテナターミナルの24時間オープン実現に向けて、近畿地方整備局と神戸市が共同して、神戸港において、全国に先駆けて、12月1日から深夜早朝時間帯の利用に関する社会実験が開始された。社会実験では、当面、取り扱い貨物は輸出貨物の搬入に限定されるが、シャーシに積載したコンテナを、ポートアイランドの高規格コンテナターミナルPC18に隣接している共同デポにおいて平日24時間受け入れる体制となっている。

荷主企業においては、現在ゲートが開いている時間が限られていることから、当日にターミナルへ搬入できなかった輸出貨物は、自社工場内の敷地あるいは物流倉庫等に一旦仮置きし、翌日ターミナルへ搬入していることが多い。コンテナの仮置きには、用地代のみならず、保安等の管理コストや荷役作業コストが発生することから、ゲートオープン時間の拡大により、当日中にターミナルへの搬入が可能となり、こうした仮置きコストの削減も期待できる。

当会としては、社会実験に関して、荷主企

業へのニーズのアンケート調査や広報PRで支援を行った。

②環日本海物流拠点としての舞鶴港の活性化 方策調査・検討

国際物流戦略チームにおいては、大阪湾諸港と舞鶴港を中心とした日本海側諸港との機能分担により、関西全体の効率的な物流体系の構築に取り組むことを重要な課題のひとつとしている。

そこで当会では、2008年1月に舞鶴港勉強会（主査：藤原関経連地域連携部長）を立ち上げ、舞鶴港の機能強化方策についての調査・検討を進めてきた。さらに、6月3日からは、同勉強会を発展させ、参画メンバーも拡大した環日本海ゲートウェイ機能強化検討会議（主査：藤原関経連地域連携部長）を設置した。関係機関と連携・協力して、舞鶴港のゲートウェイ機能強化に向けて、本格的に取り組みを行った。

舞鶴港では、2009年3月4日より韓国・釜山との定期航路が再開したことから、2009年度は、同会議において、トライアル事業の実施等、より具体的な活動を検討することとしている。

③北東アジア物流調査団の派遣

当会では、北東アジアの対岸である関西の玄関港としての舞鶴港の活性化方策の一環として、ロシア極東と関西との貿易拡大の可能性を調査するとともに、舞鶴港を拠点とするTSR（シベリア鉄道）輸送の事情調査と関係機関との意見交換を目的に、9月8日～12

日まで、ロシア沿海州地方のウラジオストク市、ナホトカ市にロシア極東物流調査団（团长：藤原関経連地域連携部長、11名参加）を派遣した。

ウラジオストク市では、沿海州地方行政、沿海地方商工会議所を訪問、また、蒲原正義在ウラジオストク日本国総領事、山本博志ウラジオストク日本センター所長との懇談も行った。

ナホトカ市では、ナホトカ市行政を訪問し、グアドキフ第一副市長らと意見交換を行った。その後、同市のナホトカ港、極東最大のポストチヌイ港、シベリア鉄道の拠点であるナホトカ・ポストチナヤ駅を視察した。

豊富な天然資源を背景に経済成長を続けてきたロシアでは、2012年にウラジオストクのルースキー島において、APEC首脳会議の開催が予定されており、港湾、道路、市街地整備等の大規模な公共工事の計画がさらに進められる予定である。

最近の世界的な経済不況の影響や、まだ多くの課題はあるものの、舞鶴港をはじめとする関西の日本海側諸港にとって、ロシアとの輸出拡大の推進と効率的な国際物流ルート開拓は、将来的に大きな可能性をもっている。

当会としても、関係機関と協力し、さらに調査研究を進める予定である。

④新名神の全線早期整備に向けたPR活動・要望、淀川左岸線延伸部の計画具体化要望

関西には空港や港湾等の物流拠点をつなぐ道路の要所において、途切れた区間（ミッシングリンク）が存在する。関西経済活性化のためには、このミッシングリンクを早期に解消し、広域的な道路ネットワークを完成させることが重要課題である。

ミッシングリンクの中でも、新名神高速道路の当面着工しない区間（高槻～八幡、城陽～大津）の約35km、淀川左岸線延伸部の約10km、大阪湾岸道路西伸部の約21kmおよび名神

湾岸連絡線の約4kmの合計約70kmの早期整備が、特に望まれる。

2008年2月23日に新名神高速道路は、亀山ジャンクションから草津田上インターチェンジまでの一部区間が開通した。その区間と並行する名神高速道路や国道の交通量・渋滞は減少しており、既存道路から新名神への転換が進んでいる。その他にも、①沿線地域への工場・企業立地が進み、地域経済が活性化、②沿線観光施設への観光客が増加、③医療機関への搬送時間の短縮による地域救急医療体制の支援に貢献等の開通効果があげられる。

わが国の東西方向の物流・人流を結ぶ基幹道路として、1963年に開通した名神高速道路は、現在も全国トップクラスの交通量を誇っているが、老朽化や慢性的な渋滞という大きな課題を抱えている。さらに2010年春に、第二京阪道路が開通し、京滋バイパスに接続することから、今後、一層の交通量増加が予想されている。

老朽化が進む名神は機能維持のために、近い将来、橋梁の架け替え等の全面通行止めによる大規模工事が必要となる可能性もある。

当会は、新名神の必要性をアピールするとともに全線整備に向けた取り組みを行うことを目的に、沿線自治体および経済団体と協力し、2008年1月から新名神による関西経済活性化検討会（座長：藤原関経連地域連携部長）を発足させ、効果的なPR材料を収集するために沿線地域の経済団体と協力して、企業アンケートや企業ヒアリング等の活動を行った。

また、12月18日には、山田啓二京都府知事、橋下徹大阪府知事、井戸敏三兵庫県知事と下妻関経連会長との連名による「京阪神都市圏の高速道路ネットワーク整備に関する要請書～戦略的整備と料金施策～」(資料48頁)を麻生太郎内閣総理大臣、金子一義国土交通大臣、河村建夫官房長官に手交し、高速道路ネットワークの形成を戦略的に進めることや割高な関西の高速道路料金の解消を強く求めた。

さらに、淀川左岸線延伸部をはじめとする京阪神都市圏の高速道路をはじめ関西全体の道路ネットワークの早期整備を促進することを目的に、当会が中心となって、関係自治体や経済団体に参画を呼びかけ、3月27日、京阪神高速道路整備促進協議会（会長：下妻関経連会長）が設立された。2009年度には、地方の実情に応じた事業制度提案の検討を行い、国への要望活動やPR活動を行う予定である。

⑤関空の国際物流効率化モデル事業の企画検討と実施

関空の国際物流効率化については、当会が中心となり、国土交通省と連携し、国際物流戦略チームのモデル事業として、シーアンドエアーの社会実験を12月から2月までの3回にわたり実施した。シーアンドエアーは、航空輸送と海上輸送を連携させる物流であり、燃油高騰によるコスト増大等に対応する観点から、荷主企業において再評価する動きが出ている。

社会実験では、ソニーの協力を得て、ソニー中国工場で製造された電子製品を上海港から大阪港へ海上輸送し、さらに関空ヘトラックで横持ちをして関空発の航空貨物便に搭載し欧州へ向けて輸送が行われた。通常、ソニーの中国工場から出荷された電子製品は上海から航空直行便で欧米へ輸送されているが、社会実験の貨物は阪神港・関空経由の国際トランジット型シーアンドエアーで輸送された。

シーアンドエアーは大阪湾に近接して立地する阪神港と関空を連携させる新しいサービスであり、中国発の貨物需要も取り込む物流ハブ機能の強化が期待される。2009年度には、実験成果を活用し、日本や中国の企業に利用促進のプロモーションを行う予定にしている。

また、当会をはじめ、近畿運輸局、近畿農政局、大阪府、和歌山県、関空会社ほかで構成する、関空深夜貨物便を活用した農水産物物流ネットワーク確立検討会議（座長：小関博

子 国土交通省近畿運輸局交通環境部長）において、輸出拡大が見込まれる中国をはじめとするアジア地域へ農産物の輸出モデル事業を実施した。関空深夜貨物便を活用し、8月に桃とぶどうを香港へ、12月には柿をシンガポールへ輸出した。鮮度を落とさず、リードタイムの短縮を図る物流効率化が検証された。

⑥関空の航空ネットワーク強化および空港機能強化

関空の就航便数については、国際線の夏期スケジュールでは週782便と、開港以来の過去最高記録タイを記録するなど、概ね順調に推移してきた。しかし、下半期については、国際線の冬期スケジュールは、世界的な景気減速により、貨物便の大幅な減便等を受けて、週760便になっている。さらに、本邦航空会社による路線見直しにより、11月以降、国内線も大きな減便・運休が生じている。

関空の航空ネットワークは、これまでにない危機的な状況にある。このため、地元自治体・経済界では、関空会社と連携し、危機感を持って、エアポートプロモーションをはじめ、利用促進、就航促進に取り組んだ。エアポートプロモーションについては、当会も参画する関空全体構想促進協議会（会長：下妻関経連会長）が中心となって、航空便の維持・充実をめざして、今年度も経済団体・自治体・関空会社の代表からなるミッション団を世界各地へ派遣した。

関空の利用促進活動については、自治体と経済界が連携した取り組みとして、関空全体構想促進協議会が、航空会社への就航奨励金交付、企画割引切符による交通アクセス改善、関空発着の観光振興などの総合的なパッケージ施策を展開している。今年度においても、7億円規模の事業が展開された。経済界は、関空における広告掲出という形により、1.5億円規模の財源負担の協力を行った。

関空の空港機能強化については、熾烈な国

内外の空港間競争の下で、国際競争力を維持していくためには、過大な有利子債務に起因する高コスト構造の是正が何よりも必要であり、また、物流拠点としての新たな貨物駐機場の整備、残る用地造成の完了が当面の課題である。

こうした課題に関して、関空全体構想促進協議会では、与党関空推進議員連盟（会長：中山太郎衆議院議員）と連携し、関空2期事業の着実な推進、国際拠点空港にふさわしい機能強化と経営基盤の強化が図られるよう、政府・与党に対して要望活動を実施した。今年度は、7月31日と11月28日に、「関西国

際空港2期事業の推進に関する要望書」（資料46頁）を取りまとめ、①国際拠点空港にふさわしい機能や国際競争力の強化に資する事業の着実な推進、②政府補給金の継続と財務構造の抜本的改善措置などを要望した。

2009年度政府予算には、政府補給金90億円が継続して計上された。2期建設事業費については、新たな政府予算措置はなかったが、関空会社の2009年度事業として、未完成の護岸嵩上げ工事等を行うことが認められた（事業費約35億円）。

(2) 組込みソフト産業の推進（重点事業2）

関西を組込みソフト産業の一大集積地とすることを目的に、2008年8月に設立した組込みソフト産業推進会議（会長：宮原秀夫（独）情報通信研究機構理事長）は、5つの部会を中心に活動した。その具体的成果として、教育事業については、システムアーキテクトの育成を目的とした高度組込み技術者育成プログラムである「組込み適塾」のほか、「組込み適塾実践演習編リバースエンジニアリング&リファクタリング」と「ソフトエンジニアの基礎を固める Quality C 言語作法 指導者養成講座」の3つの人材育成プログラムを開催した。さらに、アジア各国と日本の架け橋となるブリッジ人材を輩出する仕組みを検討するために、中国東北3省やベトナム・ハノイへの現地視察を実施した。

調査研究事業としては、組込みソフトウェアを外部委託する際、受発注間での認識のそごによるトラブルを防止するためのガイドラインを作成するなど、組込みソフト開発基盤構築に必要な機能を検討すると共に、企業・技術者の技術力の見える化のために、企業からのヒアリング等を行いスキル基準やキャリア基準の検討を実施した。

また、シンポジウムや講演会を開催することで、関係機関・団体との交流を図るとともに、ホームページ等による普及啓発活動を実施した。（<http://www.kansai-kumikomi.net/>）総会・講演会等の開催状況は次のとおり。

＜総会＞

○第2回 08. 6. 5

＜幹事会＞

○第3回 08. 5. 12

○第4回 08. 10. 23

＜講演会＞

○組込み適塾開講記念講演会 08. 5. 12

・「ソフトウェアエンジニアリングの課題と組込みソフトウェアの現状」鶴保征城（独）情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター所長

・「組込みソフト産業推進会議 活動報告」大竹伸一 組込みソフト産業推進会議理事（西日本電信電話代表取締役副社長）

・「先進的組込みソフト産学連携プログラム検討部会 活動報告」二宮清 組込みソフト産業推進会議第1部会部会長（ダイキン工業顧問）

・「組込み適塾開講にあたって」今瀬真 組

込み適塾塾長（大阪大学大学院情報科学研究科長）

<合同部会>

08. 10. 23

○「ソフト開発の過去、現在、未来 ―組込みシステムを意識して―」鳥居宏次 奈良先端科学技術大学院大学特任教授

<シンポジウム>

09. 3. 6

- ・「日本を支える組み込み技術と大学教育」新誠一 電気通信大学電気通信学部システム工学科教授
- ・特別講演「組込みスキル標準 (ETSS) の利活用と ETSS 開発の勘所～企業の競争力の源泉は人材育成～」大原茂之 東海大学専門職大学院組込み技術研究科長教授
- ・パネルディスカッション「厳冬の時代脱却の鍵、人材育成」モデレータ：門田浩（独）情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリングセンター組込み系プロジェクトプロジェクトリーダー パネリスト：木内志朗 モンタビスタソフトウェアジャパン技術本部本部長、林和彦 トヨタ自動車BR制御ソフトウェア開発室室長、春名修介 パナソニックシステムエンジニアリングセンターソフト開発力強化第一チームチームリーダー、前川隆昭 三菱電機設計システム技術センターソフトウェアエンジニアリング部長

<セミナー>

○組込み人材育成セミナー

08. 7. 14

- ・「S T C (Software Training Center) 検討部会 活動報告」平岡憲人 組込みソフト産業推進会議第2部会部会長（清風明育社専務理事）
- ・「これで解決！！組込み人材育成」南角茂樹 大阪電気通信大学大学院総合情報学研究科コンピュータサイエンス専攻准教授
- ・「パーソナルソフト開発プロセスについて」田中裕彦 パナソニックコーポレー

ト技術研修センターソフトウェアテクノロジーチーム参事

- ・「ソフトエンジニアの基礎を固める Quality C 言語について」片山立 三洋電機研究開発本部デジタル技術研究所担当部長

○組込み人材育成セミナー

09. 2. 16

- ・「プログラム検証の科学技術」木下佳樹（独）産業技術総合研究所システム検証研究センターセンター長
- ・「組込み技術者人材育成について」近森満（社）組込みシステム技術協会 ETEC 運営事務局
- ・「2009 年度 組込み適塾 開催にあたって」今瀬真 大阪大学大学院情報科学研究科長教授
- ・「組込みシステム実装基礎研修 開催にあたって」大橋憲司 イーソルエンベックス代表取締役CEO
- ・「パーソナルソフト開発作法 指導者養成講座開催にあたって」板倉由樹 パナソニックコーポレート技術研修センターソフトウェアテクノロジーチームチームリーダー
- ・「ソフトエンジニアの基礎を固める Quality C 言語作法 指導者養成講座 実施報告」片山立 三洋電機研究開発本部デジタル技術研究所担当部長

<人材育成プログラム>

○組込み適塾

08. 7. 22～08. 10. 7

○組込み適塾実践演習編リバースエンジニアリング&リファクタリング

08. 12. 19～09. 1. 30

○ソフトエンジニアの基礎を固める QualityC 言語作法 指導者養成講座

08. 8. 28、08. 10. 8～10. 9

①高度組込みソフト技術者育成カリキュラムの検討と実施

高度組込み技術者育成プログラム検討部会

(部会長:二宮清 ダイキン工業顧問)では、高度組込み技術者の育成策について、大阪大学を中心とした技術者育成プログラム「IT Spiral」や企業と連携し、システムアーキテクトの育成を目的とした高度組込み技術者育成プログラム「組込み適塾」のカリキュラムを策定し、(独)産業技術総合研究所との共催により開催した。

また、実践演習WG(主査:田中又治 オムロンソフトウェア企画室長、全4回開催)において、「組込み適塾」で得た知識を実践で活かすための演習を中心としたプログラムである、「組込み適塾」実践演習編リバースエンジニアリング&リファクタリングのカリキュラムを策定し、開催した。

組込み適塾企画WG(主査:井上克郎 大阪大学大学院情報科学研究科コンピュータサイエンス専攻教授、全6回開催)において、今年度のプログラムの評価結果を基に、2009年度「組込み適塾」カリキュラムの改良と運用方法について検討を実施した。また、新規の「組込み適塾」実践演習編カリキュラムとして、「アンドロイドを利用したクラス設計演習」及び、「実践的モデル検査」を2009年度に開催する予定である。

部会・講演会開催状況は次のとおり。

○第7回部会・講演会 08. 4. 22

「組込みソフトウェアの何が難しいか?—携帯電話と車載システムの例から」 中本幸一 兵庫県立大学応用情報科学研究科教授

○第8回部会 08. 6. 20

○第9回部会・講演会 08. 8. 25

「産学官連携による組込みシステム技術者の育成プロジェクト」門田浩 (独)情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリングセンター組込み系プロジェクトプロジェクトリーダー

○第10回部会 08. 10. 23

○第11回部会・講演会 08. 11. 28

「産学官連携による組込みシステム技術者の育成プロジェクト」田丸喜一郎 (独)情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリングセンター組込み系プロジェクトプロジェクトサブリダー

○第12回部会・講演会 09. 1. 29

「ASIPの可能性と将来性」今井正治 大阪大学大学院情報科学研究科情報システム工学専攻教授

②初級・中級レベルの組込み技術者拡大に向けた取り組み

S T C (Software Training Center) 検討部会(部会長:平岡憲人 清風明育社専務理事)では、初級・中級レベルの組込みソフト技術者育成を目的とした育成策について企業や大学、専門学校と連携し検討を行った。

初級・中級レベルの組込みソフト技術者育成カリキュラムを検討するために、E P G (Embedded Program) WG(主査:平岡憲人 清風明育社専務理事、全3回開催)を開催し、「組込みシステム実装基礎研修」を策定し、2009年度の開講に向け準備を進めた。

また、コアメンバーWG(主査:平岡憲人 清風明育社専務理事、全2回開催)及び、Q C (Quality C) WG(主査:片山立 三洋電機研究開発本部デジタル技術研究所担当部長)において、組込み技術の指導者を育成するための講座として、ソフトウェアエンジニア力強化を目指し品質を向上させるためのカリキュラムである「ソフトエンジニアの基礎を固める Quality C 言語作法 指導者養成講座」を策定し、開催した。

同じく、指導者を育成するための講座である、ソフトウェアの品質向上を図るための指導者育成カリキュラム「パーソナルソフト開発作法 指導者養成講座」を、P S P (Personal Software Process) WG(主査:板倉由樹 パナソニック人材開発カンパニー コーポレート技術研修センターソフトウェア

テクノロジーチームリーダー、全5回開催)において検討した。2009年度に開催を予定している。

部会・セミナー開催状況は次のとおり。

○第7回部会	08. 5. 9
○第8回部会	08. 6. 19
○第9回部会	08. 7. 10
○組込み人材育成セミナー	08. 7. 14
○第10回部会	08. 9. 3
○第11回部会	08. 10. 15
○第12回部会	08. 11. 12
○第13回部会	08. 12. 17
○第14回部会	09. 1. 19
○組込み人材育成セミナー	09. 2. 16
○第15回部会	09. 3. 6

③アジア留学生の誘致策などブリッジ人材育成策の検討

アジア開発リソース検討部会(部会長:宮部義幸 パナソニック役員)では、オフショア開発先における組込みソフト開発企業の実態や現地での日本語教育の実態を把握するために、中国東北3省の大連、吉林、ハルビンとベトナム・ハノイに調査団を派遣した。

それらの調査結果を基に、関西の組込みソフト産業がグローバル市場において競争力を発揮するための、東アジア諸国との人材連携のあり方について、2009年度を目標に提言を取りまとめている。

部会・視察団開催状況は次のとおり。

○第7回部会	08. 5. 9
○第8回部会	08. 6. 26
○中国視察団	08. 7. 16～ 7. 19
○第9回部会	08. 8. 28
○日越経済討論会 I T・組込みソフトウェア分科会・第10回部会	08. 9. 17
○第11回部会	08. 10. 10
○ベトナム視察団	08. 10. 28～11. 2
○第12回部会	08. 12. 2
○第13回部会	09. 3. 10

④組込みソフト産業に必要な開発基盤、企業育成、人材活用等の検討

組込みソフト開発機構検討部会(部会長:三坂重雄 シャープ顧問)では、組込みソフト産業の振興に向けて、「組込みソフト開発機構」に必要な機能を想定し、フィージビリティスタディを実施した。

具体的には、受発注システムWG(主査:宇野裕史 シャープ生産技術開発推進本部設計自動化開発センター所長、全5回開催)において、組込みソフトウェア開発における課題を抽出し、引き続き、受発注I/F(インターフェース)WG(主査:野田浩明 シャープ研究開発本部ソフトウェア開発センター副所長、全14回開催)において、発注企業と受注企業の間での認識のそごにより発生するトラブルを予防するための基準として、概要編、プロジェクト計画編、要件定義編、テスト計画編の4つのガイドラインを作成し、ウェブで閲覧するための仕組みを実現した。

また、開発支援ツールWG(主査:中本幸一 兵庫県立大学応用情報科学研究科教授、全6回開催)において、組込みソフトウェアの開発工程で使用される、品質・生産性向上につながる開発支援ツールの評価を実施した。

組込みソフト開発支援事業運営WG(主査:三坂重雄 シャープ顧問)において、「組込みソフト開発機構」の事業運営に必要な機能について検討を実施した。

部会開催状況は次のとおり。

○第8回部会	08. 4. 8
○第9回部会	08. 6. 17
○第10回部会	08. 7. 28
○第11回部会	08. 10. 14
○第12回部会	08. 11. 25
○第13回部会・講演会	09. 1. 13

「共通フレーム2007の概要と活用方法」長谷部武(独)情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センターエンタプライズ系プロジェクトリーダー

○第 14 回部会・講演会 09. 3. 16
「フルライン検証サービスのご紹介～Q C
D最適化実現へのロードマップ～開発コス
ト 30%削減に向けて」阪上英史 株式会社
ベリサーブ西日本事業部営業部長

⑤組込みソフト会社・技術者の技術力の見え る化に資する評価制度の検討

資格認定評価制度検討部会(部会長:川浦立
志 日本電気組込みソリューション事業推進
本部長)では、共通の目線でキャリア、スキ
ルを認定するために、開発プロセスの標準、
キャリア基準、スキル基準を定義する必要が
あることを確認し検討を進めた。

キャリア基準の定義としては、業種ドメイ
ン毎に定義された開発プロセスの中で、カ
バーできる範囲により定義することとした。

スキル基準の定義としては、組込みスキル
標準 (ETSS) のフレームワークを用いて管理

することとした。「開発技術」「管理技術」に
ついては、ETSS 標準項目にて管理が可能であ
るが、「技術要素」については、業種ドメイン
への依存性が強いいため、独自に定義すること
とした。

部会開催状況は次のとおり。

○第 8 回部会	08. 4. 10
○第 9 回部会	08. 5. 15
○第 10 回部会	08. 6. 12
○第 11 回部会	08. 7. 10
○第 12 回部会	08. 8. 7
○第 13 回部会	08. 9. 11
○第 14 回部会	08. 10. 9
○第 15 回部会	08. 11. 13
○第 16 回部会	08. 12. 11
○第 17 回部会	09. 1. 15
○第 18 回部会	09. 2. 12
○第 19 回部会	09. 3. 13

(3) 次世代スパコンを生かした新産業の調査、研究 (重点事業 3)

①産業利用促進セミナーの開催等による利用 企業の発掘

文部科学省が主導する次世代スーパーコン
ピュータプロジェクトは、第 3 期科学技術基
本計画において長期的な国家戦略をもって取
り組むべき重要技術である国家基幹技術のひ
とつに位置づけられている。設置にあたって
は、全国で合計 15 の自治体が候補地に名乗り
を挙げ、2007 年 3 月に神戸市・ポートアイラ
ンドへの立地が決定した。

当会は、当初よりプロジェクトの主体であ
る文部科学省、(独) 理化学研究所に対し、関
西への立地を要望しており、神戸への立地決
定後は産業界の利用促進に向けた取り組みを
進めている。

次世代スーパーコンピュータは 2012 年の
本格稼働時で世界最先端・最高性能を目標と
しており、開かれた共用施設として、学術利

用だけでなく産業界からの活用も期待されて
いる。2008 年 1 月には、次世代スーパーコン
ピュータを活用した研究開発や産業利用を推
進するとともに広く普及啓発を行うことで計
算科学分野の振興と経済・産業の発展に寄与
することを目的に、地元関西はもとより、オー
ルジャパンの産学官が一体となって活動する
新組織として(財)計算科学振興財団(理事長:
秋山喜久関西広域機構会長)が設置され、活
動を展開している。今後、産業利用の促進方
策や P R 活動なども財団を中心として進めて
いく。

さらに当会は、財団や関係機関等に対し、
適宜産業利用の戦略等について提案するほか、
広く産業界への P R 活動を促進していく。

セミナー開催等、活動の状況は次のとおり。
○産業・科学技術委員会「地球シミュレータ
視察会」 08. 9. 25

○次世代スーパーコンピュータ産業利用促進
セミナー「スパコン活用の極意—成果をあ
げた事例研究—」(財計算科学振興財団と共
催) 09. 2. 18

山本肇 大成建設技術センター土木技術研
究所地盤・岩盤研究室主任研究員、水島文
夫 東日本旅客鉄道 J R 東日本研究開発セ
ンター先端鉄道システム開発センター環境
技術グループ研究員、小沢知永 キッセイ薬
品工業創薬設計研究所副主任研究員

○トップセミナー「ビジネスチャンスを生み
出す次世代スパコン」(財計算科学振興財団
と共催) 09. 3. 9

桑原洋 元総合科学技術会議議員(日立製作
所特別顧問)、青木初夫 総合科学技術会議

専門委員(アステラス製薬相談役)、丸山康
樹(財電力中央研究所環境科学研究所主席
研究員)

②次世代スパコンを生かした新産業の調査、 研究

企業・大学・研究機関等が加盟し、計算科
学振興財団が運営する次世代スーパーコン
ピュータ利用推進協議会(会長:水越浩士 神
戸製鋼所会長)内の産学官ユーザーネット
ワーク研究会により、産業利用の拡大に向け
た調査・研究が行われている。

当会も適宜参加、活動支援で協力を行って
いる。

(4) 国土形成計画への対応

①近畿圏広域地方計画策定にあたっての意見 表明

わが国は人口減少時代を迎え、より成熟社
会にふさわしい、国土の質的向上を図るため、
新たな国土計画である「国土形成計画」が、
全国計画と広域ブロックごとの広域地方計画
の両面で策定されることになった。

関西では、2006年12月26日に近畿圏広域
計画検討会議(会長:秋山喜久 関経連会長、
以降、検討会議)が設置され、近畿圏広域地
方計画の基本的な方針となる「近畿圏の目指
す姿」、それらを実現するための戦略や具体的
な取り組みなどについて検討を重ねてきた。7
月4日には全国計画の閣議決定を受け、8月
13日に、府県、政令市、経済団体等、国の地
方支分部局の計44機関で構成される、国土形
成計画法に基づいた近畿圏広域地方計画協議
会が設置された。協議会の会長には、秋山喜
久関西広域機構会長が就任した。この協議会
において、これまでの検討会議における検討
成果を継承しつつ、計画の本格的な策定が行
われることになった。

10月21日に開催された第1回協議会にお
いては、近畿圏広域地方計画の中間整理案お
よび主要プロジェクトとして①文化首都圏プ
ロジェクト、②広域観光プロジェクト、③次
世代産業を創造する「知の拠点」プロジェク
ト、④大阪湾ベイエリア再生プロジェクト、
⑤広域物流ネットワークプロジェクト、⑥CO2
削減と資源循環プロジェクト、⑦水と緑の広
域ネットワークプロジェクト、⑧関西を牽引
する賑わい創出プロジェクト、⑨農山漁村活
性化プロジェクト、⑩広域医療プロジェクト、
⑪広域防災・危機管理プロジェクトが示され、
議論が行われた。

当会では、経済界の立場から適宜意見を表
明しており、当会が求めている事業活動にか
かわる取り組み、プロジェクトへの明記につ
いては中間整理案に概ねその内容が盛り込ま
れている。具体的には、①陸海空の物流拠点
とネットワークの整備、②大阪湾ベイエリア
での行政区域等を越えた広域ゾーンニング計
画の作成による製造・物流機能の集積、③け
いはんな学研都市をはじめとした次世代技術

の研究開発拠点の整備、④大阪北ヤードにおけるナレッジキャピタルの実現などである。

また、協議会の場においても、下妻関経連会長が「道路におけるミッシングリンクはもちろん、鉄道、空港、港湾など全てを含めたネットワークが必要である」「関西の目指すべき姿に実現に向けては、各関係機関の連携に加えて、いつ、どうするのかといったスケジューリングを入れる必要がある」といった意見を述べた。

この中間整理案をもとに、今年度内はさらなる修正検討作業とともに、近畿地方整備局と市町村との意見交換が進められ、2009年4月以降、市町村からの提案、パブリックコメント実施を経て、近畿圏広域地方計画の原案が取りまとめられ、夏ごろに国土交通大臣の決定を得る予定である。

②その他国土計画に関わる事業の推進

当会では、国土・基盤整備委員会の下に設けられた国土形成計画WGにおいて策定の動きをフォローするとともに、講演会や意見交

換会も適宜開催し、会員企業との情報の共有化などに積極的に取り組んできた。意見交換会、講演会、国土形成計画WGの開催状況は次のとおり。

<意見交換会>

○近畿地方整備局との意見交換会 08. 4. 4

○近畿地方整備局との意見交換会 08. 11. 17

<講演会>

○「近畿圏広域地方計画について」塚田幸広
近畿地方整備局企画部長 08. 11. 27

<国土形成計画WG>

○第10回「第4回 近畿圏広域計画検討会議
開催結果などについて」 08. 5. 19

○第11回「中部圏広域地方計画の検討状況について」石原篤 中部地方整備局企画部事業調整官 08. 6. 19

○第12回「北陸新幹線の現状と課題」田端浩之 福井県総合政策部企画幹 08. 9. 30

○第13回「道路整備と財源措置の動きについて」大西博近畿地方整備局道路部地域道路調整官 09. 2. 23

(5) クラスタ連携等による新たな産業の創出

①光医療産業バレー構想など、けいはんなのシーズを活用した事業化促進

けいはんな学研都市で生まれた研究成果の産業化や、ベンチャー企業のビジネスマッチング、広域連携による新事業創出、クラスター形成を推進するために、(財)関西文化学術研究都市推進機構(以降、推進機構)、けいはんな新産業創出・交流センター(以降、センター)、奈良先端科学技術大学院大学(NAIST)等との連携による活動を展開した。

特に産学連携で「超小型粒子線がん医療装置」の実現を目指す「光医療産業バレー構想」を推進した。本構想関連の視察会・セミナーは以下のとおり。

○NAIST産学連携フォーラム(奈良先端

科学技術大学院大学、(財)奈良先端科学技術大学院大学支援財団と共催)

第19回(08. 7. 25)、第20回(08. 10. 30)、第21回(09. 3. 11)

○「兵庫県立粒子線医療センター」視察会 08. 10. 20

○「けいはんな光医療産業構想～超小型粒子線がん治療装置の開発をめざして」 09. 1. 26

<センターとの主な共催事業>

○シーズフォーラム(シーズ紹介：大阪市立大学、福井大学) 08. 4. 24

○ベンチャーフォーラム「ICTから広がる快適なワーク&ライフ」 08. 6. 5

○けいはんな国際環境ビジネスフォーラム

「次世代社会基盤の形成と新たな環境・エネルギー産業創出への挑戦」 08. 6. 25

○シーズフォーラム（シーズ紹介：財ファインセラミックセンター、神戸大学）

08. 7. 29

○ベンチャーフォーラム「イノベティブな技術で世界にはばたく」 08. 9. 16

○シーズフォーラム（シーズ紹介：大阪大学、立命館大学） 08. 10. 28

○ベンチャーフォーラム「飛躍を目指すベンチャー！命を救ける、ビジネスを助ける」

08. 11. 26

○シンポジウム「けいはんな光医療産業バレー拠点創出シンポジウム」 08. 11. 27

○シーズフォーラム（シーズ紹介：同志社大学、奈良先端技術大学院大学） 08. 1. 27

○特別フォーラム「環境・エネルギー問題への挑戦～けいはんな地域から、そして関西から～」 08. 3. 5

②先端のライフサイエンス関連産業の育成支援

関西でのバイオサイエンスの世界的拠点形成とバイオ産業プロジェクトの推進による関西経済の活性化を目的とし、5月9日、大阪商工会議所と共催で、第8回関西バイオ推進会議を開催した。また、知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）の支援のため、同クラスター本部が主催した彩都と神戸を中心とした関西広域バイオメディカルクラスター成果発表会を後援した。

さらに、山中伸弥 京都大学教授により作製されたiPS細胞は、再生医療の切り札となる画期的な研究成果であるが、その実用化には産業界との連携が不可欠である。当会は、京都大学と共催で、4月と2月にiPS細胞研究の産学連携と実用化を加速するためにiPS細胞研究産業応用懇話会を開催した。

③映画、アニメ等デジタルコンテンツ産業の育成支援

東京で開催されたJAPAN国際コンテンツフェスティバルのパートナーイベントとして、今回で2回目となるクリエイティブ・インダストリー・ショーケース in 関西（C r I S 関西）（実行委員長：下妻関経連会長）を開催した。C r I S 関西は産学官連携のもと、関西のコンテンツ産業の振興を目的に、コンテンツの新たな利活用とグローバルなコンテンツ人材創出を実現する舞台として、人材の発掘・育成・交流、マーケットの形成などのイベントを10月19日から11月3日にわたり集中的に実施し、関連イベントを含め約8万人が参加した。

今回の特徴として、昨年の6事業からダンスや音楽、食文化という新たな分野が加わり、13事業に増え多彩なイベントに発展したこと、新たに奈良県が加わることにより、エリアが拡大したことが挙げられる。

クリエイティブビジネスフェア 2008 のメインの展示・商談会である「大阪創造取引所」では、優れたコンテンツ・デザイン・先端技術やアイデアを有するコンテンツ関連企業や大学、研究機関、そして行政まで多彩な企業・団体38社が集結した。クリエイティビティ溢れる企業との商談設定や委託・提携先等とのマッチング、約500件が行われ、新たなビジネスチャンス、出会いの場として大盛況であった。各事業の概要は以下のとおり。

○京都映画カンファレンス 08. 10. 19

源氏物語から千年、日本で初めて劇映画が撮影されてから百年を迎えた京都では、表現の変化や日本映画の魅力を踏まえ、これからの時代における映画の役割をテーマに講演や対談を実施。併せてオープニングイベントを開催した。

○AMEMURA DANCE CHALLENGE 2008 08. 10. 19

18歳以下のダンス大会。予選を通過した15

チームが参加し、決勝戦を開催。ロボットクリエイターである高橋智隆氏製作の二足歩行型ロボット「マノイ」とのダンスコラボレーションも実施された。

○CGアニカップ 08.10.19

関西国際空港を舞台に日・中・韓・台の新進気鋭のCGアニメクリエイターが国・地域毎に争う国際カップ戦を実施した。

○うま味発見 100 年記念イベント 08.10.20

うま味成分が発見されて 100 周年に当たることを記念した「うま味サミット in 京都」のオープニングイベントとして、うま味発見ドキュメンタリードラマの上映や講演等を開催した。

○なら国際映画祭プレイベント 08.10.24

映画作家である河瀬直美氏と世界的に活躍するタイの漫画家ウィスット・ポンニミット氏との映像と音のコラボを交えた対話形式により、奈良の土地に感じる「懐かしさ」や人間が本来持つ「優しさ」などをテーマに奈良の魅力を発信した。

○クリエイティブビジネスフェア 2008

08.10.28～29

ビジネスマッチングのための展示・商談会やコラボレーション創出を目指すセミナー、コンテンツ業界の学生就職フェア等を開催。会場には中小・大企業、クリエイター、学生等来場者の熱気で溢れ、2 日間で延べ 1 万人以上が来場、約 500 件の商談が実施された。

○アジアスクリーニングフォーラム 2008

08.10.29

若手クリエイターや学生を対象にセミナーや少人数でのワークショップを開催。第一線で活躍する講師からの実践的な話に、参加者は熱心に耳を傾けた。

○パナソニック乾電池 EVOLTA presents

「MINAMI WHEEL 2008」

08.10.31～11.3

大阪ミナミのライブハウス 18 か所で、新人・中堅を中心に総勢 450 組のアーティスト

が出演するショーケースライブを開催した。

○アニミックス 2008inOSAKA

次代を担う才能の発掘とそれを活かすための新たなフィールド構築をめざす“ファン主導型”エンターテインメントイベント。出版社やゲームメーカー等約 70 社の最新作や異業種コラボで実現した新商品などを体感できるほか、声優チャレンジ・オーディション 2008 を開催した。

08.11.1～3

○Next-Generation Film Festival 田辺・弁慶映画祭 2008

今回で 2 回目となる「田辺・弁慶映画祭」には、韓国・中国から出品。映画検定 1 級合格者を審査員に迎え、制作者と審査員が活発な意見交換を行った。

08.11.1～3

○「地方の時代」映画祭 2008

全国の放送局、学生達が制作したドキュメンタリー作品 115 本の応募があり、一般、学生部門別に優秀作品が選ばれ、贈賞された。また全作品の上映、ワークショップ等が開催された。

08.11.1～4

○第 13 回アニメーション神戸・授賞式

未来を担う人材の発掘を目的に、国内の商用アニメーションやクリエイターへの表彰を実施した。

08.11.2

○手塚治虫生誕 80 周年記念 地域活性化シンポジウム

IT 社会を迎えて大きな変化を迎える中、松本零士氏を招き、活躍を夢見る学生達がマンガ家として育つためのシンポジウム「マンガの未来を語る」を開催した。

08.11.3

④次世代ロボット産業の育成支援

本事業は、2002 年度に関西経済 6 団体が設置した関西産業競争力会議において、わが国の産業競争力強化のために経済界が自ら実行する 7 つの行動計画のひとつとして「人間共生型ロボット産業の拠点形成」が決定されたことを受けたものである。2003 年 4 月には推進組織として、関西の産学官の代表による関

西次世代ロボット推進会議（議長：下妻関経連会長、以降、推進会議）が設立され、当会が事務局を務めている。

2008年3月には、設置期限を迎えたため、推進会議の今後のあり方について本会議を開催した。本会議において、これまでの活動により多くのプロジェクトが推進していることや、関西の次世代ロボット産業への取り組みが国内外に認知されたことが高く評価された。いよいよ次世代ロボットの事業化のステージに入り、オール関西としての打ち出しの重要性はますます高まるとして、5年間の活動継続が了承された。

■都市再生プロジェクトの推進

2004年4月、「大阪圏における生活支援ロボット産業拠点の形成」の推進が政府の第7次都市再生プロジェクトとして決定され、2005年2月には、地元関係団体である当会および京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、京都市、大阪市、神戸市、大商と、関係府省である内閣官房地域活性化統合事務局、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省の協議の場として、大阪圏生活支援ロボット産業拠点の形成に係る推進協議会（以降、推進協議会）が設置された。

推進会議は、当面推進する①災害救助及び危険作業支援RT（Robot Technology）システム、②街が安心安全を見守るRTシステム、③農林水産現場に適応したRTシステム、④医療支援RTシステム、⑤自立支援RT義肢装具、⑥RT訓練機器・教材、⑦快適な暮らしを提供するRT空間モデル、⑧創造的なビジネスRT空間モデルの8つの重点プロジェクトとそれを構成する38件の個別プロジェクト群について、実証実験フィールドの調整や事業化に向けたマッチング等の支援を進めた。

これらの活動報告は、推進協議会の実施計画書に基づき、08年以降の推進施策と併せて

「2007年度PDCA報告書」として取りまとめ、8月5日の推進協議会にて報告し、関係府省から承認を得た。

■関西の次世代ロボット産業の動きを全国に発信

関西圏の次世代ロボットに関する取り組みを広く情報発信するため、推進会議の重点プロジェクトの進捗状況や関西圏でのロボット関連イベント、支援情報などを掲載したポータルサイト「KANSAI-ROBOT.NET」を運営している。ポータルサイトを入口として、国内他都市のロボット産業政策関係者はもとより、海外の行政、大学、研究機関等との交流が展開されている。

また、次世代ロボット産業関連イベントにも積極的に関与し、情報発信に取り組んだ。会合・イベント等の開催状況は次のとおり。

○第5回大阪圏生活支援ロボット産業拠点形成推進協議会 08. 8. 5

○国際フロンティア産業メッセ（ブース展示） 08.10. 8～9

○国際次世代ロボットフェア（ICRT JAPAN 2008） 08.11.26～28

セミナー「RT（Robot Technology）が彩る未来の社会システム」今仲行一 推進会議プロジェクトディレクター（オムロン執行役員常務技術本部長）、石黒周 推進会議プロジェクトオフィサー（ロボットラボラトリーリーダー）

⑤大阪証券取引所をはじめとする関西の金融・資本市場の活性化支援

わが国の金融・資本市場の国際競争力強化を図るため、政府は7月に国際金融拠点フォーラムを設置した。国際金融拠点の対象として、東京駅・有楽町駅周辺など東京の2地域が選出されるとともに、大阪についても国際金融拠点機能形成に関する検討を行うこととなった。そこで当会は、大阪府・大阪市・大阪証券取引所とともに大阪の強み、特徴を生かした国際金融機能強化についての検討を

行い、フォーラムの場で意見表明した。

⑥関西 I T 活用企業百撰実行委員会の支援

企業経営への優れた I T 活用事例を幅広く収集・紹介するとともに、I T 化に関するアドバイスを行う当事業も今回で 8 年目を迎えた。2 月 19 日リーガロイヤル N C B にて開催された「関西 I T 百撰フォーラム」では、選考過程を経て選ばれた最優秀企業 2 社、優秀企業 7 社を表彰するとともに、経営者自らが講演され、約 300 名が参加した。

なお、I T を経営に活用した事例発表も 8 年で 60 社を超え、事例の水平展開という当初の目的は達成されたため、今年度を持って本

取り組みへの支援は終了し、来年度は自立的活動へ移行することとなった。

【最優秀賞】

- ・スーパーホテル
- ・ソーキ

【優秀賞】

- ・京都工芸
- ・三和メッキ工業
- ・シナジーマーケティング
- ・治部電機
- ・新和
- ・高橋ふとん店
- ・日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会

(6) 次代を担う人材の育成

①社会人の人材育成のための産学交流・連携

関西の持つ知的資源を活用した都心部の再生と次世代を担うビジネスパーソンの育成を目的とするインテリジェントアレー構想は、07 年 11 月の N P O 法人 関西社会人大学院連合（以降、大学院連合）設立に伴い、新たな段階に移った。2001 年発足依頼、当会が事務局を務めてきたインテリジェントアレー推進懇談会は解散。2008 年度は、主に、(財)関西生産性本部と連携し、大学院連合が実施する社会人の人材育成事業に協力した。大学院連合には、関東の大学 2 校を含む、24 校の大学・大学院が加盟している。

当会と大学院連合、(財)関西生産性本部は、大学と企業の人事担当者の意見交換の場として産学交流会を開催。連合の中核事業である専門セミナーはじめ、連合のプログラムへの企業の人材育成ニーズの反映に努めている。

また、経済産業省 2008 年度産学人材パートナーシップ事業「国際競争を勝ち抜く次世代経営リーダー養成プログラム」を大学院連合、(財)関西生産性本部と当会で受託。産学共同でプログラム開発に取り組んだ。プログラム開

発に関するノウハウの蓄積や独自教材の開発、受講者同士のネットワーク形成を目指している。

2003 年より(財)関西生産性本部と共催で実施しているビジネス界で活躍する人物による一回完結型の講演会「撰壇塾」も受講者を順調に増加させている。

会合等の開催状況は次のとおり。

- 第 3 回産学交流会 08. 4. 7
- 第 8 回大阪インテリジェントアレー推進懇談会 08. 4. 25
- 第 4 回産学交流会 08. 7. 23
- (財)関西生産性本部、関西社会人大学院連合との合同会議 08. 8. 4
- 第 5 回産学交流会 09. 1. 13

②アジア・ビジネススクール（ABS）の実施

当会が事務局を務めるアジア・ビジネススクール運営協議会（会長：下妻関経連会長、副会長兼スクール長：井上礼之ダイキン工業会長兼 C E O）は、8 月末から 9 月中旬にかけて、第 6 回アジア・ビジネススクール（ABS）を実施した。スクールには 22 社から 35

名（平均年齢：35.0歳）が参加した。

8月27日～30日の前期日程では、国際交流基金関西交流センターで講義を行い、中国ビジネスの最新動向や日本企業にとっての課題などについて学習した。9月7日～13日の後期日程では、中国・上海で日系企業を訪問し、中国ビジネスの戦略について話を聞いた。さらに、受講生はグループごとに分かれて市場調査などを行い、新たな中国ビジネスのプランを作成した。

③ I T、R Tを活用した教育支援

■教育への I T活用プロジェクト

関西 I T推進部会において、関西地域の将来を担う次世代層に対して、I Tを活用した多様な教育の機会を提供すべく、2007年度に引き続き「教育への I T活用プロジェクト」を実施した。

2006年度から取り組みはじめた稲作を通じた体験学習支援プロジェクトならびに2008年1月から取り組んだコンテンツ提供プロジェクトともに、当初のねらいは達成できた。よって、5月の委員会報告をもって部会活動は終了、解散した。但し、体験学習支援プロジェクトについては、小学校4校における年度途中の取り組みであるため、今年度末まで活動を継続し、終了した。

■ロボット教材を活用したものづくり教育

当会は、大阪市、大阪市教育委員会、大阪大学等とロボット人材育成プロジェクト実行委員会を設置し、夏休み期間中の8月に、計13回、関西文化学術研究都市の私のしごと館や、大阪市内区民センターにおいて、合計1,300名の小中学生を対象にロボット工作体験教室を開催した。また、秋には工作体験教室の参加者を対象として、さらにステップアップしてもらうためのロボットプログラミング体験教室を合計10回開催した。

関西の将来の重点産業と位置付けられている次世代ロボットについて、次代を担う子ども

たちのものづくりへの興味や論理的な思考体験に貢献した。

○ロボット工作体験教室（私のしごと館、大阪市西成・東成・港・中央・都島の各区民センターにて開催） 08. 8. 16～24

○ロボットプログラミング体験教室（大阪市浪速・天王寺区民センターにて開催） 08. 10. 12～11. 3

2. 「アジアとの共生」を目指した、経済交流の拡大と環境・省エネルギー技術協力の強化

(1) アジア諸国との経済交流強化（重点事業 4）

① 関西財界訪中代表団の派遣による中国との関係強化

関西財界訪中代表団については、2008 年 5 月の胡錦濤中国国家主席来阪、および中国四川大地震の発生により、2009 年 4 月に派遣することとした。

○2009 年関西財界訪中代表団事前勉強会「中国経済の現状と今後の展望」黒田篤郎 経済産業省通商政策局通商政策官 09. 3. 16

○中国・関西 水環境フォーラム講演会「中国の環境問題と環境分野における日中ビジネスの可能性」原剛 早稲田大学特命教授
早稲田環境塾長・毎日新聞客員編集委員

09. 3. 18

② 日中経済討論会や日越経済討論会の開催を通じた人的ネットワークの構築とビジネスの活発化

■第 8 回日中経済討論会

11 月 18 日、当会はじめ関西経済界と日本貿易振興機構、経済産業省等で構成する日中経済討論会開催委員会（委員長：下妻関経連会長）の主催により開催。日本側約 220 名、中国側約 60 名が参加した。

下妻委員長の開会挨拶、木村慎作大阪府副知事の来賓挨拶の後、日中双方の企業代表者、有識者によるパネルセッション「グローバル経済における日中の未来～環境・省エネビジネスにおける相互協力のあり方～」が行なわれた。続いて、白石隆経済産業研究所（RIETI）ファカルティフェローが「中国の台頭と周辺諸国の変容」と題して講演した。

午後には、「戦略的互惠時代の日中企業提携～双方向 M&A の選択と可能性～」、「知的財産の活用と日中間ビジネスへの展開を拓く」

の 2 分科会、および環境・省エネ関連企業交流会が並行して行われた。最後に、日中の有識者による閉会シンポジウム「五輪・万博後の中国経済と日中ビジネス」が行われた。

■第 2 回日越経済討論会

日越経済討論会は、日越ビジネス交流拡大に向けた課題や方策について討議することを目的として、2007 年 4 月にハノイで第 1 回を開催したものである。2008 年 9 月 17 日、日越外交関係樹立 35 周年記念行事のためベトナム政府・経済界首脳が来日した機会をとらえ、当会、日本貿易振興機構、ベトナム商工会議所の主催、京商、大商、神商、堺商工会議所、同友会、関経協、国際協力銀行大阪支店の共催により、大阪で第 2 回討論会を開催した。

当日は午前中に 3 つの分科会が行われた。そのうち「IT・組込みソフトウェア」分科会では、組込みソフト分野における両国の協力関係のあり方について熱心な意見交換が行われた。午後のメインセッションには、ベトナム側から約 140 名、日本側から約 390 名が参加した。下妻関経連会長、橋下徹大阪府知事、近藤三津江日越友好議員連盟議員、ベトナム側団長であるヴィエット越日友好議員連盟会長の挨拶の後、フォン科学技術大臣がベトナム経済の現状について、小澤七洋グンゼ執行役員、井上義國財太平洋人材交流センター会長が、各々ベトナムにおける事業展開や人材育成支援の取り組みについて講演を行った。続いて、ベトナムにおける日本的「ものづくり」実現や人材育成における日越連携などをテーマにパネルディスカッションが行われた。

■ベトナム投資・ビジネスミッションおよび 第3回日越経済討論会

3月1～6日、日本貿易振興機構、近畿経済産業局、大阪市、(財)大阪国際経済振興センターとの共催により、ベトナム投資・ビジネスミッション(最高顧問:下妻関経連会長、団長:中富道隆日本貿易振興機構副理事長、副団長:伊藤紀忠大洋社長、顧問:平工奉文近畿経済産業局長)を派遣し、ハノイ市とホーチミン市を訪問した。ベトナムに対する企業の高い関心を反映し、事務局を含め総勢88名が参加した。

ミッションでは、第3回日越経済討論会の開催、政府要人表敬訪問、工業団地(タンロン工業団地、ホアラック・ハイテクパーク)視察、現地ベトナム企業との商談会・ネットワークワーキング、現地日系企業との意見交換を実施した。

政府要人については、フン第一副首相、ホアン商工大臣、クアン・ホーチミン市長を表敬訪問し、各々でベトナムと日本および関西地域との関係強化への期待が表明された。

第3回日越経済討論会については、3月3日、ハノイ・デウーホテルにて開催した(主催:日本貿易振興機構、当会、ベトナム商工会議所、共催:近経局、大阪市、(財)大阪国際経済振興センター)。参加者は日本側、ベトナム側を含め約350名。世界的な金融危機、景気後退により両国経済が共に厳しい状況にある中、両国の経済連携、特に裾野産業育成や人材育成など「ものづくり」を中心としたパートナーシップの強化、環境分野など新たな課題やビジネスチャンスについてお互いの認識を深めることを目的とした。

ロック・ベトナム商工会議所会頭、下妻関経連会長からの挨拶の後、フック計画投資大臣が「金融危機とビジネス環境変化～最新ベトナム経済情勢～」、坂場三男ベトナム国駐節特命全権大使が「ものづくりパートナーシップに向けた日越連携」、平工奉文近畿経済産業

局長が「ベトナムと関西の経済連携～環境エネルギー分野を中心に」、本間正明(財)関西社会経済研究所所長が「ベトナムと関西の経済連携～グローバルパートナーとしての共生を」と題した講演を行った。また、パネル・ディスカッションでは「日越連携によるモノづくり・ヒトづくり～金融危機によるビジネス環境変化を踏まえて～」をテーマに、(独)国際協力機構専門家や現地進出日系企業、ベトナム政府関係者や日系企業のサプライヤーとして既に活躍されている現地企業をパネリストに意見交換を行った。

③アセアン経営研修など人材育成事業を通じたアジアの経済発展への貢献

■アセアン海外研修

7月15日から17日にかけて、インドネシア貿易研修センターと協力し、ジャカルタにおいて研修を行った。本研修は、(財)海外技術者研修協会(AOTS)との共催事業で実施した。

研修のテーマは、インドネシアの主要な輸出産業である食品に焦点をあてた「食品の安全性と環境への配慮」。インドネシアにおける食品関連産業のマネージャークラス30名が参加した。

研修では、講義とグループワークを通じて、輸出促進のために日本市場の特徴や最近のトレンド、消費者動向を紹介した。

また、本事業は両国の国交樹立50周年を記念する日本インドネシア友好年事業の一つにも位置付けられた。

アセアン海外研修は、1997年以降実施しており、累計815名が参加した。

■アセアン経営研修

12月1日から5日にかけて、「日本の企業がいかに経営品質を高めているか」をテーマに実施し、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの8カ国から12名の企業経営

者・幹部を研修生として関西に受け入れた。

参加者は、大学教授による講義、大企業・中堅企業幹部との意見交換や工場視察を通じて、日本企業が競争優位を保つための経営戦略を学び、研修生同士による複数回のディスカッションを通して理解を深めた。また、日本の文化を経験し、研修生間の交流を深めるため、有馬温泉での宿泊も実施した。

本研修は1980年から実施されており、研修参加者は累計298名にのぼる。30周年を迎える2009年度はインドネシアにおいて記念行事を実施する予定である。

■ベトナム海外研修

10月7日から10日にハノイ市、13日から16日にホーチミン市で実施した。

2007年4月のベトナム使節団において「今後の日越ビジネス拡大のためには裾野産業の育成が課題である」との指摘を踏まえ、AOTSの制度を利用し、当会とベトナム商工会議所の共催により実施した。

研修では、企業を取り巻く環境変化に対応し、企業が生き残って発展していくために必要な経営管理技術である総合的品質管理（T

QM）について紹介するとともに、品質管理（QC）や生産性向上の必要性とそのための具体的な問題解決手法の事例紹介を行った。

研修にはベトナム企業の経営幹部、マネージャーなどハノイ市51名、ホーチミン市45名が参加した。

なお、上記の海外研修・経営研修ともに運営は財太平洋人材交流センター（PREX）に委託した。

④中国・中関村とけいはんな学研都市との交流事業の推進

10月13日から18日にかけて、財関西文化化学術研究都市推進機構、けいはんな新産業交流センター、京都府等は、北京と西安を訪問し、中関村管理委員会等と、ビジネスを通じた中国の水処理の運営改善に向けた取り組み方策について意見交換するとともに、関西企業が有する優れた技術を紹介するセミナー等を行った。本事業は、ジェトロのRIT事業の認定を受けており、引き続き、本取り組みを継続していくこととしている。

(2) 環境・省エネルギー技術のアピール（重点事業5）

①次世代環境技術研究会による調査研究

2007年9月に発足した次世代環境技術研究会は、昨年度に引き続き環境技術の普及に関する課題を企業の事例をもとに研究し、「次世代環境技術の普及促進に向けて－中間とりまとめ－」（以降、「中間とりまとめ」、資料72頁）を取りまとめ6月に公表した。さらに、「中間とりまとめ」で挙げた課題に対して、具体的な改善提案を挙げた意見書「次世代環境技術の普及に関する要望」（資料21頁）を取りまとめ12月に公表した。

これら活動を通じ、わが国の環境技術を新たな産業競争力の源泉として成長させていくための普及啓発活動を実施するとともに、今

後さらに着手していくべき環境技術の分野について議論を行なった。

○第8回 研究会『「中間とりまとめ（案）」について』 08. 4. 8

○第9回 研究会「今後の活動方針について意見交換」 08. 9. 1

○第10回 研究会「意見書（案）について意見交換」 08.11. 5

○第1分科会（1）「第1分科会の進め方について」 08. 9.19

○第2分科会（1）「第2分科会の進め方について意見交換」 08. 9.19

○第1分科会（2）「意見書全体の構成および各提案内容の確認」 08. 9.30

- 第2分科会(2)「住宅の省エネ化にとって必要なものについて意見交換」 08.10. 3
- 第1分科会(3)「意見書全体の内容について意見交換」 08.10.22
- 第2分科会(3)「エコハウスポイント制度の策定に関する検討」 08.10.22
- 第2分科会(4)「エコハウスポイント制度の普及に向けた課題抽出(「エコ・アクション・ポイント」の利用について討議)」 08.10.22
- 第11回 研究会「研究会活動の総括」 09. 3.19

②環境技術事例集の充実と普及啓発

「環境先進地域・関西」をアピールするとともに、環境と経済の両立や地球環境問題の解決に資するような環境ビジネスをさらに活発化させるため、「環境・エネルギー技術・製品事例集」を2008年4月に公表した。日・英・中の3ヶ国語で関西企業の取り組みを紹介しており、5月に来阪した胡錦濤中国国家主席をはじめとする海外要人の来阪時や10月の韓国・中国経済調査団など海外への使節団・調査団の要人表敬訪問時、さらには、5～6月に京阪神三都市で開催した2008年G8サミット関係閣僚会合、11月の第8回日中経済討論会、3月の日越経済討論会等のイベントで配布した。

この「環境・エネルギー技術・製品事例集」をさらに充実するため、関西一円の経済団体や官公庁・研究機関の協力を得て、初版の24

件に加え、新たに58件の企業の技術・製品事例とともに、参考事例として10件の関西の自治体等の取り組みの紹介を盛り込んだ新事例集を11月に公表した。

③日中韓産業交流会等の活用

6月18日～20日、インテックス大阪で「2008日中韓産業交流会(大阪)」が開催された。本交流会は、日中韓三カ国の貿易投資促進機関である日本貿易振興機構(JETRO)、中国国際貿易促進委員会(CCPIT)、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)が主催する展示会で、今回は2006年の中国・青島、2007年の韓国・ソウルに続いて3回目の開催。当会は、近畿経済産業局、大阪府、大阪市、大商と開催地実行委員会を構成して交流会に協力した。18日の開会式には、下妻関経連会長、新藤義孝経済産業副大臣、橋下徹大阪府知事、平松邦夫大阪市長、野村明雄大阪商工会議所会頭などが出席した。

交流会には、三カ国から合わせて321社・機関が出展。特に日本からは、環境・省エネルギー技術を重点分野として出展が行われた。また併催イベントとして、環境・省エネ分野における三カ国間の協力をテーマとするパネルディスカッションが行われた。

当会は近畿経済産業局、関西パートナーシップ協議会と協力して関西PRブースを出展し、環境技術事例集など関西の技術力や投資環境などを紹介した。

(3) 通商および経済協力に関する調査研究、政策提言

①EPA戦略に関する提言のフォローなど通商政策の検討

7月7日、当会および大商、京商、神商、同友会は、5団体共同意見書「経済連携協定の推進と利用促進に関する要望」(資料36頁)を取りまとめ、内閣総理大臣、関係閣僚、関

係省庁、地元選出議員など関係先に建議した。また同日、松下関経連副会長・国際委員長、足立哲大阪商工会議所国際ビジネス委員長から記者発表を行った。

意見書では、東アジア各国との経済連携協定(EPA)締結の迅速化、EU、米国や中

国など大市場国を含む新たなEPA戦略の構築を求めている。また、各団体に企業から寄せられた実務上の要請や、依然として中小企業のEPAの認知度・利用度が低い状況を踏まえ、実効性のあるEPAの実現、企業への情報提供の強化、中小企業対象の相談対応機能の強化など、企業のEPA活用促進に向けた具体的な項目を要望している。

②アジアの成長ダイナミズム研究

2008年秋、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機は、瞬く間に世界経済を同時不況に陥れた。この世界経済の大きな転機の中で、当会では昨年6月より「アジアの成長ダイナミズム」研究プロジェクトに取り組んだ。本研究では、アジアにおける成長ダイナミズムによって顕在化する「チャンス」と「リスク」を整理し、日本および関西がアジアの持続的成長に貢献するための方策を検討してきた。

とりわけ、中国に次ぐ人口大国・インドも含めたアジアにおいて、環境・資源エネルギー面などでの持続的成長の制約条件に対し、関西の強みや潜在力を生かして、ビジネスリスクをチャンスとして取り込むための具体的課題を整理してきた。

特に、インドについては、2009年1月に「インドに関する経済調査」を実施し、インド経済の現状と市場動向、環境・省エネ、インフラの整備の現状と課題について、調査を行った（詳細は33頁参照）。

今回の世界的かつ深刻な景気後退も、アジアにとって大きな「リスク」であるといえる。しかし、こうしたリスクも日本・関西がこれまでに培ってきた技術や経験・ノウハウを生

かして、果敢にビジネス・チャンスに変えていける可能性がある。

こうした観点に立って、2009年3月、直面する世界同時不況下において、わが国が推進すべき経済外交戦略について、「戦略的な経済協力のあり方に関する提言ーアジアの持続的な成長に資する官民連携の強化に向けてー」（資料38頁）を取りまとめた。

提言では、まず、現状認識として、①同時不況とデフレの顕在化、②実体経済の低迷が新興国・途上国を直撃しているアジア経済の現状と展望を整理し、③国際協力に関する世界の動向からわが国の経済協力の現状を再評価した。

その上で、基本的考え方として、①アジア・世界の経済再生・持続的成長のための経済協力の強化・充実、②経済協力における「官民連携」の一層の促進・強化、③ODA予算の一層の効果的・効率的運用の3つを挙げた。

さらに、経済協力に関する具体的提言・実行としては、①アジアにおいて取り組むべき重点テーマを、i) 省エネ・新エネ技術・製品の普及、ii) 社会インフラ整備の拡充、iii) 環境問題の解決促進としている。また、②実現に向けた具体的方策として、i) PPP（Public-Private Partnership）の早期具体化と「PPPパイロット事業」の創設、ii) 周辺インフラ整備も含めた官民合同ビジョンの策定、iii) 内外にわたる人材育成の充実を挙げた。

最後に、当会の取り組みとして、①国際交流事業を通じた環境技術の普及PR、②水・インフラ国際展開研究会（仮称）の設置、③人材育成事業の継続と発展を掲げている。

(4) 世界各国との交流

①経済調査団の派遣等による新興市場の研究 ■韓国・中国経済調査団

2008年10月、松下副会長・国際委員長を団長とする経済調査団を、韓国・ソウル、中

国・重慶に派遣した。

韓国では、世界金融危機下における韓国経済の現状、日韓EPA（経済連携協定）をはじめとする日韓両国の経済関係強化、関西と韓国との経済交流強化などについて、中国・重慶では、中国内陸部の投資環境等の把握、環境・エネルギー分野をはじめとする関西との経済交流強化などについて、各々政府・経済界要人、現地日系企業等を訪問、意見交換した。主な懇談先は下記のとおり。

<韓国>

- 金宗堉 通商交渉本部長
- 李載勳 知識経済部次官
- 李成漢 企画財政部対外経済局長
- 鄭炳哲 全経連常勤副会長
- 金鍾奭 韓国経済研究院院長
- 玄在賢 東洋グループ会長
- 重家俊範 在大韓民国日本国特命全権大使
- ソウル・ジャパン・クラブ

<中国・重慶>

- 王鴻挙 重慶市長
- 重慶市政府（経済委員会、環境保護局）
- 重慶北部新区管理委員会
- 鄒小平 中国国際貿易促進委員会重慶市委員会会長
- 正大軟件（ソフトウェア）集団 重慶華日軟件有限公司
- 富田昌宏 在重慶日本国総領事
- 重慶耐德新明和工業有限公司

■インドに関する経済調査（インド調査団）

「アジアの成長ダイナミズム」研究プロジェクトの検討の中で、中国だけでなくインドはじめアジア諸国で、人口増加とともに経済発展に伴う大消費市場の形成が「チャンス」として認識される一方で、「リスク」として、環境や資源・食糧、水問題などが浮かび上がってきた。

そこで、2009年1月、将来のアジアの成長を先取りし、企業のビジネスチャンスを調査する観点から、中国に次いで10億人の人口を

抱え、今まさに経済発展がテイクオフしつつあるインドの実態を調査した。

本調査団では、インドのデリー、バンガロール、チェンナイ、コインバトールの4都市を訪問し、インド経済の現状と展望、インドの環境・エネルギー問題の現状と課題、インフラ整備の問題点などについて、インド政府・州政府の幹部、インドおよび日系企業の双方、環境関連の研究機関等からヒアリングを行った。

②海外の政府要人・経済団体等とのネットワーク形成

2008年度は、胡錦濤中国国家主席、ギュルトルコ大統領をはじめとする外国要人との懇談会、表敬訪問受け入れを行った。懇談会、会合等の開催状況は次のとおり。

<セミナー・懇談会等>

- 李万才 遼寧省副省長歓迎夕食会
08. 4. 11
- アジア・太平洋経済セミナー（米国総領事館、関西アメリカン・センター、大商と共催）
08. 4. 15
- 楊潔篪 中国外交部長との懇談会・歓迎夕食会（大阪府、大阪市、堺市、大商、堺商工会議所と共催）
08. 4. 19
- 胡錦濤 中国国家主席歓迎夕食会（大阪府、大阪市、堺市、大商、堺商工会議所と共催）
08. 5. 9
- 陝西省投資貿易説明会（陝西省人民政府、中国総領事館、大阪府、大阪市、日中経済貿易センター、大商、大阪国際ビジネス振興協会、(財)大阪国際経済振興センターと共催）
08. 5. 23
- メキシコ投資セミナー（駐日メキシコ大使館、大商と共催）
08. 5. 30
- ギュルトルコ大統領との夕食懇談会（大商、同友会、京商、神商と共催）
08. 6. 7
- アジア開発銀行ビジネス・オポチュニティ・セミナー（アジア開発銀行、大商と

- 共催) 08. 6. 16
 ○ムヒディン マレーシア国際通商産業大臣
 との懇談会(マレーシア工業開発庁と共催)
 08. 7. 7
 ○マレーシアにおけるビジネス機会セミナー
 (マレーシア工業開発庁、マレーシア貿易
 開発公社、日本アセアンセンター、大商、
 国際協力銀行大阪支店、ジェトロ大阪本部、
 中小企業金融公庫、三井住友銀行、三菱東
 京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行、
 みずほ銀行と共催) 08. 7. 7
 ○EPAセミナー「わが国のEPA政策と東
 アジア経済連携の今後」(大商、京商、神
 商、同友会と共催) 08. 7. 29
 ○日中経済専門講演会(日中経済貿易セン
 ターと共催) 08. 8. 28
 ○日中経済専門講演会(日中経済貿易セン
 ターと共催) 08. 9. 2
 ○中国法セミナー(日中経済協会、日中経済
 貿易センター、ジョーンズ・デイ法律事務
 所と共催) 08. 9. 11
 ○ブリックマン 米国商務省「インベスト・
 イン・アメリカ」ディレクターとの懇談会
 08. 9. 12
 ○UNCTAD世界投資レポート 2008 説明
 会(財関西社会経済研究所、大阪大学大学
 院国際公共政策研究科、国際協力銀行大阪
 支店、ジェトロ大阪本部と共催) 08. 9. 29
 ○インド・タミルナド州ビジネスセミナー(印
 日商工会議所、京商、大商、神商と共催)
 08. 10. 17
 ○スロバキア投資セミナー(スロバキア投
 資・貿易開発庁、駐日スロバキア大使館、
 大商と共催) 08. 10. 22
 ○カザフスタン・ビジネスセミナー(カザフ
 スタン開発銀行、三菱東京UFJ銀行、駐
 日カザフスタン大使館、日本カザフスタン
 経済委員会、大商と共催) 08. 10. 23
 ○フィリピン経済・投資セミナー(フィリピ
 ン総領事館商務部、三菱東京UFJ銀行、
 大商、(財)大阪国際経済振興センターと共催)
 08. 10. 29
 ○ラトビア投資・ビジネスセミナー(駐日ラ
 トビア大使館、ラトビア投資開発公社、大
 商、神商と共催) 08. 11. 7
 ○アジア開発銀行セミナー(アジア開発銀行、
 大商と共催) 08. 11. 14
 ○モンゴル投資環境と食品セミナー(駐日モ
 ンゴル大使館、モンゴル食糧農牧業省、モ
 ンゴル外国投資貿易庁(FIFTA)、(財)
 大阪国際経済振興センター、ジェトロ大阪
 本部、大商、モンゴル商工会議所、国際協
 力銀行、ミアット航空と共催) 08. 11. 19
 ○オーストリア投資セミナー(オーストリア
 経済振興会社、大商と共催) 08. 11. 20
 ○トルコ投資セミナー(トルコ首相府投資促
 進機関、駐日トルコ大使館、京商、大商、
 神商と共催) 08. 12. 2
 ○時事・時局講演会(全国中小貿易業連盟、
 全国中小貿易業大阪連盟、ジェトロ大阪本
 部、大商、日本機械輸出組合、大阪産業振
 興機構、(財)大阪国際経済振興センター、大
 阪貿易協会、日本政策金融公庫国際協力銀
 行と共催) 08. 12. 2
 ○今野秀洋 日本貿易保険理事長との懇談会
 08. 12. 18
 ○ABAC/APEC2008 大阪報告会(AB
 AC日本支援協議会、大商と共催)
 08. 12. 24
 ○ベトナムセミナー(ジェトロ大阪本部、大
 阪市、(財)大阪国際経済振興センター、近畿
 経済産業局と共催) 09. 1. 14
 ○陳政高 遼寧省長との夕食懇談会(遼寧省
 人民政府と共催) 09. 2. 3
 ○日米経済フォーラム(米国総領事館と共催)
 09. 2. 17
 ○デ・マテオWTOサービス貿易交渉議長・
 OEC D貿易委員会議長(メキシコWTO
 大使)との懇談会 09. 2. 18
 ○「EU情勢と日・EU関係」講演会(外務

省、大商、同友会と共催) 09. 3. 2

○「経済危機の行方～新たな成長への国際通貨・金融政策～」講演会（財関西社会経済研究所と共催） 09. 3. 10

○フランス・ビジネス環境セミナー（対仏投資庁日本事務所、デーエス法律事務所パリ事務所、大商と共催） 09. 3. 11

＜表敬訪問＞

○フォール駐日フランス大使 08. 4. 1

○ヴリースニッヒ ドイツ外務省東アジア担当部長 08. 4. 10

○ヴェスキマギ エストニア経営者連合会理事長一行 08. 4. 16

○グリニョン フランス大使館対仏投資庁日本事務所代表 08. 4. 28

○ルイスカバーニャス駐日メキシコ大使 08. 5. 30

○ホフマン在日ドイツ商工会議所専務理事 08. 6. 19

○キャロン駐日カナダ大使 08. 7. 1

○ザビディ マレーシア工業開発庁大阪事務所長 08. 7. 4

○ル・ドリアン フランス・ブルターニュ地域圏議会議長ご一行 08. 7. 24

○ビュートフ ドイツ ノルトライン・ヴェストファーレン（NRW）州経済・エネルギー省工業・サービス・産業クラスター局長 08. 9. 4

○セルメ トルコ投資促進機関戦略顧問 08. 9. 10

○ドン米国総領事 08. 9. 16

○李允石 中国国家外国専門家局局长 08. 9. 17

○ラフレ フランス大使館経済商務参事官 08. 9. 24

○ロス米国商務省国際通商局マーケットアクセス・コンプライアンス部日本担当ディレクター 08. 9. 25

○ペトロローネ駐日イタリア大使 08. 10. 21

○リキウィワット タイ国政府貿易センター

大阪所長 08. 10. 29

○原聰 外務省特命全権大使（関西担当） 08. 10. 31

○鄭祥林 中国総領事 08. 12. 17

○マレーシア ペラ州ハイテクパーク一行 08. 12. 19

③関経連インターナショナル・クラブの開催

在関西の外国公館、経済団体、外資系企業のトップと当会役員との英語による定期的な意見交換の場として、1991年6月から開催しており、本年度は10月6日、3月9日の2回開催した。下妻関経連会長、松下関経連副会長・国際委員長をホストに、毎回30名程度の参加を得て、テーマ、に沿った懇談の場を提供した。

○第49回「世界が注目する関西の技術～けいはんな発音声翻訳システム」 08. 10. 6

○第50回「オバマ政権における今後の日米関係」 08. 3. 9

④関西広域の投資誘致体制の構築

「関西ビジョン2020」における「エンタープライズ関西」（仮称）構想の提唱を受けて、近畿経済産業局、ジェトロ大阪本部、当会および関西パートナーシップ協議会（KPS）により、関西における官民挙げた広域的な企業誘致体制の構築について検討した。

官民挙げての関西広域投資交流プロモーション機能の整備は近畿経済産業局の「関西メガ・リージョン活性化構想」に位置付けられ、2009年度における共同事業の実施、ワンストップ機能の集約実現に向けて引き続き検討することとなった。

なお、KPSは、2008年度中に7件の誘致実績を挙げた。

⑤2008年G8サミット閣僚会議の開催支援

7月7日～9日の北海道・洞爺湖サミットの開催を前に、5月24日～26日には神戸で環境

大臣会議、6月13日～14日には大阪で財務大臣会議、6月26日～27日には京都で外務大臣会議が開催された。

各閣僚会議の成功に向けた地元支援組織としては、環境大臣会合等兵庫県推進協力委員会、2008年サミット財務大臣会議大阪推進協力委員会、2008年サミット外相会合京都支援推進協議会が設立された。会議期間中、閣僚および政府関係者の歓迎行事やプレスへの活動支援、各都市の魅力のPRなど、多様な事業が実施された。

また、当会が事務局を務める2008年サミット閣僚会合関西支援連絡会議では、各地元支援組織と連携し、4月23日～25日に関西広域機構関西国際広報センター主催で開催した「G8サミット関係閣僚会合 事前PR ツアー in 兵庫・大阪・京都」への協力、関西国際空港での関西PRバナー掲出など、関西の魅力を国内外に発信するための共同事業を実施した。

3. 「地域の自立—関西はひとつ」をめざした、関西の総合力強化

(1) 関西広域連合の設置と分権型道州制の実現（重点事業 6）

①分権型道州制の具体的なビジョン、制度改革、実施プロセスの提示

政府の地方分権改革推進委員会は5月の第1次勧告に続き12月に第2次勧告を政府に提出し、道州制ビジョン懇談会は12月に懇談会を集中開催して「道州制基本法（仮称）」に関する意見交換を実施するなど、政府においても地方分権改革や道州制に関する議論が活発化している。

こうした議論をリードすべく、2007年11月、当会は地方分権委員会のもとに分権戦略検討チームを設置し、分権改革や道州制に関する検討を精力的に重ね、委員会等での審議を経て、2008年7月に「分権改革と道州制に関する基本的な考え方」（資料15頁）を取りまとめ、公表した。

この間、欧州へ調査団を派遣し、フランスにおける分権改革の状況やEUの発展・深化の過程およびEUの地域振興政策について研究し、その成果も意見書に反映させた。

意見書には、道州制の意義・目的、国と地方の役割、地域特性を生かすフレキシブルな制度のあり方、税財政制度の概要を示すとともに、実現に向けたプロセスについても記載した。

道州制の導入にあたっては、最終的な全国一斉導入の期限を設定するとともに、それまでの期間を道州制への移行期間と位置づけ、一部地域に先行的に権限・税財源を移譲することにより本格的導入に備えるべきとした。

道州制導入の目的は抜本的な分権改革の実現にあり、分権改革の成果やメリットを住民が真に実感することが道州制導入への強い推進力となる。そのための着実なプロセスが重要である。そこで、関西における取り組み事例として関西広域連合の検討状況を紹介しつ

つ、道州制への移行期間として広域連合制度の活用を提案した。

なお、道州制ビジョン懇談会においては村上委員長が適宜、出席し、意見を表明した。また、地方分権改革推進委員会が4月22日に大阪で開催した「地方分権シンポジウム@関西」に奥田関経連副会長がパネリストとして参加し、意見を表明した。

②関西広域連合設置に関する合意形成の働きかけや分権型道州制の実現に向けたコンセンサスの醸成

2007年7月1日に設立された関西広域機構は分権改革推進本部（本部長：秋山喜久関西広域機構会長、副本部長：井戸敏三兵庫県知事）を設置し、関西広域連合の検討を続けてきた。

7月30日に開催された分権改革推進本部第3回本部会議の申し合わせでは、これまでの検討の段階から設立に関する具体的準備を進める段階に移行することが基本合意されるとともに、2009年度以降のできるだけ早い時期の「関西広域連合」設立を目指すことが明記された。また、3月26日に開催された分権改革推進本部第4回本部会議では、更に前進し、2009年中の「関西広域連合」設立を目指すことを申し合わせた。なお、第3回および第4回本部会議ともに、福井県と三重県は申し合わせを留保している。

2009年中に関西広域連合が設置されるよう、当会は引き続き自治体間の合意形成を働きかけていく予定である。

道州制の実現については、関西経済同友会との共催で2月5日～6日に開催した第47回関西財界セミナーで、「地域主権型道州制の実現を図る」ことを盛り込んだ「宣言」（資

料 62 頁) を採択した。

関西の経済界においては道州制実現を目指すことで意見は一致している。そこで、当会は道州制導入に向けた更なるコンセンサスの醸成に向け、地方議会議員との意見交換会や政党への説明にも積極的に取り組んだ。

〈関西広域機構〉

○分権改革推進本部 第 3 回本部会議
08. 7. 30

○分権改革推進本部 第 4 回本部会議
09. 3. 26

〈意見交換会〉

○兵庫県議会議員(自民党、民主党、無所属)
との意見交換 08. 9. 17

○長野県議会議員(自民党)との意見交換
09. 1. 29

〈政党への説明〉

○自民党道州制推進本部への説明 08. 5. 1

○自民党道州制推進本部への説明 09. 1. 23

③関西広域機構の支援等を通じた関西広域連携の一層の推進

当会は関西広域機構に関わるさまざまな団体と連携しつつ、関西広域機構の活動を積極的に支援してきた。

7 月に開催された関西広域機構 2008 年度第 1 回理事会では鳥取県の関西広域機構への加入が承認されるなど、関西の広域連携の範囲も拡大した。

関西広域連合の検討の進展に伴い、今後、当会は関西広域機構から関西広域連合への業務移管を含めて、関西広域機構のあり方についての検討も推進していく予定である。

〈関西広域機構〉

○2008 年度第 1 回理事会 08. 7. 30

○2008 年度第 2 回理事会 08. 9. 30

○2008 年度第 3 回理事会 09. 3. 26

(2) 関西のブランド力向上(重点事業 7)

分権型社会における地域という考え方は、従来とは異なり、「地域」が「世界」と直結するという新しい構図が必要とされる。その実現のためには、「地域」がそれまで培ってきた過去のさまざまな伝統を再確認し、未来を見据えた革新を加えてストーリーを作り、世界にその地域の魅力を発信していくことが重要であり、地域ブランディング活動は有効な方策である。

国際的地域間競争が激しくなる中、各地域は個々に情報発信をしてきたが、地方分権改革の受け皿として、多様性を尊重しながらも、関西全体を捉えたブランド力向上施策を検討、実施することは、「地域の自立－関西はひとつ」の実現のためには意義あることである、との認識のもと、当会は文化・観光委員会と情報通信委員会との共管により関西ブランド力向上研究会(座長:村田省三アートコーポ

レーション専務取締役)を 4 月に立ち上げ、約 1 年間にわたって調査研究活動を行い、2009 年 4 月に報告書「はなやか関西－関西ブランドの構築・発信と集客促進の提案－」(資料 74 頁)をとりまとめた。

研究過程においては、まず関西にある資源の洗い出しと課題の抽出を行った。その結果、関西の魅力は多様で重層的である一方、関西としての魅力の整理や発信が不十分との課題を明らかにした。

次に、世界に向けて関西の魅力を発信するため、資源の再整理を行った。それには関西の歴史文化、都市経済に関する専門的知見が必要であることから、有識者で構成するコア・コンセプト検討会議を設置し、「関西とはどのような地域か」という関西全体を貫く軸となる概念(コア・コンセプト)を明らかにした。また、客観性を得るため、日本在住の

外国人を対象に、関西に対するイメージや関西の魅力などについてのアンケート調査を行った。

以上により、関西の多様な魅力を「歴史文化と共に生きる・関西」「環境先進地域・関西」「エンターテインメント・関西」「知とモノづくり・関西」という4つの関西ブランドに再整理し、これらを世界に向けて発信していくためのアクションプランを報告書にもりこんだ。研究会の活動実績は次のとおり。

○第1回研究会	08. 4. 11
○第2回研究会	08. 5. 19
○第3回研究会	08. 6. 10
○第4回研究会	08. 7. 8

○第5回研究会	08. 8. 6
○第6回研究会	08. 9. 9
○第7回研究会	08. 10. 10
○第8回研究会	08. 11. 13
○第9回研究会	08. 12. 10
○第10回研究会	09. 1. 16
○第11回研究会	09. 2. 17
<コア・コンセプト検討会議>	
○第1回会合	08. 7. 30
○第2回会合	08. 9. 4
<ブランド体験会>	
○「水の回廊」巡り（八軒家浜より水上バス乗船体験）	08. 8. 21

(3) 関西の各地および経済人との交流促進

① 関西各地の自治体、経済団体との意見交換活動の強化

■大阪府アドバイザーボード

大阪府知事に対し、府政に関する提言や意見交換等を行うため、大阪商工会議所、関西経済同友会とともに大阪府アドバイザーボードを設置した。

第1回は9月5日に開催し、大阪府が提唱する関西州や大阪ミュージアム構想をもとに意見交換を行った。当会からは、関西ワイドの視点での府政運営や、成長戦略にはダイバシティ（多様性）の取込みが重要であることなどを提言した。

第2回は12月1日に開催し、大阪府が策定中の「将来ビジョン・大阪」（素案）などをもとに、大阪の都市構想や地方分権などについて意見交換を行った。当会からは、環境・新エネ技術の活用や中堅企業群の強化・集積による産業振興、関西ワイドの発想によるブランド戦略などについて、実現までの期間の峻別や役割の分担などの必要性を含めて提案するとともに、将来の投資である社会資本整備を前倒しに実施してはどうかと提起した。ま

た、大阪・関西の活性化のためには、大阪市との連携も重要であり、一堂に会して議論し進めていくことが必要であるとの認識で一致した。

■地域サポーター制度

「常に関西全体を意識して活動する」という観点から、地域の実情の把握や当会事業との関わり強化を図るため、地域ごとに担当副会長を配置し、それぞれの地域の自治体、経済団体等と、経済情勢、当会や他地域との連携の方法などについて意見交換を行うとともに、当会事務局に地域ごとの担当者を配置し、日常的に当該地域に対する実情把握を図る、地域サポーター制度を導入した。

主な懇談実績は以下のとおり。

○京都 知事意見交換会	08. 7. 25
○京都 市長意見交換会	08. 8. 1
○福井 副知事意見交換会	08. 7. 30
○和歌山 知事意見交換会	08. 9. 11
○京都 経済界懇談会	08. 11. 6
○和歌山 知事・商工会議所会頭意見交換会	08. 11. 12
○奈良 商工会議所会頭意見交換会	

	08. 12. 10
○京都 市長意見交換会	09. 2. 10
○滋賀 滋賀県商工会議所連合会、大津商工 会議所との意見交換会	09. 2. 17
○兵庫 知事・市長・経済界懇談会	09. 3. 2
○京都 知事意見交換会	09. 3. 9

②関西財界セミナーの開催

2月5日～6日、関西経済同友会との共催により、国立京都国際会館で第47回関西財界セミナーを開催した。メインテーマは、「関西から変わる、関西から変えるーグローバル危機を乗り越えるためにー」で、参加者は企業経営者242名を含む約570名であった。

初日午前には、齊藤紀彦関西経済同友会代表幹事による開会挨拶に続き、下妻関経連会長が「新たな秩序の構築に挑む」と題し、主催者問題提起を行った。このなかで、下妻関経連会長は、現下の金融危機について「膨れ上がるマネーをコントロールできなかった。強欲や無責任が要因だが、グローバルスタンダードとされている四半期決算やROE重視、成果主義など、経営者を極端な数値至上主義、短期利益志向にさせたマネジメントの影響も大きい」と指摘。また、日本がバブル崩壊後の90年代にグローバルスタンダードであるという理由で受け入れたドライな雇用関係、株主主権については、「欧米のエクセレントカンパニーで、安定雇用の重視、顧客や従業員の重視を掲げ実践している企業は数多い。マネジメントスタイルは昔には戻れないが、運用は自らがしっかり考えるべき」とし、「日本が培ってきたものづくりや豊かな知恵をグローバル化に対応させ、自信を持って愚直にやっていけば良い」、「今年は厳しい年になるが、日本は少し怯え過ぎている。技術、資金にアジアの成長センターに近いというアドバンテージを活かせば、これからも成長のチャンスは大いにある」と総括した。そのうえで、関西広域連合が立ち上がることを契機に「自

らが変わり、回りを巻き込んで変えていくという気概を持って、新しい秩序の構築に挑んでいこう」と提案した。

続くパネル・ディスカッションでは、中野健二郎関西経済同友会代表幹事を議長に、本間正明(財)関西社会経済研究所所長・近畿大学世界経済研究所教授、井戸敏三兵庫県知事、立石義雄京都商工会議所会頭・オムロン会長によるパネル・ディスカッションを開催。経済の現状認識や、国・行政・企業が対処すべき課題、関西地域としての経済危機突破に向けた打開策などを巡って議論した。

初日の午後から2日目の午前にかけては、①関西ブランドと競争力基盤の強化、②新たな産業発展モデルを探るーグローバル市場創造への道ー、③政治のリーダーシップと構造改革、④大転換期の企業経営、⑤危機突破の経済戦略、⑥リスクをチャンスにー地球温暖化問題と食料の安全保障ー、⑦激動する世界経済と日本、の7つの分科会において、活発な討議が展開された。⑦については、新たな試みとして、ゲストや企業経営者による意見発表の代わりにパネル・ディスカッション形式の討論を取り入れ、専門家であるパネリストと会場の参加者が自由に議論できる場を設けた。

2日目の午後は、塩川正十郎氏による「これからの日本は！！」と題する特別講演に引き続き、5回目となる「関西財界セミナー賞2009」授与式を開催。関西2府7県の企業・団体からの応募等に基づく96件の候補の中から、京阪電気鉄道に大賞を、また、天神橋筋商店連合会、東大阪宇宙開発協同組合、三ツ星ベルトに特別賞を授与した。今回新たに、「活躍が著しい女性、または、女性の活躍を支援する企業・団体・個人」を顕彰するために「輝く女性賞」を設け、NPO法人J・P OSH、第25回全国菓子大博覧会・兵庫(姫路菓子博2008)実行委員長 下村俊子氏、兵庫県豊岡農業改良普及センター 西村いつき

を表彰し、マスコミなどからの注目を集めた。

最後に、関西広域連合設立に全力を挙げて取り組む、大阪駅北地区を環境をキーワードとして官民一丸となって整備する、省エネ・新エネ技術の開発・普及や環境適応型のライフスタイルの実践を通じ世界に貢献する、現在の企業法制・会計制度等についても大胆な提案を行う、わが国政治に来年度予算の早期成立や機動的な経済対策の発動などを求める、など5項目からなる「第47回関西財界セミナー宣言」（資料62頁）を採択した。

③会員相互の交流機会拡大、新規入会の促進

会員企業の交流の機会を増やし、新規入会を促進する一助となるよう、新入会員懇談会、年頭会員懇親パーティーに加えて、一般会員向けの講演会や見学会を従来以上に実施し、会員サービスの充実を図った。

■新入会員懇談会

10月21日、2007年度下期・2008年度上期に入会いただいた5社の会員代表者と下妻関経連会長、村上関経連地方分権委員長、角関経連文化・観光委員長、永井関経連経済財政委員会金融・資本市場部会長に出席いただき懇談会を開催した。

会合では、まず、下妻会長から、新入会員各社を歓迎する挨拶、関西ビジョン2020の紹介があった。その後、新入会員各社から、自社の事業内容の説明や当会への期待についての発言があった。

■年頭会員懇親パーティー

1月9日、ホテル阪急インターナショナルにて、開催し、約300名が参加した。

冒頭に下妻関経連会長から年頭にあたっての挨拶があり、続いて、ご参会いただいた丑年生まれ16名の方々へ下妻会長から住吉大社の守護矢を贈呈した。ご自身も丑年生まれである下妻会長には、年男最年長の森田桂関経連特別顧問より守護矢を贈呈した。

その後、森田特別顧問に乾杯のご発声をいただき、引き続き懇談した。

④関西ふるさと懇話会の開催

第42回関西財界セミナーで設置が決まった関西ふるさと懇話会（幹事：小嶋淳司がんこフードサービス会長、牧野明次岩谷産業社長）は、2004年3月26日の発足以来、関西に基盤を置く中堅企業の経営者などをメンバーに、適宜懇談会を開催している。

毎回、メンバーやゲストスピーカーから、企業の競争戦略、企業経営から見た関西の魅力や活性化策等について話題提供していただき、意見交換を行っている。開催状況は次のとおり。

○「変化の中からチャンスを見いだすーお客さま本位の経営をー」 松本孝 三和実業社長
08.10.20

○「元気な和歌山をめざして」 仁坂吉伸 和歌山県知事
09.2.27

(4) 関西の文化・観光資源の活用

①関西広域機構・関西国際観光推進センター ならびに歴史街道推進協議会の活動支援と 共同事業の実施

関西の多様な文化・観光資源を生かし、海外から関西への集客促進を図る取り組みとして、関西広域機構・関西国際観光推進センター（以降、KITセンター）の活動を支援し、協働

で観光インバウンド事業を推進した。

KITセンターは関西経済6団体（大商、京商、神商、同友会、関経協および当会）が中心となって2003年12月に設立し、2007年7月の関西広域機構の発足に伴い、同機構に統合・事業継承した。東アジア等、海外からの観光インバウンドを一層推進するため、関

西が有する資源の優位性を生かし、国が進める「ビジット・ジャパン・キャンペーン」との連携を強化し、海外での観光プロモーションのほか、ファムトリップ（招待視察旅行）など効果的なインバウンド事業の展開を図っている。また最適なプロモーション活動を実施するための情報収集・発信活動やウェブサイトの充実を図っている。

2008年度において、当会は、10月24日～26日に中国・武漢で実施した関西・中国友好交流事業「関西 DAY・in・中国」に共催し、武漢で行われた観光セミナーなどの各種行事に当会を代表して小嶋文化観光副委員長が出席した。

また、11月27日にフランス・パリで行われた関西観光セミナーには、副団長として奥田関経連副会長が参加し、フランスとの観光交流の拡大を図った。

一方、国内観光の推進に関しては、官民など228の組織で構成される歴史街道推進協議会が中心となって、関西の歴史文化資源を生かす広域プロジェクト「歴史街道計画」を推進している。2008年度は2006年度策定の「歴史街道第五期計画」の最終年度として事業を実施。「歴史街道計画推進に向けて」（資料49頁）と題する要望書を取りまとめ、7月31日、政府や関係省庁等に計画推進の支援を強く要請した。

当会は同協議会が実施する事業のうち、協議会のPR、個人会員募集にともなうキャンペーン活動等に協力した。2007年度に初めて行った東京講演会に続き、2008年12月3日に初の関西講演会を、2009年2月12日には2回目となる東京講演会を開催（ともに当会は共催）し、多くの聴衆を集め、事業のPRと個人会員の増強を図った。

②伝統芸能の継承と発展

能楽・文楽・歌舞伎の伝統三芸能の普及・発展を通じて、文化が香り、文化を楽しく学

べる、関西の魅力向上をめざし活動した。

2008年3月に文化・観光委員会の下に設置した検討会（座長：山下文化・観光委員長）において、2010年度までの3年間、三芸能に接する機会の少ない層に対する普及の支援促進、三芸能の魅力発信による文化観光の推進などを目的とした活動を行うことを決定した。

5月には伝統三芸能関係者と文化に造詣の深い有識者との交流会を国立国際美術館で開催した。11月～1月には、伝統芸能連続講座「伝統“三芸能”へのいざない」（全5回）を試行し、延べ約120人が参加した。そのほか、関西伝統芸能のポータルサイトを3月に開設し、伝統芸能普及の情報発信の強化に取り組んだ。開催状況は下記のとおり。

○交流会 08. 5. 14

○第1回講座「伝統“三芸能”へのいざない」 08. 11. 19

○第2回講座「能楽の楽しみ方」 08. 11. 26

○第3回講座「歌舞伎の楽しみ方」 08. 12. 11

○第4回講座「文楽の楽しみ方」 09. 1. 15

○第5回講座「能のワークショップ」 09. 1. 29

また、上方歌舞伎のさらなる発展と普及、観客層の拡大をめざした支援事業としては、4月5日～13日、第5回「浪花花形歌舞伎」への協力を行った。「浪花花形歌舞伎」は上方ゆかりの公演で、昨年に引き続き、社会人をはじめ入門者にも気軽に鑑賞してもらえるよう、各部の上演時間を短縮し、午前、午後、夜の3部構成で上演された。

また、夏休み文楽特別公演として、開演時間を夕刻に設定した「サマーレイトショー」

「ういーくえんど文楽」に対しても、鑑賞者の拡大を目的に協力を行った。

これらの支援については、関西経済界や行政の有志による「なにわ華の会」（会長：秋山関経連相談役）とも連携を図りつつ実施した。

③関西元気文化圏事業の推進

河合隼雄元文化庁長官が 2003 年に提唱した「文化の力で関西から日本の社会を元気にしよう」という「関西元気文化圏」構想に賛同して、関西の経済団体、企業および自治体により設立された「関西元気文化圏推進協議会（以降、推進協議会、代表委員：下妻関経連会長、野村明雄近畿商工会議所連合会会長、仁坂吉伸近畿ブロック知事会会長、秋山喜久関西広域機構会長）は、関西が一体となって文化活動を展開し文化の魅力あふれる関西を国内外にアピールすべく、活動を行っている。今年度も、関西で行われる文化事業に対し、

「関西元気文化圏」事業への登録を呼びかけるほか、「関西から文化力」のロゴマークを用いた広報活動支援や「関西元気文化圏 Web サイト」による情報発信を行った。関西元気文化圏事業の登録件数の累計は、2009 年 2 月末現在 8,185 件（主催事業：47 件、共催事業：1,446 件、参加事業 6,692 件）となっている。

推進協議会的主催事業として、関西各地の博物館・美術館等文化施設が無料観覧日を設け、人々の文化に親しむ機会を創出する「関西文化の日」は、今年で 6 年目を迎え、本年度の参加館は、昨年度の 327 施設から 357 施設に増加し、約 31 万 7 千人が来場した。

年に一度、関西から日本を明るく元気にすることに貢献した人物・団体を表彰する「関西元気文化圏賞」の贈呈は、今年で第 6 回目となり、大賞を山中伸弥京都大学物質-細胞統合システム拠点 iPS 細胞研究センター長・同再生医科学研究所再生誘導研究分野教授、特別賞を陸上競技選手の朝原宣治氏、源氏物語千年紀委員会、ニューパワー賞をフェンシング競技選手の太田雄貴氏、中之島線（京阪電気鉄道）、平城遷都 1300 年祭マスコット・キャラクター「せんとかん」ほか関係者に贈呈した。贈呈式および祝賀会は、1 月 22 日、「文化庁芸術祭賞贈呈式・祝賀会」と合同で開催し、青木保文化庁長官臨席の下、寺田関経連

副会長のほか、平城遷都 1300 年祭の人気マスコット・キャラクター「せんとかん」「まんとくん」「なむくん」も参加し、受賞者・関係者を含め総勢約 200 名が出席した。推進協議会の活動は以下のとおり。

- 幹事会 08. 6. 11
- 「関西文化の日」 08. 11. 15～16
- 関西元気文化圏賞贈呈式・祝賀会 09. 1. 22

④源氏物語千年紀事業への支援

2008 年は、源氏物語が記録のうえで確認される時からちょうど一千年を迎える記念の年であることから、紫式部ら平安女性の偉業を讃えるとともに、「源氏物語」がもつ日本文化の美と思想を、あらためて広く共有し、後世に伝えていくことを目的に、京都府、京都市、宇治市、京都商工会議所などによる源氏物語千年紀委員会を中心に千年紀事業が展開された。

当会はこの千年紀事業の趣旨に賛同し、千年紀委員会と協力しながら当会会員企業に対する PR を行うとともに、JR 環状線でのラッピング電車など広告協賛による支援を行った。

⑤平城遷都 1300 年記念事業への支援

2010 年はわが国の本格的な首都「平城京」が誕生してから 1300 年にあたるのを記念して、奈良県を中心に、平城遷都 1300 年記念事業が実施される。この記念事業は「平城遷都 1300 年を機に、日本の歴史・文化が連綿と続いたことを“祝い、感謝する”とともに、“日本のはじまり奈良”を素材に、過去・現在・未来の日本を“考える”」ことを基本理念とし、2010 年に記念式典や東アジア未来会議など多彩な事業を行う予定であり、現在においても 2010 年に向けてさまざまな事前事業が展開されている。

当会では秋山相談役が記念事業協会会長に、

下妻会長が記念事業推進委員会委員長に就任するなど、本記念事業の成功に向けて協会と連携を図りながら、事業のPRや支援に積極的に協力している。

⑥関西の文化・観光振興事業への参画と支援

■大阪城サマーフェスティバル

大阪城周辺で開催される多彩な24のイベントを集結させ「大阪城サマーフェスティバル2008」を7月26日～9月6日に開催した。主催は、大阪城サマーフェスティバル実行委員会（大阪21世紀協会、大商、当会、毎日放送、読売テレビ、NHK大阪放送局、MIDプロパティマネジメント、大阪府、大阪市）。大阪城周辺の賑わい創出と観光集客を図るため、共通ロゴならびに共通広報誌を作成して共同PRを行い、約130万人が来場した。

■ミュージアムぐるっとパス・関西

関西が有する豊かな文化資源により多くの人が親しんでもらえるよう、関西地域の国公立の美術館・博物館の相互連携のもと、2008年度も引き続き、各館の無料入場券または割引券を綴った「ミュージアムぐるっとパス・

関西」を発行・販売した。

2002年から07年にかけて、関西の文化活性化策の検討するため、関西を代表する主要な美術館・博物館の館長を集めて開催したミュージアム館長会議での発案により、2005年より本事業を継続実施している。参加館は66施設となり、販売冊数は約9,000冊となった。

■宝塚歌劇を応援し激励する会

宝塚歌劇を応援し激励する会（会長：松下関経連副会長・国際委員長）は、関西で生まれ育まれた個性あふれる宝塚歌劇を支援するため、1960年の創立以来活動を行っている。

2008年度は、鑑賞機会を増やすため、5月10日に花組公演の鑑賞会を実施した。

11月15日に開催した第55回例会には、会員等約85名が参加した。月組公演を観劇後、会員総会を開催した。懇親パーティーにはタカラジェンヌ約70名が参加し、華やかな雰囲気の中交流を深めた。また、最近一年間の活躍が顕著であった7名に特別賞、演技賞、助演賞、音楽賞等を授与した。

(5) 関西の魅力を高める都市再生事業への取組み

①関西の国際都市力強化の研究と報告

都市再生委員会の下部組織である関西の国際都市力強化研究会（座長：長谷川隆一竹中工務店プロジェクト開発推進本部長）では、関西の都市が国際競争の中で存在感を示し、ビジネス拠点、産業・研究拠点、国際集客都市として持続的成長を遂げていくための成長戦略を、昨年度に引き続き検討した。その検討過程で、世界的潮流は、都市単独ではなく、“都市を中心とする大都市圏＝メガリージョン”の競争の時代となっていることが判明した。そして、世界の主要メガリージョンを比較し、関西の特性を検討する中、関西はEUのように複数の中心都市と有機的ネットワー

クを有する多核型メガリージョンを目標とし、関西が潜在的に持っている“創造性＝クリエイティビティ”を発信していくことが重要と分析した。また、海外事例視察よりは、国際的水準を見据えたビジョン・戦略・体制の3要素を抽出した。これらを踏まえ、関西のメガリージョンとその中心の大阪都心部に向けての試案を「関西クリエイティブ・メガリージョン構想－関西の国際都市力強化研究会報告書」（資料73頁）として報告書に取りまとめ、2月に会員・プレス向けに開催した報告会で発表した。

②水都大阪 2009 開催支援など花と緑・光と水のまちづくりの推進

大阪の経済界・行政トップ等で構成する花と緑・光と水懇話会（会長：平松邦夫大阪市長）は、「四季折々の花と緑あふれ、美しい光に彩られる水の都」をコンセプトに各種事業を推進している。

その一環として、水都大阪の魅力を創出し世界に発信することなどを目的に2009年8～10月に開催を予定している「水都大阪2009」について、行政・経済界トップで構成する水都大阪2009実行委員会（会長：平松邦夫大阪市長、副会長：下妻関経連会長）は、6月に実施計画書を策定した。当会は、企業向けの事業説明会実施など実行委員会による企業協賛依頼活動の支援を行うとともに、PR・プロモーション協力などを行った。

そのほか花と緑・光と水懇話会の関連活動としては、当会は「光のまちづくり」の担当団体として、懇話会の下部組織である光のまちづくり企画推進委員会を4、7、11月に開催し、OSAKA光のルネサンス2008、東横堀川・堂島川ライティング事業など具体事業を通じた光による都市景観の演出、集客イベントの推進をはかった。

③御堂筋まちづくりネットワーク活動支援

2001年12月に当会の支援により設立された御堂筋まちづくりネットワークは大阪を代表する都心部まちづくり組織に成長し、当会は特別会員としてその活動に協賛・支援している。同ネットワークではまちづくり検討会の下、プロモーション部会と都市環境部会を有し、活発な活動を続けている。

■プロモーション部会

春・秋のイベントを企画推進。今年も彫刻の写真を卓上カレンダーにし、プロモーションの一環に活用した。イベントの開催状況は以下のとおりである。

○「御堂筋 SPRING GALLERY 2008」

08. 5. 15～29

・「御堂筋彫刻の一斉清掃と平野町街園の剪定」 (08. 5. 15)

・「まちかどコンサート」(4回)

・「第7回御堂筋放談」

・「第4回御堂筋彫刻写真展」など

○「御堂筋 AUTUMN GALLERY2008」

2008. 10. 16～11. 28

・「御堂筋彫刻の一斉清掃」 (08. 10. 16)

・「まちかどコンサート」(7回)

・「第8回御堂筋放談」

・「第5回御堂筋彫刻写真展」など

■都市環境部会

景観協議会勉強会を設置し、御堂筋の景観のあり方についての具体的議論を深めた。

4. 新たな関西像の提示と実現に向けた政策提言・アクション

(1) 関西ビジョン 2020 の策定（重点事業 8）

当会では、2007 年に公表した中期指針において、「強い産業の実現」、「アジアとの共生」、「地域の自立—関西はひとつ」という三つの重点を示し、これらの視点に立った長期戦略を策定することを表明した。そこで吉田和男京都大学大学院経営管理研究部教授を座長に、次世代を担う若手の識者を中心に「新・関西ビジョン研究会」を設置し、5 月から検討を開始した。この検討結果を 10 月に、2020 年の「ありたき姿（ありたい姿+あるべき姿）」と、それを実現していくための取り組みを示す「関西ビジョン 2020 関西、おもしろい！Dynamic Kansai!—関西の「突破力」で世界に貢献—」（資料 73 頁）を策定し、公表した。本ビジョンは、関経連の今後の事業を展開していくための指針となるものである。

本ビジョンでは、2020 年の関西の姿を、「国の内外からさまざまな人々や企業が集まり、ますます多様性（ダイバーシティ）を高めて活力に満ち、世界の持続的発展に貢献する課題設定・解決力を持ち、世界の人々の生活を面白く豊かにする製品・サービス等を生み出し続けるような地域」、「関西、おもしろい！—Dynamic Kansai!」と世界中の人々が思ってくれる地域とし、突破力で世界に貢献していくとしている。

■2020 年に向けた重点テーマ

また、2020 年の「ありたき姿」を実現していくため関西として取り組む重点テーマを、「環境」、「技術力・ビジネス力」、「中堅企業」、「アジア・グローバル」、「分権型社会の構築」というキーワードの下に取りまとめた。

①環境・エネルギー革命で世界を大転換！

世界的な環境や資源・エネルギー問題を解決し、関西が「低炭素社会」の先導役を目指すために、企業や研究機関の有する優れた環

境技術、全国に先駆けて「エコスタイル（クールビズ）」に取り組んだ優位性等を活かして、以下のようなプロジェクトに取り組むことを打ち出した。

- 大阪駅北地区 2 期開発区における環境をテーマとする都市型拠点の形成。関西文化学術研究都市における「環境先進モデル都市形成」

- 水に関するトータルソリューション提示やアジア環境人材育成などアジアにおける環境に関する取り組みの強化

②「くらしを面白く・豊かにするビジネス」や「観光」でアジア・世界をリード

「情報家電」、「食」、「観光」、「医療」など関西の強みである暮らしに関わる技術力・ビジネス力を育成強化することにより、関西の魅力を世界に浸透させ、世界の人々の暮らしを面白く、豊かにすることをめざして、以下のプロジェクトに取り組む。

- 「食と農」にこだわる関西から食文化を世界に発信
- 臓器再生総合メディカルセンター（仮称）設立等により関西を世界 No. 1 の先端・高度医療拠点に
- コンテンツ産業振興等による演出力ある関西の育成

③「K I S P」強化でアジア・世界のものづくり拠点に！

関西には、①系列に属さず、②業種細分類で国内トップクラス、③中核的製品に部品・技術・素材等を提供するなど、独立系の技術力ある中堅企業「K I S P」（Kansai Independent Supply Partner）が数多く存在し、関西のモノづくりを支えている。そこでこうした企業群に注目し、関西をアジア・世界のモノづくり拠点にするための活動を強化していくこととし

た。またそうした企業の活動を支えていくための基盤を強化していくことを打ち出した。

- 独立系の技術力ある中堅企業「KISP」のグローバル展開支援、異業種技術交流などによるさらなる強化・集積
- 関西のものづくり基盤やインフラ強化のために「21世紀版ポート・オーソリティ構想」を実現

④「知識と知恵」の一大集積・創出拠点に！

世界中の企業・大学・研究機関等の連携により、関西から世界に向けて課題設定し、世界的な課題に対する解決策が提案できるような関西をめざす。

- アジア太平洋研究所構想の実現等による「知の再集積・ネットワーク形成」
- 海外企業・研究機関等の誘致活動や関西プロモーション活動のための「エンタープライズ・関西」の設置
- 「アジア、さらには世界で最も住みやすい地域・関西」の形成に向けた都市・住環境の整備

⑤道州制の実現で分権型社会を構築！

上記プロジェクト実現のためには、既存の行政区域を超えた柔軟かつスピーディな対応が必要であり、このために関西広域連合の機能拡大や道州制導入の加速化等による新の分権型社会構築の先導役を果たすことを宣言した。

当会は、本ビジョンを実現していくために、政府・自治体、大学、研究機関などとの連携をはかりながら、①「ありたき姿」の実現に向けた先導役、②アクション実行の「コーディネータ役」、③新たな課題設定やシステム変革を迫る「調査研究・政策提言役」を担うとしている。来年度以降、このビジョンに即した活動を展開していく。

研究会の開催状況は以下の通り。

- 第1回研究会 08.5.22
- 第2回研究会 08.7.23

○第3回研究会

08.9.18

このほか国内外で活躍する有識者との懇談会や関西2府7県へのヒアリングを実施。また、本ビジョンを国内外に広くPRするために英語、中国語にも翻訳し、会員企業、関係自治体、在関西の外国公館等に配布した。

5. 知と情報の交流拠点の整備に向けた積極支援

(1) ナレッジ・キャピタルの実現支援（重点事業 9）

大阪駅北地区先行開発区域に計画されている知的創造拠点であるナレッジ・キャピタルの実現に向けて、開発事業者が設立したKMO設立準備委員会（委員長：梶原健司オリックス不動産顧問）（KMOとはKnowledge Capital Management Organizationの略）の活動を支援した。ナレッジ・キャピタルの企画、運営、体制全般に関わる助言・協力及び行政・学界・経済界などへのプロモーション支援を行うKMO設立準備委員会アドバイザーボードのアドバイザーの一人に下妻会長が就任した。また09年2月には当会の会員企業のナレッジ・キャピタルへの理解・関心を深め、今後のコラボレーションへの協力を促進するため、

KMO設立準備委員会総合アドバイザーであり、前大阪大学総長の宮原秀夫氏をお招きし、「ナレッジ・キャピタル講演会」を開催した。講演会では、ナレッジ・キャピタルのコンセプトについてお話しいただき、KMO設立準備委員会事務局からは、ナレッジ・キャピタルの検討状況について説明いただいた。09年3月には感性と技術の融合をテーマに堂島リバーフォーラムで開催された大阪北ヤード・ナレッジキャピタルトライアル 2009～Discover Knowledge Capital Performance～を後援し、イベント開催のPR活動等実施するとともに、オープニング式典に下妻会長が出席した。

(2) アジア太平洋研究所構想の支援・推進（重点事業 10）

アジア太平洋研究所（API=Asia Pacific Institute）は、アジア太平洋地域の諸課題を解決するため、国内外の産官学の人々が集い、自由に議論し、中立的な立場から提言・情報発信することを目的とする構想である。同構想を推進するため、当会は4月8日のアジア太平洋研究所推進協議会（会長：下妻博住友金属工業会長）の設立を支援したほか、同協議会が実施した事業性調査や会員勧誘、普及啓発のためのフォーラムの後援など、フィージビリティースタディに協力した。

○アジア太平洋研究所推進協議会セミナー
08.12.5

講演「世界の構造転換と日本の進路～アジア太平洋の時代の視座～」寺島実郎 アジア太平洋研究所推進協議会議長・財団法人日本総合研究所会長

○アジア太平洋研究所推進協議会フォーラム
09.3.13

講演「2009年の世界とアジア太平洋」寺島実郎 アジア太平洋研究所推進協議会議長・財団法人日本総合研究所会長

パネルディスカッション「アジア太平洋研究所を巡って」佐藤行雄 財団法人日本国際問題研究所副会長、坂本和一 立命館大学教授、寺島実郎 アジア太平洋研究所推進協議会議長・財団法人日本総合研究所会長

(3) 大阪駅北地区2期を含む大梅田グランドデザインの検討（重点事業 11）

①2期開発ビジョンの策定

産官学の代表からなる大阪駅北地区まちづ

くり推進協議会（会長：大阪市長、合同会議座長：関経連会長）の第7回協議会を4月に

開催し、先行開発区域（7ha）の進捗状況を確認するとともに、傘下に2期開発ビジョン企画委員会を設置して2期開発区域（17ha）のビジョンを策定することとなった。ビジョン委員会は西尾章治郎大阪大学副学長を委員長とし、学識経験者、大阪市、UR都市機構、経済団体、地権者等の関係者を委員に、中核機能や都市空間形成のあり方などを検討した。当会は経済団体委員として、また大阪市、UR都市機構とともに委員会事務局として、ビジョンの策定に取り組んだ。8月の第8回協議会では2期開発について「環境」をテーマとした拠点形成を目指すことで検討をより深化させることとなった。また先行開発区域のまちびらきが2012年度下期となることが開発事業者より報告された。

2期開発ビジョンについては、3月に開催した第6回開発ビジョン企画委員会で、「大阪駅北地区2期開発ビジョン（案）」を決定した。まちづくりの基本的な考え方として、「環境」をテーマとし、『グリーン・アース』および『アンビエント・ライフスタイル』をキーワードに、世界をリードする『環境先進地域・関西』の都市型環境拠点を形成することとした。目標として、①グリーンテクノロジーのイノベーション拠点②環境先進国をリードする人材の交流・育成拠点③居心地の良い、質の高い都市空間の整備④自然と共生する技術や生活様式、都市空間を世界に発信する都市ブランドの創出、の4つを設定し、まちづくりの基本的考えを実現する都市機能としてナレッジ・キャピタルゾーン（2）に「環境ナレッジ」「実証フィールド」を設置するとともに、2期開発を象徴する芝生等を有するシンボリックなオープンスペースを配置した開発とすることやビジョン実現に向けた「仕組み」を確立すること等を盛り込んだ。

協議会、委員会の開催状況は以下のとおり

○第7回協議会	08. 4. 18
○第8回協議会	08. 8. 29

○第1回委員会	08. 7. 2
○第2回委員会	08. 8. 22
○第3回委員会	08. 10. 3
○第4回委員会	08. 11. 20
○第5回委員会	09. 1. 28
○第6回委員会	09. 3. 30

②大梅田グランドデザインの取りまとめと大梅田の都市ビジョン実現に向けた機運の醸成活動の展開

大梅田グランドデザイン研究会（座長：村橋正武 大阪工業大学教授）では、07年度からの検討成果を、「連携・交流を生む環境共生都心の形成～大梅田グランドデザインの提案～」(資料72頁)として取りまとめ、7月に公表した。大梅田地区を関西の玄関口にふさわしい格をそなえたまちとするため、地権者、住民、開発事業者が共有できる中長期の都市ビジョンを描いた。具体的には、京都、大阪、神戸の各都市圏を連携し、関西経済のエンジンとなる京阪神大都市圏として機能させるための「人」の連携・交流拠点であり、人を中心としたまちづくりを進めていくことである。アクションプランとして、都市ビジョンの共有や具現化、民間活力を活用したエリアマネジメントモデルの検討等をあげた。10月には下妻関経連会長、平松邦夫大阪市長、角和夫阪急阪神ホールディングス社長による鼎談を実施しPRに努めた。また、将来の大阪シティスタイル研究会との共催で「大梅田の今後のあり方と地域ブランドを考える」特別シンポジウムを開催し、エリアマネジメントの重要性と地域の機運の醸成を促す等大梅田グランドデザインの浸透、ビジョンの共有化を図った。研究会等の開催状況は次のとおり。

○第6回研究会	08. 4. 15
○第7回研究会	08. 5. 23
○「大梅田の今後のあり方と地域ブランドを考える」特別シンポジウム	08. 10. 28

(4) 学研都市機能の一層の活用と(株)けいはんなの再建

①学研都市立地機関の活動成果、取り組みの情報発信

関西文化学術研究都市(けいはんな学研都市)は既に100以上の立地機関があり、多数の研究成果を創造している。今後それらの機能・資源を活用して関西全体の産業や科学技術振興に寄与していくことが期待される。

しかし一方で、けいはんな学研都市の魅力と特色がまだ十分に認知されていないといった課題もある。そこで本年度は、産業・科学技術委員会学研都市委員会を中心に、立地機関への支援を必要に応じて継続するとともに、関西の経済界、外国公館関係者、プレスなどによる視察会等を通じたけいはんな学研都市の情報発信の強化に取り組んだ。

②けいはんな情報通信オープンラボ研究推進協議会の支援

けいはんな情報通信オープンラボ研究推進協議会(理事長:松下正幸 パナソニック副会長)は、「けいはんな情報通信オープンラボ」を有効に活用し、ネットワークの高機能化や、ユニバーサルコミュニケーション、ユビキタスネットワーク技術とロボット技術を融合したネットワークロボットなど、ICTに関し実効的な産学官連携を構築し、新たなサービスや、産業の創出、人材の育成などを目的としている。

当会は、協議会の事務局としてオープンラボの利用促進、普及啓発活動に積極的に取り組んだ。当協議会の活動状況は次のとおり。

○企画広報分科会 08. 4. 11

○第7回総会 08. 5. 27

記念講演「超臨場感メディア技術の展開」

廣瀬通孝 東京大学大学院情報理工学系研究科教授

○シンポジウム 2008 08. 11. 27

基調講演「戦略的イノベーションによる国

際競争力の強化」平松幸男 大阪工業大学大学院知的財産研究科教授、

特別講演「パナソニックのグローバル標準化の取り組み」三村義祐 パナソニックスタンダードコラボレーションセンター所長

○人材育成セミナー 08. 10. 30～31

○ワークショップ 2009 09. 3. 6

基調講演 1「地球温暖化防止に向けたR I T Eの取り組み」本庄孝志 (財)地球環境産業技術研究機構(RITE)専務理事、

基調講演 2「ITU-TにおけるICTと気候変動に関する標準化動向」染村庸 NTT環境エネルギー研究所環境推進プロジェクト主幹研究員

③(株)けいはんなの経営再建支援

当会は、関係機関との協力により、(株)けいはんなの経営再建を支援した。この結果、

①金融機関への一括弁済のための資金調達、

②ラボ棟および住友ホールの京都府への寄付、

③資本金の減資などの再生計画の基本スキームのもと、9月19日、民事再生手続きが終結した。

6. 関経連の機能強化

(1) 調査研究提言機能の強化（重点事業 12）

①ポスト ビジット・ジャパン・キャンペーンに関する調査研究

わが国は、2010 年に訪日観光客を 1,000 万人に増やすことを目標にビジット・ジャパン・キャンペーン（V J C）を展開し、着実な増加を実現してきた。関西においても、広域のかつ官民連携による観光プロモーションの成果等により、訪日観光客数が増加している。

今後、観光交流のさらなる拡大が予想される中で、国や地域社会が直面するさまざまな課題を解決しながら、観光を通じた地域活性化のさらなる推進とグローバル社会への対応が必要であり、中長期的視点に立った政策の充実強化や新たな展開が求められる。こうした観点から、関西の蓄積と経験を踏まえ、2010 年以降の国と地域政策のあり方について検討するため、ポスト V J C 研究会（幹事長：竹内関経連常務理事）を設置した。

2009 年 3 月に、提言「地域主導による観光立国の実現－2020 年に向けて－」（資料 50 頁）を取りまとめ、公表した。

本提言では、①観光資源の魅力向上とおもてなし意識の向上などの日本ファンを増やす持続的な取り組み、②地方主導による国際観光推進、③広域的視点による取り組み、④公民の役割分担を基本的考え方としている。

国に対しては、省庁連携の促進、現行 V J C の仕組み改善と今後の方向性、観光統計の整備、訪日ビザの段階的緩和、交通ネットワークの整備、国際空港における入国待ち時間の解消を提案した。自治体に対しては、政策立案や事業実施にあたっての広域的視点の重視、観光部門の総合化・一元化、おもてなしの心の醸成、インフラ整備、公共交通機関などにおけるニーズに応じた多言語表示化の推進、景観重視の街並みづくりを提案した。民間に

対しては、おもてなしの心の醸成と受入体制の整備、新たなビジネスチャンスの可能性について提案した。会合などの開催状況は次のとおり。

<研究会>

○第 1 回研究会	08. 7. 2
○第 2 回研究会	08. 8. 1
○第 3 回研究会	08. 9. 29
○第 4 回研究会	08. 11. 18
○第 5 回研究会	08. 12. 17
○第 6 回研究会	09. 1. 16

<自治体ヒアリング>

○和歌山県	08. 8. 4
○京都市	08. 8. 21
○大阪府	08. 10. 17

<事例調査>

○北海道（札幌・ニセコ）	08. 9. 17 - 18
○九州（博多・長崎）	08. 10. 30 - 31

②農商工連携に関する調査研究

関西における農商工連携の現状と課題を把握したうえで、地域活性化に寄与し、ひいてはわが国の食料自給率の向上に貢献する“質の高い農商工連携”を実現すべく、農商工連携調査研究プロジェクトを 7 月に立ち上げた。

本プロジェクトでは、官民の有識者・専門家を招いた講演会や懇談会を開催して踏み込んだ意見交換を行うとともに、関西地域において、先駆的な取り組みを実践する農業法人・企業・単位農協等 11 カ所の農業者への現場視察や対話を行い、30 カ所の農業関係機関へのヒアリングを重ねてきた。

本プロジェクトの成果として、意見書「農商工連携のさらなる発展に望む」を取りまとめ、3 月 19 日に公表、同日関係省庁へ建議した。（資料 55 頁）

本意見書では、①農商工連携は地域活性化に繋がる有効な手段であり、農業者の収益増加をもたらし、農業活性化に役立つ可能性を有する。よって、政府は今後さらに農商工連携の施策を強化すべきであること。②農商工連携には様々な形態があるが、収益を上げる成功事例には強力なリーダーの存在、消費者ニーズの把握、確固たる理念の3つの共通要件が存在する。農商工連携の発展・拡大には積極的PR、支援策充実、企業参入の規制撤廃、工業が持つ技術・ノウハウの活用を行うべきであること。③わが国農業の活性化のためには、経営マインド・マーケティング意識の醸成、米ビジネスの多様化、新規就農者の支援、輸出促進、食育活動、地産地消に取り組むべきであることを主なポイントとして盛り込んでいる。

<講演会・懇談会>

○第1回講演会「日本農業の現状と農商工連携」高木勇樹農林漁業金融公庫総裁
08. 7. 25

○第2回講演会「有機農業の産業化と農商工連携の課題」武内智ワタミファーム代表取締役
08. 8. 27

○第3回講演会「食と農のマーケティングから見た農商工連携～現状と課題～」鳥巢研二キースタッフ代表取締役
08. 9. 30

○第4回講演会「コウノトリの野生復帰を実現した環境創造型農業の現状と将来展望」西村いつき兵庫県但馬県民局豊岡農業改良普及センター地域第2課長
08. 10. 21

○第5回講演会「わが国の食料・農業とJAグループの現状について」前田健喜全国農業協同組合中央会 暮らしの活動推進部 食農・暮らしの対策室室長
08. 11. 17

<現場視察会>

○いろどり（徳島県勝浦郡上勝町）08. 7. 9

○農事組合法人ハイテクファーム（福井県越前市）
08. 7. 15

○兵庫県楽農生活センター、トーホー（兵庫

県神戸市西区）
08. 7. 22

○農業法人有限会社いずみの里、西村機械製作所（大阪府和泉市）
08. 7. 29

○兵庫県豊岡農業改良普及センター（兵庫県豊岡市）
08. 7. 30

○農業組合法人和郷園（千葉県香取市）
08. 8. 20

○スーパーN I S H I YAMA（兵庫県篠山市）
08. 8. 22

○農業生産法人有限会社ビワコファーム（滋賀県近江八幡市）
08. 9. 22

○J A 紀の里ファーマーズマーケットめっけもん広場（和歌山県紀の川市）
08. 9. 24

○ヒガシマル醤油（兵庫県龍野市）
08. 10. 7

○農業組合法人伊賀の里モクモク手づくりファーム（三重県伊賀市）
08. 11. 26

<ヒアリング>

○近畿農政局
08. 6. 25

○パナソニック滋賀工場
08. 7. 4

○徳島県庁
08. 7. 9

○ダイキン工業
08. 7. 11

○福井県庁
08. 7. 15

○和歌山県庁
08. 8. 1

○京都府庁
08. 8. 4

○奈良県庁、滋賀県庁
08. 8. 5

○兵庫県庁
08. 8. 6

○大阪府庁、近畿経済産業局
08. 8. 8

○農林水産省
08. 8. 19

○J B A C（伊藤忠商事）、日本経済団体連合会
08. 8. 20

○一富士フードサービス
08. 8. 25

○弘豚社
08. 9. 2

○(社)農業電化協会
08. 9. 5

○シーピーフード
08. 9. 7

○中央フードサービス（うおまん）
08. 9. 9

○ナベック
08. 9. 12

○J A 紀北かわかみ
08. 10. 8

○ジェイコム
08. 10. 9

○大和ハウス工業、M C C
08. 10. 30

○オイシックス
08. 12. 8

○日本総合研究所、伊藤忠商事食料カンパニー	08.12. 9
○マイファーム	09. 1.13
○和歌山県農業大学校	09. 2. 3
＜意見書検討会＞	
○第1回意見書検討会	08.12.19
○第2回意見書検討会	09. 2.10

③技術の権利化と国際標準化戦略に関する調査研究

企業の経済活動がグローバル化し、世界中に様々な製品が流通する中、品質の優劣とは別に、国際的な規格でなければ世界市場で通用しない時代になりつつある。今や国際標準化戦略が国家の競争力を左右する重要な問題となっている。

そこで、「技術の権利化と国際標準化戦略」に関するシリーズ講演会やシンポジウムを開催し、政府や国際機関の動向や企業の先進的事例に関する情報提供等を通じ、経済産業省の国際標準化アクションプラン等も踏まえ、国際標準化の促進に向けた企業意識の向上を図るとともに、わが国・関西における国際標準化をめぐる課題やその対応方策について検討を行った。

シリーズ講演会やヒアリングで明らかになった課題を整理し、2009年4月に報告書にまとめる予定。報告書では、企業・国・大学それぞれの国際標準化への取り組み強化に向け、課題解決の方向性を取りまとめる。

④税財政改革に関する調査研究と税制改正に関する意見の表明、わが国企業の海外事業資金の円滑化に関する意見の表明

■「経済財政改革の基本方針 2008（骨太の方針 2008）」に望む

2008年4月の時点において、わが国経済は、サブプライムローン問題の深刻化や原材料高騰などによって世界経済の減速感が顕在化する中、実体経済に次第に影響が及びつつあっ

た。政治情勢の不透明感や景気見通しの悲観論が台頭しつつある中で財政再建の道筋も不透明感を増していた。

こうした状況の下、経済財政委員会では、経済財政諮問会議が取りまとめている「経済財政改革の基本方針（骨太の方針 2008）」に対し、「経済財政改革の基本方針 2008（骨太の方針 2008）に望む」を取りまとめ、4月23日に発表した。

改革の停滞と足元経済の不透明感、サブプライム問題など内外の諸課題に対応して、意見書ではまず、岐路に立つわが国経済を発展・成長させるための基本目標と戦略の明示を求めている。その上で、経済成長戦略の早期策定と実行、増税を回避して2011年度のPB（プライマリーバランス）黒字達成に全力を挙げること、および、抜本税制改革に向けた議論着手などを提言した。また、諮問会議の下に設置された「構造改革と日本経済」専門調査会で今後論議すべき事項として、資源エネルギー・食糧確保のための総合戦略構築はじめ今後20年程度先を見据えた将来像や課題の明確化を提言している。（資料3頁）

■2009年度税制改正に望む

経済財政委員会税制部会は、毎年翌年度税制改正への意見書を取りまとめているが、今年は税制抜本改革に関する議論が本格化することから、本年度は2回に分けて建議を行うこととした。9月24日には「2009年度税制改正に望む」を取りまとめ、政府・与党・財務省・総務省・経済産業省など関係各府省、自治体ほかに建議した。

意見書では、「成長力」の涵養を主眼に、税制抜本改革の第一歩として、政策税制の活用による企業の実質的な負担の見直しを求める内容となっている。

具体的には、まず、海外子会社からの受取配当金に対する外国税額控除や移転価格税制、タックスヘイブン税制などの国際課税の見直し、環境・省エネなどへのインセンティブ税

制の強化を求めている。また、住宅税制における優遇措置の延長拡充や金融所得税制の一体化推進をはじめとする個人所得課税や固定資産税の評価額引き下げをはじめとする地方税の見直しなど、来年度の税制改正に向けた要望を行っている。(資料 6 頁)

■税制抜本改革に望む

経済財政委員会税制部会は、10 月 6 日に「税制抜本改革に望む」を取りまとめ、政府、政党、財務省・総務省・経済産業省など関係各府省、自治体ほかに建議した。

意見書では、中長期的観点から税財政、社会保障制度、地方分権の一体的改革を進めることによる持続的な成長軌道の確保が重要としている。その上で、税制抜本改革においても「成長力」の涵養を重視し、法人実効税率の大胆な引き下げを求めている。また、2011 年度 P B 黒字化目標の堅持、増大する社会保障費の安定財源確保および分権改革の推進の観点からの消費税の見直し、低炭素社会に向けた税制のあり方についても要望を行っている。(資料 9 頁)

■わが国企業の海外事業資金の円滑化に関する緊急要望

政府は 12 月 19 日に打ち出した「生活防衛のための緊急対策」の一環として 12 月 26 日の政令改正により、国際協力銀行が先進国における日本企業の特定期間に対して臨時に信用供与することを認め、対象事業の選定作業が進められていた。

わが国企業が、グローバルな事業活動を展開する上で世界同時不況により資金調達面で困難に直面しないような環境整備が必要との認識のもと、当会は 1 月 16 日に「わが国企業の海外事業資金の円滑化に関する緊急要望」を取りまとめ、財務省、経済産業省に建議した。

具体的には、①国際協力銀行による必要十分な資金確保と施策の早期実施、②全業種を対象とすること、③あくまで緊急措置として

期限付き対応とすることとし、メリハリの効いた施策実施を求めた。(資料 12 頁)

■当面の経済対策に関する要望

米国発の金融危機をきっかけに、わが国経済は深刻な状況に直面、政策を総動員して景気の底割れを回避するとともに、市場の活性化や雇用の創出・安定に資する大胆な景気刺激策を早期に策定・実行することが求められていた。

そこで当会は 3 月 11 日に「当面の経済対策に関する要望」を取りまとめ、政府・与党ほかに建議した。

要望書では、アジアとの関係が深く、省エネ・新エネ等の環境関連や医療関連で優れた技術を有する関西の視点から、当面の経済対策として、①低炭素社会を見据えた需要創出、②競争力ある国際物流ネットワークの形成、③アジアの成長力強化に資するインフラプロジェクトの推進など、8 項目を要望した。(資料 13 頁)

⑤財関西社会経済研究所との交流連携

より精緻な統計調査やデータ分析のほか、さまざまな社会経済問題についてより深い知見を得るため、財関西社会経済研究所と連携した活動を行っている。

1 月 19 日に同研究所・読売新聞大阪本社ならびに当会の共催でシンポジウム関西からの発信「未来への持続力強化—『民』の挑戦、『公』の改革」を開催した。

また、「法人実効税率の引き下げに関する分析」にて、法人実効税負担率の国際比較、法人課税と企業の国際間資金移転、法人税率と設備投資、投資減税の経済効果の各課題についての分析を委託し、結果を当会が発表する提言に反映させている。

(2) 情報発信機能の強化と会員サービスの充実

①あらゆる機会を活用した社会への情報発信

原則、月1回の正副会長による定例記者会見にて、事業活動に関するトピックスを発表するとともに、質疑を通じて時事的な話題等に関して正副会長から所感を述べた。

また、事業内容に関する記者発表を随時行うとともに、取材や寄稿を通じて積極的な情報発信を行った。特に10月の関西ビジョンの公表に際し、在阪マスコミ対象の記者会見だけにとどまらず、関西の主要自治体トップに送付し、コメントを頂くなど広く関西各界への普及・啓発に努めた。また、11月には、学研都市に立地する研究機関のPRのために、大阪経済記者クラブを対象に視察会を実施した。

さらに、7月31日、12月12日の年2回大阪経済記者クラブとのパーティを開催するなど当会正副会長をはじめとする主要メンバーとマスコミ関係者との懇談を実施した。

②ホームページの機能強化、機関紙の充実

会長所感、意見書・要望書等、随時コンテンツの更新を行った。各種イベントや会合のPR等にもホームページを積極的に活用した。また、ホームページの更新情報を簡単な解説付きで紹介するメールマガジンを随時配信した。

英語でも当会の活動および関西経済の現状について紹介し、国内外に発信を行った。

■機関誌「経済人」

特集「関経連 NOW」では、当会の事業活動に関連したテーマを取り上げた。7月号「環境先進地域 関西」では、環境問題に対する当会各部署の事業を取りまとめて紹介、2月号「関西の鉄道網」では、調査的要素の強い事務局横断企画に取り組むなど、従来とは違った切り口の記事を掲載した。第2特集「クローズアップ」では、進行中の最新プロジェクト

を紹介、嘉田由紀子滋賀県知事と寺田関経連副会長との対談企画なども掲載した。そのほか、経営者へのトップインタビュー「談論風発」、月間の活動を振り返る「NEWS FILE」、理事会・委員会などの講演録をまとめた「講演懇談要旨」、会員代表者の寄稿「ちょっとひといき」、美術館・博物館を紹介する「美術・博物の窓」を引き続き掲載、在関西総領事館・海外経済団体の紹介による「味自慢おくに自慢」と関西国際空港に就航するエアラインを取り上げる「関空発 AIRLINE VIEW」は隔月連載した。各号の特集テーマは以下のとおり。

<2008 年>

- 4 月 自立への覚悟ー関西財界セミナー
- 5 月 アジアとの共生に向けて
- 6 月 関西の『新たな発展』をデザインする
関経連
- 7 月 環境先進地域 関西
- 8 月 躍進する組込みソフト産業推進会議
- 9 月 関西発の分権改革 前進
- 10 月 大梅田
- 11 月 関西、おもしろい！ー「関西ビジョン2020」
発表ー
- 12 月 関西の高速道路ーミッシングリンクの
早期整備を

<2009 年>

- 1 月 大注目！存在感高まる関西のリサーチ
パーク
- 2 月 関西の鉄道網ー「現在・過去・未来」
を考える
- 3 月 関西クリエイティブ・メガリージョン
ー関西の国際都市力強化へ

■会報「速報」

委員会活動、各種会合などの当会の動き、意見書、経済資料、会長所感、機関誌の案内、会員異動、会合予定などを掲載、毎週金曜日にFAX送信し、情報を提供した。

■英文関西経済資料「An Introduction to the Kansai Economy」

関西のプロモーション活動の一環として、関西経済の最新の経済指標やプロジェクト動向、関西の歴史等を概説した英文経済資料を2月に発行した。

③講演会、見学会の充実などによる会員企業の参加機会の拡大

■講演会・セミナー

- アジア・太平洋経済セミナー 08. 4. 15
- 広域連携講演会「関西広域機構（KU）の活動について」甲角健 関西広域機構専務理事 08. 5. 22
- 陝西省投資貿易説明会 08. 5. 23
- メキシコ投資セミナー 08. 5. 30
- 一般講演会「映画とともに生きる」映画作家 河瀬直美氏 08. 6. 19
- EUにおける標準化と知的財産 - 経営戦略と公共政策- 08. 7. 4
- マレーシアにおけるビジネス機会セミナー 08. 7. 7
- モバイルコンテンツ政策検討タスクフォース（MCTF）第1回講演会「モバイル・セキュリティの現状と課題」山口英 内閣官房情報セキュリティセンター補佐官・奈良先端科学技術大学院大学情報科学研究科教授 08. 7. 8
- 第1回農商工連携講演会「日本農業の現状と農商工連携」高木勇樹 農林漁業金融公庫総裁 08. 7. 25
- 新公益法人制度について 堺井啓 公内閣府公益認定等委員会事務局企画官 08. 7. 30
- 道州制に関する提言と関西広域連合(仮称)の検討状況の説明会 08. 8. 21
- 第2回農商工連携講演会「有機農業の産業化と農商工連携の課題」武内智 ワタミファーム代表取締役 08. 8. 27
- 日中経済専門講演会 08. 8. 28
- 日中経済専門講演会 08. 9. 02

- 『経済社会の変容』シリーズ講演会（第1回）「グローバリズムとマネー～変貌する国際金融資本市場～」バリー・アイケングリーン カリフォルニア大学バークレー校教授 08. 9. 8
- 中国法セミナー 08. 9. 11
- 第2回日越経済討論会 08. 9. 17
- 一般講演会「提案！負けない地域のつくり方」藻谷浩介 日本政策投資銀行地域振興部参事役 08. 9. 19
- 第3回農商工連携講演会「食と農のマーケティングから見た農商工連携～現状と課題～」鳥巢研二 キースタッフ代表取締役 08. 9. 30
- 『経済社会の変容』シリーズ講演会（第2回）「経済連携・人口減少時代の外国人政策」井口泰 関西学院大学経済学部教授 08. 10. 10
- UNCTAD世界投資レポート2008説明会 08. 10. 17
- 第4回農商工連携講演会「コウノトリの野生復帰を実現した環境創造型農業の現状と将来展望」西村いつき 兵庫県但馬県民局豊岡農業改良普及センター地域第2課長 08. 10. 21
- スロバキア投資セミナー 08. 10. 22
- カザフスタン・ビジネスセミナー 08. 10. 23
- 講演会「インドにおける環境ビジネスの現状と課題ー日本企業へのアドバイス」P. D ジョス インド経営大学院バンガロール校教授 08. 10. 24
- 大梅田の今後のあり方と都市ブランドを考える特別シンポジウム（将来の大阪シティスタイル研究会と共催） 08. 10. 28
- フィリピン経済・投資セミナー 08. 10. 29
- ラトビア投資セミナー 08. 11. 7
- シンポジウム「次世代環境技術が拓く新たな産業の創造に向けて～革新的な環境技術の開発が日本の産業競争力を高める～」

08. 11. 11
- 広域連携講演会 「関西との広域連携について」 平井伸治 鳥取県知事 08. 11. 12
- アジア開発銀行セミナー 08. 11. 14
- 第5回農商工連携講演会「わが国の食料・農業とJAグループの現状について」 前田健喜 全国農業協同組合中央会 暮らしの活動推進部食農・暮らしの対策室室長 08. 11. 17
- 第8回日中経済討論会 08. 11. 18
- オーストリア投資セミナー 08. 11. 20
- 近畿圏広域地方計画に関する講演会「近畿圏広域地方計画について」 塚田幸広 近畿地方整備局企画部長 08. 11. 27
- 国際創造都市フォーラム「けいはんな光医療産業バレー拠点創出シンポジウム」 08. 11. 27
- 『経済社会の変容』シリーズ講演会（第3回）「アメリカ新政権と2009年の国際政治」 中西寛 京都大学公共政策大学院大学教授 トルコ投資セミナー 08. 12. 2
- ABAC/APEC2008 大阪報告会 08. 12. 24
- 光医療産業バレー構想セミナー 09. 1. 26
- 「iPS細胞研究産業応用懇話会」 09. 2. 3
- 日米経済フォーラム 09. 2. 17
- 次世代スーパーコンピュータ産業利用促進セミナー「スパコン活用の極意—成果をあげた事例研究—」 09. 2. 18
- ナレッジ・キャピタル講演会 09. 2. 20
- 社員食堂における地場農産物の利用拡大に向けたシンポジウム 09. 2. 25
- 異業種連携促進セミナー“コンテンツで経営イノベーション” 09. 2. 26
- 「EU情勢と日・EU関係」講演会 09. 3. 2
- トップセミナー「ビジネスチャンスを開拓する次世代スパコン」 09. 3. 9
- 「経済危機の行方～新たな成長への国際通貨・金融政策～」講演会 09. 3. 10
- フランス・ビジネス環境セミナー 09. 3. 11
- 「日本企業のグローバル展開に係る施策と国際物流におけるセキュリティ対策」についての時局、時事講演会 09. 3. 11
- 視察会・見学会
- 都市再生 京阪中之島線見学会 08. 4. 16
- 新名神高速道路視察会 08. 4. 24
- 都市再生 阪神なんば線見学会 08. 5. 21
- 道路補修に関する説明会と橋梁（鳥飼大橋）視察会 08. 5. 22
- スパコン「地球シミュレータ」（横浜市）視察会 08. 9. 25
- 「兵庫県立粒子線医療センター/大型放射光施設 SPring-8」（播磨科学公園都市）視察会 08. 10. 20
- 第二京阪道路工事現場 視察会 08. 11. 5
- 大阪駅北地区開発見学会 08. 12. 4

(3) 各方面との交流連携

①国の出先機関との意見交換活動の強化

国の出先機関である近畿財務局、大阪税関、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局のトップとの懇談会を開催した。

4月15日には、当会事業計画および各機関の施策について意見交換を行った。また、10月1日には、当会の『関西ビジョン2020』および各機関の施策について意見交換を行った。

②西日本経済協議会への参画

西日本経済協議会は、当会をはじめ、四国、九州、中国、北陸、中部の6つの経済連合会で構成されている。本年度幹事団体は四国経済連合会。

9月9日に香川県高松市で開催した第50回総会では、各経済連合会の会長、副会長をはじめ約180名が出席し、「地域の自立による

新たな『国のかたち』の創造－西日本からの提言－」を統一テーマに討議を行った。

大西淳四国経済連合会会長による開会挨拶の後、下妻関経連会長から前年度の活動結果を報告し、各経済連合会から、地方の自立、産業の活性化、社会基盤の整備などについて発言があった。当会からは森下副会長が、「関西の自立に向けた産業活性化への取組み」と題して発言した。

各経済連合会の発言や意見交換を踏まえ、①地方分権改革・道州制の推進、②地方が自立するための国土基盤づくり、③グローバル化時代を生き抜く地域経済の構築、の3項目からなる「平成20年度 西日本経済協議会 総会決議 地域の自立による新たな『国のかたち』の創造－西日本からの提言－」（資料60頁）を採択した。

その後、政治評論家の三宅久之氏から「政局の行方と今後の我が国の課題」と題し記念講演が行われた。

総会決議については、麻生総理大臣をはじめ、関係閣僚・省庁・政党に要望した。

- | | |
|---------|-----------|
| ○第1回幹事会 | 08. 4. 16 |
| ○第2回幹事会 | 08. 7. 18 |
| ○第50回総会 | 08. 9. 9 |

③他の経済連合会・自治体との交流連携活動の実施

■太平洋新国土軸構想推進協議会

太平洋新国土軸構想推進協議会は、当会をはじめ中部以西の4経済連合会、4商工会議所連合会、静岡以西の17府県から構成されている。同協議会では、多軸・多極分散型国土の形成と西日本における広域経済圏の構築をめざすうえで、重要なプロジェクトとなる太

平洋新国土軸構想の早期実現に向けて、調査研究や広報活動、国に対する要望活動などを実施している。

■神戸商工会議所との懇談会

神戸商工会議所との首脳懇談会を8月26日開催した。神戸商工会議所からは水越浩士会頭、岩田弘三・浅井光昭・平松秀則各副会頭が、当会からは下妻会長、津村・奥田・玉越・山口・松下各副会長が出席した。

関西のブランド力向上と集客観光、道路のミッシングリンクおよび阪神港の整備などの総合物流体系の構築に関して、意見交換を行い、関西の活性化に向け、一層の連携を図っていくことを確認した。

■中部経済連合会との懇談会

中部経済連合会と事務局間での懇談会を開催した。4月23日には、「2008年度事業計画」等を基本テーマとして、取り組みや今後の展望を紹介し、意見交換を行った。また、12月16日には、「広域的な国際観光圏の形成」と「広域的な環境先進地域の形成」を基本テーマとして、意見交換を行った。

■福井県および福井商工会議所との意見交換会

旭信昭福井県副知事および江守幹男福井商工会議所会頭と当会事務局の懇談会を4月11日開催した。

福井の現状・課題と当会への期待について意見交換を行い、今後、広域的課題について対処するため、継続的に情報交換を実施することとした。

■在阪経済団体連絡会議

大阪の各経済団体の専務理事・事務局長で構成する連絡会議を開催し、各団体の重点施策等について情報共有を図るとともに、連携のあり方について意見交換を行った。

(4) ガバナンスの強化

①関西経営者協会の事業承継に向けた協議

5月26日、第46回定時総会において、当

会と関西経営者協会との統合について協議を進めることが承認された。

これを受けて、両団体の専務理事をトップとする検討会議を設置し、実務上の進め方、統合後の事業、会員資格や会費設定、事務局機構などについて詰めの協議を重ねた。

2月23日、両団体が臨時総会を開催し、2009年5月25日をもって関西経協は解散し、その事業、会員、事務局機能を当会が承継することとなった。

②公益法人制度改革への対応

12月1日、公益法人制度改革関連3法が施行となった。これにより、現行の社団法人は、5年以内に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以降、一般法）」に適用する機関設計を行い、新たな法人への移行をしなければならない。

当会としては、関西経営者協会の事業承継とあわせて、一般法に適用する機関設計を行うこととし、2月23日開催の臨時総会において、関西経営者協会の事業承継に伴う目的や事業、会員資格などに関する定款の変更とともに、一般法に適用する役員、理事会、総会に関する定款の変更を行うことが承認された。

7. 会員異動

	2008 年 4 月 1 日	入会	退会	2009 年 3 月 31 日
法人会員	581	4	26	559
団体会員	95	0	1	94
個人会員	52	1	5	48
特別会員	40	7	5	42
合 計	768	12	37	743

以 上

附. 資料

資料目次

1. 委員会一覧	1
2. 意見書・要望書	3
経済財政委員会	
経済財政改革の基本方針 2008（骨太の方針 2008）に望む	3
2009 年度税制改正に望む	6
税制抜本改革に望む	9
わが国企業の海外事業資金の円滑化に関する緊急要望	12
当面の経済対策に関する要望	13
地方分権委員会	
分権改革と道州制に関する基本的な考え方	15
産業・科学技術委員会	
次世代環境技術の普及に関する要望	21
情報通信委員会	
青少年が健全に利用できるモバイルインターネット環境の実現に向けて	29
国際委員会	
経済連携協定の推進と利用促進に関する要望	36
戦略的な経済協力のあり方に関する提言	
－アジアの持続的な成長に資する官民連携の強化に向けて－	38
大阪府政への提言	
大阪府政に望む	44
関西国際空港	
関西国際空港 2 期事業の推進に関する要望書	46
関西国際空港 2 期事業の推進に関する要望書	47
高速道路ネットワーク整備	
京阪神都市圏の高速道路ネットワーク整備に関する要請書	
～戦略的整備と料金施策～	48
歴史街道計画	
歴史街道計画推進に向けて	49
ポスト V J C 研究会	
地域主導による観光立国の実現－2020 年に向けて－	50
農商工連携調査研究プロジェクト	
農商工連携のさらなる発展に望む	55
西日本経済協議会	
平成 20 年度 西日本経済協議会 総会決議	
地域の自立による新たな『国のかたち』の創造－西日本からの提言－	60
太平洋新国土軸構想推進協議会	
太平洋新国土軸構想の実現に向けて	61
関西財界セミナー	

第 47 回関西財界セミナー宣言	62
3. 会長総会挨拶・年頭所感	
第 46 回定時総会 下妻会長 開会挨拶	63
年頭所感	65
臨時総会 下妻会長開会挨拶	65
4. 会長所感	
日本銀行総裁決定に関するコメント	67
大阪府財政再建プログラム試案に関するコメント	67
榊けいはんな再生計画案の提出についてのコメント	67
大阪府「大阪維新プログラム案」に関するコメント	67
「経済財政改革の基本方針 2008（骨太方針 2008）」に関するコメント	68
福田改造内閣発足に関するコメント	68
政府緊急総合対策に関するコメント	68
福田総理辞意表明に関するコメント	68
自民党総裁決定に関するコメント	69
麻生内閣発足に関するコメント	69
日経平均株価・バブル後最安値更新についてのコメント	69
追加経済対策に関するコメント	69
日本銀行の政策金利引き下げ決定に関するコメント	70
米国大統領選挙結果に関するコメント	70
2009 年度与党税制改正大綱に関するコメント	70
日本銀行の追加金利引き下げ決定に関するコメント	70
2009 年度予算 財務省原案に関するコメント	70
オバマ米国大統領就任についてのコメント	71
08 年 10－12 月期 GDP 速報に関するコメント	71
中川財務・金融担当大臣辞意表明に関するコメント	71
WTC への大阪府庁移転条例案否決に関するコメント	71
5. 経済資料	
(1)抜本的税制改革に向けて	72
(2)次世代環境技術の普及促進に向けて—中間とりまとめ—	72
(3)連携・交流を生む環境共生都心の形成～大梅田グランドデザインの提案～	72
(4)関西ビジョン 2020	
関西、おもしろい！ Dynamic Kansai!—関西の「突破力」で世界に貢献—	73
(5)韓国・中国経済調査団報告書	73
(6)「関西クリエイティブ・メガリージョン」構想	
—関西の国際都市力強化研究会報告書—	73
(7)はなやか関西—関西ブランドの構築・発信と集客促進の提案—	74

1. 委員会一覧

(2009年3月31日現在)

委員会・部会	担当副会長	委員長・部会長・副委員長	所管事項
統括委員会		委員長 下妻 博 (関西経済連合会 会長)	各委員会の重要事項の報告、調整等
経済財政委員会 〔税制部会〕 〔社会保障部会〕 〔金融・資本市場部会〕	玉越 良介	委員長 松本 正義 (住友電気工業 社長) 税制部会長 川上 徹也 (パナソニック 顧問) 社会保障部会長 中村 昇 (京セラ 会長) 金融・資本市場部会長 永井 浩二 (野村證券 常務 大阪駐在) 副委員長 安藤 圭一 (三井住友銀行 常務執行役員)	財政改革・税制改革・社会保障制度改革の総合的検討、金融・資本市場整備の活性化方策の検討、経済情勢・景気動向の実態把握
企業経営委員会 〔人材開発・中堅企業部会〕	宇野 郁夫	委員長 和田 勇 (積水ハウス 会長兼 CEO) 人材開発・中堅企業 牧野 明次 (岩谷産業 社長) 部会長 副委員長 佐藤 廣士 (神戸製鋼所 副社長) 副委員長 (知財担当) 小谷 茂雄 (グンゼ 相談役) 副委員長 横山 進一 (住友生命保険 会長) 副委員長 福島 伸一 (パナソニック 代表取締役専務関西代表)	経済法制、競争政策、知的財産戦略、CSRの推進、コンプライアンス向上、次代を担う経営人材の育成など、グローバルな視点に立った企業の競争力強化のための環境整備方策の検討
地方分権委員会 〔広域連携部会〕	奥田 務	委員長 村上 仁志 (住友信託銀行 特別顧問) 広域連携部会長 銭高 一善 (銭高組 社長) 副委員長 田中 宰 (阪神高速道路 会長)	関西広域連合の早期設置、分権型道州制の実現、自治体の行財政改革の検討、関西広域連携の推進
産業・科学技術委員会 〔学研都市部会〕	矢嶋 英敏	委員長 町田 勝彦 (シャープ 会長) 学研都市部会長 小林 哲也 (近畿日本鉄道 社長) 副委員長 服部 盛隆 (池田銀行 頭取) 副委員長 北澤 清 (武田薬品工業 常務取締役) 副委員長 箕浦 輝幸 (ダイハツ工業 社長) 副委員長 奥山 俊一 (日本総合研究所 特別顧問) 副委員長 松崎 昭 (川崎重工業 副社長) 副委員長 原 直史 (ソニー 業務執行役員 SVP 関西担当) 副委員長 今仲 行一 (オムロン 執行役員常務)	産業・科学技術政策、ロボットなど先端技術の融合、けいはんな学研都市などクラスター間の連携による新事業・新産業創出、新技術の産業化促進、既存産業の競争力強化
情報通信委員会	津村 準二 森下 俊三	委員長 森下 俊三 (西日本電信電話 取締役相談役) 副委員長 橋本 安雄 (関電プラント 相談役) 副委員長 櫛木 好明 (パナソニック シニアフェロー) 副委員長 山本 雅弘 (毎日放送 会長)	情報通信政策、関西におけるIT利用促進、ソフトウェア産業の国際競争力の強化

地球環境・ エネルギー委員会	水越 浩士	委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長	石川 博志（関西電力 顧問） 幡掛 大輔（クボタ 会長） 古川 実（日立造船 社長） 片山 善朗（三菱商事 常務執行役員 関西支社長） 加藤 孝幸（島津製作所 専務取締役）	実効ある地球温暖化防止 対策、循環型社会の形成、 エネルギー問題への対応 など、地球環境・エネル ギーに関する総合的方策 の検討
都市再生委員会	森 詳介	委員長 副委員長 副委員長 副委員長	竹中 統一（竹中工務店 社長） 佐藤 茂雄（京阪電気鉄道 代表取締 役ＣＥＯ） 安藤 力（住友金属工業 副社長） 坂井 信也（阪神電気鉄道 社長）	関西の魅力を高める都市 再生事業の推進（大阪駅北 地区を含む大梅田地区な どの都心部開発に関する 提案検討、関西の国際都市 力強化方策の検討、水都大 阪 2009 支援）
国土・基盤整備 委員会 〔ペリエリア部会〕 〔関空部会〕 〔物流部会〕	山口 昌紀	委員長、ペリエリア 部会長 関空部会長 物流部会長 副委員長	芝野 博文（大阪ガス 常任顧問） 山中 諄（南海電気鉄道 会長兼 ＣＥＯ） 安部 正一（住友倉庫 社長） 西口 廣宗（南都銀行 会長）	関西における国土基盤整 備（関西国際空港・大阪湾 ペリエリア開発）、陸海空 の総合的な物流戦略の推 進、国土形成計画策定への 対応
文化・観光委員会	寺田千代乃	委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長	角 和夫（阪急電鉄 社長） 岡澤 元大（大阪国際空港ターミナ ル 会長） 鳥井 信吾（サントリー 副社長） 鈴木 孝三（ＪＴＢ西日本 社長） 小嶋 淳司（がんこフードサービス 会長）	関西のブランド力の向上 と戦略策定、関西の文化・ 観光資源の活用（官民一体 となった観光戦略の推進、 関西広域機構関西国際観 光推進センター・歴史街道 協議会の活動支援、上方伝 統芸能支援）
国際委員会	井上 礼之 松下 正幸	委員長 委員長（交流担当） 委員長（交流担当） 委員長（交流担当） 委員長（交流担当） 委員長（交流担当） 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長 副委員長	松下 正幸（パナソニック 副会長） 田嶋 英雄（コニカミノルタホール ディングス 名誉顧問） 佐治 信忠（サントリー 会長兼社長） 松尾 博人（クラレ 相談役） 大坪 清（レンゴー 社長） 岡野 幸義（ダイキン工業 社長兼 ＣＯＯ） 高島 成光（共英製鋼 会長） 森本 洋司（住友商事 常務執行役員 関西ブロック長） 中村 康二（三井物産 常務執行役員 関西支社長） 藤野 達夫（伊藤忠商事 常務執行役 員関西担当役員） 世一 秀直（丸紅 執行役員大阪支社長） 堀田 暁（三洋電機 執行役員・海外 営業本部副本部長兼グ ローバル営業事業部長） 橋川 真幸（双日 副会長）	わが国通商政策と関西企 業の対応に関する検討、中 国・アセアンなどアジア諸 国をはじめグローバルな 交流・連携の推進

2. 意見書・要望書

◇経済財政委員会

経済財政改革の基本方針 2008
(骨太の方針 2008) に望む

08. 4. 23

わが国経済は、戦後最長の景気拡大がゆるやかに続くものの、踊り場に差しかかっている。米国サブプライムローン問題の深刻化、原材料高騰などによって、減速感が顕在化してきた世界経済の影響を受けている。また、これまでの国内景気の回復・拡大期にあって、個人所得の増加を通じて消費を喚起するという好循環が実現できていない。

一方で、情報通信技術の進展に後押しされ、経済のグローバル化はとどまるところを知らない。世界的な資金余剰が、国際資本市場の不安定さを増幅させている。また、温暖化傾向をはじめとする地球環境問題、および資源・エネルギー問題は、それぞれ深刻さを増しており、早急な取り組みを必要としている。

国内では、少子高齢化の急速な進展により、社会保障関連の費用が増大し続け、政府の長期債務残高に対する対GDP比は依然、OECD諸国の中で最も高い水準にある。また、次代を担う青少年の教育および育成が大きな国内課題になっている。

政治情勢の不透明感や景気見通しの悲観論が台頭しつつあるなかで、わが国がこうした内外の山積する課題を乗り越え、今後とも経済社会の発展・成長を図ることができるかどうか、今はその分水嶺に立っているといえよう。

今般、経済財政諮問会議が策定する「経済財政改革の基本方針 2008(骨太の方針 2008)」、および同会議が設置を決めた「構造変化と日本経済」専門調査会の論議においては、国民が抱えている閉塞感や先行き不安を払拭し、将来に向け明るい希望を持つことができるよ

う、今こそ力強いメッセージを発信することが求められている。

こうした観点に立つて、「骨太の方針 2008」および、いわゆる「新・前川レポート」に関し、下記の諸点を望みたい。

記

1. 基本的考え方

経済財政諮問会議は、内閣総理大臣の強力なリーダーシップのもと、この国が世界の平和と発展に貢献しつつ、さらなる発展を目指し、今後とも「改革」を推し進めていくことを内外に明確に示すべきである。そのうえで、関係府省を通じて速やかに実行・実現していくことが最も重要である。

(1) 目指すべき基本目標と戦略の明示

① わが国の目指すべき基本目標

わが国の中長期的な基本目標は、民主導の持続的成長による豊かさを実現することである。このため、官の改革とともに、個人・企業が自立・自助の原則に基づきながら、所得・雇用を生み出す企業の国際競争力の強化と適正な成果配分の両立を実現することが求められる。

② 経済社会の構造改革の着実な推進

基本目標を達成するための戦略として、わが国経済社会の構造改革の着実な取り組みが不可欠である。特に税制・社会保障制度・地方分権の3つの改革を結びつけた、新しい「三位一体改革」の推進を図るべきである。

こうした制度改革とともに、個人・企業・政府の間で、新たな社会の連携の仕組み・合意の枠組みのあり方も検討すべきである。

③ 政府の構造改革の徹底

民主導の成長を促進するとともに、累積する公的債務を削減するためには、無駄を排し、効率的で小さな政府の実現が不可欠である。

また、こうした改革には、政府に対する国民の監視機能の向上が欠かせない。国・地方ともに実効ある情報公開を徹底すべきである。

(2)迅速な改革の実行およびP D C Aサイクルの確立

急速なグローバル化の進展は、企業に一層の迅速な経営判断を求めている。こうした中で、企業活動を取り巻く環境整備についても、より素早い政府の対応が必要である。政府の迅速な実行を担保するため、工程表を作成し、実施時期を明確化することが求められる。

また、より多くの国民に理解されるよう、経済成長戦略をはじめとした各種施策のP D C Aサイクルを設定する必要がある。たとえば、「骨太の方針 2001」では「5 年以内に世界最先端の I T 国家になる」ことが明記されたが、2007 年度の法人税の電子申告利用率は 18%（韓国は 97%）と低い水準にとどまるなど、目標達成されたとはいいがたい。これまでの「骨太の方針」に盛り込まれた諸施策の達成状況、および今後の進め方などを明確に示すべきである。

その際、不正防止にとどまらず、政策の受益者を公開するなど効率化・透明化の観点もふまえた適切な事後評価も実施・公表が求められる。

2. 骨太の方針 2008 における重要課題

骨太の方針 2008 の策定にあたっては、岐路に立つ日本経済の発展・成長にとって重要課題を絞り込み、その実現に向けた工程表を明示すべきである。

(1)経済成長戦略の早期策定・実行

金融・財政政策の余力の小さい政府にとって、景気の腰折れを回避するとともに、増税なき P B（プライマリーバランス）黒字化達成に必要な 2%成長を実現するためには、経済成長戦略の速やかな策定・実行が不可欠である。

経済成長戦略では、環境関連など有望な産業技術の研究開発に対するインセンティブの強化、高齢者・女性の就業促進といった取り組みを重要施策として進める必要がある。1500 兆円に達する個人金融資産を活かす観

点から、金融・資本市場の規制緩和をはじめとしたサービス産業の競争力強化を加速することが求められる。

また、農商工連携など地域経済の活性化とともに、農業の競争力強化のための施策について、さらに前倒しで実施すべきである。

(2)歳出・歳入一体改革の徹底と新たな目標の設定

歳出・歳入一体改革にあたっては、「骨太の方針 2006」で示された 2011 年度での P B 黒字化の目標を堅持してもらいたい。歳出削減にあたっては、独立行政法人や公益法人の存在意義や業務そのものを見直すなど抜本的な政府の役割の再検討、および公務員制度改革などによる人件費抑制を図る。さらに、社会保障や公共事業などでの非効率な歳出見直しの努力を継続する必要がある。

特に、経済活性化と歳出効率化により、増税を回避して、2011 年度の P B 黒字化の達成に全力を挙げてもらいたい。さらに、2012 年度以降についても、例えば、2016 年度に財政収支の黒字化、2025 年度に債務残高の対 G D P 比 100%を達成するといった、財政再建のための新たな数値目標を設定すべきである。

(3)抜本的税制改革に向けた検討の年度内着手

2010 年代初頭以降も視野に入れて、わが国経済の潜在成長率を引き上げ、新しい発展・成長段階への移行を図る方策の一つとして、あらゆる経済活動に影響を与えている税体系全般について思い切った改革が求められる。

先般、経済協力開発機構（O E C D）が、わが国への政策勧告で言及したとおり、企業の国際競争力強化のため法人実効税率の引き下げ、社会保障制度や地方分権改革の鍵となる消費税率の見直しなどを含む抜本的な税制改革が不可欠である。

2011 年度の税込中立による P B 黒字化達成と両立し得る、税制改革のあり方について、今年度内に本格論議を着手すべきである。

3. 「構造変化と日本経済」専門調査会の論議への期待

1986年4月に公表された「国際協調のための経済構造調整研究会報告書（前川レポート）」は、経済収支不均衡を縮小させることを中期的な国民的政策目標として設定し、国際協調型経済構造への変革を目指した。

今般のいわゆる「新・前川レポート」では、21世紀における世界経済の大きな構造変化の中で、わが国経済のあり方について、今後20年程度先を見据え、先見性を有し、かつ大胆な問題提起と解決方策の提案を期待したい。

特に「前川レポート」発表以降の約20年間におけるわが国経済の推移および政策運営を総括したうえで、今後わが国が目指すべき将来像や課題を明確に示すべきである。

(1) 「世界の中の日本」としての課題と役割の明示

①資源エネルギー・食糧確保のための総合戦略の構築

資源エネルギーおよび食糧は、国民生活・産業活動を支える国家の基盤である。大部分のエネルギーおよび鉱物など資源を輸入し、食料自給率も4割に満たない、わが国にとって、これらの安定供給の確保は今後とも極めて重要な課題である。

政府では「新・国家エネルギー戦略」に基づく資源確保指針の閣議了解、「21世紀新農政2007」の発表、さらには「国民食糧会議（仮称）」の設置などが進められている。こうした取り組みをふまえ、資源外交、および開発支援や環境協力など、エネルギーとともに鉱物も含めた資源国および食糧供給国との多面的な関係の強化を図ることが必要である。

加えて、代替しうる資源・エネルギー、および自給率向上に向けた国内での食糧生産について積極的な研究・開発を含めた総合戦略を構築すべきである。

②アジアと共生する日本の役割

わが国に地政学的・歴史的にもかかわりの

深い、アジアへの貢献を一層図るとともに、アジアの活力をわが国の発展・成長により効果的に取り込むことが必要である。

特に、EPAの推進については、世界経済全体の相互依存関係を深化させるのみならず、平和で安定した国際社会の実現に結びつく。したがって、アジアはじめ世界各国とのEPA締結を最重要課題として取り組むべきである。

また、地球環境問題に対応した技術の開発・普及、金融・会計など経済活動の制度インフラ整備、および内外の人材交流・育成に対する協力を一層強化する必要がある。

(2)持続的成長に向けた国内課題の解決

①内需の厚みを増すための成果配分の検討

諸外国では、高失業率などの深刻な経済問題から脱却するために、政・労・使が立場を超えて連携・協力、政治的合意を生み出す事例が見られる。

わが国においても、たとえば家計と企業的好循環を生み出す経済構造のあり方に関して、法人実効税率の引き下げをはじめ税制改革などの諸改革とともに、各界の連携による新たな社会的枠組みの必要性など、従来にない思い切った施策の検討を開始すべきである。

②少子化対策・人材育成方策の再構築

わが国ではこれまで数多くの施策が実施されてきたにもかかわらず、少子化傾向に歯止めがかからない。欧米諸国の事例も参考にしながら、出産や子育て支援など少子化対策、および学校や地域での教育への投資の重点化、より利用者側に立った、きめ細かい施策の展開などを一層進めるべきである。

また、少子化・人口減少が進行するなかで、「人財立国」の実現は急務となっている。世界の人材と交流するなかで、わが国の大学はじめ高等教育機関に所属する学生が大いに触発を受けることから、高度専門留学生を受け入れる「アジア人財資金構想」の推進に国も注力すべきである。社会人における人材育成についても、各地域で産業界と大学が連携し

た取り組みに対し、さらなる支援方策を実施すべきである。

(3) 自立的な地方の発展の実現

農林水産業も含め、地域特性を生かした産業競争力の強化を促進する必要がある。また、例えば関西国際空港を核とした、高速道路や港湾などの物流インフラのネットワークの強化、地方から広く国内外に情報発信する機能の向上など、地方が直接、アジアはじめ世界とつながる基盤整備の促進が求められる。

また、地域の自立的な発展に欠かせない分権改革の推進とそのための道州制の導入を図るとともに、自治体の行財政改革を徹底してもらいたい。

以 上

2009 年度税制改正に望む

08. 9. 24

わが国経済は、長期にわたる景気回復を続けてきたものの、原材料価格の高騰や、サブプライム・ローンに端を発した国際金融資本市場の動揺、世界経済の減速により、足元では停滞感が強まっている。

わが国の景気を一刻も早く回復軌道にのせるとともに、少子高齢・人口減少社会の克服、財政再建、地方分権、地球温暖化防止など、中長期的かつ構造的な課題に取り組むためには、持続的な成長を通じて歳入の増加を図っていくことが不可欠である。

税制抜本改革においては、こうした諸課題を踏まえ、国際的にも高い水準にある法人実効税率（表面税率）の引き下げをはじめ、「成長力」の涵養を主眼に、中長期視点から税財政、社会保障制度、地方分権の一体的改革を推進していく必要がある。

当会は、税体系全般の抜本的改革に向けた第一歩として、来年度税制改正に関し下記の点を要望する。

記

(1) 法人課税

① 外国税額控除の見直し

日本企業は、海外子会社利益の多くを国内に資金還流せずに海外に留保する傾向が見られる一方、海外現地法人からの受取配当金は微増にとどまる現状にある。

現在、海外子会社からの配当については、間接税額控除がなされているが、日本の高税率が適用される上、資料の収集等極めて処理に時間がかかる。従って、現行制度を抜本的に見直し、海外子会社からの受取配当金に関して地方税も含めて全額益金不算入とすべきである。なお、日本においてはタックスヘイブン税制や移転価格税制といった租税回避防止措置が導入済みである。海外子会社からの配当の益金不算入制度の導入により、制度上や執行上の強化が必要となった場合でも、企業にとって過度のものにならないこと、予見可能性の確保などの観点から、必要最小限とすべきである。

また、外国で納めた税額について単年度で十分な税額控除を受けられない場合、国際的二重課税の調整が不十分であるとの指摘もある。直接税額控除の繰越限度超過額・控除余裕額の期間延長などによりこうした状態を解消すべきである。

② 移転価格税制の見直し

現状では制度適用の対象となる国外関連者の定義として発行済み株式等の 50% 以上の保有が定められているが、持分が 50% ずつの場合には必ずしも支配権を保有しているとは限らない。こうした事情をふまえ、形式判断基準は 50% 超とすべきである。

また、制度運用面では無形資産などの取引において取扱いや評価方法において当局の裁量の余地が大きく、予見可能性が担保されていない現状は改善すべきである。

さらに、事前確認制度（A P A）の手続き効率化・迅速化のほか、当局相互の意見交換

を通じて、外国当局との税務交渉に民間事業者が不安を抱えている実態を解消する道筋をつけるべきである。

③タックスヘイブン税制の見直し

中国が法人税を 25%に引き下げたほか（2008 年 1 月）、韓国も将来の大幅な引き下げ（25%から 20%へ）に言及するなど、世界的に法人税の引き下げ競争が進むなか、現在の軽課税国の定義（税率 25%以下）は実態にそぐわなくなっている。法人実効税率が約 40%に下がった現在、20%未満に引き下げるべきである。

④租税条約締結の促進

中国はじめ東アジアとの結びつきの深い関西経済にとって、成長著しいアジア諸国との経済連携の拡充は重要な課題である。ビジネス環境の整備を早急に進める観点から、租税条約ネットワークの一層の充実を図る必要がある。また、すでに締結されている租税条約についても、近年の経済環境の変化に対応してより実効的な内容に改正すべきである。

⑤省エネ・新エネ向け投資税額控除の新設、研究開発税制の強化

温暖化ガスや環境汚染物質の排出削減を実効的に進めたり、代替エネルギーを開発するためには、企業による技術革新が不可欠であり、設備投資は欠かせない。こうした投資を支援することを目的に、既存の研究開発投資に対する減税措置の拡充に加え、省エネルギー、新エネルギー開発投資や設備投資に対する税額控除を新設すべきである。

⑥連結納税制度、組織再編税制の見直し

連結納税制度は自由な組織再編を促し、企業グループの競争力強化を図るために創設されたものであるが、制度に問題点があり、充分には普及していないのが実情である。

制度普及の障害になっている連結子会社の連結前欠損金の持ち込み制限の緩和、連結グループ加入時の資産の時価評価規定の廃止や連結会社間の寄附金の全額損金不算入等の見

直しを行うべきである。

また、企業再編税制における見込み概念については、曖昧で企業の予見性が困難であり、要件の明確化などの措置のほか、会社分割の登録免許税の特例措置の適用期限の延長を行い、組織再編の円滑な促進を図るべきである。

⑦事業用資産の買換え特例の延長

企業の所有する長期保有土地等を活用した設備投資需要を喚起するとともに、企業立地を促進することにより、わが国企業の活性化を図るため、事業用資産の買換えの場合における課税の特例の適用期限を 2010 年 12 月末日まで 2 年間延長すべきである。

⑧国内法人からの配当益金不算入に関する改善

受取配当金に対する課税は、法人段階ですでに課税されている利益にさらに課税することとなる。そうした二重課税排除の観点から、まずは関係法人株式等（株式保有 25%以上）以外の受取配当金の益金不算入割合を現行の 50%から 100%に戻すなどの見直しを図るべきである。

⑨ファンド税制の見直し

国外流出した資金の還流、ベンチャー育成や企業再生等、わが国産業の活性化の観点から、海外からのリスクマネー供給主体としてファンドの役割は無視できない。1 号恒久的施設（P E）保有の判定にあたり、特定の非居住者組合員については、主要国の例にならない居住地国課税とするなど、ファンドを通じた海外からの投資に対する課税について欧米先進国とイコールフットイングを図るべきである。

⑩事業承継税制の確実な制度化

中小企業は雇用の 6 割以上を占めるなど、わが国経済にとって重要な位置づけを持つ一方で、後継者不足など事業承継にまつわる問題もある。

中小企業の円滑な事業承継を促進するためにも、非上場株式等に係る相続税軽減措置（従

来の10%減額から改正後は80%納税猶予)を確実に制度化すべきである。

(2)地方税

①償却資産の固定資産税の廃止に向けた見直し

家屋以外の事業用償却資産に固定資産税を課税するのは、世界でも例が少ない。また、税負担が特定の業種に偏る傾向があるなど中立性の観点から問題があることを踏まえ、将来の廃止に向けた道筋をつける。

その第一歩として、償却資産の固定資産税の税額算出にあたって、減価償却可能限度額の撤廃と整合性のあるようにすべきである。

②固定資産税評価額の引き下げ

2004年度税制改正で導入された条例限度額制度により、自治体の判断で負担水準の上限を60%から70%の範囲内で設定できることになった。

企業が国や地域を選ぶグローバルな競争時代にあっては、広く内外から企業誘致を図る必要がある。2009年度は商業地等の評価替えの時期に当たる。この機をとらえて、市町村においては、徹底した歳出の効率化によって財源を捻出し、固定資産税の負担水準を60%まで引き下げるべきである。

③超過課税の廃止による法人実効税率（表面税率）の引き下げ

法人実効税率は標準税率が39.5%であるのに対し、事業所を置く市町村によって異なるものの、17政令指定都市及び東京23区の平均では約40.5%となっており、ほぼ1%の超過税率が課されている。

ところで法人実効税率を構成するのは国税約28%と地方税約12.5%であり、ほぼ地方課税分がOECD平均（約30%）から上乗せという形になっている。このような高い税率の地方法人課税に依存した状態では、グローバルに活動する企業の国際競争力を阻害するほか、景気に左右されやすく安定性に欠ける、特定の地域に税源が偏在するといった問題が

ある。

税制抜本改革においては、法人実効税率の引き下げが不可欠であり、まずは地方法人課税見直しの第一歩として超過課税の廃止が必要である。

(3)個人所得税

①金融所得課税の一体化の推進

1500兆円を超えるわが国の個人金融資産の運用にあたっては、いわゆる「貯蓄から投資へ」の潮流を促進する観点から、投資家にとって簡素でわかりやすく、合理的な仕組みを構築する必要がある。

配当、株式譲渡益、国内株式投資信託の収益分配金などの金融所得課税については、軽減税率（現行10%）の維持・恒久化を前提に、幅広く損益通算を認めるなど金融所得一体課税への道筋をつけるべきである。

②住宅税制における優遇措置の延長・拡充

良質な住宅ストックの構築、税制グリーン化等の観点から省エネなど一定の基準を満たす優良な住宅取得に対するローン残高の一定割合の税額控除や、総費用を対象とする住宅投資減税制度の導入が必要である。

また、住宅産業は経済に及ぼす波及効果が大きいことから、景気対策の関連からも現行の住宅ローン減税制度は延長すべきである。

③給付付き税額控除の導入

就労促進支援・活性化政策の一つとして、少なくとも、生活保護などが勤労所得を上回る逆転現象は解消すべきである。例えば、給付付きの税額控除（低所得者について、所得税額が税額控除を下回る場合は、還付の形で社会保障給付を行う）といった制度を導入することが考えられる。また、制度の導入にあたっては、所得控除の整理や税額控除への組み換え、所得捕捉の強化も併せて行うべきである。

(4)年金税制

①退職年金等積立金に対する特別法人税の廃止

確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金など退職年金等積立金において、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本として十分な優遇措置が講じられるべきである。公的年金の補完、老後生活の維持向上という社会的要請に応えるとともに、少子高齢社会に対応した年金税制を構築するため、2010年3月末まで課税が停止されている特別法人税は、その期限を待たずに撤廃する必要がある。

②確定拠出年金関連

私的年金制度の中核として発展が期待される確定拠出年金のさらなる普及のために、従業員による個人拠出（マッチング拠出）の容認、拠出限度額の引き上げ、資産の引き出し要件緩和などを行う必要がある。

(5)道路特定財源および環境関連税制

道路特定財源については、暫定税率の維持を基本とし、一般財源化の着実な推進や税制グリーン化の観点から、必要な道路整備への手当をしたうえで、環境への支出や財政再建など政策課題の優先順位を踏まえた使途に充てるべきである。

地球温暖化防止のための環境税の導入には反対である。CO₂削減効果、財源効果などに疑問があるほか、国民経済への悪影響、企業努力の阻害、低規制国への生産活動移転による地球規模での排出量増大の懸念がある。

(6)税務行政の公平化・効率化等

全ての納税者の所得を正確に捕捉するために、納税者番号制度を導入すべきである。また、税・年金保険料などの徴収コストを低下させるためには、納税者番号と基礎年金番号との一体運用など、国税庁と社会保険庁のより緊密な業務提携が必要である。給付付き税額控除の実現にあたっては必須の事項であるとともに、国民の理解を得るために所得捕捉を強化することは最低条件である。

(7)印紙税の廃止

インターネット販売など電子商取引の一般化により経済取引のペーパーレス化が進展するなか、紙を媒体とする文書のみに課税する印紙税は合理性を欠いており、廃止すべきである。

以上

税制抜本改革に望む

08.10.6

衆参ねじれ国会のもと、わが国の政治は膠着状態に陥っており、グローバルな課題や中長期の対応を要する課題に対し、有効な手立てを打ち出し難い状況にある。一方、経済は過去10年来伸び悩み、例えば一人当たりGDPはOECD加盟国内で第2位（1993年）から第18位（2006年）まで下降するなど、日本経済の国際的地位も大きく低下している。

こうしたなか、税制抜本改革の議論においては、めざすべき経済社会の基本目標を明確にし、中長期的観点から税財政、社会保障制度、地方分権の一体的改革を進めていくことにより、持続的な成長軌道を確認し、国民の将来不安を解消していくことが重要である。

こうした観点に立って、当会は税制抜本改革に関し下記の諸点を望みたい。

記

1. はじめに

(1)問題の所在

現在、経済社会において様々な問題が山積している。

足元では資源・エネルギー価格の高騰や米国サブプライム・ローン問題に端を発した国際金融資本市場の動揺や世界経済の減速等により、日本経済の停滞感が強まっている。

少子高齢・人口減少社会の到来、さらには財政難に伴う社会保障のゆらぎに起因する国民の将来不安を背景に消費は盛り上がりず、企業の将来需要予測を慎重にさせるなど、国内での事業活動に心理的な抑制効果を及ぼしている。グローバル競争が激化するなか、企

業の国際競争力強化、および対内投資の増加に向けた環境整備が喫緊の課題である。

また、行財政改革を徹底し、財政再建の道筋をつけるとともに、国・地方の役割分担を見直し地方分権を推進する必要がある。地球温暖化への対応もまた喫緊の課題であり、京都議定書の目標達成とともに、ポスト京都の実効ある国際的枠組みの構築が求められる。

衆参ねじれ国会のもと、国家政策の意思決定ができていない状況を深く憂慮する。いま、政治に求められているのは、中長期的な視点から、社会保障をはじめとする政策を立て直し、財政再建、そして何よりも成長戦略を実行していくことである。与野党とも、転換期を乗り切るビジョンを提示し、不退転の決意で諸改革を実行すべきである。

(2) 目指すべき基本目標

上記問題認識をふまえ経済社会における基本目標を次の通り設定すべきと考える。

① 民主導の持続的成長による豊かさの実現

経済付加価値などの国富は主に企業と家計が生み出す。適正な成果配分の実現を通じた相互の好循環があってこそ持続的な成長の実現が可能となる。

② 国民の安全・安心と機会の平等

食の安全、治安、防災などのほか、少子高齢・人口減少社会にあって社会保障制度の立て直しは国民の将来不安を払拭するうえでも最重要課題のひとつである。また、国民に対して機会の平等が保証されるといったことも社会に活力を生む観点から重要である。

③ 地域の自立的発展

地域や人々の多様性が尊重される個性豊かな社会の実現が必要である。そのため、現場を知悉する自治体が自ら考え、判断し、責任を持って行動できるよう、地方分権を推進していくことが不可欠である。

④ 環境と経済の両立

地球温暖化をはじめとする環境問題の解決は全世界が直面している最重要課題の一つで

あり、そのために経済成長と両立する形で低炭素社会づくりを加速していく必要がある。

(3) 税制を考える際の基本理念

上記の基本目標の実現に向け、税制が果たす役割は大きい。税制の基本理念を改めて見つめなおす必要がある。その際、「公平、中立、簡素」という税制3原則に加え、各種政策の財源充実の観点からも「成長力」の視点を重視すべきである。「成長力」は単年度の成長を追い求めるだけでなく、持続的な成長の実現に必要な経済の基礎体力を意味する。「成長力」の涵養を図る政策の一環として税制を位置づけるべきである。

持続的な成長なくして日本経済の未来はない。また、成長なくしては税収増加、ひいては財政再建もなし得ない。さらには財政再建、特に社会保障の立て直しがなくては国民の安心もないのである。

2. 税制抜本改革に向けた基本的考え方と主な論点・課題

(1) 基本的考え方

① 企業の位置づけ

企業は成長を牽引するエンジン、かつ、地球温暖化問題をはじめとした様々な問題の解決に向けた技術革新のエンジンと位置づけて税制を構築しなおす必要がある。また全国の雇用者数5,590万人のうち、民間企業による雇用は5,160万人と9割以上に及ぶ(2006年度、農林水産業、公務員等の政府サービスを除く)。なかでも大企業は企業数では0.3%であるのに対し、常用雇用者数ベースでは、3割以上(2006年度、3630万人中、1230万人)を雇用している。このように企業は雇用機能を維持することで社会的責任を果たしていることを忘れてはならない。

② 財政再建に向けた考え方

少子高齢化に対応した社会保障給付、成長への投資などへの財政措置が求められる一方で財政再建も不可避である。政府は無駄を削減することに加え、歳出歳入一体改革をはじ

めとした財政再建計画の進捗の「見える化」を進める必要がある。

③消費税の位置づけ

税制の世界の潮流、安定的税収確保、および地方分権の観点からも、所得税や法人税などが7割以上を占める直接税体系の税収構造を見直し、将来的には消費税をはじめとした間接税の比率を高めていくことが必要である。

(2)税制抜本改革の論点と中長期的な方向

①大胆な法人実効税率（表面税率）の引き下げ

法人実効税率はOECD平均で約30%であるのに対し、日本の法人実効税率は40.7%（東京23区）と、世界でも高い水準にある。アジアはじめ諸外国の企業との競争面のみならず、対日投資の拡大を含め、雇用の確保や所得の増大を通じ、わが国経済の持続的な成長を実現していく上で、大幅な法人税率の引き下げが不可欠と考える。法人税減税は企業優遇との声が強いが、賃金や配当などの形で家計への配分余力向上にもつながり、決して企業のみにも利するものではないとの理解を国民に求めていくべきである。

具体的なプロセスであるが、短期的には租税特別措置法（租特）の効率的な活用を行うべきである。まず、現在行われている各種租特の効果を精査し、簡素化を図るとともに、より効果の高いものに集中・充実する等、企業の中長期的な潜在成長力強化につなげることを図るべきである。

その際、課税ベースの拡大も重要な論点となる。企業は経営状況に関わらず行政サービスを受益しており、特に地方課税においては応益性の強化を実現することが財政再建との両立を図るためにも将来的な課題となる。

海外では税制改革において、法人課税を引き下げる傾向にあり、具体的な事例では、シンガポールにおいて、企業誘致において香港に対抗する意図を示すものとして法人税率引き下げを位置づけている。ドイツにおいては、

国際競争力強化の観点から法人税の引き下げを行うと同時に市町村の安定財源確保、法人所得の国外流出抑制などを狙って課税ベースの拡大も実施している。

わが国においても、熾烈なグローバル競争の中で、法人実効税率の早期かつ大幅な引き下げが極めて重要である。こうしたことから、税制抜本改革においては、消費税の見直しとともに、法人実効税率の引き下げを一体的に実施していく必要がある。

②2011年度PB黒字化とさらなる財政再建に向けた対応

（2011年度PB黒字化目標の堅持）

2011年度のPB黒字化は国際社会に向けた事実上の公約であり、堅持しなければならない。財政再建にあたっては消費税増税を優先せず、まず、あらゆる手段を講ずべきである。具体例としては特殊法人・独立行政法人・公益法人関連の歳出見直しや透明化、特別会計の余剰積立金、たばこ税等の税率見直し、道路特定財源の一般財源化などが挙げられる。

また、歳出歳入一体改革財政再建計画の進捗状況を国民にもわかりやすい形で開示すべきである。

（さらなる財政再建に向けた中長期的な対応）

2011年度の基礎的財政収支の黒字化は財政再建に向けた一里塚に過ぎない。2012年度以降については、現在、数値目標が明示的に設定されていないが、2016年度に財政収支の黒字化、債務残高の対GDP比を2025年度には半減する（2008年170.9%；OECD経済見通し83号）といった、財政再建のための新たな数値目標を設定し、国民に取り組み状況を開示すべきである。

将来の社会保障の財政状況を見渡すと給付の膨張が予想される一方、現在の受益と負担の関係が世代間でバランスを欠いており広く公平に負担できる税制が必要なこと、安定的財源確保の観点からも間接税比率の向上が必要であることから、税財政・社会保障全般に

わたる基本的な議論をした上での消費税見直しは不可避である。

また、社会保障に関する国民の議論を喚起するためにも、見直し後の消費税の使途や、公的年金の基礎年金部分に関する制度設計といった主要な論点については、選択肢ごとのメリット・デメリットなどの分析結果を国民目線でわかりやすく示すべきである。

今後、与野党においてこれらの諸点に関する本格的な政策論議がなされることを強く望む。

③地域の自立を目指す分権改革の推進

今後、分権改革を推進していく上で、地方自治体には歳出入改革の徹底が求められる。歳出面では地方自治体財政健全化法の導入などを契機に、関連団体を含めた合理化、歳出削減の徹底が求められる一方、歳入面では、現在の地方自治体の税財政は、法人には選挙権がないにも関わらず、都道府県、市町村とも法人住民税、法人事業税のほか、償却資産の固定資産税など、法人課税に大きく依存した状態の改善が課題になっている。加えて、法人課税は景気に左右されやすいことから年度別の歳入の不安定要素が高く、また地方自治体間の税收格差を産んでいる。こうした状態を防ぐためにも偏在性が低く、自治体の財政再建に向けた安定的な財源として地方消費税を拡充するなど、地方の自立という観点から税收構造のあり方を検討すべきである。

④低炭素社会に向けた税制の方向性

日本の省エネルギー技術・環境技術は第一次オイルショック、第二次オイルショックや厳しい環境規制を通して鍛え上げられ、世界屈指の高水準を誇るものである。今後の地球環境問題への対応において最も重要なのは、実効的な排出量の削減に結びつく技術革新である。主役となるのは企業による創意工夫であり、それを後押しするために新エネルギー、省エネルギーなどの技術革新を促す研究開発や設備投資の減税が必須である。

地球温暖化防止のための環境税の導入には反対である。CO₂削減効果、財源効果などに疑問があるほか、国民経済への悪影響、企業努力の阻害、低規制国への生産活動移転による地球規模での排出量増大の懸念がある。

3. 2009 年度税制改正について

2009 年度税制改正は、税制抜本改革に向けた第一歩として位置づけられる。当会は去る 9 月 24 日、「成長力」の涵養を主眼に「2009 年度税制改正に望む」をとりまとめたところであり、併せてその実現を図られたい。

以 上

わが国企業の海外事業資金の円滑化に関する緊急要望

09. 1. 16

昨年秋より米国から世界に広がった金融・経済危機は、わが国経済全体を急激に冷え込ませている。これに対応するため、政府は昨年 12 月 19 日に「生活防衛のための緊急対策」を決定し、合計 64 兆円規模の景気対策を打ち出した。

この中で、金融市場および資金繰り対策として、「国際協力銀行（J B I C）を活用した日本企業の海外事業向け資金調達等の支援」が盛り込まれ、12 月 26 日に政府は、J B I C が先進国における日本企業の特定事業に対して臨時に信用供与することを認めた。

今回の世界同時不況においては、これまでグローバル化の急速な進展に対応してきた、わが国企業が、資金調達だけでなく、さまざまな海外事業において、かつてない世界規模の急激な変調を多大に受けることが十分に予想される。アジアとのつながりが深い関西経済にあっても、多くの企業が深刻な景気後退の影響を受け、その対応に苦慮しているところである。

こうした観点に立って、当会では政府にはメリハリの効いた施策の実施を求めるべく、財務省はじめ関係省庁に対し、下記の諸点を

緊急に要望する。

記

1. 必要な資金確保と施策の早急実施

企業の年度末資金繰り手当てに間に合うよう、J B I Cが十分な資金規模を確保し早急に実施すべく、政府の措置を可及的速やかに完了すべきである。

2. 全業種を対象分野に設定

主務大臣（財務大臣）が告示で定めることになっている対象事業については、①今回の世界同時不況の影響は、不測の事態も予測され、予期しなかった産業分野で問題が急に顕在化する可能性があること、②金融危機の影響で、民間金融機関が十分資金供給できる状況になく、当面は政府のセーフティネットが十分用意されるべきであることなどから、業種を絞らず全業種とすべきである。

3. 期限及びモニタリング条項の設定

一方で、今回の措置は、あくまで緊急かつ限定的なものと位置づけるべきであり、期限を当面1年程度に区切ることを条件とすべきである。また、経済状況に柔軟に対応し、当該施策を期限内でも定期的に見直すとともに、場合によっては、民間金融機関への役割移行も視野に入れつつ、措置の縮小・停止ができるような、一種のモニタリング条項を設定すべきである。

以 上

当面の経済対策に関する要望 09. 3. 11

米国発の金融危機をきっかけに、わが国経済は深刻な状況に陥っている。

景気の底割れを回避するためには、雇用のセーフティネット拡充とともに、市場活性化、競争力強化、雇用の創出・安定に資する大胆な景気刺激策を打ち出し、早期に実行すべきである。さらに今後、年度末に向けての株価対策、資金繰り対策に加え、過度に米国型に偏った企業法制・会計制度の見直し等も併せて行っていく必要がある。

すでに日本経済団体連合会などの経済団体から様々な提言・要望が出されているが、アジアとの関係が深く、省エネ・新エネ等の環境関連や医療関連で優れた技術を有する関西の視点から、当面の経済対策として以下の施策を要望する。

記

1. 低炭素社会を見据えた需要創出

民生および運輸部門の省エネ化・CO₂削減に資する省エネ家電や環境対応自動車の普及、および短期的に経済波及効果の高い住宅需要を喚起するための支援措置を講じること。具体的には、

- (1)省エネ家電製品の普及、古い家電製品の買い替えを促進する補助金制度の創設
- (2)環境対応自動車（ハイブリット車、電気自動車等）および低公害車の普及・買い替え促進のための補助金制度の創設
- (3)太陽光発電や家庭用燃料電池、高効率給湯器の普及を図るための補助金制度の創設・拡充、耐震化建替え助成制度の創設、住宅取得に関する贈与税の非課税枠創設など、良質な住宅の建設、建て替え支援

2. 競争力ある国際物流ネットワークの形成

アジアとの人とモノの交流強化を図るため、日本唯一の24時間空港・関空の国際貨物ハブ空港化、スーパー中枢港湾・阪神港の整備、国際空港や港湾と背後圏および全国を結ぶ道路ミッシングリンクの整備について、国費の集中投資による国際競争力ある国際物流インフラ整備とサービス水準の向上を図ること。

特に、来年度からでも実施可能な即効性あるプロジェクトとして以下の整備推進を図ること。

- (1)関空
 - ・2期島の残る用地造成の早期完了（事業費約597億円）
 - ・関空アクセス強化のための東海道線支線の地下化および北梅田駅（仮称）の早期整備（事業費約570億円）

(2)スーパー中枢港湾

大阪湾の安全確保のための基幹的広域防災拠点の早期整備（堺臨海部、事業費約 80 億円）および岸壁の耐震強化の推進

(3)道路

- ・事業中の淀川左岸線Ⅰ期・Ⅱ期（事業費約 4,100 億円）、大和川線（事業費約 4,600 億円）の早期完成
- ・大阪湾岸道路西伸部（事業費約 4,300 億円）、名神湾岸連絡線（事業費約 800 億円）の早期事業着手

3. アジアの成長力強化に資するインフラプロジェクトの推進

先行的な経済・社会インフラ案件、および広域的な地域開発など日本の技術を活用した官民連携によるアジアでの経済協力プロジェクトを積極的に促進し、アジア経済の発展を支えること。

このため、タイド円借款STEPの範囲拡大、新JICAの投融资機能の強化、ODAを活用した「インフラ整備への投資ファンド」創設など、官民連携に資する政府支援策を強化すること。

4. 低炭素社会を先導する地域づくり

CO₂削減を強力に推進するため、行政、住民、大学、企業が一体となった低炭素社会のモデル地域づくりを促進すること。

そのモデル事例として、地球環境産業技術研究機構（RITE）はじめ先端的な研究機関が集積するけいはんな学研都市（けいはんなエコタウン構想）を位置づけ、再生可能エネルギーやエコハウス、電気自動車の活用など、環境に配慮した総合的なまちづくりに対する支援施策を講じること。

5. 先端・高度医療の国際的拠点形成

研究者や大学、研究機関、関連企業の集積、彩都や神戸医療産業都市構想等のバイオ・プロジェクトのポテンシャルと成果を統合し、関西において長寿・健康社会を実現し、さらにはアジア・世界の質の高い生活の提供に貢

献する一大先端・高度医療拠点を構築すること。

このため、生体肝移植や内視鏡手術を中心に、再生医療も視野に入れた高度専門病院群の先駆けとなる「神戸国際フロンティアメディカルセンター（KIFMEC）構想」を、わが国の先端医療技術の国際展開を図る国家プロジェクトとして位置づけること。

6. 都市再開発への思い切った支援

即効性の観点からは、全国で進行中の都市再開発プロジェクトの着実な支援や計画の前倒し実施が有効である。

このため、民間都市開発推進機構の支援制度の拡充や日本政策投資銀行の融資の拡大により、民間による開発事業への円滑な資金供給を図ること。

7. 「おもてなしの心」による国際観光振興

訪日外客数 1,000 万人超時代に向けた受入体制の整備として、水都大阪 2009 や平城遷都 1300 年祭をはじめとした全国規模の大イベント開催に合わせて多言語表示の充実や魅力的な都市景観の整備を図り、対外的にPRすること。

また、広域連合によるインバウンド促進事業など観光振興の取り組みに対し、国からの思い切った支援を行うこと。

8. アジアをはじめとする留学生への支援拡充

2020 年を目途とする「留学生 30 万人計画」の実現に向け、安心して勉学に専念できるような環境を整備するとともに、卒業・修了後の社会の受け入れの推進を図ること。

このため、私費留学生に対する学習奨励費の支援制度拡充、留学生寮等の建設支援制度拡充、入管制度の緩和や産学官が連携した就職支援事業の拡充による日系企業での活躍機会の拡大を図ること。

以 上

◇地方分権委員会

分権改革と道州制に関する基本的な 考え方

08. 7. 17

はじめに：今こそ地域発の抜本的改革を

関経連は、1955年に初めて道州制構想を提唱するなど、都道府県を越える広域的な自治組織のあり方について、長年にわたり提言を重ねてきた。その内容は時代状況の変化に応じて変遷してきたが、いずれも日本の政治行政体制に対する強い危機意識と分権型社会の実現に向けた強い思いが一貫して流れている。

最近の提言は2003年2月に公表した「地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案」である。国に求める制度改革の考え方と「州制」の創設など具体案を提言する一方、分権改革後の関西の地域像と地方政府のあり方を示し、それらの実現に向けて関西のみならず全国の各地方が具体的な行動を起こすことが改革を加速すると提唱した。

この提言に基づく具体的行動として、関経連の呼びかけに応じ、関西の府県・政令市と経済団体が参加し、分権改革の諸課題を幅広く議論する関西分権改革研究会が2003年7月に発足した。その後、分権改革の検討組織は段階的に発展し、昨年7月には既存の広域連携組織を統合して関西広域機構が発足、同機構に設置された分権改革推進本部において、本格的に関西広域連合（仮称、以下省略）の検討が行われるところまで進展をみた。

本年3月に開催された同本部の会議では、知事・政令市長、経済団体トップが率直に意見交換し、本年夏頃に関西広域連合の「最終骨格案」をとりまとめて設置に関する基本合意を行い、詳細検討に移行することを申し合わせた。わが国初となる複数の府県による広域連合として、順調にいけば関西広域連合は2009年7月に設置され、関西から分権改革を実現するための橋頭保が築かれることになる。

このように、関西が着実に分権改革を推進

する一方で、国においても、分権改革をめぐる動きがみられる。まず、いわゆる三位一体の改革が実行され、3兆円の税源移譲などが実現した（ただし、この改革については、地方の自立と責任の確立という観点からみると、残念ながら十分な評価に値するものではない）。また、第28次地方制度調査会が2006年に「道州制のあり方に関する答申」を行った。さらに、2007年には、地方分権改革推進委員会が設置され、第2次分権改革の諸課題について本格的な議論が行われているところである。道州制をめぐる動きについても、主に北海道を対象とする道州制特区推進法が制定されたほか、道州制ビジョン懇談会、自民党道州制推進本部、日本経団連がそれぞれ報告をまとめるなど活発化している。

以上のような国、関西における分権改革や道州制に関する機運の高まりを捉え、全国の各地方がさらに積極的に声をあげ、国民の意識を盛り上げることによって、大きな山を動かすことがわれわれの強い願いである。そのために、ここに、望ましい分権改革の方向とめざすべき道州制の姿について、関経連としての基本的な考えを整理し、以下の通り提言する。

1. なぜ分権改革と道州制が必要か

(1) グローバル競争の下で地域が魅力を高め競い合う

わが国の国際競争力の凋落は危機的状況にある。世界では、米国、EU、アジアの3大ブロックが熾烈な競争を繰り広げており、こうした激化するグローバル競争にわが国が勝ち残り、持続可能な経済社会を形成するためには、内外の情勢変化に柔軟かつスピードを持って対応し、資源を最大限に有効活用するとともに、国全体として多様性を発揮することが重要である。

そのためには、現状の東京一極集中型の構図から脱し、全国の各地域が自らの強みを見定め、独自のビジョンをもって、資源投入の

選択と集中を進め、創意工夫を発揮することにより競争力強化を図り、かつ、競い合うことによって、国全体の競争力を高めていかなければならない。

これを可能にするには、国のあり方を現在の中央集権型から分権型に変革し、地方が自ら考え、判断し、責任を持って行動できる体制をつくりあげる分権改革が必須である。

(2)府県域を越える広域圏の地域経営力が問われている

産業・科学技術振興や観光戦略などの地域発展政策、空港・港湾・高速道路などの広域基盤整備、地球環境対策をはじめ、広域的な規模で地域独自の政策を立案し、実行することが必要な課題が山積している。

また、成熟化社会に入ったわが国にとっては、新たな成長・発展の源泉として都市の果たす役割が大きい。都市には、高度な情報や人材が集積し、それらが相互作用しながら価値や活力が生み出される。それぞれの都市は自らの競争力を高め、地域の経済社会をリードしていかなければならない。一方で、未曾有の人口減少時代を迎えるわが国では、既存都市間の広域的な連携と役割分担を図って圏域全体の魅力を高め、都市と農村との連携を強化することで快適な暮らしやすい生活環境を維持することなど、既存の行政区域を超えたさまざまな政策課題が表面化している。

とりわけ関西では、これまで個性ある京阪神の三大都市が切磋琢磨しながら圏域を牽引してきたが、今後は、関西全体を広域的にとらえたうえで経済活性化や基盤整備等を図り、一層の競争力強化に重点的に取り組むとともに、大都市圏と周辺部が近接している特性を生かしながら相互補完の実効を上げ、圏域の総合力を高めることを強く求められている。

このような状況に対応するためには、現行の都道府県の区域や事務権限で処理するには限界がある。経済活動や住民の生活範囲の広域化に伴って量的質的に増加する行政需要を

適切に処理しつつ、国の出先機関と府県と市町村の二重・三重行政を克服し、さらに、地域独自の政策により国際的な競争力を発揮する観点からも抜本的な改革が迫られている。広域的な視点に立って都市間の競争と協調をバランスさせることのできる、適切な規模の広域自治組織と施策がぜひとも必要である。

(3)中央政府と都道府県を抜本的に変革する道州制の導入

道州制の導入は、中央政府の変革と国から地方への抜本的な分権改革を前提として、現行の都道府県を越える広域の圏域単位に、新たな広域自治体、すなわち道州政府を創設し、各道州政府が地域経営の主体として、自己決定、自己責任のもと、自立した経済社会圏の活性化に取り組む体制を築こうとするものである。

したがって、道州制の導入は、単に都道府県を合併するものではなく、明治以来の強固な中央集権体制を担ってきた中央政府と都道府県を抜本的に変革し、真の地方分権を確立するものと言うことができる。これを成し遂げることが、熾烈な国際競争を繰り広げているグローバル社会においてわが国が健全に生き残る唯一の道と言っても過言ではない。

(4)抜本的な分権改革と道州制の導入で期待できるメリット

抜本的な分権改革としての道州制の導入が実現し、地域のたゆまぬ自助努力と工夫がなされれば、住民や国民にとって、例えば、次のようなメリットが期待できる。

①地域や人々の多様性が尊重される、個性豊かな国家・社会が実現する

②府県域を越える広域圏単位で地域の魅力が増し、競争力が強化される

(産業振興、企業誘致、雇用開発、基盤整備などの政策に関して、地域が独自性を発揮することができる)

③地域のことは地域で考え、実行する仕組みを構築することによって、受益・負担の関

係が明確化され、国・地方を通じた行政改革・財政再建・効率経営や、地域特性に応じたサービス供給などの住民ニーズに応えることが可能となる

④国の役割を限定することにより国家戦略分野の充実強化が図られ、国際社会での地位向上が期待できる

⑤全国画一的でない特色ある地域経営の努力を競い合うことによって、地域間格差が縮小の方向へ向かうことが期待される

2. 抜本的な分権改革と自治体の自己改革が不可欠

道州制の導入という制度改革は、分権改革の残された課題が困難であればあるほど、それらを一気に解決するために断行するという主張が行われることも多い。しかし、このために、道州制が導入されるまでは抜本的な分権改革は進まないという理屈になっては本末転倒である。むしろ、道州制を導入する前に、必要な改革をできる限り実行し、地方分権を徹底して進めた結果として実現するわが国の新しい統治機構の姿が道州制であると考えべきである。

国と地方の役割分担の見直し、自己決定・自己責任の確立等を基本的な考え方として、道州制を導入する前に行うべき改革と道州制の導入に備えて検討すべき課題の方向性を以下に示す。

(1)自治体の自由度を高める分離型行政への転換

現行では一つの事務に複数の主体（国、都道府県、市町村）が関与する、いわゆる融合型の行政が主流となっているが、そのために責任の所在が不明確になり、国と地方のもたれあい構造を生んでいることは否定できない。これを改めるためには、補完性の原則のもとで役割分担と財政責任を一体化し、政策制度の企画立案から実施までを一つの主体が担当する分離型の行政へと転換し、自治体の自由度を高めることが望ましく、そのための条件整備を行う必要がある。

①税財政に関する「三位一体の改革」が行われたが、地方の役割に応じた自主財源の確保という観点からは中途半端に終わったことは否めない。「三位一体の改革」の第二弾とも言うべき改革を行うべきである。

②自治体の自治立法権を強化する観点から、国が定める法令の規律密度の緩和を推進すべきである。

③分離型行政のもとで、国と地方は完全に対等の関係に立ち、地方が責任をもつ行政事務について問題が生じた場合には、司法を含めた新たな制度の構築により解決を図るべきである。

(2)自治体における行政改革の断行と住民の意識改革

分権改革と道州制導入の大前提となるのは地方自治体における行政改革の断行とガバナンス、コンプライアンスの強化である。

まずは現行の都道府県および基礎自治体において、既定概念にとらわれることなく、徹底した歳出削減努力を行うとともに、民間の手法や知恵を取り入れた行政改革による自治体経営の合理化・効率化が不可欠である。

また、自治体内の意思決定のプロセスをはじめ、情報公開の徹底を図り、自治体のガバナンス、コンプライアンスを強化し、自治体経営への住民の関心と信頼を高める必要がある。さらに、選挙の投票率を高めるよう住民にも意識改革を求めるべきである。

地方自治体が自己責任のもと痛みを伴う改革に努めることなしには分権改革の前進はありえないし、望ましい道州制は実現しない。

(3)国と地方の税財政制度に関する検討

抜本的な分権改革の最大の課題の一つが税財政制度の改革である。自治体の行政運営を国に依存しない体制にするため、財政の自立を図ることが不可欠であり、道州制の導入に備えて、具体的には次の課題について検討が必要である。

ア) 道州と基礎自治体への税源配分と課税自主権の拡大

道州や基礎自治体が自立的な地域経営を可能とするための十分な財源を確保する観点から、現行の国税である消費税、所得税のかなりの部分を道州、基礎自治体に移譲することが望ましい。

法人税については、地域による偏在性が高い反面、道州による企業誘致努力の結果が税収増に反映する側面を評価し、一定の割合を道州へ移譲するよう検討すべきである。ただし、企業の国際競争力を維持、強化する観点から、抜本改革時に国税・地方税のネットで法人減税になるよう徹底すべきである。

自立的な地域経営を行うための財源確保の手段の一つとして、道州に配分される税目については、その税率等を道州が自由に決定できるように、課税自主権を拡大すべきである。

イ) 補助金の大幅圧縮と交付金化

道州や基礎自治体を実施する事務・事業については、自主財源で賄うことを原則とし、現行補助金を大幅に圧縮する。残さざるを得ないものについては透明性の高い交付金か委託金を原則とする。

ロ) 地方交付税制度の廃止と水平的財政調整制度の導入

地方交付税制度は廃止し、道州間、基礎自治体間の財政を水平的に調整する新しい制度を導入する。あらかじめ基本ルールを定め、原則として国が関与せず自動的に調整する仕組みとし、問題が生じた場合には国と地方が対等の立場で調整する組織において解決を図るべきである。

自治体間の格差是正については、例えばインフラを全国一律に高水準に整備するようなものではなく、最低限の国民生活を保障する程度とする。

エ) 徴税を一本化する仕組みの導入

道州制導入を機に、納税者の事務負担の軽減を目的として、国税と地方税の徴税を簡素

化するために、例えば、国と道州が共同で徴収機関を設けて徴税を一本化し、税収を国、道州、基礎自治体へ自動的に按分する仕組みを検討すべきである。

(4) 国の組織のスリム化・再編に関する具体的検討

道州制はわが国を分権型社会に変革するための手段であり、分権改革を断行した結果として実現するものでなければならない。それは1府12省庁からなる強固な中央集権型の統治機構全体を抜本的に再編成することと同義である。内政に関する企画立案機能を含む権限を地方に移管し、本省の組織をスリム化・再編し、地方出先機関を廃止することを基本とすべきである。その具体的検討を道州制の制度設計と同時にまたは先行して行うべきである。

併せて、国会議員の定数削減はもとより、参議院の性格や選挙制度の見直しも聖域視することなく行うべきである。

3. めざすべき道州制の姿

(1) 道州政府の役割と事務権限等の配分

道州制を導入し、抜本的な分権改革を実現したあかつきには、広域自治体たる道州と基礎自治体の二層制を原則とし、この両者の役割分担だけで地域行政が完結し、国は外交・防衛など主として対外的な役割を重点的に果たすこととすべきである。

このため、道州政府の役割の設定とそれに見合う権限、財源、人材の配分を次のように行うべきである。

① 道州を広域自治体と位置づけて地域経営の主体とし、グローバル競争に対応するための行政分野を中心に政策企画立案と実施にあたる。

② 上記に必要な事務権限と税財源と人材を国から道州に移す。事務・事業を移譲する際には、必ずそれに見合う税財源を同時に移譲することを担保する。

③ 道州に移譲する権限にかかわる国の地方出

先機関は廃止する。また、これらの出先機関をもつ本省の組織も大幅に縮小・改編する。

④現行の都道府県の事務権限のうち道州政府に移譲しないものは、基本的には基礎自治体に移譲する。道州政府は基礎自治体への関与や補完事務は原則として行わない。住民に身近な行政サービスを安定的に供給するのは基礎自治体の役割であり、その強化が大前提である。ただし、地域の実情を無視した強制的な合併促進や全国的な集約目標の設定などは行ふべきではない。

⑤基礎自治体においては、国への強い依存心に立脚した行政運営を改める。単独の基礎自治体で処理できない事務がある場合は、広域連合の設置等により水平的に補完することを原則とする。

⑥国、道州、基礎自治体を通じて、民間に任せるべき仕事は民間に任せる。

(2)地域特性に応じた道州と基礎自治体との役割分担

日本列島の国土・自然条件は多様であり、巨大都市圏から自然豊かな地方圏まで経済社会条件も一様ではない。したがって道州の規模にも差が生じざるをえない。道州と基礎自治体の二層制を基本とし、道州ごとの多様な地域特性に応じて独自の地域経営と適切な行政サービスの提供ができるよう、道州の出先機関の設置を含め選択肢の多い制度とすべきである。

その際、道州と基礎自治体との事務配分については、国が一律に決めるのではなく、道州と基礎自治体が協議して決定するものとする。道州政府は基礎自治体の意向をできる限り尊重する必要がある。

(3)道州の長と議会のあり方

新たに設置される道州は現行の都道府県とは異なり、府県域を越える広域圏の地域経営の主体となるため、その長は当該地域の発展を大きく左右する存在になる。したがって、

その選任は直接民主主義の観点および有能なリーダー確保の観点から直接公選制にするとともに、長期政権の弊害を避けるために多選を禁止する。

議会には長を監視する役割のみならず、政策を積極的に提案する機能が強く求められる。議員の選挙制度についても、現行都道府県の制度をそのまま踏襲するのではなく、選挙方式・選挙区の見直しや定数削減などが必要である。

さらに、第三者機関によるチェック機能の充実も必要である。ただし国による過剰な監視は避けるべきである。

(4)人材確保の重要性

国から大幅に権限・税財源を移譲される地方側にとって不可欠なのは、人材の確保である。

国家公務員を地方公務員へ大幅に移すとともに、能力・適性に応じた最適配置に配慮する。両者の資格を共通化するなど新たな仕組みを構築し、現行の国が上で地方が下というような上下関係を連想させるイメージを払拭する。さらに国と地方の水平的な人事交流や、道州内での民間人、学識経験者の登用などを通じて、地域経営や競争力強化の主体たる道州政府にふさわしい人材を確保・育成する。また、大学や研究機関との協力関係を深め、それぞれの地域が自前で育成する人材が地域発展の担い手になるという視点が重要である。

(5)住民の判断による区割り決定

道州制の区割りは一律の基準で国が一方的に決めるべきではない。道州制の意義・目的や制度の骨格についての国民的な合意を形成しながら、地域において真剣に議論し、住民の判断に委ねるべきである。その際、考慮すべき点としては、文化・歴史、社会経済活動や住民生活の実態、交通体系の整備状況などがあげられる。住民の合意が得られれば、現行の都道府県域にこだわるべきではない。

仮に関西州の区域について想定するならば、

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の6府県が当然必須であるが、これらと隣接する圏域についても、住民の意向を尊重しながら柔軟に考えるべきである。

4. 道州制実現のための着実なプロセス

道州制の導入は抜本的な分権改革であり、したがって道州制を実現するために幅広く国民や地方の意見を汲み入れながら議論を積み重ねることが不可欠である。広域連合の設置に向けた取り組みなどを通じて分権改革の成果やメリットを住民が真に実感することが道州制導入への強い推進力となるものであり、そのための着実なプロセスを実行すべきである。

(1) 目標期限・移行期間の設定と広域連合制度の活用

道州制の導入にあたって、まず最終的な全国一斉導入の期限（例えば、今から10年後の2018年）を設定する必要がある。それまでの期間を道州制への移行期間と明確に位置づけ、一部地域へ先行的に権限・税財源を移譲することにより本格導入に備えるべきである。

その際、現行地方自治法に基づく広域自治組織として、複数の都道府県による広域連合を設置する取り組みは、国の権限・税財源の受け皿づくりを地方自らが立案し実行するという、まさに分権改革そのもののプロセスであり、分権型道州制の実現に向けた最も有効なステップとして積極的に活用すべきである。

これに関連して、現行の道州制特区推進法では特定広域団体になるための条件を「3都府県以上の合併」に限定しているが、広域連合によるものも可能とすれば、全国各地域における取り組みが一層活性化し、道州制導入に向けた国民的議論の活発化につながると考える。

このほか、全国の各ブロックが取り組んでいる多様な分権改革の試みは、道州制のあるべき姿を模索する、有益な試行ともいえるべきプロセスであり、相互に刺激しあいながら推

進すべきである。その際、住民の関心を高めるためには、めざすべき道州制の姿はもちろんのこと、地域の経済的自立や一体感を確保するための道州の規模や区割りについても合わせて議論すべきである。

(2) 本格的な検討機関の設置と地方意見の反映

道州制の制度設計については、法律（例えば、道州制推進法（仮称））に基づいた検討機関として、総理大臣を長とする道州制推進委員会（仮称）を設置し、道州制の理念・目的、国の役割・権限の限定に関する詳細、道州、基礎自治体の役割・権限、税財政制度、区割りなどの重要課題について、国民的議論を起こしながら期限を区切って集中的に検討する。

政府に検討機関を設置する場合にも、間違っても「中央による検討結果に地方が無条件に従う」といった上下関係のもとで決定することにならないようにしなければならない。検討機関に地方自治体や地域の経済団体はじめ各界の代表をメンバーに加えるだけではなく、地方での公聴会や世論調査を繰り返し行うなど、国民的な議論を喚起し、地方の「生の声」を制度設計の段階から十分に取り入れるべきである。そのためには、地方が覚悟と責任をもって建設的な提案をすることが不可欠である。また、道州制が実現した後も、国と地方が対等の関係で意見調整できる場が必要である。

(3) 関西モデルを先行事例に（イメージ図参照）

関西広域連合は、もともと道州制の実現までには相当の期間を要するという前提のもとで、現行制度を利用して分権改革の実現に一步でも近づくための現実的手段として関経連が提案したものであり、地域における広域的な課題を解決するための方途であるとともに、国の事務や権限を移譲する受け皿としての役割を担うことをめざしている。

一方、関経連が指向する道州制は、国（中央の政治行政）のあり方の抜本的見直しを含めた新たな制度設計を要求するものであり、

ともに分権型社会に移行するための大変革を起こしていく運動である。

現在、関西広域機構分権改革推進本部において検討中の関西広域連合の骨格案にもみられるように、立ち上げをスムーズに行うには、まず現行府県から事務を移管して、広域的な課題の処理にあたるのが望ましい。そのうえで、将来的には広域連合を組織する自治体から移管する事務や国から移譲する事務を増やし、さらには国の出先機関を吸収していくという漸進的な発展が適切である。

関西広域連合が関西地域の広域的課題を解決する主体として成果を上げ、所掌する事務や権限を拡大することにより、「関西広域連合の成長発展モデル」は「分権型の道州制」を先行導入した姿を具体的にイメージできる格好の事例となる。

こうした地域発の取り組みこそが、地域の活性化のみならず、新しい国づくりに向けた抜本的な制度改革に対する国民の関心を一層高め、道州制の実現を加速する効果を持つと確信する。

(4) 関経連の取り組み

国のかたちを根本的に変える大改革を実現するためには、政治の強いリーダーシップが不可欠であることは言うまでもない。政治を動かすためには、何よりも地方分権や道州制に関する世論の盛り上がりを大きな推進力とすべきである。

関経連としては、以上のような考え方に基づき、関係各機関と連携・協力しながら具体的な活動を続けていく。

ア) 関西広域連合設置の決定に向けた働きかけ

関西広域機構分権改革推進本部における関西広域連合設置についての検討が望ましい方向へ向かうよう強く働きかける。特に、2008年夏頃に、関西広域連合の具体案について関係自治体のトップ合意が行われ、所要の準備を経て2009年度上期に設置が実現するよう求めていく。

関西におけるこうした分権改革の取り組み状況や全国の動きをみながら、分権改革の推進方策に関する関経連の全体戦略を確認・評価し、次のステップへ向けて運動を展開する。

イ) 全国の経済団体はじめ各界との連携・協力
道州制の実現に向けた共同提言・共同行動に努めるとともに、関西での取り組みについて正しい理解を得るための情報発信に注力する。

全国の経済団体、マスコミ、学界、国会議員、地方議員はじめ、意を同じにする各界・各層と連携・協力しながら提言・行動していく。

また、国政選挙において、分権改革と道州制導入に関して国民が意思を表明できるように、与野党がマニフェストで見解を明確にするよう働きかけていく。

以上

◇産業・科学技術委員会

次世代環境技術の普及に関する要望

08. 12. 25

【はじめに】～問題意識～

関経連 産業・科学技術委員会（委員長：町田勝彦シャープ㈱会長）は昨年9月、下部組織「次世代環境技術研究会」（座長：森本弘シャープ㈱執行役員環境安全本部長）を設置し、次世代環境技術の普及促進に向けて、参加企業の取り組み事例の研究から課題を抽出・整理し、本年6月に「次世代環境技術の普及促進に向けて－中間とりまとめ－」（以下、「中間とりまとめ」として公表した。その後、研究会で課題解決のための具体的施策を検討し、今般本要望をとりまとめた。この要望を取りまとめた問題意識は以下のとおりである。

第一に「地球温暖化への対策」として次世代環境技術の普及促進が必要である。温室効果ガスの排出量は、京都議定書による削減目標1990年比マイナス6%に対して、第一約束期間に入った現時点において、経済活動の活

発化、世帯数の増加、国民のライフスタイルの変化などによって逆に増加傾向にある。しかしながら削減目標を達成するために国内の生産工場を削減義務の無い海外に移管する、あるいは海外から排出権を購入するといった方策は、地球全体の温室効果ガスとりわけCO₂削減には繋がらず、本質的な解決にはならない。CO₂の排出量を抑制するためには、省エネや再生可能エネルギーの利用など、環境技術の開発と普及によって推進すべきである。

次に「エネルギー安全保障」の観点から見た場合、わが国のエネルギー自給率はG8 主要国中最下位の約 4%に過ぎず危機的状況にある。原油をはじめ多くのエネルギー資源を輸入に頼るわが国において、経済と国民生活が資源の価格変動により大きく影響することを回避するためには、わが国自らエネルギーを創造し、かつ無駄無く利用していくといった活動が必要である。そのためにより多く環境技術を実用化し、エネルギーの調達リスクを軽減し、わが国の経済と国民生活の安定化を図る活動を実施していかなければならない。

さらに「新たな産業競争力の源泉」として、オイルショックを乗り越えて飛躍的に進歩したわが国の環境技術をさらに進めていくことが、世界におけるわが国の存在意義を高める大きなチャンスになるはずである。資源を持たないわが国が世界に対抗していくには、知恵を絞り、技術を磨き、この危機を乗り切るしかない。省エネ、省資源と言ったテーマに高付加価値を生みだすことが、これからの世界競争下で生き残る条件のひとつであると考ええる。

わが国が誇る環境技術がグローバル競争を勝ち抜き、日本の新たなリーディング産業として成長させていくためには、国家戦略的な産業政策が必要である。そのためには産業界の自助努力のみならず国の強力なリーダーシップとともに官民協調し、環境技術の普及促進にむけた取り組みを行なうことが必要で

ある。

近年の事例として太陽光発電の場合、温室効果ガスの発生を抑制するため国を挙げ積極的な市場導入を支援している欧州諸国に対して、普及を産業界の自助努力に委ねたわが国は、長い間維持していた世界生産量首位の座を昨年欧州に奪取された。これは普及に向けた国の政策の違いが結果として表れた過去の反省例として挙げられる。

折しも政府は「低炭素社会づくり行動計画」（08 年 7 月）を公表し、温室効果ガス削減のための目標と同時にそれを達成するための技術開発、社会制度等、社会の変革を伴うさまざまな取り組みを実施していく方針が宣言されたところである。その中でもとりわけ日本が誇る環境技術の重要性に関して、いかにしてそれらの技術を普及し活用していくかという議論が今後より一層活発化していくものと思われる。

次世代環境技術研究会では、「中間取りまとめ」において新たな技術の普及課題を 4 つの視点で解決すべき課題として挙げている。

1. 許認可など法制度は、革新的技術の普及の妨げにならないよう整備されるべき：

法律や規制も時代の変遷に対応していくことが不可欠であり、社会の移り変わりが早い時代では、タイムリーに社会の要請に対応していく必要がある。また産業界としても技術開発のスピードに合わせた要望をしていかなければならない。

2. 普及促進の動機づけ（インセンティブ）が必要：

国の補助政策、何らかの生活の改善など、技術を利用することにより得られる新たな恩恵が、技術の導入、普及を促すために必要。

3. 効果の「見える化」：

技術を導入した際の効果を利用者が把握できないために、技術の導入に踏みきれていないことも阻害要因である。

4. 国民理解の促進：

技術が進歩しても、最終的にその利用者である消費者のマインドを変革していかなければならない。「効果の見える化」によって節電や省資源を意識した行動につながるように、国民の意識を変えていくことも必要である。

本意見書では、「中間とりまとめ」で挙げた課題の中からとりわけ社会の要請の高い地球温暖化対策の技術に関して、それぞれ個別の技術に関して国に対する社会制度を改善する要望をとりまとめた。しかしこれはあくまで一例であり、産業界からこのような要望や提案活動を活発に行なうことで、環境技術の普及促進を、実現できるところからいち早くかつ着実に実行していくことが、わが国が抱える環境問題の解決に貢献するとともに、産業競争力の源泉になるものと考ええる。

また関経連は「関西ビジョン 2020」（08 年 10 月）において、概ね 10 年先を念頭に、今後環境ビジネスの振興や環境に配慮した新たなライフスタイルの確立をもって、世界の手本となる環境先進地域・関西の構築を目指すビジョンを公表したところである。

当研究会は今後もこのような取り組みを通じて、次世代環境技術の開発と普及を促進するために課題の共有化、問題点の発掘を行っていきたい。

Ⅰ. 自然エネルギー発電普及促進のための施策

1) 太陽光発電施設の産業利用促進を！

～工場立地法の検討～

【現状の課題】太陽光発電施設は、発電時に窒素酸化物等の有害物質を出さず、森林と比べて同一面積あたり CO_2 削減効果が約 140 倍あり、また日照が得られる場所であれば容易に発電可能であるため家庭部門のみならず温対法と省エネ法への対応を求められている工場など産業部門への普及が望まれている。

また、経済産業省総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会の緊急提言にも盛り込まれたとおり、日本は世界に先駆けて太陽光社

会の構築を図るなど、「新エネ・モデル国家」への変貌に向けた取り組み方針を明確化している。

よって、太陽光発電施設を工場に設置し、産業部門における利用をさらに進めるために、工場立地法の改正が望まれる。

【課題解決に向けた要望】

①工場立地法の緑地定義に太陽光発電施設を追記：（工場立地法施行規則第三条ほか）

現状：敷地面積 9,000 m^2 以上の工場を立地する際に順守すべき工場立地法では、敷地面積の中で緑地とすべき面積が決められている（おおむね敷地面積の 20%）。一方、工場立地法の適用除外とされる 9,000 m^2 未満の工場でも、自治体により緑化条例により緑化を義務付けている場合がある。その中で一部自治体では緑地の代わりに太陽光発電を認めている事例がある。温暖化対策の社会要請と先進的な自治体の条例による取り組みを踏まえ、工場立地法の以下の改正を国に要望する。

要望：森林より大きい CO_2 削減効果が期待できる太陽光発電施設の緑地面積への一部充当を可能にし、太陽光発電施設の産業利用と温暖化対策の促進を要望する。具体的には、建築物の屋上に設置した緑地の代わりに太陽光発電施設を緑地と見なすことで、周辺住環境との調和を考慮しつつ、 CO_2 削減効果を向上することが可能。（工場立地法施行規則第三条（緑地）の緑地定義に「屋上部の太陽光発電施設」を追記、また工場立地法運用例規集第一編第四章第四節の緑地面積測定方法の条文に「設置する太陽光発電装置面積については、当該装置パネル等に係る面積とする」

を追記。)

【期待される効果】

(1)敷地面積 9,000 m²以上の大きな工場を立地する際に順守すべき工場立地法において、太陽光発電施設の扱いを緑地の代替と認める改正を実施した場合、大規模工場において遅れている太陽光発電施設の産業利用が促進されCO₂削減の取り組みが進むと同時に、国の姿勢に合わせて全国の緑化条例にも同様の扱いが波及し、工場立地法の適用除外とされる工場においても太陽光発電施設の産業利用が促進される。これにより、例えば、国内の1,000 m²以上の全工場において、緑地面積のうち屋上に設置可能な緑地面積（例えば緑地面積が敷地面積の20%必要な場合、その1/4にあたる敷地面積の5%は屋上の緑地でも可能である。）が全て太陽光発電施設になった場合、約10万トン/年のCO₂削減効果（石油換算5万m³/年）が見込まれる。これは「京都議定書目標達成の評価・見直しに関する最終報告」にて示されている新規の温暖化効果ガス対策の都市緑化推進計画（約10万t-CO₂）と同等の効果である。

2) グリーン電力証書利用拡大には温対法・省エネ法・税制見直しを！

【現状の課題】経済産業省総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会の緊急提言にも盛り込まれたとおり、日本は世界に先駆けて太陽光社会の構築を図るなど、「新エネ・モデル国家」への変貌に向けた取り組み方針を明確化している。民間でも近年の急速な環境意識向上に伴い、日本国内で工場やオフィスビル、自治体庁舎等での使用電力を環境に配慮した電力に置き換える「グリーン電力」化が急速に進んでいる。その際、自然エネルギー等により発電された電気の環境付加価値分を証書化した「グリーン電力証書」を購入する方法が一般的となりつつある。

そのような状況下、国内の一定規模以上の事業所は温対法と省エネ法に基づき、CO₂

等温室効果ガスの排出量を毎年国に報告することが義務付けられているが、現状の制度では、グリーン電力証書の購入によるCO₂削減に向けた努力は企業CSRの取り組みにとどまっている。また購入費用が主に寄付金として扱われるため、税負担の面でグリーン電力証書購入者にとって不利になっている。これらはグリーン電力証書についてその価値を自主的判断に求めている結果であると考えられるが、今後国の方針を示すためにも、グリーン電力に対し法律等で位置付けを明確化し強化していくことが必要である。

そこで、グリーン電力証書制度の活用によるグリーン電力の利用拡大を目的とした現状制度の改正について要望する。

【課題解決に向けた要望】

①温対法・省エネ法の定期報告にグリーン電力証書購入分を反映すべき

現状：現在のグリーン電力証書は民間の自主的な利用に留まり、企業が証書を購入しても、CO₂削減効果として温対法・省エネ法の定期報告に算入できるしくみになっていない。

要望：グリーン電力証書の法律上の位置づけを明確にし、温対法第二十一条の二、並びに省エネ法第十五、十七条に規定されている定期報告において、企業が購入したグリーン電力証書はCO₂排出量から差し引く措置ができるようにすべきである。

②グリーン電力証書購入費用は損金扱いにすべき

現状：法律上の位置づけがなされていないために、現在の税制度において、グリーン電力証書を購入した費用は損金（経費）として見なされず、寄付金として扱われており、税負担の面でグリーン電力証書購入者にとって不利になっている。

要望：グリーン電力証書の法律上の位置づ

けを明確にし、電力と同様に光熱費として損金算入が可能であることの明確化も合わせて要望する。

③電源間で証書価格差を補正すべき

現状：太陽光発電の場合、他の自然エネルギー電源に比べて発電コストが高い分、太陽光発電由来のグリーン電力証書単価を引き上げる結果となり企業や自治体等の購入コストを引き上げる結果となっている。

要望：太陽光発電のグリーン電力証書購入によるグリーン電力利用価値を、例えばCO₂削減量を2倍に評価する等の優遇措置を講じ、事業者の実質的な太陽光発電のグリーン電力証書の購入単価を低下させて普及を促すことを要望する（なお、CO₂削減量を2倍に評価する場合には、国全体のCO₂削減量とのずれに対する補正措置が必要）。

【期待される効果】

- (1)太陽光発電協会（JPEA）による「太陽光発電産業自立に向けたビジョン」で掲げられた2030年導入目標量8,280万kWが達成された場合、年間約4,000万トンのCO₂削減が可能となり、北海道とほぼ同じ面積の森林による吸収量に相当する。
- (2)グリーン電力証書の売買を通じたインセンティブを拡大することで、太陽光発電をはじめとした自然エネルギーの普及拡大を図ることができる。
- (3)太陽光発電装置に関しては国内に主要メーカーが多く立地し、また住宅メーカーをはじめ幅広い関連産業が存在するため、国内の太陽電池需要の喚起により、材料加工や施工・設置などを含むこれら関連産業全体の振興、国際産業競争力強化が期待できる。太陽光発電は我が国及び企業が35年以上の時間をかけて技術を育み、世界に先駆けた普及施策により開花した技術・商品であ

り、我が国の得意技術として、将来に継続する「新エネ・モデル国家」構築の実現に向けて注力すべき技術のひとつである。

3) 小水力発電装置の設置・運営開始を迅速に！～導入円滑化の検討～

【現状の課題】水力発電はCO₂を排出しない再生可能エネルギーであり長期固定電源であるとともに、今後の活用も期待できる純国産エネルギーである。現在、わが国における電力供給の1割弱を担い、水力発電によるCO₂排出抑制効果は、2006年度において約5,900万t-CO₂とも言われている。しかしながら、発電ガイドラインが制定された1988年以降、既設の水力発電に使用することが可能となる水量が維持放流の実施により減少し、今後10年間で水利権許可期間更新時期を迎える水力発電所において維持放流による減電量が年間約940百万kWhと見込まれている。

一方、近年、河川維持放流水を含め、農業用水、上水道及び工業用水道等の未利用落差を活用した小規模な水力発電が注目されている。出力1万kW未満の小水力エネルギーは1,322地点で年間18,780百万kWhが既に利用されているが、未開発の包蔵水力はまだ27,485百万kWh残存し、今後も再生可能エネルギーとしての利用に大きな期待がかかっている。

また、特にこれまで活用されることの少なかった出力1,000kW未満の小水力発電装置は、既設ダムの河川維持放流水、水道水、工業および農業用水等の水利施設において現状未利用の用水落差を活用できる発電装置として、今後より一層の導入促進が望まれる技術である。

しかしながら、その設置運営に至るには、国土交通省、経済産業省、農林水産省などの本省・出先機関および地方自治体が関係し、河川法（水利権取得）、電気事業法、土地改良法などに係る許認可申請手続きが必要であり、申請者側に申請手続きのノウハウと多大な労

力が必要となっている。したがって許認可が得られるまでには申請から約6ヶ月の期間を要した事例もある。

許認可審査の中でも特に河川法（水利権取得）に係る手続きでは、審査工程が複雑であり、許認可手続きを遅らせる要因の一つとなっている。また、河川法二十三条（流水の占有許可）の許可申請に必要な提出図書が多岐にわたるため、申請者にとって大きな負担となっている。

【課題解決に向けた要望】

河川法（水利権取得）に係る許認可審査工程の透明化を！

現状：例えば一級河川の水利権取得では、地方整備局に水利許可申請書を申請したのち、自治体の土木部長、国交省本省、県知事、経産省本省の協議を経て水利権が許可される。複雑な審査フローを経由している間、審査状況が容易に確認できないために、申請書に不具合が発生した時の対応に時間がかかっていることが、許認可の完了に時間がかかる原因の一つと思われる。

要望：河川法（水利権取得）に係る許認可審査の審査部門を課・係レベルまでの詳細な審査部門、審査基準を透明化するとともに、審査の進捗状況を申請者から確認できるようにして頂きたい。また、小水力発電装置を円滑に導入するために、これらの照会窓口の設置を検討願う。

②申請手続の軽減（提出図書の省略）による簡素化を！：（河川法施行規則第十一条）

現状：河川法第二十三条（流水の占有許可）における施行規則第十一条の許可申請に必要な提出図書が多岐にわたるため、申請者にとって大きな負担となっている。例えば発電に係る

必要水量が他の水利使用に完全に従属している場合（既設設備や農地の下流側にある場合など）を除いて、「河川流量と取水量の関係」に関する書類として1年間の流量調査およびそれに関する提出図書が必要である。これにより申請、設置が1年以上遅れることになり、それに対する追加費用も必要となり小水力発電設備の設置を困難にしている。

要望：許可水利権、慣行水利権を取得済みの水路またはそのバイパスラインに水質や流量に影響を与えることなく小水力発電設備を設置できる場合は、発電に係る必要水量が他の水利使用に完全に従属していない場合でも（既設設備や農地の上流側などでも）1年間の流量調査およびそれに関する提出図書の省略ができるように柔軟な対応を望む。また、河川法三十五条による経済産業省（資源エネルギー庁）などの関係行政機関の長との協議を割愛し、簡素化による審査迅速化を望みたい。

【期待される効果】

新エネルギーに認定された出力1,000kW未満の小水力発電装置が利用可能な未開発の包蔵水力は2007年度時点で371地点、出力24万kW、電力量1,219百万kWhあり、これらを小水力エネルギーに変換することができれば、約55万トンのCO₂排出削減に結びつく。

またこれは、今後10年間で水利権許可期間更新時期を迎える水力発電所において維持放流による減電量約940百万kWh（43万トン-CO₂）を十分補うことができる量である。

Ⅱ. 将来の実用化に向けた施策

1) 冷却に関する法運用改定で超電導ケーブルの実証促進を！

【現状の課題】「Cool Earth—エネルギー革新

技術計画」の中に「超電導高効率送電」が取り上げられ、国家プロジェクトとして実施されている超電導ケーブルの開発、実証運転においては、その冷凍機においてもヘリウムやネオンと言った作動ガスを利用した新たな冷凍システムの構築が必要である。

しかしながら現行の高圧ガス保安法、冷凍保安規則ともにこのような新技術の出現を前提としたものではないため、冷凍能力の小さなものでも第二種製造設備（3 冷凍トン以上）、大きなものでは第一種製造設備（20 冷凍トン以上）として都道府県知事への届出（第二種）、許可（第一種）が必要となり、ヘリウムやネオンと言った安定なガスを利用しているにもかかわらず既存のフルオロカーボン冷凍機に比べて厳格な管理が必要となっている。

これは冷凍機が必要不可欠な超電導ケーブルにおいて、実用化・普及促進に対する大きな問題点であり、現行法規の見直しが望まれる。

【課題解決に向けた要望】

①運転に係る都道府県知事への届出の緩和：（高圧ガス保安法施行令第四条、政令）

現状：一般的な高圧ガスと異なり、不活性なフルオロカーボンに関してのみ冷凍能力による第二種／第一種製造設備の判定基準を緩和している。

要望：ヘリウム、ネオンに関しても極めて安定な不活性ガスであるため、不活性ガスのフルオロカーボン同様、冷凍能力による第二種／第一種製造設備の判定基準を緩和すべきである。（フルオロカーボン並みに 20 冷凍トン未満で保安法適用除外、50 冷凍トン未満を第二種製造設備に改めるべきである。）

②冷凍能力算定基準の見直し（冷凍保安規則第五条一号、省令）

現状：ヘリウムやネオンを利用した冷凍機の場合、冷凍能力算出基準となる冷

凍サイクルを形成しないため、正確な算定ができない。

要望：圧縮機のピストン押しのけ量が定まらない遠心式圧縮機の冷凍能力算出方式を全ての圧縮機に適用し、圧縮機入力 1.2kW を 1 冷凍トンと定義し直すべきである。

③目視による日常点検の見直し：（冷凍保安規則第九条第二号、省令）

現状：第二種冷凍設備以上では目視による日常点検が必要で無人運転（遠隔監視）が実現できない。

要望：ヘリウムやネオンを利用した冷凍機の場合、一日一回以上の目視による設備点検義務を適用除外し、遠隔監視により安全性を確保した日常点検を実現させる。

④冷凍保安規則で定義される不活性ガスの種類の改訂：（冷凍保安規則第二条第三号、省令）

現状：冷凍保安規則で定義される不活性ガスは、二酸化炭素、フルオロカーボン、ヘリウムの 3 種である。ネオンなど上記以外のガスは含まれていない。

要望：上記 3 種に加えて、可燃性、毒性が無く大気中に存在し安定なネオンも含め、冷凍保安規則上、不活性ガスとすべき。これにより冷却の高効率化、大型化、低コスト化開発など冷凍機の開発を促進する。

【期待される効果】

(1)超電導高効率送電の普及によって今まで熱となって利用できなかった多くの電力を捨てることなく有効に各家庭や工場に供給できることが実現し、省エネルギーの実現、CO₂削減が可能となる。例えば現在の日本における送配電網におけるロス率は約 5%に及び、日本における電力総需要が約 1 兆 kWh/年であることから、約 500 億 kWh/年(日

本の全 IT 機器の消費電力とほぼ同じ）と、非常に大きな電力が熱となっている。超電導ケーブルを地中電力ケーブル総量 21,000km 全てに導入した場合、送配電ロス率は 5% から 4% に改善（送配電ロスの 20% の削減）し、約 400 万トン-CO₂/年の削減が可能となる。このように多くの捨てられているエネルギーを捨てずに使われるようにすることが CO₂削減には有効である。

- (2)超電導ケーブル導入・普及促進に必要な冷凍機の単機容量の増加、エネルギー効率の改善に向けた研究開発の機運を社会的に盛り上げ、その結果冷却コストの低減が可能となり、超電導ケーブルシステム全体のコスト競争力を高め、普及促進に寄与する。
- (3)既存の交流電力系統への超電導ケーブル導入・普及を促進するとともに、再生可能エネルギーによる分散電源導入を核とした新しい電力供給システム構築に向けた高効率でコンパクトな直流超電導ケーブル導入が可能となり、我が国のエネルギーセキュリティ向上に資する。
- (4)高効率超電導ケーブルにより、アジアやアフリカなど今後の電気エネルギー増大地域への我が国発の技術貢献が可能となり、国際競争力向上に資する。

Ⅲ. 民生部門（住宅、オフィス等）の CO₂削減のための施策

1) 住宅まると省エネ化を促進・「エコハウス」化推進を！

【現状の課題】家庭部門の CO₂排出量は、基準年より 41%（07 年速報値）増加しており、セクター別排出量の中でも最も増加の著しい分野として削減に向けたさらなる取り組み強化が必要である。この削減のためには、家電機器の省エネ化、家の断熱やエネルギーマネジメント等の省エネ住宅化が考えられる。

近年家庭では、太陽光発電や燃料電池など、CO₂削減に期待がかかる新たな技術が普及しつつある。また、エアコン、冷蔵庫などの

家電機器の省エネ化はトップランナー制度によって飛躍的に向上した。住宅においても建材、窓など断熱性能は向上し、年間冷暖房費が半減する試算もある。しかしながら、家電機器を含めた住宅全体としての総合的な評価は実現できていない。（例えば、エアコンなどの家電機器がトップランナー制度で性能向上しても、機器を利用する住宅の性能が伴わないと効果的な省エネに繋がらない。）

また、住宅の省エネ化を進めても住宅の価値として反映されず、省エネ化を進めるインセンティブに乏しいのが現状である。国は、1 人 1 日 1kg 削減運動のようなスローガンを掲げて国民の機運醸成を進めているが、家庭の排出量削減はまださらに改善の余地がある。

今後、建材や省エネ機器を含めた住宅全体を 1 つの単位として省エネ性能を総合的に評価する手法を検討し、その省エネ性能を定量化し、その量に応じたインセンティブを国が付与することにより、国が削減意志を明確化するとともに、省エネ化の付加価値を示し、国民が積極的に省エネ家電、省エネ住宅に投資する環境をつくるべきである。

【課題解決に向けた要望】

住宅と主要な機器を家単位で省エネ効果を「見える化」し、総合的に評価するしくみを確立。さらに評価に応じた利用者への優遇措置の実施を要望する。

①省エネ効果の総合的な「見える化」の推進
要望：住宅に含まれる断熱材、二重窓等、建材による建物性能と、省エネ型のテレビ、冷蔵庫、エアコン、ヒートポンプ給湯機、太陽光発電、燃料電池等、家庭に導入した機器の省エネ性能を家単位で評価する総合的な省エネ指標を確立し、CO₂削減量を定量化、分かりやすく「見える化」すべき。

②多様な導入インセンティブの付与
要望：省エネ指標（CO₂削減量）に連動し

利用者に導入インセンティブを与えることが家庭部門の省エネ化に有効である。利用者にローン減税、固定資産減税、省エネ機器購入時の金額を経費として認める所得控除等、幅広い導入インセンティブを与える仕組みを構築することが必要である。

導入インセンティブ原資は、国の地球温暖化対策の予算の一部を充当するなどにより国民の理解と家庭の省エネを促進すると同時に、国としての主導的な役割に期待したい。

また、中古住宅の価値として反映されるよう、中古住宅取引における減税、補助金を充てるべきである。

【期待される効果】

省エネ性能の「見える化」する指標を利用することで、国民の省エネを意識した消費行動を促進し、家庭部門の省エネが進むことが予想される。

住宅の省エネに対する投資は、単年度ではなく継続的に省エネ効果が発揮され、住宅の資産価値向上にも寄与し、そのうえ市場として新築より大きいリフォーム分野への展開も大いに期待できる。

すべての最新の省エネ機器にすることにより、ほぼ 1990 年レベルのCO₂排出量にできるとの試算もあり、大いに期待できる取り組みである。

また、住宅で確立した省エネ手法は、オフィスにも展開可能であり、幅広い利用により省エネが促進される。

◇情報通信委員会

青少年が健全に利用できるモバイルインターネット環境の実現に向けて

09. 1. 8

はじめに

携帯電話の普及により、我々は様々な恩恵

を受けることができるようになった。人と人とのコミュニケーションはより豊かになり、社会の利便性は大きく向上するなど、今や携帯電話は日々の生活に欠かすことのできないツールとなりつつある。しかしその一方で、昨今、青少年がケータイの出会い系サイトをきっかけに犯罪や事件に巻き込まれたり、学校裏サイトと呼ばれる場で誹謗・中傷といったネットいじめの問題が発生するなど、青少年をめぐる様々な問題が拡大、深刻化してきている。

事の重大性から、2008 年 6 月には、インターネット上の有害情報から青少年を守ることを目的とした「青少年インターネット利用環境整備法」が成立し、青少年のインターネット利用時におけるフィルタリングサービス適用が原則義務化された。民間企業においても有害サイト対策として様々な取り組みが自主的に実施されるなど、青少年のケータイ利用をめぐる問題に対する社会の動きが活発化してきている。

このような中、我々は関西経済連合会 情報通信委員会の下部組織として、2008 年 7 月に「モバイルコンテンツ政策検討タスクフォース」を設置し、青少年が安心・安全に利用できるモバイルインターネット環境の実現と、わが国の将来有望な産業でもあるケータイ産業の発展に向けた意見書を取りまとめた。

提言においては、まず何よりも、法整備や政策決定を担い、社会全体としての方向性や枠組みを示す立場である国や地方自治体の役割が重大であるとの認識から、それぞれに対して、何を為すべきで何を為さざるべきか、その望ましいあり方について意見を述べている。

当然ながら、この問題は国や自治体任せで全てが解決するようなものではない。携帯電話に関わる様々なサービスや商品を提供する事業者それぞれの、当事者としての責任や役

割が大きいことは言うまでもない。そして広く産業界としても、産業の発展のみならず、青少年の安全や安心のために、主体的に役割を果たすことが求められているのではないかと考えている。

そして最後に、一連の問題が青少年をめぐるものである以上、学校教育や家庭の役割を忘れてはならない。国や自治体、産業界の取組みを両輪としつつも、それらを根幹で支えるのは、青少年が最も身近に接する学校教育や家庭の存在であり、その重要性は大きいとの観点から、今回の提言ではあえて教育や家庭のあり方についても言及することとした。

青少年のケータイ利用をめぐる問題は、憂うべき社会問題というだけでなく、対応を誤れば、将来の我が国の産業発展やそれを支える人材の育成など様々な面で影響を及ぼす問題でもある。一朝一夕には解決の困難な問題ではあるが、それ故、我々産業界はじめ、国、地方自治体、教育現場、家庭というステークホルダーそれぞれが自らの責任と役割を自覚し行動しなければ、その解決は図れない。社会総がかりで、この問題の解決に向けて取り組んでいくことを目指し、以下の通り提言することとしたい。

1. 国・地方自治体への意見

提言 1) 国際競争力の源泉となる産業発展に向け、法規制ではなく民間の自主的取組みを支援すべき

青少年のケータイ利用をめぐる様々なトラブルが社会問題化する中、2007 年 12 月、総務相は携帯電話事業者に、青少年が使用する携帯電話へのフィルタリングサービス導入義務化を要請した。さらに 2008 年 6 月には、インターネット上の有害情報から青少年を守ることを目的とした「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下、青少年インターネット利用環境整備法）」が参議院本会議で可決・成立し、現在、施行に向けた関連政令の制定準備

がなされているという状況である。本法律の検討過程においては、有害情報であるかどうかの判断は国が行うべきという議論もあったものの、最終的には民間の自主的取組みに委ねられることとなった点は評価できる。

しかしながら、本法律が国民的議論も不十分なまま法制化を迎えた点是否めず、また 3 年以内の法律の見直しが定められていることから、将来、有害情報の判断を国が行うなどの過度な介入が為される可能性も懸念される。モバイルインターネット産業におけるコンテンツや商取引の分野は、今後国内だけでなく、海外でも成長が期待されている分野である。産業界としては、将来的な法律の見直しにおいて、国際競争力の源泉ともなりうる産業の芽を摘むような規制強化がなされることのないよう強く要望したい。

一方で、法律の成立後、総務省においては、違法・有害情報対策の政策展開として「安心ネットづくり」促進プログラムを策定することを 7 月に発表し、違法情報を削除したことで訴えられた場合の損害賠償範囲の制限を検討するなど、民間における自主的な活動を促進するための取組みを実施している。こうした民間の活動を後押しする姿勢は歓迎すべきものであり、国には産業発展の観点から官民一体となって議論する場を設けたり、または取組み推進に関わる社会的なコスト負担を官、民、場合によってはユーザも含めて適切に分担する枠組みを整備するなど、民間による自主的、主体的取組みを支援するための仕組みづくりに一層注力していただきたい。

提言 2) 社会インフラとしてのケータイのプラス面に着目した政策検討を行うべき

青少年のケータイ利用をめぐる問題は、トラブルや犯罪に巻き込まれるのが社会的弱者であり庇護されるべき対象である青少年であるという特殊性を有する。それ故、早急な対策が必要なことは論を待たないが、逆にこの問題の特殊性故に過度に反応し、冷静さを欠

いた発言や客観性を欠いた議論、性急に結論を求める動きなどが一部に見られることには懸念を覚える。法制化をめぐる一連の検討も、ややもすればケータイが青少年に及ぼす悪影響ばかりが強調されているように見えるが、このような一方的な価値判断のみで正しい結論を導き出すことはできない。

ケータイにはマイナス面ばかりでなくプラス面も数多くある。子どもにケータイを持たせることで、いつでも連絡が取れるという親の安心感は大きい。最近ではGPS機能などのIT技術を活用した、安心・安全のための機能やサービスの展開もなされ、実際にケータイを持っていたことで子どもの安全が守られたケースもある。また、ケータイは、今や子どもたちの自己表現、コミュニケーションの場でもある。実世界で悩みを持つ子どもが、ケータイの世界でそれを解消したり、新たな自分を発見し、自己実現や成長の機会を得ることも少なくない。ケータイ発の独自文化であるケータイ小説やケータイコミックは、既存の出版の概念を超えて新たな市場を創造した。今後これらに続き、新たに日本の国際競争力に資する文化や産業が創出される期待も高い。

ケータイのマイナス面ばかりに着目して政策を検討することは、このようなケータイがもたらす利便性や有用性、新たな可能性といったプラス面を損なうことにつながるという意味で、現状のようなバランスを欠いた議論が進んでいくことには強い危惧を覚える。国には、国民生活に欠かすことのできない社会インフラであり、日本の国際競争力の源泉ともなりうるケータイの意義を十分に認識した上での慎重な政策検討を求めたい。

提言 3) 過度な保護ではなく、様々な情報を自ら主体的に判断できる能力の醸成を目指すべき

モバイルインターネット上の有害情報から青少年を保護することは大切であるが、2007

年7月の内閣府調査によると、ケータイの保有率は小学生31%、中学生58%、高校生96%というように、ケータイは既に青少年の生活の中に広く根付いている。このような状況にあつては、もはや「持たせない」という対策は非現実的であり、世の中に到底受け入れられない。

昨今、学校内でのケータイ使用について禁止や規制の動きが見られるが、教育現場において適切なルール化が図られることには賛成である。しかし、一切合切に蓋をするとばかりに、ケータイを取り上げたり、情報を遮断して触れさせないことで問題の解決を図るような短絡的な対処法には賛同できない。そのような過度な保護は、今後の情報化社会に求められる「多様な情報を主体的に取捨選択し、自ら判断できる能力」を身につける機会を奪うことになり、青少年の健全な育成にはつながらない。また、個人が知りたい時にいつでも様々な情報にアクセスできるという、情報の受け手としての知る権利が阻害される恐れもある。

今後、インターネット社会の発展、グローバル化の進展が予想される中、国際的に活躍できる人材を育てるという観点からも、ケータイやインターネットを主体的に使いこなす能力はきわめて重要である。青少年がケータイやインターネットに触れる際には、その利便性と危険性の両面を理解させて適切に啓蒙しながら、自ら有害情報に対応できる能力を発達段階に応じて徐々に身につけさせることが、日本の将来をも見据えた健全育成のあり方ではないだろうか。

提言 4) 地方自治体は、規制強化よりも地域一体となった青少年育成のための環境整備を行うべき

青少年インターネット利用環境整備法によるフィルタリング義務化の流れとともに、地方自治体でも条例により規制を行うという動きが見られる。例えば広島市では、ケータイ

やインターネットカフェのパソコンに対し、青少年の利用が見込まれる場合に、有害サイト閲覧制限のためのフィルタリング機能を備えた上で販売・サービス提供することをケータイ販売店やネットカフェ事業者に義務付ける条例を、全国で初めて2008年7月より施行している。また他の自治体では、青少年へのケータイ販売に対しフィルタリングを義務化した上で、万一フィルタリングを外したい場合、自治体が定める誓約書に基づき、保護者に正当な理由の説明とともに申し出ることを求め、事業者が誓約書の受領と保管を義務付けることを定めた条例を検討するような動きも見られる。

住民に近い位置にある地方自治体が、この問題を真剣に受け止め、青少年保護のために対策を講じようとする姿勢は理解できるが、そもそもフィルタリングを適用するかしないかという、本来親の責任で判断すべき問題に自治体が過度に介入するべきではなく、まして、実効性や効率性のみを優先して、責任を事業者に負わせるような考え方には反対である。

地域として青少年の育成を図ろうと思えば、事業者のみに責任を課すのではなく、親や教育現場の責任に負うべきところも大きい。携帯電話事業者による学校向けのケータイ講習の実施状況については、地方自治体により温度差も見られるが、ケータイ所持の低年齢化が進んでいる現状においては、本来、より緊密に連携していくべきである。地方自治体は、規制を強化することよりも、地域において家庭や学校、事業者が一体となって青少年育成を推進していけるような環境整備を行うべきである。

※地域社会が一体となった自主的取組みの特筆すべき事例として、長崎県が2001年から展開している「ココロねっこ運動」が挙げられる。これは、子どもの心を健全に育てるために、地域社会全体で子どもを見守っ

ていくことを目指した長崎県独自の県民運動である。PTAに地域（Community）を加えたPTCA活動を基盤とし、県の旗振りやメディアによるPRなども功を奏して、県民の認知度が9割を超える活発な取組みとなっている。ケータイ利用についての青少年への啓発活動にも熱心であり、2008年1月には「TEENAGE MOBILE ココロのフィルタリング」というケータイ利用で陥りやすい問題をわかりやすく描いたマンガを発行、WEB上や携帯販売店、県内図書館、学校の図書室向けに、広く展開している。地域社会が一丸となった草の根活動を支える主体的な意識が一人ひとりに根付き、青少年の健全育成に対する土壌が形成されているケースとして、一つの有効な方向を示す取組み事例であろう。

2. 産業界の責任

提言5) 青少年保護のため、さらなるフィルタリングの改善と普及を推進していくべき

青少年をモバイルインターネット上の有害情報から保護する上で、携帯フィルタリングサービスは有効な手段である。しかしながら、現状のフィルタリングは、あらかじめ分類されたカテゴリー単位で制限をかける方式であるため、サイト内にコミュニケーション機能があるだけで制限対象となるなど、画一的で選択性の乏しいものとなっている。部活動の連絡手段として利用するSNSサイトが、健全に利用しているにも関わらず遮断されてしまうなどのケースも見られる。

携帯電話事業者は、このような問題への対応として、第三者機関により認定を受けた健全サイトのフィルタリング対象からの除外を検討しており、一部の事業者では、アクセス規制対象となっているサイトやカテゴリーについて、親の承認のもとで閲覧を可能にするという、フィルタリングの柔軟性を向上させたカスタマイズ機能の導入に積極的に取組ん

でいる。本来、フィルタリングは、有害情報の定義が個人毎に異なるため、利用者が個々に判断して適用できることが望ましい。利用者の意向に応じて、カテゴリー単位、サイト単位で個別に閲覧の可否を設定できるようなフィルタリング方式が、全ての事業者から提供されるよう、各社における取組みを加速すべきである。

一方、青少年の新規契約者への原則フィルタリング適用など、携帯電話事業者の普及促進への取組みも相まって、2008 年 9 月末のフィルタリングの利用者数は約 455 万人（電気通信事業者協会発表）と、前年同月比で 2.1 倍となる伸びを見せている。さらには、既存契約者へのフィルタリング適用も順次予定されており、フィルタリングの機能改善とともに、その普及促進についても引き続き注力していくべきである。

このようなフィルタリング機能高度化および普及促進の取組みは、世界初の取組みでもあり、日本のケータイ産業の国際的優位性確保につながる可能性を秘めている。携帯電話事業者は、この分野で国際競争力を高め、世界をリードしていくためにも、受身ではなく、より主体的、積極的な取組みを展開していくべきである。

提言 6) 青少年の健全育成に向けた多様な取組みを、産業界全体として推進していくべき

青少年のケータイ利用に関するトラブルが社会問題化している以上、サービス提供者には青少年を健全に育成していくということを意識した、今まで以上に主体的な取組みが求められる。

携帯電話事業者は、既に学校や団体向けに、ケータイ利用マナーやトラブル対処法に関する出張講義を実施しているが、ケータイやインターネットに関する指導者の不足が叫ばれている現状においては、この取組みをいま以上に拡大・強化していくべきである。さらに

は、現在の取組みに加えて、例えば、青少年が契約のために訪れる販売店においてビデオ講習の機会を設けたり、eラーニングで誰でも手軽に勉強できるようにするなど、健全育成のための啓発活動の範囲を拡げる取組みも考えられよう。

コンテンツ事業者の中には、独自でサイト内監視体制を構築し、不適切な書き込みを行った利用者に対して、ただ排除して事を済ませるのではなく、さらに踏み込んで啓発し育成するという方針でサイト運営を行っている事業者もある。より多くのコンテンツ事業者がこのような認識をもって自発的に取組むよう努力していくことが必要である。

第三者機関では、インターネット上のコンテンツに対して対象年齢別の格付け（レーティング）を行うことで、利用者が適切にコンテンツを取捨選択できるような仕組みづくりも始めている。年齢別のレーティングは、映画やゲームソフトなどでは既に浸透しており、利用者にとっても馴染み深い判断基準である。特に、前項で述べたフィルタリングのカスタマイズ機能において子どもへの閲覧許可の判断をする際にも、レーティング情報があれば、必ずしもメディアリテラシーが高くない保護者も、より容易に、見せる、見せないという判断ができる。こうしたレーティングの仕組みは、フィルタリングの機能改善との相乗効果も期待でき、利用者のさらなる利便性向上につながる。青少年健全育成の観点からも、第三者機関やコンテンツ事業者が中心となり、積極的に普及拡大を図っていく必要がある。

提言 7) 有害情報対策の一環として、社会問題化するネットいじめ防止に向けた支援を行うべき

学校裏サイトにおける誹謗・中傷などの、いわゆる「ネットいじめ」の問題は、青少年インターネット利用環境整備法の中では違法・有害情報の例示として明記されていない。

しかしながら、違法性の有無に関わらず、このネットいじめの問題も、子どもたちにとっての深刻な問題となっている。

ネットいじめは、インターネットの特性そのままに、たやすく不特定多数、広範囲に影響が及ぶことや、親や教師の知らないところで問題が進行し、気がついた時には深刻化していることが多いなどの特徴を持つ。通常のいじめと異なり、問題がクラス内だけではなく、学年や学校全体に波及したり、場合によっては全国に拡大する危険性をはらんでおり、これまでのいじめと比べて子どもたちにより甚大なダメージを与える可能性も大きい。さらに、ネットいじめは学校だけで起きている問題ではないため、学校のみでその対処を行うには限界があることも課題である。

こうした問題点や特性を踏まえ、青少年保護育成の観点から、家庭や学校、NPOや産業界が連携して、ネットいじめに歯止めをかける活動が推進されている。民間の活力を活かした取り組みとしては、全国webカウンセリング協議会が、2008年9月より「学校裏サイトリンク集」の提供を開始している。大人の目に触れにくい学校裏サイトの所在を調査し学校などの教育関係者にその情報を提供することで、ネットいじめ対策に役立ててもらおうとする試みであるが、現在10万件強の学校裏サイトが登録されており、マスコミでも取り上げられていることから利用者も急速に立ち上がり、実効性の面からも期待される取り組みである。

また、関西発の取り組み事例としては、モバイルベンチャー企業で構成される業界団体が、学校裏サイト通報システム「ネット110」というサービスの提供に向けて準備を進めている。学校裏サイトの存在や被害に関する情報を、学校やPTAなどに提供するという点は前述の協議会と同様であるが、事業者の協力を得て掲示板やブログ等のサイトに直接、通報ボタンラベルを埋め込み、不適切な誹謗・

中傷などを発見次第、閲覧者がその場で通報できるよう即時性を高めている点が特徴である。

いずれの取り組みも、学校や親からは見えづらい学校裏サイトの実態把握や問題の早期発見をサポートする仕組みであり、民間のノウハウを活かして、ネットいじめ対策に貢献している有効な事例である。産業界がこのような形で持てるノウハウを活用し、教育現場などと連携することは、問題の発生を未然に防ぎ、また早期の解決を図るために大きな力となり得る。産業界自らが何ができるかを考え、行動の輪を広げていくことが重要であることを我々自身が強く自覚し、その役割を果たしていくことが必要である。

3. 学校教育、家庭のあり方に関する意見

提言 8) 小中学校において、メディアリテラシー教育を必修教科科目化すべき

青少年のケータイやインターネット利用に関する問題は、フィルタリングにより青少年を有害情報から保護するだけでなく、情報を主体的に取捨選択し判断できる能力を養うためのメディアリテラシーや情報モラルに関する教育（以下、メディアリテラシー教育）を継続的に実施するなど、総合的な取り組みによってはじめて解決に向かうものである。

ところが現在、メディアリテラシー教育は、高等学校では「情報」または「総合的な学習の時間」において必修教科科目として実施されているものの、小中学校ではほとんど実施されていない。さらに、パソコンに関する授業は小中高にかかわらず実施されているが、ケータイに関する授業はほとんど実施されていないのが実情である。ケータイやインターネット利用の低年齢化が進んでいることも考えれば、できるだけ早い時期から問題意識を持たせるために、小中学校においてこそ、メディアリテラシー教育を必修教科科目として義務化すべきである。

また、こうした教育を実効あるものとする

ためには、教育委員会が中心となり、教師の育成に積極的に取り組んでいくことが不可欠である。ケータイやインターネット業界の変化のスピードは速いことから、例えば専任講師を採用し、教員免許が無くてもメディアリテラシー教育について指導できる体制を取るなどの柔軟な取組みも求められよう。あわせて、携帯電話事業者との連携や民間のノウハウ活用なども積極的に進めていくことが望まれる。※民間との連携の事例としては、堺市教育委員会が、ケータイを中心としたネットのリスクに関する教育を公募により民間事業者へ委託し、「ネットいじめ防止プログラム」として、体験型の授業プログラムを堺市立の中学1年生全クラスに対して実施している。学校が情報モラル教育を進めるにあたって、民間事業者がネットのリスク教育を補完するという新しい取組みである。

このようなメディアリテラシー教育の必修科目化にあたっては、文部科学省の能動的な取組みが不可欠である。学校における体系的な教育の重要性を認識した上で、学習指導要領の改訂など、必修科目化にあたっての制度面での環境整備など迅速かつ積極的な取組みを、是非とも強く求めたい。

なお、学校におけるケータイ使用の考え方に一石を投じるものとして、先般、大阪府が、政令市を除く府下の公立小中学校で児童生徒のケータイ持込みを原則禁止とする方針を表明した。学校は勉学のためであり、授業中は勿論のこと、校内でケータイの使用を禁止することは、当然のことであり賛同するものである。実施にあたっては、各学校が、個別の実態にあったルール作りを行い、各々の責任においてしっかりと管理していくことが重要である。こうした各学校でのルール化は、是非徹底すべきである。ただ、ケータイの持込みまでを一切禁止するというやり方には注意が必要である。登下校時の防犯上の観点や家庭の事情からケータイを所持すること多いと

いう実情に鑑み、校内でのケータイの所持については、一定の配慮を求めたい。また、ケータイに関する問題が、その使用を禁じるだけで解決するものでないことは前述の通りである。ルールをつくること以上に重要なのは、ルールの意味を子ども達に考えさせ理解させるという、まさに教育によって、本質的な問題解決を図ることである。大阪府には、是非、その本質的な解決のためのメディアリテラシー教育の実践においても、全国自治体の範となる取組みを期待したい。

提言 9) 家庭での日常的なコミュニケーションや親子のふれあいが、問題解決の基盤である

今回の法制化によるフィルタリング原則義務化により、ケータイを子どもに与える親の責任が明確になった。非常に便利な面がある一方で、使い方によっては犯罪などに巻き込まれかねない道具を子どもに与えている、という事の重大性を、一人ひとりの親が今一度強く自覚すべきである。

このような状況で親の責任を考えると、親子がインターネットの特性やリスクについて話し合い、何に気を付けるべきかを考えたり、毎月の利用明細を見ながら利用に関するルールを決めるなど、子どもと共に考える機会を持つことは非常に大切である。子どもとの関わりを深め、適切な監督・管理（ペアレンタル・コントロール）を行っていくことが、親の重要な責務であろう。

親が子どもに教える際に大きな課題となるのが、親よりも子どものほうがケータイやインターネットに詳しいということである。この親子間の知識ギャップを埋めるべく、親が子どもを指導できるだけの知識を身につけていく必要があるが、一人ひとりの親が対応していくには限界がある。そのためには、学校と連携して「PTA教育プログラム」を作成し、親同士が情報共有、相互啓発を図るような取組みや、事業者が親に働きかけ、事業者

の視点から、子どもを指導するための知識をわかりやすく伝授するような補完的な取組みなどを、積極的に推進していくべきである。

先般、文部科学省は、父母ら保護者を「ネット指導員」として養成する事業を2009年度より始めるとの計画を発表した。子どもへの指導方法やトラブルが発生した際の対処法について研修を受けたボランティアが、各地域で教職員や保護者を集めて授業を行うことで、知識を持つ大人を増やしていこうという意欲的な試みであり、学校、家庭での指導が十分に追いついていない現状を補完する取組みとして、是非前向きに推進してもらいたい。また実施にあたっては、国の支援のもと、教育・啓発についてのノウハウを持つ第三者機関や事業者が養成プログラムを推進していく仕組みを構築するなど、官民の連携が有益であり、積極的に進めてもらいたい。

そして家庭における親の役割として何よりも重要なのは、日常的なコミュニケーションを通じた親子のふれあいである。食卓を囲みながら家族が今日あった出来事を話しあったり、子どもが興味を持っていることに耳を傾けるなど、常日頃からの対話や意思疎通を絶やさないことで、お互いのことをわかりあえる関係を保つことができる。そこから円滑な親子関係が生まれ、何かトラブルがあった場合でも子どもから相談される信頼関係も芽生えてくる。親子間がそのような絆で結ばれていけば、子どもがケータイを利用する際にも、注意すべき点について少し指導するだけで、子どもは自ずから責任感と自覚を持った行動がとれるようになるであろう。家庭は、子どもが健全に成長していく上でかけがえのない場所である。家庭でのコミュニケーションの積み重ねと親子の信頼関係がしっかりと基盤にあることで、子どもの心は人間性豊かに生まれ、社会の様々な問題の解決にもつながっていくのではないだろうか。日本の未来を担う大切な子どもたちのために、親子のコミュ

ニケーションのあり方を今一度見直し、皆の力で心豊かな社会を築いていけることを望みたい。

以上

◇国際委員会

経済連携協定の推進と利用促進に関する 要望

08. 7. 7

(社)関西経済連合会

大阪商工会議所

京都商工会議所

神戸商工会議所

(社)関西経済同友会

国際通商体制は、二国間・多国間の経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)による自由化が加速しており、WTOに通報された協定は全世界で200件を超えている。地域間協定の枠組みでは他の先進国に遅れをとったわが国も、関西経済界の予てからの強い要請に呼応し、EPA締結国を年々拡大した結果、発効・署名済みの協定は東アジアでは最多の9協定に達した。海外取引の比重の高い大手企業を中心に、EPAは貿易戦略上の不可欠な施策との位置づけを強めつつある。

しかしながら、企業が求める東アジア全域での経済上の連携にあつては、未だ交渉途上の国々が多い。また、現在の交渉リストには大市場国は含まれておらず、今後、新たなEPA戦略の策定・推進が望まれるところである。

さらに、EPAの利用度・認知度は、特に中小企業にあつては依然として低水準に留まる。利用阻害要因を除去し、利用企業の裾野拡大することにより、本来の期待されるEPA効果を実現することは大きな課題である。このため、中小企業を主たる対象に、EPA普及のための広報活動の強化、利便性の向上、支援体制の強化拡充を図ることは、必須の要件である。

以上を問題意識に、関西経済界はEPAの

一層の推進と利用促進のための施策を以下の通り要望する。

1. 東アジア各国とのE P A締結の迅速化

関西企業は、現在交渉中のインドやベトナムなど東アジア各国とのE P A締結に強い期待を寄せ、その一日も早い発効を待ち望んでいる。4月の日韓首脳会談で実務協議開催に合意した韓国とのE P Aも、早期の交渉再開実現を強く求めるところである。

2. 新たなE P A戦略の構築

わが国の交渉リストにはE U、米国や中国などの大市場国・地域が含まれていない。一方、韓国は米国とのF T Aを昨年合意し、さらにE Uとの協定へと自由貿易の枠組みの拡大を目論んでいる。こうした他国の動向が、わが国の国際競争力の阻害要因となる危惧は大きく、大市場国を含む新たなE P A戦略を構築し推進するよう強く求める。

3. 即効性のあるE P Aの実現

企業は、E P Aに伴う関税の減免措置を評価している。しかし、一部数年をかけて関税を撤廃する品目では、発効後数年を経なければ実質的な恩恵を享受できず、企業の貿易意欲を刺激するには至っていない。関西企業対象の調査でも、初年度から5%以上の関税引下げを望む声は多いが、特定原産地証明書を取得するための関連作業等に鑑みて、少なくとも2~3%以上の関税メリットがなければ、コストが特惠関税の恩恵を消し去ってしまうのが実情である。

政府は、特に交渉中の各協定にあって、発効初年度より一定水準以上の関税低下を実現するなど、企業が十分に貿易拡大の魅力を見出せるよう努めるべきである。

4. 企業への情報提供の強化

(1)日ASEAN包括的協定と二国間協定との関連性の詳細解説

日ASEAN包括的協定が発効すれば、わが国がASEAN域内各国と締結している二国間協定と並存する二重構造となり、企業に

とっての選択肢は増えるが、それぞれの使い分けに苦慮することが容易に推測される。

政府は、実業界から期待の大きいASEAN包括的協定の有効利用に資するため、業界ごとに二国間協定との使い分けガイダンス等を早急に整備するなど、企業活動を支援されたい。

(2)手続き簡素化のフォローアップと原産地規則への理解促進

E P Aによる特惠関税の恩恵を享受するには、輸出に際し特定原産地証明書の取得が必須であるが、過去3年間の実績を踏まえ、その手続きが大幅に簡素化されたことを評価したい。

しかし、手続き簡素化によっても、申請者が負うべき輸出品の日本原産証明責任は緩和される訳ではない。原産地規則等への理解が不十分な企業では、簡素化の中核である宣誓方式の導入により、これまで以上に混乱を生じる危惧を拭いきれない。このため、原産地規則やE P A制度への理解促進のための諸活動の拡充・強化が強く望まれる。

例えば、判りやすい解説書の製作及び配布も一案であり、その実施にあたり、関西経済界は企業への同解説書の利用PR等に協力を惜しまない。

また、輸出品の原産性判定における、より明確且つ簡便な運用の確立に向け、引続き実業界からの意見聴取と政策への反映をお願いしたい。

(3)E P A署名から発効に至るまでの情報提供

E P Aがいつ、どのように発効するのか、その予見性が企業活動に持つ意味は大きい。E P Aを最大限に活用すべく、企業は事前に戦略を構築するからである。署名から発効までの必要な手続きや日程情報を可能な限りまた速やかに公表するなど、政府としてE P Aの予見性向上のための工夫を凝らされたい。

(4)広報施策の強化

企業にとってのE P A情報源は、経済団体

やメディアを中心に多岐にわたるが、EPAに関する情報量が最も多い政府からの収集は限定的である。このことは、政府によるEPAの一元的な情報発信機能が存在せず、受け手である企業は、断片情報を自らの手で収集分析する以外に手立てが無いことを示唆し、特に中小企業レベルでEPAが浸透し難い一因となっていると考えられる。

昨年度、経済産業省が編集したEPA関連冊子は、企業ニーズと合致した好例である。手始めとして、各省のEPAサイトを、利用者の意見を取り入れ利便性が向上したODAサイトの事例にならって改良・充実を図り、総合的かつ迅速な情報提供を実現されたい。また、EPA利用方法を判りやすく紹介するネット配信やDVDの製作・配布を積極的に展開するなど、EPA広報施策の強化に取り組まれない。

5. 中小企業対象のEPA相談対応機能の強化

中小企業を対象に、EPAに関する各種相談に対応する相談員を商工会議所に配置されたい。特定原産地証明書を発給する日本商工会議所各事務所には、中小企業からのEPA関連相談が連日、数多く寄せられている。同証明書の審査の傍らでの相談対応では人的、時間的制約が多く、中小企業のニーズに十分な対応は困難である。EPAの概要から特定原産地証明書の取得要領まで、原産地規則等も含めた総合的な仕組や手続きに関して一貫した説明が可能な人材の供給が喫緊の課題である。まさにEPAに特化した専門的な相談人員の国費での配置を切望する。

以上

**戦略的な経済協力のあり方に関する提言
ーアジアの持続的な成長に資する官民連携の強化に向けてー**
09. 3. 10

昨年秋、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機は、瞬く間に世界経済を同時不況に陥れた。この「100年に一度」と

言われる世界経済の大きな転機の中で、当会では昨年6月より「アジアの成長ダイナミズム」研究プロジェクトに取り組んだ。本研究では、アジアにおける成長ダイナミズムによって顕在化する「チャンス」と「リスク」を整理し、日本および関西がアジアの持続的成長に貢献するための方策を検討してきた。

とりわけ、中国に次ぐ人口大国・インドも含めたアジアにおいて、環境・資源エネルギーなどでの持続的成長の制約条件に対し、関西の強みや潜在力を生かして、ビジネスリスクをチャンスとして取り込むための具体的課題を整理した。

今回の世界的かつ深刻な景気後退も、アジアにとって大きな「リスク」であると言える。しかし、こうしたリスクも日本・関西がこれまでに培ってきた技術や経験・ノウハウを生かして、果敢にビジネス・チャンスに変えていけると考える。

こうした観点に立つて、直面する世界同時不況下における戦略的な経済協力のあり方について、特にアジアの経済再生と持続的成長のために、官民連携をはじめわが国がどう対処すべきか、その諸方策について下記の通り提言する。

記

I. 現状認識

1. 国際協力に関する世界の動向ー経済協力の視点の再評価ー

わが国が財政事情の悪化を背景に、ODA (Official Development Assistance : 政府開発援助)に関する予算を削減してきた一方で、欧米主要国における最近のODA実績は急増している。

確かに、1990年代に東西冷戦構造の終焉によって、先進国間に援助の意義が薄れたとして、世界のODA実績が減少した。しかし、2000年9月に国連がミレニアム開発目標 (MDGs : Millennium Development Goals) を採択し、2015年を達成時期とする目標の一つ

として「DAC（Development Assistance Committee:OECDの下部機構である開発援助委員会）諸国のODA構想をGNI（国民総所得）比で0.7%に引き上げる」としたことがある。この採択後、英国、フランス、ドイツ、イタリアの各国は遅くとも2015年までにGNI比で0.7%を達成する旨を表明している。

また、2001年9月に米国で発生した同時多発テロなどを契機に、貧困削減が引き続き重視されるようになった。確かに、現在、LDC（Least Development Committee：後発開発途上国）向けのODAの調達は、アンタイドに限定されており、HIPS（Heavily Indebted Poor Countries：重債務貧困国）への援助についても、アンタイド化を拡大する流れが進んでいる。

しかし、「貧困削減のためにも、経済成長が重要である」との認識が高まり、同時に、中国さらに韓国やタイといった先進国以外の国々が「自らの成長体験」をふまえた援助に力を入れるようになっている。

こうしたことから、今日の国際協力においては、「貧困削減」とともに、「経済成長」や「インフラ整備」といった経済協力の重要性も再評価されている。

2. 世界の経済情勢—同時不況とデフレの顕在化—

米国を震源とする金融危機は、日米欧をはじめとする先進国のみならず、世界のすべての市場に甚大な影響を及ぼし、急速に景気を冷え込ませ、さらには雇用問題を深刻化させている。

特に、昨年9月に米国投資銀行リーマンブラザーズが破綻した影響は甚大であった。实体经济に比べて膨張し過ぎていた金融資本市場が猛烈な勢いで萎み始めた。昨秋以降は日ごとに世界不況の様相が強まり、デフレ色も顕在化している。わずか半年間に、これほど急激な経済環境の変化に世界が見舞われたこ

とは近年なかった。

3. アジア経済の現状と展望—实体经济の低迷が新興国・途上国を直撃—

日本そして関西とのつながりが強いアジアもその例外ではない。株価の下落や為替の急変等の金融経済の影響が、昨年10月に入り日本からの輸出など貿易面にも顕在化するなど、アジアの实体经济にも多大な影響が出始めている。

銀行のドル不足などを受け、特に、ASEANなどでは中小企業の貸し渋り、貿易決済の一部に支障が発生するなど、アジアにおいても企業の資金繰りが急速に悪化してきた。

加えて、欧米の需要が急減した影響で、自動車、鉄鋼、電子・電機などの製品輸出は急速に落ち込み、在庫の急増、生産活動の低下を余儀なくされている。リストラ、企業倒産による失業者の増大が懸念されている。

もともと、中国やインドはじめアジア主要国では、急速な人口増加と都市化の進展を背景にして、環境問題の深刻化や都市内での所得格差、さらに地域格差の拡大といった問題を抱えていた。

ここ数年間、世界的な好況下でこうした問題が強く認識されてこなかったが、今回の同時不況は新興国経済を直撃し、これらの問題が顕在化するきっかけとなるとの見方もある。

このため、約10年間、二けた成長を実現してきた中国でも、昨年11月に政府がインフラ整備を主な目的とする、総額4兆元（約57兆円）に達する景気対策を打ち出した。また、9年もの間、年平均8%成長を実現してきたインドでも、昨年12月に40億ドル（約4千億円）の景気対策を政府が発表した。しかし、本年1月のIMF予測では、中国、インドの経済成長率は、それぞれ6.7%台、5.1%台と大きく落ち込むとの見通しである。

Ⅱ. 基本的考え方

1. アジア・世界の経済再生・持続的成長のための経済協力の強化・充実

今日、世界にこれほど急激に同時不況が広がったことは、経済のグローバル化がすべての企業、さらに市民一人ひとりまで密接不可分にあることを実感させた。世界各国は一国のみでは発展し得ないことは自明の理であり、また、この相互の依存関係は、新興国および途上国を含む世界経済の成長・発展を促すものであり、結果として日本経済にとっても利益となる。

とりわけ、アジアとのつながりが深い関西経済においては、大企業のみならず、中堅・中小企業も含め多くの企業がアジアで広くかつ深くビジネスを展開している。アジア経済を早期に再生し、持続的成長を実現していくことは、地域の繁栄と域内秩序の進化を図り、結果として不況に直面するわが国の多くの企業活動の下支えとなる。

したがって、世界的な景気後退に対応するために、当面の財政・金融両面からの経済対策を着実に実施するとともに、「アジア版 緑のニューディール政策」とも言うべき、従来にない大胆な国際的な視野に立った政策を打ち出すことが重要となっている。従来の「援助」を基調とした「国際協力」とともに、「経済成長」を重視した「経済協力」を強化するような政策立案が早期に求められている。

2. 経済協力における「官民連携」の一層の促進・強化

わが国が経済協力を行う際に、強みを最大限に発揮できるのは、これまで民間企業が培ってきた、世界でも高い水準にある「技術力・ノウハウ」である。しかし、現状では、各企業がそれぞれの事業方針に沿って、個々の要素技術をビジネスベースで展開しているものの、国策として戦略的な展開がなされているとは言い難い。

一方、欧米では国を挙げて国益を考えた戦

略を採っている。例えば、上下水道サービスに関して、フランスが「飲料水供給と上下水道に関するサービスの標準化」を提案し、2007年にこれが承認されたことによって、自国企業に有利な規格の国際標準化が実現されている。また、シンガポールやドイツ、スペイン、韓国等においても自国の経験を生かしつつ、国策として世界展開を進める動きが加速している。

さらに、欧米諸国では途上国への経済協力の事業に対して、民間資金を投入するために、ODA資金を効果的に活用しているケースも見受けられる。

したがって、今般の世界経済危機を乗り越え、飛躍的な発展につながる「アジアの成長ダイナミズム」を、わが国が十分享受するためには、国際的な民間企業間のビジネス拡大に加えて、これまで政府がODAなどで培ってきた実績・ノウハウ・ネットワークによって、わが国の企業活動をサポートするなど、官民が十分に連携することが重要である。

これによって、各国での市場開拓分野の設定や戦略・戦術の策定に関して、一層の相乗効果を発揮し、今後、アジアの発展で生み出される大きなビジネス・チャンスの獲得をはかることができよう。

現在、経済協力関連省庁と経済界による「経済協力のための官民対話」が開催されており、当会も経済界の一員として今後とも協力していく。

こうした活動を通じて、昨今の世界的な金融危機の影響によりインフラ整備などの実現が困難視される中で、民間主導によるビジネスの拡大を実現するために、より積極的な官の支援と参画が期待される。

3. ODA予算の一層の効果的・効率的運用

1990年代後半以降、ODA予算削減が続いた結果、2008年度一般会計予算では、ピーク時（1997年度）に比べ、ODA予算は約4割減となっている。

しかし、世界同時不況下で、経済の再生と持続的成長を実現するためには、より一層、効果的・効率的なODA予算の運用を図っていく。同時に、わが国のODA予算を新しい官民連携の仕組みも活用しつつ、アジア・世界に日本が貢献し得る予算規模を確保する必要がある。

この点、本年1月の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で、麻生首相がアジア諸国に対し、円借款を中心にODAを活用して170億ドル以上を拠出すると表明したことは、当面の経済対策と中長期的なアジアの発展をはかるものとして評価される。今後とも予算確保に向けた取り組みがなされることを期待したい。

その際、例えば、途上国のインフラ整備事業に投資する民間ファンドに、ODAファンドが出資するといった、従来にない新たな制度の創設などにも対応した財源確保が求められる。また、かつてわが国のODAで設定された施設の更新、またはODAによって提供されたが有効に活用されなかった案件の調査・改良、さらには欧米企業がすでに行っている施設の運営・管理などの業務への新規参入などを支援するような、ODA運用の改善・工夫なども必要である。

このように今後、ODA予算を「援助」という観点とともに、ビジネス展開の支援も含めて、わが国が世界と共存共栄していくための、より積極的な視点で再構築していくべきである。

Ⅲ. 経済協力に関する具体的提言・実行

1. アジアにおいて取り組むべき重点テーマ

人口増加・都市化が進展するアジア諸国が持続的に成長するために、産業・物流といったインフラ整備とともに、環境や省エネ・新エネといった分野に十分配慮した重点的な投資をはかる必要がある。

ただし、新興国および途上国では、環境関連の法規制の整備が不十分であったり、環境

問題に対する国民の関心が主要先進国に比べ高まっていないなどの課題がある。一方で、省エネ機器の導入などによるコスト削減やインフラ整備による効果的・効率的な産業活動の重要性は、その理解が比較的進んでいるといえよう。

したがって、現実的な推進方策としては、省エネ・新エネに関する技術の普及や社会インフラの整備を当面は優先的に進めることで、結果的に環境問題を解決していくことが望ましい。

また、「アジアの成長ダイナミズム」研究プロジェクトの議論では、今後、アジアにおいては、水に関する問題が量および質の双方の点から深刻化するとの指摘が多くなされた。日本および関西の企業が保有する水処理技術を用いて、こうした問題の解決に資するビジネス展開が期待される。

(1) 省エネ・新エネ技術・製品の普及

近年の急激な資源エネルギー価格の高騰は、化石燃料にできるだけ頼らないエネルギーの開発・転換が急務かつ不可避であることを世界中にあらためて認識させる結果となった。

わが国は、1970年代の2度にわたる石油ショックの経験を通じて、省エネ技術が欧米に比べて飛躍的に向上した経験を有する。こうした経験を背景にして、太陽光発電、燃料電池、バイオ燃料、さらに原子力発電などの技術・管理ノウハウが培われてきた。

すでに、政府はエネルギー消費効率の向上のために、中国・インドなどエネルギー消費大国に対して、省エネ分野での協力を重点的に進めることとしている。今後は、他のアジア諸国でも、省エネ・新エネ分野におけるビジネスベースでの貢献を一層推進すべきである。こうした民間企業の積極的な活動を効果的にサポートする施策の充実が望まれる。

(2)社会インフラ整備の拡充

①産業・物流・公共交通などインフラ整備の推進

中長期的には、比較的高い成長が見込まれるアジアでは、電力・エネルギーおよび通信といった分野とともに、産業・物流、公共交通インフラの整備の遅れがボトルネックとなり、さらに環境問題を深刻化させる懸念がある。

すでに、インドにおける「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想」やベトナム北部におけるインフラ整備も推進されている。これに加え、円借款を効果的に活用したインフラ整備の一層の促進、ODAと民間資金の連携強化などによって、アジアにおける産業・物流インフラ整備を加速すべきである。

さらに、わが国では高度成長期において、東京圏・大阪圏など大都市圏域で電車などの公共交通機関の整備と都市・住宅などのまちづくりが電鉄会社および関連企業によって総合的に進められた経験を持っている。

こうした整備のノウハウを海外において、テーマに応じて官民が戦略的に連携しつつ、一体的にビジネスベースで展開する方策を早急に検討し、具体化を進めるべきである。

②上下水道など水ビジネスの展開

欧州における、いわゆる「ウォーター・バロン」と呼ばれる企業は、水ビジネスで100年以上の実績と経験を有している。確かに、こうした企業との競争力の差を一朝一夕で埋められるものではない。しかし、上下水道などは公共サービスであることから、政府の十分な協力を得て、わが国企業もビジネスを展開することは、水以外のインフラ整備に関するビジネスを開拓・獲得していく突破力にもなると考えられる。

この点、アジア地域において、経済・環境を軸として一つの共同体づくりを推進する、政府の「アジア経済・環境共同体」構想でも、資源循環型の持続発展可能な社会の実現に向

け、「アジア・サステナブル・アクア計画」が位置づけられている。

関西でも水ビジネスに関する技術を有している企業が多い。このため、アジアにおいて現地企業等と連携し、日本・関西の企業と政府あるいは地方自治体が共同で、現地の水循環・水処理の実態を把握した上で、わが国が有する既存または新たな高度技術を活用した事業を展開し、わが国初の省水型・循環調和型の水ビジネス・モデルの普及を促進する。

(3)環境問題への解決促進

関西企業のみならず日本企業は、経済成長と環境問題を両立すべく、環境・エネルギー技術・製品の開発に積極的に取り組んできた歴史がある。この結果、高効率の製造装置や高度な分析装置など優れた製品が生み出されてきた。

こうした製品・技術のビジネス展開を官民が協力して活発化し、中国・インドはじめ経済発展を続けるアジア諸国の持続的成長と地球環境問題の同時解決に結び付けていくべきである。

2. 実現に向けた具体的な方策

アジアの持続的成長をビジネスの視点で貢献する観点から、わが国の経済協力を推進するためには、前例にとらわれず、新たな官民連携の枠組みを早急に構築し実行していくことが重要である。

(1)官民連携（PPP）推進のためのODA施策の充実と「PPPパイロット事業」制度の創設

PPP（Public-Private Partnership：官民連携）については、「民間にできることは民間に」との原則に立って、インフラ整備に民間の資金やノウハウを活用する、新しいインフラ整備の手法として注目されている。

現在、経済産業省の「アジアPPP政策研究会」では、PPP活用による案件形成を加速化していくため新たな仕組みを構築すべく、精力的な検討が進められている。

PPP推進にあたっては、円借款、技術協力、無償資金協力といった既存のスキームだけでは、即応性、柔軟性などの面で多くの課題を抱えている。そこで、既存のスキームの一層の改善と、既存の枠にとらわれない斬新な制度改正によって、民間ファイナンスとの連携の可能性を検討する必要がある。

例えば、新JICAによる投融資機能の創設、ODAを活用した「インフラ整備への投資ファンド」の創設、途上国の経済成長や民生・福祉につながる事業に対する収支改善のための支援措置へのODA資金の活用、さらには、STEP (Special Terms for Economic Partnership: 本邦技術活用条件) 制度の対象分野の拡大など、それぞれ具体的な施策の充実・強化を図ることが不可欠である。

同時に、具体的な案件に取り組むことを通じて、わが国のPPP施策の拡充と途上国における制度措置が双方実現することも考えられる。

したがって、例えば、アジア諸国の都市部において、「PPPパイロット事業」を選定し、関係省庁及び各機関が密接に連携・協力して、この事業を優先的に推進し、新たな支援施策スキームのあり方を具体的に検証・構築すべきである。

(2) 周辺インフラ整備も含めた官民合同ビジョンの策定

途上国の持続的成長を効果的・効率的に実現するためには、わが国から進出した企業活動や資源開発と、これを支えるインフラ整備を政府が連携して行うことも重要である。

たとえば、公共交通をベースとした環境に配慮した都市・地域整備など、総合的な経済協力案件が増加すると予想され、関連する省庁も複数にまたがる中で、官民の戦略的連携を加速させる必要がある。

このために、官民対話さらにPPPのスキームの中で、民間主導の案件とその周辺のインフラ整備について、初期段階から官民合

同で将来ビジョンを策定し、当該国に示して推進していくべきである。

(3) 内外にわたる人材育成の充実

① PPP推進のための人材育成

今後、PPPを推進させるために、官民連携を密接にはかりながら、諸外国との競争・競合にも打ち勝って、当該事業を着実かつ円滑に進めていく、言わばプロデューサー役を担える人材が不可欠である。

例えば、水ビジネスにおいては、わが国の民間企業は個別技術の世界市場シェア獲得や海外でのプラント建設等の実績は有するものの、水事業の管理運営の実績はほとんどなく、海外で上下水道などの事業を運営できる知見を備えた人材は極めて不足している。

また、近年、国内では、水事業の運営・管理を行ってきた自治体の技術者等が団塊世代を中心に大量退職し、ノウハウや知見の継承が大きな課題となっている。

そこで、自治体などと連携・協力し、OBも含めた自治体職員の持つノウハウを活用し、海外での「PPPパイロット事業」の推進の場の確保を通じて、国内外において、包括的なシステムの運営・管理を行い得る専門人材の育成を進めるべきである。

② 新興国・途上国における産学人材育成のためのマスタープランの策定

新興国・途上国においては、技術・ノウハウを持つ人材が質量両面とも不足しがちで、産業の持続的発展を担う上で大きな課題となっている。

一方、わが国の民間企業では、ものづくりの技術・ノウハウをはじめ、これまで培ってきた豊富な経験を有する人材が数多く存在しており、その経験を生かすことが求められている。

関西でも、PREX (財団法人太平洋人材交流センター) が人材育成・研修事業を行っているが、JICA (独立行政法人国際協力機構)、AOTS (財団法人海外技術者研修協

会)などと緊密な連携をはかり、アジアを中心に諸外国の産業発展を中長期にわたって支えていく人材の育成に寄与している。

すでに、政府は、省エネ分野で、アジア域内から1千名の研修生の受け入れ実施を表明しているが、中長期間にわたって、わが国が経済協力事業を進めていくためには、関係各国においてもより多くの人々の理解・支援を得ていくことが不可欠である。

さらに、人材育成・研修事業は、これまで「援助」という観点で行われてきたこと、また、専門性を有するため、結果として関連する各省で縦割りに細かく設定され、それぞれの情報をワンストップ的に情報提供している組織もないのが現状である。

今後、省エネ・新エネ、インフラ、環境関連の分野における、産業人材を育成するという観点から、個別の海外への人材育成・研修事業を再構築するため、総合的なマスタープランの作成が必要である。

3. 経連の取り組み

(1)国際交流事業を通じた環境技術の広報・普及

わが国の強みである「技術」をさらにアジア・世界に向けて情報発信していく。このため、当会の使節団や経済調査団の派遣をはじめとする国際交流事業を通じて、さらに広く日進月歩の最先端技術を掲載した「環境・エネルギー技術・製品事例集」を活用して、環境・省エネ分野のビジネス・チャンスの拡大をはかる活動を展開する。

その一環として、本年4月に予定している、「関西財界訪中代表団」の派遣にあわせて、北京において「中国・関西 水環境フォーラム」を開催する。関西の自治体・民間企業が有する、水に関連する技術・ノウハウを紹介し、中国の政府および自治体関係者、企業経営者とのビジネス交流を促進していく。

(2)社会インフラ・ビジネスのアジア展開

ー水・インフラ 国際展開研究会(仮称)の設置ー

わが国から環境ビジネスの海外展開を具体的に実施するためには、高い要素技術を有する民間企業と、管理・運営・実務面で実績のある地方自治体が連携・協力することも一つの方策である。

そこで、PPPの具体的事例の一つとして、公営水道として世界初のISO22000(食品安全の国際規格)を取得し、海外展開を積極的に検討している大阪市など地元自治体と連携し、「水・インフラ 国際展開研究会(仮称)」を設置する。

本研究会では、ベトナム・中国などアジアへの水道事業をはじめ社会インフラ・ビジネスの実現可能性について、アジア諸国の都市部におけるモデル事業の実施に向け、フィージビリティ・スタディーを実施する。

水事業の研究に絞らず、アジアはじめ国際的な大気汚染・土壌汚染・水質汚濁などの環境問題に対し、ビジネスで解決するための検討を行っていく。さらに、交通やエネルギー、通信など、総合的なインフラ整備に関するビジネスの可能性を探っていく。

(3)人材育成事業の継続と発展

1979年より当会が取り組んできた「ASEAN経営研修」事業に加え、例えば、環境人材の育成といったアセアン側の具体的なニーズを把握して、ASEANはじめアジアの人材育成事業をさらに発展させる。

以上

◇大阪府政への提言

大阪府政に望む

08. 4. 10

当連合会は2月6日、「大阪新府政に望む」要望書を取りまとめ、橋下知事に手交した。その中で、府民の「元気で強い大阪」の実現に向けた成長戦略(ビジョン)と工程表を早

急に策定することなどを求めた。

橋下知事が就任後、ただちに「財政非常事態宣言」を公表し、全事業の見直しや教育行政等の現場視察、府民への情報発信等を精力的に進めてこられたことを評価する。

「元気で強い大阪」の実現には、財政再建と経済の活性化を車の両輪として進め、府民の雇用や所得、ひいては税収増加を図る「成長志向の改革」が不可欠である。

そのためには、民間の活力を生かしつつ、文化的・経済的に結びつきの深いアジアとの関係を一層強固なものとするにより、世界から人、もの、資金が集まる大阪を実現していく必要がある。

当連合会としても、本年度、「強い産業の実現」「アジアとの共生」「地域の自立－関西はひとつ」という3つの中期指針のもと、関西の「新たな発展」を導く事業への重点化を図りつつ、新たな関西像の提示、知と情報の交流拠点整備、調査研究提言機能の強化等に取り組むこととしている。今後、大阪府とも適切な役割分担と連携を図りつつ、大阪・関西の「新たな発展」に向けた事業活動を展開してまいりたい。

かかる観点から、当連合会は、行財政改革の断行、並びに、魅力ある大阪・関西の実現という観点から、先般の要望に関する具体的な施策要望を取りまとめた。

今後、2008 年度通年予算および当面の重要施策の策定に関し、下記の諸点に英断がなされるよう望む。

記

1. 行財政改革に関する情報開示と進捗管理

(1)数値目標、プロセスの明示など情報開示の徹底

- ・ 財政危機回避に必要な歳出削減額試算（2008 年度からの9年間で6,500 億円）の裏付けとなる数字の公表、補助金や人件費の見直しを含め、安定した財政収支構造の実現に向けた数値目標と具体的なプロセス

の明示など、行財政改革に関する情報開示を徹底されたい。

(2)大阪府版「経済財政諮問会議」（仮称）を通じた改革の進捗管理

- ・ 民間の経営感覚や手法を大胆に取り入れた改革の推進に向け、経済界や有識者で構成する大阪府版「経済財政諮問会議」（仮称）を設置し、行財政改革の進捗状況を点検するとともに、府の経済財政施策の形成に意見を反映されたい。

2. 魅力ある大阪・関西の実現に向けたソフト・ハードのインフラ整備

(1)企業の集積・競争力強化を図るための企業誘致、立地コスト引き下げ

- ・ 内外企業の誘致とともに既存立地企業の競争力強化と流出防止に向けてトップセールスを実施いただきたい。
- ・ 法人関連の超過課税については、域内で活動する企業の国際競争力を低下させ、企業流出の可能性を増大させるだけでなく、進出意欲にも水を差しかねないことから、一般の延長期限をもって廃止いただきたい。
- ・ 大阪証券取引所を中心とする金融・資本市場機能の強化に向け、府の産業振興施策との関連を明確にし、税制上の優遇措置や規制見直しなどの面で思い切った支援策を実施いただきたい。

(2)国際物流・交通ネットワークの整備

①関空の2 期事業と利用促進を図る事業予算の継続確保

- ・ 2010 年の首都圏空港の能力強化や近隣諸国との空港間競争が熾烈になっている中で、以下の関空の空港機能強化やエアポートプロモーション、利用促進を図るオール関西での事業継続に向け、中心的な役割を發揮されたい。
 - －2 期国際貨物地区整備の用地造成事業
 - －連絡橋道路部分の買い取り（国とともに大阪府も負担）
 - －2 期島の泉州港整備事業

－関空全体構想促進協議会の関空利用促進事業（年間 7 億円の共同事業）

②国際物流基幹道路ネットワークの整備促進

・陸海空のシームレスな物流機能強化のため、関空や阪神港と後背圏を結ぶ広域幹線道路ネットワーク整備に向け、すでに整備中の第 2 京阪道路、大和川線等の地元負担継続とともに、以下の道路の早期整備に向けて、国への要望や国民へのアピールに中心的役割を果たされたい。

－新名神高速道路の「当面着工しない区間」の早期着工決定の実現

－淀川左岸線延伸部の計画具体化（府においても早期に都市計画決定）

－国際物流ルートとして重要な鳥飼大橋をはじめ府下の道路橋梁は老朽化が進んでいることから、維持管理予算への適切な配分を行うこと（大阪府下の府管理の道路橋梁 2,236 の 60%が耐用年数 50 年を経過）

(3)国際的な観光・集客の促進

①水都大阪 2009

・水都大阪 2009 の成功に向け、また開催後のまちづくりに府市の協力・連携を強化いただきたい。

－国内外からの集客拡大に向けたトップセールスの実施

－水都大阪のまちづくりやブランド発信

－舟運事業活性化に資するインフラ整備（水都大阪ブランドの発信に適したデザイン性を大胆に取り入れた船着場等のインフラ整備、水質浄化など）

②魅力の創出と活用による観光・集客事業の推進

・神戸ルミナリエや京都社寺のライトアップイベントなど関西各地で行われる催しとも合わせた、光をテーマとする関西の風物詩を創出されたい。

・御堂筋を活かした文化活動、ブランド発信事業に関して、過去の実績も踏まえた今後

の展開について、府市がリーダーシップを発揮されたい。

以 上

◇関西国際空港

関西国際空港 2 期事業の推進に関する要望書

08. 7.31

関西国際空港全体構想促進協議会

関西国際空港の第 2 滑走路が供用されて、1 年が経過しようとしている。2 本の長距離滑走路を備え、完全 24 時間運用を実現し、我が国初のグローバル・スタンダードに適う国際拠点空港となった関西国際空港は、ニーズの高いピーク時間帯や深夜・早朝時間帯における空港発着容量の大幅な拡大や 24 時間稼働する物流施設の展開、訪日外国人旅客数の増加など、確実な成長を果たしている。

現在、成長著しい中国各都市への航空ネットワークがさらに充実し、中国への就航都市数は成田を上回る 19 都市にのぼっている。また、その優れた機能を活かして、国際貨物便を驚異的なペースで増やし、貨物専用便は計画ベースで週 200 便となっており、アジアのゲートウェイ、国際物流の拠点空港としての道のりを歩みつつある。2007 年度の発着回数は、12 万 8,943 回と、懸案の需要目標をクリアし、関西国際空港株式会社の決算も純利益で過去最高となる 109 億円を計上することができた。引き続き、2008 年度発着回数 13 万 5,000 回程度の目標達成に向けて、全力を傾注していく。

しかしながら、一方で暗い影も差し始めている。未曾有の航空機燃料の高騰である。バレル 100 ドルを超えた原油価格はとどまるところを知らず、世界の航空業界に深刻な影響を及ぼしつつある。本邦航空会社においても、大幅な路線見直しが計画され、その中に多くの関空発着便が含まれている。国際拠点空港に相応しい航空ネットワークの構築、残された需要目標の達成などの観点から大いに憂慮

すべき事態であり、我々は危機感を持って行動せざるを得ない。

また、こうした社会経済情勢は、着陸料などにおいて高コスト構造を余儀なくされている関西国際空港が、一層厳しい環境におかれることを意味する。その意味からも、国際競争力の強化、財務構造の抜本的改善はこれまで以上に急がれる課題である。

国におかれては、国家戦略的視点から、限定供用後の関西国際空港２期事業についても着実に推進されるとともに、国際拠点空港に相応しい機能と安定した経営基盤が確保されるよう、万全の策を講じていただきたい。地元も、関西国際空港株式会社と連携を図り、就航促進、利用促進に成果があがるよう、取り組んでいく。

以上を踏まえ、下記の点を強く要望するものである。

記

- 1 関西国際空港２期事業については、関西国際空港が「アジアそして世界と関西を結ぶゲートウェイ」、「日本初の国際貨物ハブ空港」として、着実な発展を遂げられるよう、必要な用地造成並びに国際物流関連施設の整備に、所要の措置を講じられたい。
- 2 関西国際空港が国際拠点空港としての役割を十分に発揮するため、高い国際競争力を有し、自立的経営が確立できるよう、政府補給金を継続されるとともに、国において財務構造の抜本的な改善に向けた措置を講じられたい。
- 3 「アジア・ゲートウェイ構想」の実現、とりわけ需要旺盛な中国路線の乗入れ枠の拡大、また空港アクセスにかかる利用コストの低廉化などについて、必要な措置を講じられたい。
- 4 昨今の航空機燃料の高騰により、国際拠点空港である関西国際空港の航空ネットワークの利便性が著しく損なわれることのないよう、航空政策の当局として、必要な措置

を講じられるとともに、航空事業者に対して適切な対応を図られたい。

関西国際空港２期事業の推進に関する要望書

08.11.28

関西国際空港全体構想促進協議会

関西国際空港の 2008 年夏ダイヤの国際定期便運航実績は、過去最高に並ぶ 782 便、国際貨物専用便は、夏ダイヤとしては最高の週 184 便となり、上期の発着回数は、6 万 7,000 回と、13 万 5,000 回の需要目標の達成も射程圏内にあった。平成 20 年度中間決算も関西国際空港株式会社の経営努力により純利益 40 億円を確保するなど、関西国際空港は我が国初のグローバル・スタンダードに適う国際拠点空港として実績を上げつつあった。

しかし、今、関西国際空港は、厳しい試練に直面している。航空機燃料の高騰とサブプライムローン問題の影響は世界経済全体に及び、航空業界にも打撃を与えている。関西国際空港の国際線を見ても、バンクーバー線に続き、デトロイト線、ロンドン線と国際線ネットワークの屋台骨を揺るがしかねない運休が予定されている。本邦航空会社においても、運航コストの増加と航空需要の減退を理由に、大幅な路線見直しが行われ、今秋から多くの関空発着便が運休・減便されることになった。さらに、国内線はこれにとどまらない減便が危惧される。我々は、このような事態を大いに憂慮すべきであり、危機感を持って行動せざるを得ない。

今後、着陸料などにおいて高コスト構造を余儀なくされている関西国際空港は、空港間競争の点でも、一層厳しい環境におかれることになる。国際競争力の強化、財務構造の抜本的改善はこれまで以上に急がれる課題である。

国におかれては、このような厳しい環境にあるものの、西日本の、そして全国各地の国際航空需要を担う国際拠点空港として整備が

進められている関西国際空港が、それに相応しい機能と、安定した経営基盤を備えるよう、東アジアを始めとする将来の航空需要を見通し、国家戦略的視点から万全の策を講じていただきたい。地元も、関西国際空港株式会社と連携を図り、就航促進、利用促進に成果があがるよう、取り組んでいく。

以上を踏まえ、下記の点を強く要望するものである。

記

- 1 関西国際空港 2 期事業については、関西国際空港が「アジアそして世界と関西を結ぶゲートウェイ」、「日本初の国際貨物ハブ空港」として、さらなる発展を遂げられるよう、国際拠点空港に相応しい機能や国際競争力の強化に資する事業の着実な推進に、所要の措置を講じられたい。
- 2 関西国際空港の経営の安定化に資するため、政府補給金（90 億円）を継続されるとともに、国際拠点空港としての役割を十分に発揮できるよう、高い国際競争力を有し、自立的経営が確立できる財務構造の抜本的な改善に向けた措置を講じられたい。
- 3 長距離国際線の運休、関空＝地方路線の運休など、関西国際空港の国際拠点空港としての航空ネットワークの機能が著しく損なわれている現状に照らし、航空政策の当局として必要な措置を講じられるとともに、関西 3 空港の役割分担に鑑み、当面の過渡的措置として、関空＝成田間の国際乗り継ぎ便の開設などについて、航空事業者に対し適切な対応を図られたい。
- 4 「アジア・ゲートウェイ構想」の実現、とりわけ需要旺盛な中国路線の乗入れ枠の拡大、関西国際空港の特長である際内乗り継ぎ機能の回復・強化、また、空港アクセスにかかる利用コストの低廉化などについて、必要な措置を講じられたい。

◇高速道路ネットワーク整備

京阪神都市圏の高速道路ネットワーク整備に関する要請書

～戦略的整備と料金施策～ 08. 12. 18

京都府

大阪府

兵庫県

(社)関西経済連合会

京阪神都市圏は、多様な地域性と豊かな自然や歴史文化など全国でも特筆すべき多彩な資源を有するとともに、経済発展の著しいアジア地域を中心とした諸外国との国際交流も盛んであり、世界に誇るべき魅力溢れる地域である。

特に大阪湾ベイエリアにおいては、関西国際空港やスーパー中枢港湾・阪神港等の国際物流拠点をはじめ、神戸市の次世代スーパーコンピューターなど世界最先端の研究開発拠点群、尼崎市や堺市のパネル工場等の我が国有数の生産拠点群など、多様な集積が進んでいるが、高速道路ネットワークが至る所で途切れていることから、この地域が持つ魅力や経済活力等のポテンシャルを十分に活かしきれていない。

このため、京阪神都市圏の国際競争力の強化に向け、新名神高速道路の全線早期整備による国土軸の強化や、国際物流拠点と生産・研究開発拠点群を有機的に結ぶ高速道路ネットワークの形成を戦略的に進めるとともに、利用しやすい高速道路料金の実現による既存高速道路の有効活用や物流コストの低減に取り組む必要がある。

これらの実現に向けた道路財源の確保をはじめ、下記の施策について、今後具体化するように強く求める。

記

- 一、道路特定財源の一般財源化に際し、国が責任を持って整備すべき国土の骨格を形成する幹線道路網について必要な財源を確保

するとともに、地方の道路財源を充実すること。

一、我が国の道路ネットワークの骨格を形成する新名神高速道路の全線早期整備をはじめとし、現在事業中の京都縦貫自動車道、阪神高速大和川線、神戸山手線、京都高速油小路線等の整備促進を図るとともに、高速道路ネットワークのミッシングリンクである淀川左岸線延伸部、名神湾岸連絡線、大阪湾岸道路西仲部等について、地方負担が極力少なくなる制度により、早期事業化を図ること。

一、阪神高速道路、西日本高速道路大都市近郊区間、本州四国連絡道路（神戸淡路鳴門自動車道）等の京阪神都市圏の既存高速道路ネットワークを最大限に利活用するため、本年12月8日の「道路特定財源の一般財源化等について」の政府・与党合意に基づき本年度内に債務承継される2.5兆円や、本年10月30日の「生活対策」に関連し第2次補正予算で措置される5千億円を、京阪神都市圏の高速道路料金施策に重点的に配分し、運営主体や料金体系が異なることで生じる割高感解消、長距離利用者の負担軽減、渋滞解消や環境対策といった地域課題の解決に寄与する弾力的な料金設定など、利用者の視点に立った料金体系を構築すること。

◇歴史街道計画

歴史街道計画推進に向けて	08. 7. 31
歴史街道推進協議会	

「歴史街道計画」はわが国の代表的な歴史的地域にかかわる官民の広域的連携により、「歴史文化を活かした国土づくり」を進めるとともに、その情報を内外に発信し、「観光立国」実現の大きな一翼を担おうとするプロジェクトです。

歴史街道推進協議会の活動はすでに17年

目を迎え、「歴史街道第五期計画」に沿って事業を推進しております。

参画する経済界や地方公共団体など228の組織と約4000名の市民が心を1つにそれぞれの役割を担い、さらなる発展を目指して参りたいと考えております。

この「歴史街道計画」は単に、関西の地域・観光振興のためだけのものではありません。事業の多くを地方の自発的努力をもって実現して参りますが、国においてもさらなるご理解・ご支援を心からお願い申し上げる次第です。

〈〈要望事項〉〉

1. 歴史文化を活かした国土づくり

(1)新・国土形成計画への位置付け（国土交通省ほか）

今後策定される国土形成計画・近畿圏の広域地方計画における「歴史街道計画」の明確な位置づけをお願いいたします。

(2)「歴史街道モデル事業」への支援継続（国土交通省ほか）

国と関西の歴史的地域が15年来共に取り組み、「源氏物語のまち」をテーマに整備された宇治をはじめ、多くの地域づくりを促進してきた「歴史街道モデル事業」へのご支援を引き続き宜しくをお願いいたします。

(3)日本風景街道事業への支援充実（国土交通省・文化庁・環境省）

①日本風景街道事業の推進

国のプロジェクトとして、地域と共同で取り組んできた「日本風景街道事業」への支援充実をお願いいたします。

- ・「伊勢街道」伊勢～飛鳥 伊勢本街道（国道368号）初瀬街道（国道165号）

- ・「まほろば」飛鳥～奈良（山の辺の道、国道169号）

- ・「琵琶湖さざなみ街道・中山道」大津～木之本

- ・「悠久の竹内街道」堺～橿原（竹内街道・横大路）

- ・「熊野」田辺～熊野三山（国道 311 号・42 号・168 号・169 号）
- ・日本文化のクロスロード（横大路・下ツ道）
- ・新世紀くらわんかストリート
- ・丹後半島「古代ロマン街道」
- ・御所まち近代景観街道～近世物流の要所～
- ・中之島・大川・御堂筋回廊
- ・若狭熊川・鯖街道
- ・たんば三街道
- ・愛宕街道（京都鳥居本）
- ・三国湊のまち・海・緑そして人を結ぶみち
- ・但馬漁火ライン
- ・日本風景街道「伊勢熊野みち」

②歴史的河川と旧街道の保全整備

- ・淀川 ・西国街道、京街道
- ・紀伊山地の参詣道 ・東海道（大津～関）
- ・北国街道（長浜～福井）

(4)都道府県境をまたぐ観光圏形成による「地方の元気再生」事業等の推進（内閣府・国土交通省ほか）

全国各地で、都道府県をまたぐエリアに特徴ある歴史文化資源の集積が見られる例は少なくないにもかかわらず、「都道府県の壁」を越えた事業は低調な状況にあり、「観光圏」形成にまでは至らない事例がほとんどです。

都道府県境をまたぐ観光圏形成への支援施策充実と、「地方の元気再生」事業等における、歴史街道関連事業の採択をお願いいたします。

2. 国をあげての文化・観光振興

(1)観光事業の拡充（国土交通省ほか）

- ①「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の推進
- ②国内観光事業、魅力ある観光地づくりへの支援策の拡充
- (2)平城宮跡第一次大極殿院復原等、関西における文化財関連予算の拡充（文化庁）

◇ポストVJC研究会

地域主導による観光立国の実現

—2020 年に向けて—

09. 3. 10

はじめに

世界の観光交流は年々活発化しており、観光振興を国家的な政策に位置付けて積極的に取り組んでいる国は数多い。観光の振興は、地域産業の活性化や雇用機会の増大など、国民経済に大きな効果をもたらすと同時に、潤いのある豊かな環境の創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献する。

なかでも訪日観光客の増加は、消費活動を通じた経済効果のみならず国際相互理解の増進にも寄与し、文化交流の活発化が国の安全保障ひいては国際平和に大きく貢献するものである。少子高齢社会の到来に直面するわが国において、国際観光の振興は活力に満ちた地域社会を実現し、文化や歴史に関する理解を深める足がかりとして極めて重要な意義をもっている。

わが国は政府の観光立国推進基本計画のもと、2010 年に訪日観光客数 1,000 万人達成を目標とするビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）を展開し、訪日観光客数は拡大基調で推移してきた。さらに、2008 年 10 月に発足した観光庁には、観光立国の推進母体の役割を大いに期待するところである。

観光立国の当面の目標の達成が視野に入ってきたなかで、観光を通じた地域活性化をさらに大きく前進させるためには、これまでの政策の結果を十分に検証するとともに、中長期的視点に立った政策の充実強化や新たな展開が求められる。

関経連は、2000 年代初めから観光を今後の関西の有望産業としてとらえ、特に国際観光振興の具体的アクションや体制づくりに取り組んできた。本提言は、グローバルな交流人口の拡大をにらみ、国や地域社会が直面するさまざまな課題への対応や 2010 年以降の国

および地域政策のあり方について検討し、2020年に日本が真の観光立国になることをめざし、国、自治体、民間が解決すべき課題や新たに求められる施策等を取りまとめたものである。

1. 基本的な考え方「世界の人々を惹きつける日本を目指して」

日本の望ましい未来は外国人との共生社会の実現である。現在、国際観光分野において、次の10年の数値目標として「2020年に2,000万人」を想定した議論が行われているのは、観光立国の将来展望を積極的に描こうとするものと理解できる。

しかしながら、こうした目標の設定にあたっては、国が一方的に決めるのではなく、将来の分権型社会をにらんで、地域単位やさまざまな角度からの議論の積み重ねが必要である。まず、2010年までに達成するであろう1,000万人の状況を十分に検証して次のステップに進む必要がある。経済波及効果のみならず受入体制の整備状況や地域社会への影響を明らかにし、問題点の解消を図りながら国際観光の振興に、段階的かつ持続的に取り組むことが必要である。2,000万人という数字はそうした行動の結果、理想的な観光立国の姿となって達成されることが望ましい。

また、今般の世界的な経済情勢の悪化が日本にも深刻な影響を及ぼしているが、この状況から早期に脱却するため、観光産業のさらなる活性化によって、地域経済の再生や新たな雇用機会の創出を図るという点にも十分配慮していくべきである。

以上をふまえ、今後の目指すべき方向に関して、次の点を重視すべきである。

(1) 日本ファンを増やす持続的な取り組み

世界からより多くの人々に日本を訪れてもらうためには、外国人が日本のファンになって「また日本を訪れたい」と感じ、リピーターになってもらうことが重要である。その際、日本の誇るべき各地域の文化を正しくわかり

やすく伝え、理解してもらうことを基本としつつ、真に観光客の視点に立って各層のニーズにきめ細かく対応しながら、観光資源の魅力をさらに高めると同時に、新たな観光資源の発掘と旅行商品づくりを工夫しなければならない。

そのためには、観光事業者のみならず地域住民や企業等を含めて日本社会のすべてが外国人を心から歓迎するというおもてなしの意識を向上させることが大切である。ボランティア・NPOの役割も大きくなってこよう。

日本社会には、一部の宿泊施設において外国人を避ける傾向や、日常生活での抵抗感など、外国人を歓迎しない風潮も残っている。まずはそれを変えることから始めなければならない。将来の望ましい外国人との共生社会を築くには、日本国民一人一人が意識の中に、それが当たり前という感覚を根付かせ、外国人にも過ごしやすい環境整備を進めることが必要である。

なお、日本が安全・安心でクリーンな国であり続けることは、わが国国民のみならず国際観光振興にとっても極めて重要である。日本は「安全な観光国」にさらに磨きをかけ、良いイメージを世界に発信していくことが必要である。

(2) 国際観光推進は地方主導で

個々の地域が自らの魅力を輝かせることが観光の根幹である。地域の文化的背景や観光資源の魅力に最も精通し、その魅力を磨きあげたり、最も効果的にPRする方法を生み出せるのは、その地域に住む人々や観光事業者である。したがって、国はそれぞれの地域の特性を最大限に引き出すように、地域主体の取り組みを支援することを基本とすべきである。日本全体の多様な魅力は地方主導でこそ発揮することができる。

(3) 広域的な視点での取り組みを

訪日観光客が希望訪問先を選択する際に日本の行政区域を意識しないことは当然である。

有効な観光政策を立案したり、地域整備を進めるためには、行政単位で区切るのではなく、資源（ソフト）をつなぎ、ストーリーとして大きく見せることが必要となる。国や自治体においては、既存の行政区域に拘泥することなく、訪日観光客の立場に立った広域的な視点で取り組むことをより強く認識しなければならない。

(4) 公民の役割分担（民間の創意工夫の活用）

旅行者のニーズを敏感に感じ取り、戦略を立てながら機動的に対応していく分野については、民間のプロフェッショナルとしてのノウハウや自由な発想力を全面的に活用すべきである。一方、行政においては、陸海空にわたる総合的な交通インフラなどのハード整備、警察の充実・強化による安全・安心な地域づくりなどの受入基盤整備に注力すべきである。外国との姉妹都市交流やコンベンション誘致などは広い意味で交流層の拡大に寄与することから、行政として積極的に取り組むべきである。

2. 国に対する提言

観光庁の発足は、わが国が観光立国を目指してより一層強力に各種施策を推進する意思の表明であり、国内外にその熱意と行動を十分にPRしていく必要がある。

(1) 省庁連携の促進

観光庁の発足によって、これまで観光分野においても問題とされてきた省庁の縦割りの弊害が是正されることを強く要望したい。2010 年以降も国全体が一体となってビジョンを描き、観光立国を目指す姿勢を明確にして取り組むべきであり、省庁の連携を推進することが必要不可欠である。そのためには、各省庁にまたがる観光に関する補助金等を一括化して地方に移譲するなどの大胆な方策が必要である。

(2) V J C の改善と今後の方向性

現行のビジット・ジャパン・キャンペーン（V J C）事業については、観光客拡大につ

ながるプロモーション事業の集中実施という面で一定の成果を挙げている。今後も継続することが望ましいが、より高い効果を達成するためには、地方の実情に即した制度に見直すことが必要である。例えば、受託事業者の決定など事業の成否に関わる重要事項について、現場を最も理解している地方側に主体性（最終決定権）をもたせる仕組みに変えるべきである。また、現場の実態にあわせて、必要なタイミングに迅速に資金交付の執行が図られるべきである。

さらに、地域主導の観光立国に向けて、V J C 予算の総枠を国の地方運輸局から地方自治体に移管することが望ましい。自治体側の受け皿については、例えば、関西で設置を検討中の広域連合に移管すれば、地方主導で広域的視点を踏まえた重点的な事業予算配分が可能となる。こうした関西広域連合がめざすような取り組みを全国に広め、活用することが重要であり、国は積極的に後押しすべきである。

(3) 観光統計の整備

観光に関する全国的な統計の整備が不十分であり、地方自治体の統計についても観光客の基準やカバーする範囲がバラバラであることが統一的、体系的な観光行政の取り組みの障壁となっている。全国統計は宿泊統計などの整備が一部進んできたものの、客観的・全国的な政策効果や広域連携のメリット測定、有効な政策・事業の立案のためにはまだまだ不十分である。早急に幅広い全国統計（各種訪日観光客数統計データ）の整備を加速すべきである。例えば、観光立国の質的な向上を図る新たな指標として、地域別の訪日観光客のリピーター率を測定することも効果的である。

(4) 訪日ビザ（査証）について

近年、アジア各国からの訪日観光ビザの取得要件が緩和されてきているが、今後とも段階的に緩和していくことが望ましく、その方

法として、例えば、V J Cの重点対象国のリピーター等に対して数次ビザ発行を促進することが考えられる。

(5)交通ネットワークの整備

訪日観光客の利用する交通ネットワークについては、国内各地へのアクセスを円滑にする観点から陸海空の交通インフラの整備が不可欠である。

①空港については、日本の国際拠点空港である関西国際空港のゲートウェイ機能の強化を図るため、航空ネットワークの充実に向けた航空交渉推進や以遠権の弾力的認可を図るべきである。また、外国系航空会社の国内線運航認可などにより、関西国際空港の国内線ネットワークの回復・充実に図り、国際拠点空港と地方空港との乗り継ぎ利便性の向上も必要である。

②近年、特にアジア各国からの国際観光船による訪日観光客が増加傾向にあることから、旅客ターミナルや駐車場など、地域の実情に合わせた受け入れ機能の充実に取り組むべきである。

③道路については、空港や港湾等から都市部や観光地、さらに他の圏域へ円滑に移動できる機能を充実させることが重要であり、都市圏の高速道路のミッシングリンク解消や広域幹線道路の整備が早期に必要である（例えば、関西における新名神高速道路、淀川左岸線延伸部等）。あわせて、安価に利用しやすい高速道路ネットワークを実現するため、割高な高速道路料金体系の是正を図るべきである。

(6)国際空港における入国待ち時間の解消など
訪日観光客にとって最初の入国地となる国際空港の印象を改善することは、その国の第一印象をよくすることに直結する。近年の外国人入国者数の増加に比べて入国管理の人員体制が不十分であり、入国者は大幅な待ち時間を余儀なくされている。国際的な治安の確保という目的を維持しつつ、訪日観光客がス

ムーズかつ気持ちよく入国できるような体制づくりが緊急の課題である。国は入国管理局の現場要員を増員する体制を整備すべきである。

また、国際観光船が日本の複数の港に寄港する際、その都度、上陸手続きをしなければならない。これは、入国管理局の管轄が異なっているという体制の問題であり、上陸手続きを簡素化することが必要である。

3. 自治体に対する提言

(1)政策立案や事業実施にあたっての広域的視点の重視

グローバルな都市間競争が激化する昨今、地域発展のための政策の立案と実行には広域的な規模で独自性を発揮することが求められており、観光戦略もその柱の一つである。観光客側の視点を無視して海外観光プロモーションを自治体ごとに実施しても効果は限られている。各地域の特性を活かしながらも、相互に連携し、補完しあう広域的な取り組みが求められる。

国際観光振興を担当する広域連携組織においては、利益が公平でなければならないという府県平等主義の壁を打破し、広域の地域経営のモデルを想定しながら、戦略の構築とコーディネート機能強化、効果的なプロモーション活動の実施に取り組むべきである。また、ブロックを越えた広域観光も積極的に推進すべきである。こうした取り組みの主体を広域連合に発展させていくことが必要である。

(2)観光部門の総合化・一元化

自治体においては、かつてに比べ国際観光担当部門の予算や人員が増強されているところであるが、国の縦割り行政がそのまま地方に持ち込まれた状態になっているところが多い。例えば、国際観光と国内観光の連携はもちろん、産業観光、農業観光などの観光関連事業を一元的に扱い、地域特性に応じた戦略構築と事業実施ができるようにすべきである。

また、将来の多文化共生社会をにらんで、

外国人居住や留学生対策を所管する部門と観光部門の連携を強化して外国人対応部局として総合化することや、インフラ担当部門との連携で観光振興と地域基盤整備の一体化などを進めるべきである。

(3)ソフト面でのインフラ整備

空港、港湾、道路、鉄道、バス、旅客船をはじめとする公共交通機関や駐車場等の公共施設の多言語表示を進めるべきである。民間が整備する場合には、一律の基準を強いるのではなく、ニーズの高い言語に特化するなどの弾力的な対応が必要である。

訪日観光客が旅行中にトラブルに巻き込まれる事態が増加することも予想されるため、外国人が言語の障壁なしに利用できる医療サービス機関の充実や、事件・事故等に緊急に対応できる仕組みの整備が不可欠である。

訪日団体客が移動する際の大型バス等の駐車場対策も必要である。特に市街地や観光地における駐車場の整備や警察等と連携した交通規制の仕組みを整備すべきである。

(4)おもてなしの心の醸成

今後、訪日観光客がさらに増大すれば、日本人が日常的に外国人と接する機会が拡大する。それは主として地域社会の場であろう。地域としての受入れ風土を整えるためには、まずは、住民一人一人が訪日観光客に対するおもてなしの心をもつことが必要である。例えば、家に客人を迎える時に内外を美しく整え、心をこめてお迎えすることはおもてなしの心の表れであり、その同じ心を訪日観光客に対してもつことができれば、自分の住む街を美しくしようという意識と行動につながり、美しいまちづくりができる。自治体においては、住民の訪日観光客へのおもてなしの心の醸成がまちづくりの向上につながることを認識し、コミュニティ活動や青少年教育をはじめ、様々な分野で外国人共生社会の構築に向けた支援を行うことが必要である。

(5)景観重視の街並みづくり

訪日観光客への魅力のひとつとして、100年後にも通用するような美しい街並みづくりが必要である。日本の良さを残し、気候・風土に合った建築物を復興するなど、「日本らしい」「美しい」「古いだけではない something new な」街並みをつくりあげることにより、訪日観光客の心をとらえる地域づくりをめざすべきである。こうした観点から、例えば、地域文化の魅力を高めるために、特定エリアでの建築物の高さ・デザイン規制の強化、自然・歴史・文化などの地域資源を活かした景観づくりにつながる風景街道事業などの取り組みをさらに進めるべきである。

4. 民間に対する提言

(1)おもてなしの心の醸成と受入体制の整備

広く民間企業は、いま一度、観光立国の実現を国家的課題ととらえ、「おもてなし」の心を育む必要がある。その精神を基本として環境の整備に努力すべきである。

具体的には、例えば、次のような整備が必要である。

- ①都市部などの要所に両替カウンターなどの設置を推進し、訪日観光客のニーズの高い両替サービスの向上を図るべきである。
- ②外国発行のクレジットカードによるキャッシング機能の日本国内での利用の範囲を拡大することが必要である。
- ③百貨店など小売店、飲食店や公共交通機関などのサービス産業において、ニーズに合わせた多言語表示の充実や、外国語対応のできる従業員の養成が必要である。
- ④最近の訪日観光客には個人旅行（F I T）が増加しており、WEBによるきめ細かい情報提供の充実が必要である。
- ⑤民間の創意工夫と企業の枠を超えた一層の連携強化により、公共交通機関における乗り継ぎ利便の向上など、訪日観光客のニーズに合った商品開発やソフト面での充実を図るべきである。
- ⑥民間もクリーンなまちづくりと景観形成へ

の協力が必要である。

(2)新たなビジネスチャンスの可能性

民間企業は、今後の訪日観光客の増大を新たなビジネスチャンスとしてとらえる必要がある。外国人にとって魅力ある新たな観光資源を発掘するためには、民間の着眼力とダイナミックな創意工夫が不可欠である。既存の観光産業の範囲にとどまらず、例えば、医療や生活サービスも含めた広範な産業との連携によって、新たなサービス分野を開拓する可能性や、産学連携の強化による新たな人材の発掘育成の機会を創出すべきである。

5. むすび（観光先進地域関西）

関経連が2008年10月に発表した「関西ビジョン2020 関西、おもしろい！」では、観光について、「関西のブランド力向上、情報発信強化、魅力ある広域観光ルートの開発、旅行者への利便性向上、アジア諸国を視野に入れた他圏域との連携などを通じて、グローバルな観光圏を形成する」とうたっている。

これまで述べてきたように、真の観光立国の実現に向けた歩みがいよいよ本格化しており、そのなかで、地域の事情を踏まえた課題を発掘・解決し、適切な政策を実行することが今後の地域経営には強く求められる。

観光資源に恵まれているわれわれ関西は、国家的な目標の達成に先導的な役割を果たすべく、さまざまなアクションを実行し、地域の知恵と工夫が発揮されるような分権型社会における観光先進地域をめざしていきたい。そのために、官民がそれぞれの役割を果たしつつ、広域的・総合的な取り組みを推進し、観光振興による地域の活性化と日本文化の発信、多文化共生社会の実現を図るべきである。

こうした取り組みの結果として、訪問客の満足度が向上し、日本ファン、とりわけ関西ファンの飛躍的増加という形で訪日観光客数が増大するとともに、関西がリピーター率全国一の地域となることをめざしたい。

以 上

◇農商工連携調査研究プロジェクト

農商工連携のさらなる発展に望む

09. 3. 19

日本の農業を取り巻く国際環境は大きく変化しつつある。中国・インドなど人口大国の経済発展に伴う食生活の変化や、バイオエタノール原料としての農産物需要の拡大などにより、世界の食料需給バランスは中長期的にひっ迫することが予測されており、自国での食物供給を優先するために輸出規制を行う国も出始めている。

これらの状況から、食料自給率が40%と先進国のなかで最も低いわが国の食料輸入依存体質に不安感が増大している。加えて、昨今の輸入食品への毒物混入や、産地偽装をはじめとする不祥事の続発により、消費者の「食の安全・安心」に対する不安感も増大している。

ひるがえってわが国農業をみると、農林水産省は食料自給率50%を目指して食料・農業・農村基本計画の見直しに着手しつつあるが、就農者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加などの問題は一層深刻化しており、今や危機的状況にあると言っても過言ではない。一方、安全・安心かつ質の高い日本の農産物に対するアジアの富裕層を中心とする需要の増加や海外での日本食ブームは、これまで防戦一辺倒だったわが国農業にとって、国際競争力を強化し危機的状況を跳ね返す新たなチャンスともなる。

このような状況のもと、昨年7月、政府は地域経済が自立的に発展するための基盤を整備する観点から、農林水産業や商工業等の産業間の連携により地域経済の活性化を図ることを目的に農商工等連携促進法を施行した。関西においても農業を主な産業とする市町村は数多く存在し、隣接する大消費地への農産物の供給地となっている。関経連が目指す「関西の新たな発展」のためには、こうした地域

において農商工連携が狙い通りに進展し、新たな付加価値を創出するビジネスモデルが構築され、地域活性化に寄与することが重要である。

そこで、関経連は本年度、関西における農商工連携の現状と課題を把握したうえで、地域活性化に寄与し、ひいてはわが国の食料自給率の向上に貢献する“質の高い農商工連携”を実現すべく、「農商工連携調査研究プロジェクト」を立ち上げた。本プロジェクトでは、官民の有識者・専門家を招いた講演会や懇談会を開催して踏み込んだ意見交換を行うとともに、関西広域（2府7県）において、先駆的な取り組みを実践する11カ所の農業者（農業法人・企業・単位農協等）の現場視察や対話を行い、30カ所の農業関係機関へのヒアリングを重ねてきた（訪問先については別添資料参照）。

本プロジェクトの成果として、様々な現場視察により知り得た農商工連携が成功するための共通要件、今後さらに発展・拡大させるための提言を取りまとめた。併せて、本プロジェクト活動を通じ、とりわけ農業者との対話により知り得たわが国農業の現状や課題についても農業活性化の観点から提言に取りまとめた。

この研究成果や提言が活用され、関西の農業あるいは農商工連携という枠組みを越え、わが国農業全体の活性化や持続可能な農業の発展に寄与することを強く望む。

1. 農商工連携に対する評価

既に各地で実践されている事例をみると、農商工連携は新たな付加価値の創出により地域活性化に繋がる有効な手段であると評価できる。また、わが国農業が農産物生産だけでは収益を上げるのが困難な現状を打破し、農業者のビジネスの幅が広がることにより収益の増加をもたらし、ひいては農業活性化に役立つ可能性を有している。

昨年7月に施行された農商工等連携促進法

の効果はまだ表れていないが、その方向性は評価できる。今後、本促進法が積極的に活用され、出来るだけ多くの農業者および商工業者による連携事業が生まれることを望む。

2. 農商工連携の成功事例から見た共通要件

農商工連携には多様なパターンが存在する。例えば、農産物を活かした新しい商品づくりや、商工業者の持つ技術・ノウハウ・マーケティング手法を駆使した農産物や加工品の付加価値化、あるいは農産物に観光など別のサービスを加えての市場への提供などである。以下に各々の連携における具体的事例を記す。

【農商工連携の具体的事例】

(1)加工業・小売業と連携した農業法人による製販一体化

従来利用価値の無かった農産物規格外品を、漬物やカット野菜などの加工品として販売することにより、新たな付加価値を創出している。また、こうした農業法人の多くは、各都道府県が定めている特別栽培農産物、JAS有機農産物、無農薬・低農薬栽培による農産物などを取り扱い、JGAP認証を取得することにより、安全・安心をセールスポイントとし、付加価値の創出を実現している。

(2)生産者と連携したJA・農業法人による直売所運営

消費者との直接対話の場をうまく活用して、消費者ニーズを把握し、規格外品を商品化したり、消費者ニーズにあった新商品を開発し、生産者自らが価格設定を行い、販売活動を展開している。また、生産地近くで直売されるため、流通経費が削減される分、生産者、消費者双方がメリットを享受できる。これは生産者が主体となり製販一体を実現している事例であるが、“広義の農商工連携”と位置付けることができる。

(3)生産者と連携した流通業者による製販一体化

生産者と流通業者が共に収益を上げられるよう、それぞれのプロが互いの強みを活かし、歩み寄ることで「生産～（加工）～流通～販

売」のバリューチェーン構築に取り組んでいる。また、自社から出る食品残渣等を堆肥化し、自社農場で活用することにより食と環境の調和を考慮した循環型農業経営を実践している。この背景には、リサイクル可能なものは徹底的に活用しなければ収益が確保できない事情もある。

(4)食品メーカーと生産者の連携による新商品の開発

生産者が安心して生産活動に専念出来るよう、食品メーカーが全量買い取りや価格保証など仕組みに工夫を凝らし、セーフティネットを構築した上で、地元農産物にこだわったプレミアム商品を開発している。

(5)生産者・流通業者・地域が一体となった地域資源の活用

どこにでもありそうな「葉っぱ」をビジネス化することにより町おこしに成功した徳島県上勝町の取り組みや環境にやさしい農業である「コウノトリ育む農法」によりコウノトリとの共生を実現した兵庫県但馬地方の取り組みなど、地域資源（地元特有の動植物など）をうまく掘り起こし、地域一体となって、新しい付加価値を生み出し、それをブランド化するまでに至っている。

上述の通り、様々な連携パターンが存在するが、総じて農商工連携の事例はまだまだ少ないと言わざるを得ない。今後、さらに連携を拡大・強化することで、今までにない多様な付加価値が生まれ、ビジネスとしての成長余力が見込まれる。よって、今後も農商工連携施策をさらに充実すべきである。

【成功事例からみた共通要件】

事業として収益を上げている成功事例には、以下の3点の共通要件が存在する。

- ①連携を推進する起業家精神を持ったリーダーが存在し、地域とうまく連携しながら、組織の隅々まで取り組みの考え方が浸透し、事業展開が成されている。
- ②消費者ニーズを把握した上で、新商品開発

など新たな付加価値を創出している。その結果、従来の単なる農産物生産と比較して収益性が向上している。

③経営マインドと社会貢献の視点を持った理念に基づく活動を実践している。

これらは農商工連携の成功に不可欠の要件であるが、あらゆる事業を営む上で求められる「永遠のテーマ」でもある。農商工連携の発展には、より多くの農業者・商工業者が前述の成功要件を認識し、参画することにより、新たなアイデアが具現化する底辺を広げ、成功事例を数多く生み出していくことが必要である。そのためにも、今後、以下の施策を実施していくべきである。

3. 農商工連携のさらなる発展・拡大に向けた提言

本項の「農商工連携のさらなる発展・拡大」ならびに次項の「農業の活性化」を実現するためには、経済界が果たすべき役割も大きい。

現在は、個々の農業者・商工業者の連携に留まっているが、経済界として今以上に農業に着目すべきと考える。また、農業界・経済界の直接対話の促進により、相互協力関係を深化させ、経済界としての役割を果たしていく必要がある。

(1)農商工連携の積極的PRの実施

農商工等連携促進法は、まだまだ認知されていないのが現状であり、特に農業者サイドへの浸透が必要と考える。国としても法律施行前に「農商工連携88選」を実施するなど、農商工連携関連法の内容やその効果について広報を行っているが、その成果はまだ十分であるとは言えない。地方自治体などとの連携のもと、農業者・商工業者の事業認定メリットはもとより、前述の成功要件や農業者の収益向上によって新たな農業の発展に繋がった成功事例を広く知らしめることで、さらなる農業者・商工業者の積極的参画を促すべきである。

(2)農商工連携の支援策の充実

農商工連携の推進に向けて、既に中小企業基盤整備機構や都道府県および地方農政局が支援策を打ち出しているが、農商工連携の事例が少ないことを勘案すると、支援策の充実が望まれる。具体的には、連携コーディネート機能の強化やビジネスマッチングの機会をより多く設けるべきである。また、より多くの連携を生み出すためには、企業規模を限定することなく、農商工等連携促進法の適用対象を大企業にまで広げることも検討すべきである。

また、現在の多くの連携事例は各都道府県の枠内で完結しているが、より多様で、今までにない付加価値を創出するためには、広域の観点からの連携も促進されるべきである。その際、経済界が持つネットワークを活かし、マッチングの場の提供や参画に向けての働きかけを行うことも支援策の一つとして有効である。

(3)企業の農業参入促進のための規制撤廃

農商工連携のさらなる発展には、商工業サイドから農業サイドに働きかける形態も有効である。現在の法規制のもとでは、企業の農業参入に対し、農地所有の禁止、農地リースの場合の参入区域制限、農業法人への出資制限などの法的制約が存在する。農業に対する事業意欲を有し、新たなバリューチェーン構築を試みる企業には、出来るだけ自由な発想に基づく活動を認めるべきであり、参入規制を撤廃すべきである。一方、産業廃棄物投棄など農業以外の目的で活動を目論む企業を牽制するためには、罰則規定を強化することも必要である。

(4)工業が持つ技術・ノウハウなどの活用

工業サイドには冷凍保存技術など、連携で新たな付加価値を生み出す「材料」が数多く存在する。例えば、負担の大きな農作業を手助けする“農業ロボットスーツ”や“無人田植えロボ”などの開発が相次いでいるが、こ

うした「農工連携」を今後さらに強化し、就農者の高齢化や担い手不足の解決策として活用するためにも、農業の省人化に向けた技術開発などを支援すべきである。

4. わが国農業の活性化に向けた課題と解決に向けての提言

我々はこの1年間、現場の生の声を聞くことにより、農商工連携という切り口からわが国農業の現状と課題の把握に努めた。担い手不足や耕作放棄地の増加などの個々の課題が互いに連動して「負のスパイラル」を形成し、わが国農業の危機的状況をつくり出している。例えば、担い手不足の解決には「農業は儲からない」という現状を打破しなければ、いつまで経っても若い就農者は増えず、抜本的解決の糸口は見出せない。農業が活力のある、若い人が就業する産業となるためには「儲かる農業」に変革させる必要がある。そのためには農商工連携などにより、農業が「バリューチェーンの出口」である販売に直接的もしくは間接的に関わって消費者との接点を持つことにより、従来の単なる農産物生産から脱却し、付加価値を生み出す農業への転換が必要である。また、このような農業の高付加価値化には、農地集積による大規模化も有効な方策である。こうした認識の下、わが国農業の活性化に向けた提言を以下に記す。

(1)経営マインドおよびマーケティング意識（顧客志向）の醸成

本プロジェクトを通じ、わが国農業には、商工業に欠かせない経営管理手法（原価管理、品質管理、生産性向上等）やマーケティング手法（新商品開発、市場開拓等）が必要とされていることを実感した。一部の農業者には経営マインドや顧客志向が根付きつつあるも、全体的にはまだまだ希薄であるとの印象を受ける。いち早く企業同様の経営マインドを持ち、マーケティング意識に目覚めた農業者のなかには、自らのイニシアティブにより、あるいは農商工連携を活用し、付加価値のある

商品・サービスを消費者に提供して経営的に成功を収めているところもある。こうした農業活性化の先駆けとなる取り組みを横展開するためには、農業者・商工業者が地方自治体などと連携し、農業者が必要とする経営やマーケティングに関する研修あるいは相談機能を創設するなど、農業者支援の仕組みを構築すべきである。

(2)米ビジネスの多様化

日本農業の最大の問題は、米の需給アンバランスであると言っても過言ではない。折しも、米の生産調整の政策見直しに関する議論が沸き起こっているが、わが国の中長期的な人口減少や食生活の変化を勘案すると、米の需要は今後も減少傾向が続くと考えられる。一方、生産調整により多くの休耕田を抱えることは、食料自給率の向上および遊休地の有効活用による国土保全の観点から、わが国農業にとって好ましい状況とは言えない。よって、米の生産調整のあり方を見直す時が来ており、生産調整を実施している休耕田を飼料米や他の穀物など、今までとは異なる農産物の圃場へと転換させ、農地の有効活用により食料自給率向上に結び付けることを検討すべきである。同時に、米粉パンなど米粉の用途拡大と新商品開発を積極的に進めるべきである。

(3)新規就農者の支援

就農人口の高齢化が進む一方で就農を希望する若者も少なくはない。農業法人では仕事の分担が明確化されるなど、労働環境が比較的整っており、新規就農者の雇用の受け皿となるケースが多々見受けられることから、農業法人などに就職しやすくなる環境整備を進めるべきである。また、全国規模の農業人材バンクを開設し、農業サイドの求人ニーズと就農希望者とのマッチングを行い、すみやかな人材確保に繋げるべきである。

(4)輸出促進

アジア各国では昨今の経済成長により富裕層が増加し、安全・安心に対する意識が高ま

るとともに、日本的高级農産物に対する需要も拡大しつつある。こうしたアジアの富裕層に対するマーケティング活動を国内外で強化し、わが国農産物のさらなる輸出拡大に努めることにより、農業を輸出産業として育成していくべきである。そのためには、地方自治体などが輸出促進協議会を立ち上げ、農産物や加工食品の輸出促進に向けた各種取り組みを実施しているが、商工業サイドのネットワークやノウハウをもっと有効に活用すべきである。

(5)食育活動の推進

わが国の過去 40 年間の食生活の変化を見てみると、1 人当たり摂取カロリーは（約 2,500cal/日）ほとんど変わらないものの、主食である米からの摂取カロリーが減少する一方、畜産物、油脂類の摂取カロリーが増加するなど、栄養バランスの偏りが見られる。また、不規則な食事や肥満や生活習慣病の増加などの問題とともに、若年層を中心に朝食の欠食率が増加傾向にあるなど、食習慣の乱れも顕著となっており、食育の必要性が以前にも増して高まっている。

国や地方自治体においても、様々な食育推進運動を展開しているが、“食と農に親しむ”という観点から、消費者により多くの農業体験の機会を提供し、農業と消費者との接点を増やすことで農業の活性化に結び付けるべきである。具体的方策としては、食と農の大切さを実感・再認識させるべく、公共放送などのテレビ番組をはじめとするマスメディアを上手く活用し、消費者に対して働きかけを行うべきである。

(6)地産地消の推進

昨年 9 月に日本給食サービス協会関西支部などと共同で行った社員食堂における地場農産物の活用状況アンケート調査の結果、食材の安定供給や安定価格の実現が地産地消推進の課題であることが明らかになった。

このような課題があるが、地産地消は農産

物輸送時の二酸化炭素排出量の削減などにも繋がる取り組みであり、食育活動と連動させた生産者と消費者との交流活動、家庭・学校・企業などでの地場農産物の利用促進を働きかけ、地道に活動を推進していくべきである。

以 上

◇西日本経済協議会

平成 20 年度 西日本経済協議会 総会決議
地域の自立による新たな『国のかたち』
の創造 ―西日本からの提言― 08. 9. 9

わが国経済は、サブプライム・ローン問題に端を発する米国の景気減速や、原油・穀物等の価格上昇によって、先行き不透明感が増している。

加えて、人口減少・高齢化、国・地方の厳しい財政制約といった時代環境の下、地方経済は疲弊し、東京との地域格差が拡大している。

わが国が、今後とも持続的な成長を遂げてゆくためには、東京一極集中の流れを断ち切り、各地域ブロックが特性を活かし、生き生きと自立しながら、日本全体の発展を支えてゆく、多極・自立型の国土構造に変えてゆく必要がある。

こうした観点から、西日本経済協議会は、第 50 回総会において、「地域の自立による新たな『国のかたち』の創造―西日本からの提言―」を統一テーマに討議を行い、次のとおり決議した。

政府におかれては、本決議の趣旨をご理解いただき、今後の政策運営にあたって十分配慮されるよう要望する。

1. 地方分権改革・道州制の推進

～中央集権体制からの転換と主体的な地域経営の実現～

各地域が、特性や強みを活かし、魅力と競争力を高め、自立してゆくためには、地方が主体性を持って地域づくりを進めることで

きる地方分権型社会への転換が必要である。現在、進みつつある地方分権改革や道州制の議論については、その必要性や影響・効果等を国民にわかりやすい形で提示し、地方分権への流れを確かなものにしてゆく必要がある。

(1)地方分権改革の推進

- ・地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた第 2 期地方分権改革の推進
- ・国と地方との役割分担の明確化と重複行政の排除
- ・国から地方への権限移譲とそれに応じた地方税財政基盤の充実強化

(2)地方にとって望ましい道州制の実現

- ・道州制実現に向けたビジョンと移行プロセスの提示
- ・地方の道州が立ちゆく税財政制度の構築
- ・道州制に対する国民の議論喚起、理解促進

2. 地方が自立するための国土基盤づくり

～地方自立のための広域地方計画の策定と社会資本整備～

国土形成計画における広域地方計画は、地域ブロック単位に生き生きとした地方の創生を効果的に進めるための重要なステップと位置づけ、地方の自立につながる計画にすべきである。また、地方における社会資本整備は、各地域ブロック間の基礎的な競争条件を整え、広域交流による地方の活性化を図るために不可欠であり、特に地方の道路整備が、道路特定財源の一般財源化によって遅れるようなことがあってはならない。

(1)地方の自立を目指した広域地方計画の策定

- ・地方からの視点、地域の特色を反映した計画の策定
- ・地域ブロック間の交流・連携を促進する計画の策定
- ・計画策定後の進行管理や評価等のフォローアップ体制の構築

(2)地域の自立と交流に不可欠な社会資本整備の推進

- ・国際競争力の強化、各圏域の連携に不可欠な高規格道路や国際港湾、国際空港、新幹線等の一体的かつ着実な整備
- ・治山・治水、防災・減災対策など国民生活の安全・安心のための社会資本整備の推進
- ・必要な道路の新規整備、既存ストックの長寿命化対応のための財源確保

3. グローバル化時代を生き抜く地域経済の構築

～競争力のある自立した広域経済圏の創造～

地域が有する独自の資源を活かし、地域の総力を結集して、競争力のある産業を創出してゆくとともに、今後の伸長が期待される国際観光を地域ブロックを超えた広域的な観点から振興し、地域経済の活性化につなげてゆく必要がある。

(1)強みを活かした地域産業の活性化

- ・産学官連携の推進
- ・農商工連携の推進
- ・EPA締結の促進

(2)国際観光の推進

- ・広域観光の基盤となる道路・鉄道・航空の総合交通システムの整備
- ・2010年の訪日外国人観光客1000万人達成後の新たな観光政策の立案

以上

◇太平洋新国土軸構想推進協議会

太平洋新国土軸構想の実現に向けて

08. 6. 23

太平洋新国土軸構想推進協議会

東海から伊勢湾口部、紀伊半島、紀淡海峡、四国、豊予海峡を経て九州・沖縄へと至る太平洋新国土軸は、中部・近畿・四国・九州といった多様な特色を持つ各広域ブロックを連

続的に結び、相互に交流・連携し、その相乗効果により活力ある国土を形成していくために重要な役割を果たすものです。

さらに、我が国が東アジア全体の自立的・継続的な発展をリードしていくために、欧州の一国にも匹敵する総生産額を有する各広域ブロックが、東アジア地域にも繋がる連続性を持った軸で結ばれ、相互に補完しあうことが必要です。

特に、各広域ブロックにある国際空港や港湾へのアクセス、ブロック圏域を越えてこれらの拠点を相互に結ぶネットワークの戦略的な整備は、わが国の持続的な経済・産業の発展を支えていくために、非常に重要です。

また、日本の東西物流の幹線である高速道路等が既にキャパシティを超えた通行量であるにもかかわらず、近畿や四国等から首都圏への貨物流動量は増加傾向にあります。このような現状から、将来起こるであろう大地震はもとより風水害や道路渋滞、交通事故などにより、わが国の経済活動に莫大な損失を与えることが懸念されるため、安全で安心な国土構造への転換が必要です

そこで、次の事項について特段のご高配をお願い申し上げます。

1. 国家の持続的な発展、東西物流の新たな幹線確保のため、国土の骨格を成す国土幹線交通として太平洋新国土軸を戦略的に形成すること。
2. 国土形成計画の広域地方計画に、太平洋新国土軸を形成する各交通プロジェクトの推進を明記すること。
3. 太平洋新国土軸の形成に不可欠な交通・情報通信基盤の整備に必要な予算を確保し、広域的な交通体系の調査を引き続き推進すること。

◇関西財界セミナー

第 47 回関西財界セミナー宣言

09. 2. 6

われわれは、現下の厳しい状況に立ち向かうべく、第 47 回関西財界セミナーにおいて「関西から変わる、関西から変えるーグローバル危機を乗り越えるためにー」をテーマに議論を行った。それを踏まえ、以下のとおり宣言する。

1. わが国経済の活性化に向けて、関西は自ら活力ある地域作りを目指す。このため、われわれは、志を同じくする自治体の輪を広げ、全国の先駆けとなる「関西広域連合」設立に全力を挙げて取り組む。また、自治体改革にも積極的に関わる。これらを一里塚として、地域主権型道州制の実現を図る。
2. 関西は“世界の中の KANSAI”として確固たる存在感を示す。このため、大阪駅北地区を環境をキーワードとして官民一丸となって整備するなど、関西ブランドを育て魅力ある地域作りを行う。物流インフラに関しては、国や自治体の取組みに関与し、関西空港の負債問題の抜本解決や道路・港湾の早期整備を図る。同時に、関西 3 空港の一体運営に向けた具体的なアクションをリードする。また、産業面では、関西が持つ技術力やサービス等の強みを、とくにアジアを中心に展開するための支援・連携体制を強化する。加えて、外国人観光客の誘致拡大やイノベーション創出に向け、産学官の連携体制を構築する。
3. 地球温暖化問題に関し、関西は、省エネ・新エネ技術の開発・普及や環境適応型のライフスタイルの実践を通じ、世界に貢献する。また、これを関西の成長の糧としていく。加えて、食料の安全保障確保、国内農業活性化のための議論を関西から喚起し、持続的成長が可能な農業への変革を進める。
4. 関西企業は、自立自尊の覚悟のもと、現下

の経営環境の著しい変化を乗り切り、新たな成長を達成する。このため、創造力や多様な人材・価値観の受容力など米国型企業経営の良い面には学びつつ、世界との共存共栄を基礎に置いた新たな経営スタイルを確立し、実践する。このなかで、現在の企業法制・会計制度等についても大胆な提案を行う。また、雇用の安定に最大限努力する。同時に、昨今の企業不祥事の多発に鑑み、経営者が自ら襟を正し、不祥事の発生を防止する。

5. わが国政治には、現下の危機の本質・根深さを正しく認識し、来年度予算の早期成立や機動的な経済対策の発動に加え、下記の点に積極果敢に対処することを求める。
 - ①低炭素技術など将来のわが国の成長基盤となる分野への大胆な投資、物流インフラをはじめ社会資本整備の前倒し実施
 - ②税・財源、権限、人材の地方移譲等の抜本的な分権改革、中央省庁の出先機関の地方への移管
 - ③霞が関の関与を抜本的に減らす規制改革、法人税の国際水準並みへの早期引き下げ等、わが国経済の魅力向上並びに雇用創出に繋がる改革の断行
 - ④国民本位・政策本位の議論、ねじれ現象の下であっても政治の迅速な意思決定が出来るルール作り

以 上

3. 会長総会挨拶・年頭所感

第 46 回定時総会 下妻会長 開会挨拶

08. 5. 26

本日は、ご多忙の中、第 46 回定時総会に多数ご出席頂き、誠に有難うございます。

会員の皆様には、平素より関経連に、ひとかたならぬご支援、ご協力を賜り、高い所からではございますが、厚く御礼申し上げます。

1. 1 年を振り返って

(1) 関西の自立に向けて

本日の総会を以て、2 年任期の後半に入りますが、この 1 年を振り返りますと、関西にとり大きな変化があった年でありました。

先人の方々のご努力が実りまして、関西国際空港の第 2 滑走路オープンによる日本初の完全 24 時間空港化、大阪湾 4 港の阪神港としての一開港化が実現し、日本の新たな大動脈となる新名神高速道路も部分開通しました。また、将来の分権型道州制を見据えて、関西広域機構が設立され、精力的な活動により、日本初の府県間の広域連合の設置が合意されるところまで参りました。まさに、関西の自立のための大きな道具建てが揃いつつあります。

主要自治体でも、大阪市、大阪府、そして京都市に新しい首長が誕生し、いずれも大変な財政状況を踏まえて、改革に邁進する決意を漲らせていらっしゃる。非常に頼もしく思います。

(2) 堅調な関西経済

さて、関西経済は、これまで、情報家電や素材産業を中心として、旺盛な設備投資と好調なアジア向け輸出に支えられ、全体としては底堅く推移してきました。米国のサブプライムローン問題と、原燃料、食糧価格の上昇を発端として、現在、景気は踊り場にあり、注意は必要ですが、悲観することはないと思います。

(3) 政治の停滞

一方、政治面では、昨年 8 月の参院選挙の結果、衆参ねじれによる国会空転、物事が決まらないという政治的混乱が生じております。また、建築基準法や高齢者医療制度の改正など、新制度導入に際してのあまりに拙速な取り扱いが物議を醸しており、非常に残念であります。

人口減少、高齢化が現実のものとなった日本においては、成長とその他のための構造改革が必須であります。世界経済は、日本の政治停滞を待ってはくれません。

2. 今年度の活動

(1) 関西の新たな発展

我々にとって大事なことは、厳しい国家間・地域間の競争に取り残されることのなきよう、将来にむけての布石を打ち、着実に実行することであります。

私は、会長就任後 100 日という時間を頂戴して、『関西の「再生」から新たな「発展」へ』を取りまとめ、「強い産業の実現」「アジアとの共生」「地域の自立－関西はひとつ」の 3 つを事業活動の中期指針としました。

今年度の事業計画は、この所謂 100 日タスクの結論を具体的な事業に落とし込んで、「新たな発展」をキーワードにとり纏めました。会員の皆様と共に、関西の新たな発展をデザインしていきたいと考えております。

(2) 新たな関西像を描く

まず、第一は、「新・関西ビジョン」の策定であります。

具体的にどういう関西にしていくなのか。十年後の新たな関西像、新たな発展の道筋を皆様とともに描いていきたい。この 10 月にお示しできればと考えております。

(3) 競争力強化のためのインフラ整備

第二は、競争力強化のためのインフラ整備であります。

冒頭申し上げたように、自立に向けての大きな道具建てが揃いつつありますが、関西の

潜在力を引き出すには、まだまだハード・ソフト双方のプラットフォームの整備が必要です。

国際物流の競争力強化という面では、基幹道路が、肝心要のところで繋がっていない、いわゆるミッシングリンクの解消が重要です。また、大阪ベイエリアの強化とともに、近年、物流量が増大している日本海ゲートウェイの強化と阪神港との連携にも取り組んで参りたいと考えております。

大阪駅北地区も、Ⅰ期事業の工事着手やⅡ期事業の具体案づくりなど、開発のヤマ場を迎えます。Ⅰ期事業の目玉となるナレッジ・キャピタルには、ロボットやIT等の最先端技術や神戸のスーパーコンピューターの成果の紹介に加え、けいはんなをはじめ、彩都、神戸医療産業都市など、関西がこれまで蓄積してきたクラスターとの結節機能を持たせ、更に、アジア太平洋研究所構想も含めて、知と情報の交流を図る仕掛けをつくりたいと思います。

(4)時代を先取りした調査研究

第三に、時代を先取りした調査研究に取り組んで参ります。

これまで、関経連は、種々の政策提言を行って参りましたが、今後、想定される社会変化について、例えば、農商工連携など、産業としての農業の競争力強化についても踏み込んでいきたい。国際会計基準や排出権取引など、欧米主導の国際ルールで良いのか、という問題意識なども慎重に考えながら、情報の受発信機能を強化し、新たなテーマに果敢に挑戦したいと思います。

(5)地域との連携の強化

以上の施策のほかに、「常に関西全体を意識する」との観点から、副会長の方々には、新たに地域ごとの担当をお願いし、自治体、経済団体との交流連携を強化する体制を敷き、関西はひとつという意識を共有して参ります。関西の連携の力になると期待しております。

もちろん、関西の発展には、まず、大阪に元気を出してもらわねばなりません。そのためには、大阪府の橋下知事、大阪市の平松市長には、繰り返しになりますが、是非、頑張ってもらいたいと思います。今は、生みの苦しみ。変わるという予感がある。財政の再建、産業の振興など、次代の関西の礎を築くため、是非、頑張って期待に答えて欲しい。我々も、出来る限りの協力をしたいと思います。

(6)新たな総合経済団体を目指して

私ども関経連は、1972年より公益法人として活動して参りましたが、今年は、2つの点で大きな節目となります。公益法人制度改革への対応と、関西経営者協会との統合であります。

本年12月、新公益法人制度関連の法律が施行されますが、5年以内に改めて認定を受けない限り、公益法人としての活動はできなくなります。一般法人となる道もありますが、伝統ある公益法人としての使命を継続して果たすべく、認定基準は現行より数段厳しくなりますが、是非、クリアして参りたいと考えております。

また、関西経営者協会との統合につきましては、昨年夏から、非公式に意見交換を行って参りましたが、本日、来春の統合に向けて正式に協議に入ることを皆様にお諮り致します。この統合が実現すれば、関経連に新たな機能が加わることとなります。これまで関経協が培ってきた、人事・労務に関するコンサルティングをはじめ、数々の事業を継承し、総合経済団体としての活動の幅を、更に一層広げて参りたいと考えております。

最後になりましたが、副会長の方々をはじめ、会員各位におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げて、簡単措辞ではありますが開会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

以 上

明けましておめでとうございます。

関経連は広域経済団体として、常に関西全体を意識し、関西の新たな発展をリードすべく活動してまいりました。

昨年、日本初の府県を越えた広域行政体となる「関西広域連合（仮称）」が設立段階に入ることが基本合意され、地方分権の確立に向けて大きく前進しました。関経連もこうした行政の動きと連携し、関西ブランドの構築、地域サポーター制など関西全体の地域力を強化する施策を打ち出すとともに、環境先進地域である関西のアピールや、農商工連携、ポスト・ビジット・ジャパン・キャンペーンといった関西ワイドの調査研究など新しい課題に取り組んできたところです。

また、一昨年の関経連業務の見直し（「100日タスク」）に続き、おおむね10年先の「関西のありたき姿」を示した「関西ビジョン2020 関西、おもろい！」を取りまとめ、提案させていただきました。これにより、今後の関経連の進むべき道をより一層明確化できたと考えております。

関西経済は、好調な輸出とバイエリアを中心とした設備投資に支えられ順調に推移してきましたが、後半、米国の金融危機に端を発した世界的な景気後退の影響で一転して厳しい局面となるなど、大きな変動にさらされております。今後の経済・社会の先行きは不透明感がぬぐえませんが、こういった状況にあるからこそ、自ら考え、自らの力で道を切り拓く、眼前の諸課題に果敢に「挑む」ことが求められています。

関経連はその先頭に立ち、関西が元来有している独創性、革新性や倫理性など、いわゆる「関西スピリット」をいま一度呼び起こし、関西の「突破力」を発揮して日本や世界に貢献するための活動を強化してまいります。具体的には、「関西ビジョン」に盛り込んだ、新

エネルギーの開発普及や環境ビジネスの拡大、中堅のものづくり企業群の強化、くらしを面白く豊かにする、関西の魅力の向上といった課題に熱意を持って取り組んでまいります。

また、将来の道州制を見据えて、関西広域連合の具体的制度設計も進んでまいります。これらを支えるソフト・ハード双方の社会基盤整備も重要度を増します。広域地方計画は今年の夏ごろに確定されますが、基幹道路が肝心かなめのところにつながっていない、いわゆるミッシングリンクの解消なども織り込み、実現へステップを進めてまいります。さらに、関西の3空港のあり方も議論を開始する予定です。

大阪駅北地区（梅田北ヤード）開発については、Ⅰ期の目玉であるナレッジ・キャピタルを着実に推進し、Ⅱ期のコンセプトである環境というテーマについても、その具体化をはかってまいります。

今年、関経連は、関西経営者協会との統合と、新公益法人制度への対応により、大きく変わります。これまで関経協が培ってきた、人事・労務分野に関する知見を継承し、総合広域経済団体として活動の幅をさらに広げ、伝統ある公益法人として、関西から日本の発展をめざすという使命を果たしてまいります。

今後も、会員の皆様のご意見を頂戴しながら、各経済団体、自治体とも連携をより密にし、関西の活性化、関西の発信に努めてまいります。本年も倍旧のご支援をお願い申し上げます。

以上

臨時総会 下妻会長開会挨拶

09. 2. 23

本日はお忙しい時期に、臨時総会を招集させていただきましたが、多数ご出席を賜りまして、ありがとうございます。また平素、当会の活動に関しましてご支援を賜っておりますことに、この場をお借りして御礼申し上げます。

たく存じます。

ご案内のように、本日皆様にお集りいただきましたのは、関西経営者協会との統合についてお諮りするためでございます。

現在、世界は深刻な同時不況にあり、私ども経営者は必死の努力を行っている訳であります。現下の情勢に限らず、経済環境というのは大きく変化するものであり、企業は事業の再構築や合併、買収など様々な対応策を強いられます。

しかしながら、その企業が会員となり構成されている経済団体、公益法人は、自己改革が行われにくい組織であります。

私は、以前から、そういう問題意識を強く持っておりましたので、関経連会長に就任してすぐに、事業の見直しとともに、経済団体の統合に取り組むことといたしました。

関西経営者協会の辻井会長も同様のお考えをお持ちでございました。そこで、何度かお話をさせていただき、統合についての基本合意が醸成されました。これを受けて、今年の定時総会では、統合に向けて協議を行うことについて、ご承認をいただいた次第でございます。

その後、両団体の専務理事をトップとする検討会議を設置し、実務上の進め方、統合後の事業、会員資格や会費設定、事務局機構などについて詰めの作業を重ねてまいりました。

その結果が概ねまとまりましたので、本日皆様にご報告し、ご審議をお願いすることとした次第でございます。

2つの団体が1つになる訳ですから、当然、合理化も進めていかねばなりません。しかし、企業における諸改革が競争力強化を目指すのと同様、経済団体も本来の使命を一層強力に果たすための改革でなければなりません。

短期的には、景気や雇用の回復のために機動的に対応できる団体を目指すとともに、中長期的には、関西地域の発展のための事業を精力的に推進できる団体にしてまいりたいと

存じます。

そして、それが会員の皆様の負託に応え、会員サービスの充実に繋がるよう努めてまいります。本日の議案の趣旨をご理解のうえ、ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

4. 会長所感

日本銀行総裁決定に関するコメント

08. 4. 9

1. 本日、日本銀行総裁に白川氏が決定し、中央銀行総裁の不在が続く異常事態が終了したことを安堵している。
2. 特に地方では景気の減速感が強まる中で、日銀総裁として、今後難しい舵取りが求められるが、これまで培われた幅広い経験や見識を生かし、的確な金融政策を行っていただくよう期待したい。

また、空席の副総裁を早期に決めてもらいたい。

以 上

大阪府財政再建プログラム試案に関するコメント

08. 4. 11

1. 今回、プロジェクトチームにて試案をまとめられたが、廃止・撤退等の事業の中には、地域経済活性化や中小企業支援のためにオール関西、産官学で取り組んでいるものもあり、マイナスの影響が懸念される。今後の議論においては、単なる歳出削減ではなく、将来の経済成長を見据えた投資やセーフティネットの視点を重視すべきである。
2. とりわけ関西国際空港ゲートウェイ機能強化促進事業を来年度廃止と明記されたことを非常に憂慮している。地元の自治体・経済界・関空会社は一体となって関西国際空港全体構想促進協議会を立ち上げ、関空の利用促進事業に取り組んできた。

こうした取り組みは、国際貨物ハブ空港化などの空港機能強化ひいては大阪・関西の今後の発展には不可欠であり、意義や波及効果に鑑み、必要な予算措置をすべきと考える。

3. また、(財)大阪21世紀協会は今年度撤退とある。同協会は府、市、経済界の協力事

業として多年にわたり、関西の文化振興と元気な大阪の実現に取り組んできた枠組みである。府民の声をよく聞くとともに、今後の組織、事業のあり方に関して、市や経済界をはじめ関係者と方向性を議論すべきである。

以 上

㈱けいはんな再生計画案の提出についてのコメント

08. 4. 30

本日、「株式会社けいはんな」が大阪地方裁判所に再生計画案を提出したことに安堵している。金融機関をはじめ債権者の皆様はもとより、再生計画にご理解と多大な協力を賜った京都府はじめ関係の自治体・企業ならびに民間都市開発推進機構に対して深く感謝を申し上げます。

今後は、できるだけ早期に再生計画が認可され、速やかに再生計画が遂行されるよう望んでいる。「株式会社けいはんな」が、「けいはんな学研都市」の一層の発展に向けて主要な役割を果たせるよう、経済界として引き続き支援してまいりたい。

以 上

大阪府「大阪維新プログラム案」に関するコメント

08. 6. 5

1. 橋下知事が就任後、強いリーダーシップを発揮して精力的に全事業の見直しを進められ、本日、財政再建プログラム案に加えて、子育て・教育、都市の魅力づくりなど、将来の成長を見据えた重点政策案や府庁改革案を短期間でまとめられたことを評価する。

経済界としても、知事との継続的な意見交換などを通じ、改革の取り組みを積極的にサポートしていきたい。

2. 経済活性化策も盛り込まれているが、中小企業対策や大阪のバイオ、ライフサイエンス産業振興だけでなく、神戸、京都、けいはんな学研都市など関西の関連クラスター

との連携による相乗効果の発揮、陸海空の総合的な国際物流機能強化のためのハード・ソフトのインフラ整備など、総合的な産業政策を打ち出し、取り組みを一層強化させてほしい。

さらには、大阪のグランドデザインをできるだけ早く提示することが、知事の改革実現に不可欠と思う。

3. 関空ゲートウェイ機能強化促進事業は、地元の自治体・経済界・関空会社が一体となって、新規就航奨励金をはじめ、関空への路線誘致や利用促進を図る総合的な取り組みである。これらの取り組みによって、昨年8月の第2滑走路オープンや12万9千回の発着回数目標が達成されたと言っても過言ではない。

今回のプログラム案では、来年度以降の取り扱いについては改めて検討するとなっているが、2期事業の今後の円滑な推進、政府補給金の継続確保、さらには財務構造の改善措置を国に強く要望していくためにも、利用促進事業を来年度以降も継続すべきである。

以 上

「経済財政改革の基本方針 2008（骨太方針 2008）」に関するコメント

08. 6. 27

1. 今般、閣議決定された「骨太方針 2008」は、日本経済の成長力強化を第一の課題に据えるとともに、財政や社会保障の持続性、地球温暖化問題への対応など「未来への責任」を打ち出している点を評価する。

今後、総理の強力なリーダーシップのもと、同方針に盛り込まれた課題の実現に向け全力で取り組んでいただきたい。

2. 今後、政策実行のあらゆる側面で徹底的に「ムダ」を排除し、歳出効率化と経済活性化により、増税を回避して、2011年度のプライマリーバランス（P B）黒字化の達成に全力を挙げてもらいたい。

3. 抜本的税制改革については、日本経済の成長力強化という観点からの法人課税見直し、地方分権改革を進めるという観点からの消費税のあり方を含めて検討すべきである。

以 上

福田改造内閣発足に関するコメント

08. 8. 1

1. 今回の福田改造内閣は、主要閣僚を含めて新たな人材を積極的に登用し、政策実行力の高い重厚な布陣になったと思う。福田ビジョンの実現に向けて、総理の強い決意があらわれたものと評価する。
2. 国内外を取り巻く経済環境が厳しさを増す中で、野党の協力も得て、スピード感を持った政策運営のみならず、地域の活性化や地方分権、企業の競争力強化などの構造改革路線を一層推進してもらいたい。

以 上

政府緊急総合対策に関するコメント

08. 8. 29

1. 原油価格をはじめとした諸物価の高騰により、国民生活や中小企業は大きな打撃を受けている。こうした状況の打開に向けて、総合的な経済対策を取りまとめられたことを評価する。スピード感を持って実行に移してもらいたい。
2. 一方で、今後とも、財政健全化路線のもとで、民主導の持続的成長を実現するための構造改革を断行していかなばならない。
3. とりわけ、法人実効税率引き下げを含む税制、社会保障、地方分権の3つの一体改革が重要である。今後の成長戦略と改革の道筋について、与野党の真摯な政策論争を期待する。

以 上

福田総理辞意表明に関するコメント

09. 9. 1

1. 突然の辞意表明に大変驚いている。誠に残

念である。

2. 国内外の問題が山積する中、政治の混乱は避けてほしい。
3. 一刻も早く新総理を選び、諸課題に全力で取り組み、臨時国会で議論を尽くしてもらいたい。

以 上

自民党総裁決定に関するコメント

08. 9. 22

1. 自民党新総裁に麻生氏が圧倒的な支持を得て選出されたことは、ご本人の卓抜した政治的手腕や温かい人柄に加え、幅広い経験に裏打ちされた強いリーダーシップ発揮への期待を反映した結果であり、歓迎したい。
2. 新総裁には、与党一致団結した強力な体制の構築を期待する。その上で、国際社会においてわが国が目指すべき将来ビジョンと道筋を明確に打ち出し、足元の経済対策や、持続的成長に向けた税財政・社会保障・地方分権の一体的改革に取り組んでほしい。
3. 与野党の対立により政治が空転することは何としても避けてほしい。内外の重要政策課題にスピード感をもって対応できる政治の実現に努めてもらいたい。

以 上

麻生内閣発足に関するコメント

08. 9. 24

1. 本日発足した麻生内閣は、主要閣僚を留任させる一方で、実力者や各分野の専門家を積極的に登用するなど、即戦力や安定感を重視した布陣になったと思う。与党一致協力体制を敷いて、来るべき総選挙を勝ち抜き安定政権を目指す総理の決意が示されたものと大いに期待している。
2. 経済環境が厳しくなる中で、与野党対立による政治の空転は許されない。野党の協力も得て、まず今年度補正予算を成立させ、

緊急経済対策を早期に実施してもらいたい。

3. 麻生総理の強いリーダーシップのもと、国際社会においてわが国が目指すべき将来ビジョンと道筋を明確に打ち出し、足元の経済対策や持続的成長に向けた税財政・社会保障・地方分権の一体的改革にスピード感を持って取り組んでほしい。

以 上

日経平均株価・バブル後最安値更新についてのコメント

08. 10. 27

1. 日本株は実力と比較して売られすぎの感がある。この株価水準が続けば、金融機関による信用収縮の動きも出かねず、懸念している。
2. 金融不安を断ち切るべく世界各国で各種施策が打ち出されているが、株価の推移を見る限り、未だ不安は払拭し切れていない。国際協調のもとで、危機の克服に向け、あらゆる手段を講じるべきである。
3. 政府が検討中の緊急市場安定化策や時限的な時価会計凍結などは、行き過ぎた株安、金融収縮に対する一定の効果が見込まれる。早急に実行に移すべきである。また、追加経済対策を早期にとりまとめることを強く期待する。

以 上

追加経済対策に関するコメント

08. 10. 30

1. 米国発金融危機の実体経済への影響が懸念されるなか、金融市場の安定化や景気刺激に向けて、思い切った追加経済対策を取りまとめられたことを評価している。
2. 速やかに補正予算を成立させ、対策を早急に実行に移すべきである。そのためにも、政治空白をきたすことなく、与野党協力のもと、スピード感のある対応を強く望む。

以 上

日本銀行の政策金利引き下げ決定に関するコメント

08. 10. 31

1. わが国経済が、急激な株価下落と円高進行により、景気の下振れ懸念を強めるなかで、昨日の政府追加経済対策に続き、日銀が政策金利を引き下げたことは、財政・金融両面から一体感をもった政策として、株価下落と円高の歯止めに効果が発揮されると期待する。
2. また、現下の国際経済の混乱を阻止するため、各国の中央銀行による協調が求められており、今回の対応は、事態の改善に向けた日銀の確固たる取組み姿勢を国内外にアピールするものとして評価している。

以 上

米国大統領選挙結果に関するコメント

08. 11. 5

1. オバマ氏の勝利は、米国民がこれまでの安全保障、経済・社会政策などに対し「変化(チェンジ)」を望んだ結果と思われる。
2. オバマ次期大統領には、先進国や新興国を含めた国際的な政策協調・連携に向けて強いリーダーシップを発揮してもらうとともに、世界的な金融危機・景気後退に適切かつ迅速に対応していただきたい。このため、早急に政権構想を取りまとめ、安定した政権基盤を築いてもらいたい。
3. 対日政策については、引き続き日米同盟を重視し、経済を中心に、太平洋をはさんだ良好なパートナーシップ関係を維持・強化させてほしい。

以 上

2009 年度与党税制改正大綱に関するコメント

08. 12. 12

1. 日本経済の早期立て直しが求められるなか、当面の景気対策と成長力の涵養を視野に入れた政策減税が十分に盛り込まれたことを高く評価する。早く詳細を詰め、使い

勝手のいい税制としていただきたい。

2. 今後、与野党が協力し、国会において、第二次補正予算案や来年度予算案とともに、税制改正法案が速やかに成立することを期待する。
3. 年内に策定予定の「中期プログラム」においては、法人実効税率の早期かつ大幅な引き下げについても具体的な道筋を示してもらいたい。

以 上

日本銀行の追加金利引き下げ決定に関するコメント

08. 12. 19

1. 実体経済の悪化が顕著になるなか、政策金利の引き下げに踏み切り、加えて、企業金融の円滑化に向けた拡充策を講じたことは極めて適切な判断である。
2. 政府の経済対策や改正金融機能強化法との相乗効果により、企業の資金調達や為替・株式市場の安定化への効果が期待出来る。引き続き、政府や各国中央銀行と緊密な連携を取りつつ、国際的な金融不安の払拭に向けスピード感のある対応を望む。

以 上

2009 年度予算 財務省原案に関するコメント

08. 12. 20

1. 経済環境が大きく悪化するなか、景気回復を重視した予算案をとりまとめられたことを評価する。早急に経済対策を実行に移すべく、第 2 次補正予算および来年度予算の早期成立を図ってもらいたい。予算の執行にあたっては前倒しをする覚悟で臨んでほしい。
2. 現在は景気回復を最優先すべき局面であり、短期的な財政収支の悪化はやむを得ない。一方で、中長期的には財政健全化の実現が不可欠である。引き続き、歳出全般の徹底した見直しを行いつつ、企業の国際競争力強化や地域の活性化など、成長力の涵

養を図る税財政政策の展開を求める。

3. 関空会社の経営安定のための補給金と、2期工事の継続措置が講じられたことは高く評価したい。地元としては、関空が国家戦略上の重要なインフラとしてフル活用されるよう、今後の整備や財務改善の道筋を国が明確に示されるよう要望していく。

以 上

オバマ米国大統領就任についてのコメント

09. 1. 21

1. オバマ大統領のご就任を心からお祝い申し上げます。就任演説で、米国の「変革」、各界の融和による「結束」を呼びかけたことに感銘を受けた。経済危機への対応、テロとの戦いなど山積する内外の諸課題に手腕を発揮されることを期待する。
2. 日本との関係では、日米同盟の重要性を良く認識され、政権幹部に知日派が登用されており心強い。日本としても、同盟国にふさわしい貢献をしていくべきである。
3. 大統領には、できるだけ早い時期に来日いただき、政府だけでなく経済界や国民と交流の機会をもっていただきたい。その際には、ぜひ関西にもお越しいただきたい。

以 上

08 年 10—12 月期 GDP 速報に関するコメント

09. 2. 16

1. 本日の発表で、米国発の金融危機をきっかけに、わが国経済が深刻な状況に陥っていることが改めて確認された。
2. 民間住宅など健闘している分野もあり、わが国としてはいたずらに心理的に落ち込むことなく、財政・金融政策を総動員し、内需の拡大を図るとともに、世界経済の回復に向け政策協調を一層強化するなど、果敢な取り組みを行っていくべきである。
3. まずは、第2次補正予算関連法案、来年度予算を早期成立させるとともに、時機を失

することなく大型の追加経済対策を早急に講じていただきたい。

以 上

中川財務・金融担当大臣辞意表明に関するコメント

09. 2. 17

財政・金融政策の総動員が求められる重要な時期に、要となる大臣が突然、辞意を表明したことは誠に残念だが、こうなった以上、この問題をいたずらに政局とせず、与野党協力し、予算や関連法案を速やかに成立させ、さらに新大臣のもとで大型の追加経済対策にも早急に着手してもらいたい。

以 上

WT C への大阪府庁移転条例案否決に関するコメント

09. 3. 24

1. 大阪・関西の発展の起爆剤になると思っていたが、残念である。
2. しかしながら、南港地区、ベイエリアの発展は重要な課題である。府市は協同して、この地区をどう発展させていくか、改めて総合的な「都市構想」を策定するなどして、引き続き積極的に取り組んでももらいたい。我々経済界も議論への参画など、積極的に協力していきたい。

以 上

5. 経済資料

(1) 抜本的税制改革に向けて

抜本的税制改革の必要性和そのあり方を明らかにし、その結果を当会の提言に反映させることを目的とし、(財)関西社会経済研究所に、「抜本的税制改革に向けて」の分析を委託した。

具体的な課題と分析により得られた結果は以下のとおり。

①基礎的財政収支の2011年度黒字化には、骨太方針2006による歳出削減に加え、約5000億円の追加的削減が必要、また、黒字化目標達成後の改革目標を議論することが重要である、②法人税が企業の投資に与える影響については、法人実効税率の引き下げは資本コストを通じて投資に影響を与え、さらにマクロの経済成長に影響を与える可能性がある、③所得課税のあり方について、所得格差の原因は高齢化と単身世帯の増加によるもので、所得税の累進性の緩和は再分配効果をそれほど低下させていない、④消費税増税について、引き上げ時期は2010年代半ばでも十分であるが、増税手段は総合的に検討すべき、⑤地方課税について、財源格差の主な原因は法人税割と事業税の格差にあり、格差是正には法人税割よりも事業税を地方消費税と税源交換の方が有効である。

(2) 次世代環境技術の普及促進に向けて

—中間とりまとめ—

年々深刻化しつつある地球温暖化や汚染などの環境問題に対して、企業は革新的な環境技術を利用することによって、問題の克服に繋げていくべきである。

しかしその環境技術が先進的であるがゆえにさまざまな理由によって社会への導入や普及が促進されていないのが現実である。

共通の課題として、①新しい環境技術を社会に普及するための法制度の早急な整備。②

温暖化抑制や汚染対策などの技術を導入した際の取り組み効果の見える化。③環境技術を評価する制度や技術導入を促進する制度に関して国民理解の深化。④技術導入の際のインセンティブ（やメリット）を明確化。の4点の課題克服が必要であると整理した。

今後、環境技術を社会に普及させるには、4つの課題を克服するために、具体的な課題解決策の検討と提案を行ない、あわせて企業と地域が連携し、次世代の環境技術を関西で実証できる「環境先進モデル地区」の提案を目指している。

(3) 連携・交流を生む環境共生都心の形成

～大梅田グランドデザインの提案～

大阪駅北地区開発をはじめ、JR大阪駅周辺では多数の開発プロジェクトが進行中であり、地区全体が大きく姿を変える可能性がある。当会では、JR大阪駅を中心に半径約1kmの円に含まれる範囲を大梅田と位置づけ、今後、関西の玄関口にふさわしい格をそなえたまちとするため、地権者、住民、開発事業者が共有できる中長期の都市ビジョンを大梅田グランドデザインとしてとりまとめ、7月に公表した。具体的には、京都、大阪、神戸の各都市圏を連携し、関西経済のエンジンとなる京阪神大都市圏として機能させるための「人」の連携・交流拠点、日本・アジア経済の発展に貢献するための連携・交流拠点とすることである。都市ビジョンを実現する中核機能や都市インフラを検討し、大梅田の具体的な将来像として、「人」重視の街区形成を進め、連鎖的都市再生を誘発させ、隣接するエリアへのにぎわいの広がりを波及させていくこととした。都市ビジョンの実現に向けた戦略として、都市ビジョンの共有・具現化、中核機能の具現化に向けた仕掛けづくり、民間活力を活用したエリアマネジメントモデルの検討、民間活力を誘導するための政策提言である。

(4)関西ビジョン 2020

関西、おもろい！ Dynamic Kansai! —関西の「突破力」で世界に貢献—

当会では、2007年に公表した中期指針において、「強い産業の実現」、「アジアとの共生」、「地域の自立—関西はひとつ」という三つの重点を示し、これらの視点に立った長期戦略を策定することを表明した。そこで吉田和男京都大学大学院経営管理研究部教授を座長に、次世代を担う若手の識者を中心に「新・関西ビジョン研究会」を設置し、10月に、2020年の「ありたき姿(ありたい姿+あるべき姿)」と、それを実現していくための取り組みを示す「関西ビジョン 2020 関西、おもろい！ Dynamic Kansai!—関西の「突破力」で世界に貢献—」を策定し、公表した。

本ビジョンでは、2020年の関西の姿を、「国の内外からさまざまな人々や企業が集まり、ますます多様性（ダイバーシティ）を高めて活力に満ち、世界の持続的発展に貢献する課題設定・解決力を持ち、世界の人々の生活を面白く豊かにする製品・サービス等を生み出し続けるような地域」、「関西、おもろい！—Dynamic Kansai!」と世界中の人々が思ってくれる地域とし、突破力で世界に貢献していくとしている。

ビジョンを実現していくための重点テーマとして以下を掲げている（抜粋）。

1. 環境・エネルギー革命で世界を大転換！

- 大阪駅北地区 2 期開発区における環境をテーマとする都市型拠点の形成。関西文化学術研究都市における「環境先進モデル都市形成」
- 水に関するトータルソリューション提示やアジア環境人材育成などアジアにおける環境に関する取り組みの強化

2. 「くらしを面白く・豊かにするビジネス」や「観光」でアジア・世界をリード

- 「食と農」にこだわる関西から食文化を世界に発信

- 臓器再生総合メディカルセンター（仮称）設立等により関西を世界 No. 1 の先端・高度医療拠点に

3. 「K I S P」強化でアジア・世界のものづくり拠点に！

- 独立系の技術力ある中堅企業「KISP」（Kansai Independent Supply Partner）」のさらなる強化・集積
- 関西のものづくり基盤やインフラ強化のために「21 世紀版ポート・オーソリティ構想」を実現

4. 「知識と知恵」の一大集積・創出拠点に！

- アジア太平洋研究所構想の実現等による「知の再集積・ネットワーク形成」
- 海外企業・研究機関等の誘致活動や関西プロモーション活動のための「エンタープライズ・関西」の設置

5. 道州制の実現で分権型社会を構築！

- 関西広域連合の機能拡大や道州制導入の加速化等による新の分権型社会構築の先導役

(5)韓国・中国経済調査団報告書

本報告書は、国際委員会が10月12日から18日まで、韓国と中国に派遣した「韓国・中国経済調査団」（団長：松下副会長・国際委員長、参加人員合計21名）における政府経済界代表者、進出日本企業、現地企業訪問の内容を取りまとめ、1月に公表したものである。

(6)「関西クリエイティブ・メガリージョン」 構想—関西の国際都市力強化研究会報告書

世界の都市の競争は、都市単独ではなく、都市を中心とする大きなエリアである『メガリージョン』の競争の時代になりつつある。都市再生委員会の「関西の国際都市力強化研究会」では、関西が元々保有している独創性や革新性などのクリエイティビティを活かし、関西の都市が現行の府県域をこえて連携し一体となって情報発信していくことなどを、「関

西クリエイティブ・メガリージョン」構想として2月にとりまとめた。

本構想は、ビジョンとして、関西の個性と資産を生かしアジアを先導するクリエイティブ・メガリージョンを目指すこととし、その中心都市大阪では創造性・開放性にあふれる都市環境・機能・活動を強化し国際的に認知される都心を目指すことを掲げた。

また、戦略として、① 関西が元々保有する創造性を顕在化させ、クリエイティブクラス（創造的な人々）を呼び込む ② 関西の都市の多核性を生かしつつ、物流・人流インフラを連携する ③ 情報発信力を高め集客力を高める、の3点を打ち出した。

さらに、今後の活動として、09年設立予定の関西広域連合（仮称）にて政令市・中核市はじめ望ましい都市間連携の検討を呼びかけるとともに、大阪市長への明確な都市ビジョンづくりやそれを立案・実行できるしくみづくりの働きかけをうたった。

(7)はなやか関西—関西ブランドの構築・発信と集客促進の提案—

国際的な地域間競争が激しくなる中、各地域が、人、モノ、情報と呼び込む活力を生み出すためには、独自の個性、魅力を地域ブランドとして世界に向けて発信することが必要である。関西ブランド力向上研究会（座長：村田省三 アートコーポレーション専務取締役）は、分権型社会が進む中、地方分権改革の受け皿として、関西という視点で関西全体をとたえたブランド力を向上させることが必要であるとの認識のもと、調査研究を行い、09年4月に報告書をまとめた。概要は以下の通り。

はじめに、関西にあるブランド資源を洗い出すとともに、各地域で行われている地域ブランド活動の課題を明らかにした。関西の魅力とは多様性である。しかし、多様であるがゆえにその整理が不十分で、関西主体の情報

発信が不足しているのが現状である。

次に、関西の多様な魅力をブランドとして世界へ打ち出すために、関西全体を特徴づけるコンセプトを議論した。関西には1000年を超える政治・経済・文化の中心地としての蓄積があり、また、環境先進技術や産業技術の集積があり、将来的に大きく花開く可能性を秘めている地域であることを踏まえ、「はなやか関西」という言葉を導き出した。

さらに、このような多様なブランド資源を再整理するために、「はなやか」という視点と、独創性、アピール力、集積力、将来性、必要性の評価項目でフィルタリングし、また、これに合わせて、海外から見た関西のイメージ調査を実施した結果を勘案して、4つの柱、「歴史文化と共に生きる・関西」「環境先進地域・関西」「エンターテインメント・関西」「知とモノづくり・関西」にまとめた。

この整理を元に、今後、関西ブランド力を向上させていくために必要な方策を検討し、09年度から実施すべきアクションプランを策定した。

